学生便覧

2014

神 戸 大 学 工 学 部

Faculty of Engineering Kobe University

平　成　26　年　度　学　年　暦

学年開始（前期開始）	４月１日（火）
春季休業	３月27日（木）～４月５日（土）
本学創立記念日	５月15日（木）
夏季休業	８月８日（金）～９月30日（火）
前期終了	９月30日（火）
後期開始	10月１日（水）
冬季休業	12月25日（木）～１月７日（水）
学位記授与式	３月25日（水）
後期終了	３月31日（火）

（注）授業開始・終了日，授業振替日，履修登録期間等の詳細については，その都度，掲示により通知する。

目　　次

Ⅰ 沿革略史 …… 3
Ⅱ 機 構 …… 15
Ⅲ 教学規則等
1 神戸大学教学規則 …… 19
2 神戸大学共通細則 …… 45
3 全学共通授業科目実施に関する規則・内規等
(1) 神戸大学大学教育推進機構規則 …… 51
(2) 全学共通授業科目の履修方法に関する申し合わせ …… 52
(3) 神戸大学全学共通授業科目履修規則 …… 53
(4) 再受験資格制度に関する内規 …… 60
(5) 追試験に関する内規 …… 61
(6) 協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の期末試験の取扱いに関する申し合わせ … 61
(7) 交通機関の運休，気象警報の場合における授業，期末試験の休講措置について…… 62
(8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ …… 63
4 神戸大学学位規程 …… 64
Ⅳ 学部規則等
1 神戸大学工学部規則 …… 79
2 神戸大学工学部科目等履修生及び聴講生規程 …… 105
3 神戸大学工学部研究生規程 …… 107
4 神戸大学工学部外国人特別学生入学選考規程 …… 109
5 神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項 …… 110
Ⅴ 修学上に関する工学部内規等
1 再試験制度について …… 119
2 定期健康診断の受検に関する申し合わせ …… 120
3 交通機関の運休，台風等の場合における授業，学期末試験の取扱いについて …… 120
4 履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について …… 121
5 早期卒業の認定基準に関する内規 …… 122
6 早期卒業に関する学科別認定基準等について …… 123
7 ３年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科入学資格等について …… 125
8 神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について …… 125
9 神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について …… 126
10 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ …… 127
11 転部に関する申し合わせ …… 128
12 転科に関する申し合わせ…… 129
13 既修得単位の認定に関する内規 …… 130
14 編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取り扱い（申し合わせ） …… 131

15 工学部学生の試験における不正行為に関する申し合わせ …… 131
16 工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の
成績評価に対する申し立てに関する申合せ …… 132
17 神戸大学ＥＳＤコース実施要領 …… 133
Ⅵ 授業の概要について
１ 工学部の教育理念
⑴ 工学部の教育について …… 139
⑵ 工学部の学位授与方針について …… 140
⑶ 工学部の教育組織 …… 142
⑷ 履修に関する諸規則等について …… 143
⑸ 授業科目の履修等について …… 144
⑹ 資格取得の要件について …… 147
⑺ 「ＧＰＡ」について …… 149
２ 全学共通授業科目
⑴ 全学共通授業科目とは …… 151
⑵ 全学共通授業科目を担当する組織 …… 151
⑶ 全学共通授業科目に関する通知・連絡 …… 151
⑷ 全学共通授業科目の教育目標 …… 153
⑸ 全学共通授業科目におけるＧＰＡの取扱いについて …… 154
⑹ 全学共通授業科目の履修科目一覧表 …… 158
３ 建築学科
⑴ 教育の目指すもの …… 163
⑵ 構成と教育組織 …… 164
⑶ 学習・教育目標 …… 165
⑷ 履修科目一覧表 …… 167
⑸ 履修上の注意 …… 170
⑹ 各授業科目の関係 …… 172
⑺ 建築士試験指定科目 …… 173
４ 市民工学科
⑴ 教育の目指すもの …… 179
⑵ 構成と教育組織 …… 180
⑶ 学習・教育目標 …… 181
⑷ 履修科目一覧表 …… 182
⑸ 履修上の注意 …… 185
⑹ 各授業科目の関係 …… 186
５ 電気電子工学科
⑴ 教育の目指すもの …… 189
⑵ 構成と教育組織 …… 191

(3) 履修科目一覧表 …… 192
(4) 履修上の注意 …… 195
(5) 各授業科目の関係 …… 197
6 機械工学科
(1) 教育の目指すもの …… 201
(2) 構成と教育組織 …… 202
(3) 履修科目一覧表 …… 203
(4) 履修上の注意 …… 206
(5) 各授業科目の関係 …… 208
7 応用化学科
(1) 教育の目指すもの …… 211
(2) 構成と教育組織 …… 214
(3) 履修科目一覧表 …… 215
(4) 履修上の注意 …… 217
(5) 各授業科目の関係 …… 219
8 情報知能工学科
(1) 教育の目指すもの …… 223
(2) 構成と教育組織 …… 224
(3) 履修科目一覧表 …… 226
(4) 履修上の注意 …… 229
(5) 各授業科目の関係 …… 231
Ⅶ その他の工学部周知事項
1 工学部学生の心得 …… 235
Ⅷ 学生関係規則等
1 神戸大学学生健康診断規程 …… 243
2 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程 …… 245
3 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程 …… 248
4 神戸大学学生懲戒規則 …… 251
5 神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ …… 253
6 神戸大学学生表彰規程 …… 254
7 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 …… 256
Ⅸ 学生定員，志願者，入学者，卒業者数及び修了者数 …… 263
Ⅹ 神戸大学配置図等
1 神戸大学配置図 …… 295
2 六甲台キャンパス案内 …… 296
3 工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図 …… 297
4 工学部学舎平面図 …… 298
5 システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎平面図 …… 303

６　都市安全研究センター研究棟平面図 …………………………………………… 305
７　教室設備等一覧表 ……………………………………………………………… 306
８　主な部局等所在地及び電話番号 ……………………………………………… 307

本紙記載の規則等以外にも学生生活に関係するものがあります。神戸大学ホームページの規則集や別途配布の学生生活案内も参照してください。

Ⅰ　沿　革　略　史

設置申請　大正６年８月30日，高等工業学校を神戸市に設置方兵庫県知事より文部大臣に申請した。

敷地決定　大正８年６月23日，校舎敷地を神戸市水笠通１丁目に決定の旨文部省より兵庫県へ通牒があった。

創立費寄附　大正８年11月３日，兵庫県知事及び神戸市長より，第12高等工業学校創立費寄附願書を提出した。

大正９年３月25日，同上寄附願が認可された。

	1,098,000円	創立費寄附総額
内訳	501,879円60銭	兵庫県負担額
	596,120円40銭	神戸市負担額
	（361,900円	政府支出金）

敷地寄附　大正８年12月15日，神戸市長より敷地寄附願書を提出した。

買収費	240,086円	面　　積	10,165坪
土工費	63,500円	実用面積	10,047坪

大正10年１月18日，同上寄附願が許可された。

官制公布　大正10年12月９日，勅令第456号をもって文部省直轄学校官制中改正し，第１条中に神戸高等工業学校を加える旨公布された。

校長任命　大正10年12月10日，財団法人電機学校理事・工学士広田精一が本校校長に任命された。

位置指定
授業開始　大正10年12月22日，本校の位置を神戸市水笠通１丁目と定め，大正11年４月から授業を開始の旨文部省告示第511号をもって公示された。

始業式　大正11年４月11日，神戸市長田，神戸村野工業学校の一部を仮校舎として始業式及び宣誓式を行い，12日より授業を開始した。

本館竣工　大正11年４月25日，本館及び玄関が竣工した。

校舎引継・移転　大正11年６月24日，神戸市水笠通１丁目本校新築校舎の一部落成，文部省建築課神戸出張所から引渡を受けた。

大正11年６月24日，神戸村野工業学校より新校舎に移転し，授業及び事務を開始した。

開校式　大正13年10月16日，開校式を挙行した。

卒業式　大正14年３月14日，第１回卒業式を挙行した。（建築科31名，電気科32名，機械科38名）

土地買収　大正14年９月22日，学科増設のため敷地を買収した。

学科新設　昭和３年５月10日，土木科の設置が決定された。

土木科学則制定　昭和４年３月31日，土木科学則制定が認可された。

土木科規程公示　昭和４年３月31日，土木科規程が文部省令第12号をもって公示された。

土木科開設　昭和４年４月９日，土木科の授業を開始した。

校長交代　昭和４年４月13日，校長広田精一は願により退官，同日，本校教授古宇田実が本校校長に任命された。

工業科学研究所開所　昭和６年４月11日，工業科学研究所を開所した。

工業技術員養成科設置	昭和12年８月26日，文部省令第30号をもって臨時別科とし，工業技術員養成科が設置された。
学則改正	昭和14年４月１日，工業技術員養成科を機械技術員養成科と改称した。
精密機械科開設	昭和14年４月11日，精密機械科の授業を開始した。
学科新設	昭和14年５月27日，精密機械科が設置された。
臨時補習科規則制定	昭和16年12月10日，臨時補習科規則制定が認可された。
第二部設置	昭和17年３月25日，文部省令第28号をもって第二部（建築科，機械科，土木科）が設置された。
第二部授業開始	昭和17年４月17日，第二部の授業を開始した。
校名改称	昭和19年４月１日，勅令第165号の施行により，神戸高等工業学校は神戸工業専門学校と改称された。
第二部学科新設	第二部に電気科，精密機械科が設置された。
校舎戦災焼失	昭和20年３月17日，戦災のため大部分の校舎を焼失した。
校舎借上	昭和20年４月23日，滝川中学校を借上げた。
授業開始	昭和20年５月６日，滝川中学校において第二部の授業を開始した。
教官室事務室移転	昭和20年５月10日，各科教官室，事務室を土木科教室に移転した。
授業開始	昭和20年９月10日，第一部，第二部とも，滝川中学校校舎並びに本校土木科教室で授業を開始した。
校長交代	昭和20年11月24日，校長古宇田実は願により退官，同日，盛岡工業専門学校長石原富松が本校校長に任命された。
同	昭和21年２月16日，校長石原富松は願により退官，同日，本校教授芳井正夫が本校校長事務取扱を命ぜられた。
校舎借上	昭和21年５月10日，神戸市から第一機械工業学校（松野学舎）の校舎を借上げた。
授業開始	昭和21年５月13日，第一部，第二部とも，市立第一機械工業学校及び本校土木科教室において授業を開始した。
校長交代	昭和21年５月31日，教授芳井正夫は校長事務取扱を免ぜられ，同日，和歌山工業専門学校長兼和歌山経済専門学校長田中重芳が本校校長に任命された。
第二部廃止	昭和23年３月31日，第二部（電気科，機械科，精密機械科）が廃止された。
学科新設	昭和23年７月７日，化学工業科が設置された。
神戸大学に包括	昭和24年５月31日，法律第150号国立学校設置法の施行により，本校は，神戸大学に包括され工学部となり，建築学科，電気工学科，機械工学科，土木工学科，工業化学科を設けた。
学部長任命	昭和24年５月31日，本学部教授城野和三郎が工学部長に任命された。
校長交代	昭和24年７月23日，校長田中重芳は山口大学工学部長に転任，同日，後任として兼ねて工学部長城野和三郎が神戸工業専門学校長に任命された。
第１回大学入学式	昭和24年７月11日神戸大学第１回入学式を挙行した。

第二部廃止	昭和25年３月31日，神戸工業専門学校第二部（建築科，土木科）が廃止された。
神戸工業専門学校閉校式	昭和26年２月７日，神戸工業専門学校の閉校式を行った。
神戸工業専門学校廃止	昭和26年３月31日，法律第84号国立学校設置法の一部を改正する法律が公布され，神戸工業専門学校は廃止された。
学部長再任	昭和27年５月31日，学部長城野和三郎の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
第１回大学卒業式	昭和28年３月25日，第１回学士試験合格証書授与式を挙行した。
講座増設	昭和29年４月１日，電気工学第五（電子工学）講座が増設された。
学部長再任	昭和29年６月１日，学部長城野和三郎の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
専攻科設置	昭和30年７月１日，工学専攻科（建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻）が設置された。
講座増設	昭和31年４月１日，建築学第五（建築意匠）講座が増設された。
学部長交代	昭和31年６月１日，学部長城野和三郎の任期が満了し，本学部教授佐藤芳夫が工学部長に併任された。
講座増設	昭和32年４月１日，土木工学第五（衛生工学）講座が増設された。
学科新設	昭和33年４月１日，計測工学科（機械的計測，電子的計測，理学的計測，放射線計測）が設置された。
学部長交代	昭和33年６月１日，学部長佐藤芳夫の任期が満了し，本学部教授城野和三郎が工学部長に併任された。
同	昭和34年１月10日，学部長城野和三郎が辞任し，本学部教授野地脩左が工学部長に併任された。
六甲台移転覚書締結	昭和34年３月31日，本学学長は工学部学舎（西代学舎）を六甲台に移転するため，神戸市長と覚書を締結した。
講座増設	昭和34年４月１日，機械工学第七（真空工学）講座が増設された。
新学舎増設予定地整地地鎮祭	昭和34年11月20日，学舎移転地六甲台戦場ケ谷現地において，整地の地鎮祭が行われた。
校舎建設後援会発足	昭和35年９月12日，神戸大学工学部校舎建設後援会が発足した。会長は原口忠次郎氏。
同寄附申込	昭和35年９月13日，神戸大学工学部校舎建設後援会は，90,000,000円の寄附申込を議決した。 （建387坪，延1,038坪）附帯設備一式
新学舎建設第一期工事着工	昭和35年10月11日，新学舎第一期工事（事務部，電気工学科，機械工学科，工業化学科，計測工学科）を着工した。
寄附工事着工	昭和35年10月18日，神戸大学工学部校舎建設後援会寄附新営工事を着工した。
学舎建設地鎮祭	昭和35年10月31日，六甲台現地において，学舎建設の地鎮祭が挙行された。

学部長再任	昭和36年１月10日，学部長野地脩左の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
工作工場新営工事着工	昭和36年１月17日，工作工場の新営工事を着工した。
財産交換申請	昭和36年３月27日，工学部の国有財産交換（渡し財産西代学舎土地，建物，工作物一式と，受け財産六甲台校地27,827坪37）を文部大臣に申請した。
講座増設	昭和36年４月１日，応用物理，応用数学の講座が増設された。
定礎式挙行	昭和36年６月３日，新学舎の定礎式を挙行した。
学舎新営第一期工事竣工	昭和36年７月31日，六甲台学舎新営第一期工事が竣工した。（建996坪，延2,377坪）
寄附建物受領	昭和36年７月31日，神戸大学工学部校舎建設後援会（会長原口忠次郎）から寄附建物を受領した。
移転開始	昭和36年８月１日，西代学舎の事務部，図書分館，電気工学科，機械工学科，工業化学科，計測工学科，工作工場の移転を開始した。
西代学舎の移転完了	昭和36年８月31日，上記移転は完了した。
新学舎の授業開始	昭和36年10月17日より，六甲台学舎において授業を開始した。
学舎新営第二期工事着工	昭和36年12月６日，六甲台学舎新営第二期工事（建築学科，土木工学科，建築防災実験室）を着工した。 昭和37年３月８日，建築環境実験室，鋳・鍛造工場，水力実験室，車庫の新営工事を着工した。
専攻科専攻増設	昭和37年４月１日，専攻科に計測工学専攻が設置された。
財産交換契約締結	昭和37年４月10日，工学部の国有財産の交換が認可され，神戸市長と交換契約を締結した。
交換財産授受	昭和37年４月17日，工学部の交換財産を実地授受した。
学舎新営第二期工事竣工	昭和37年６月30日，六甲台学舎新営第二期工事は竣工した。（建340坪，延1,437坪） 昭和37年７月15日，建築環境実験室（建36坪，延43坪），鋳・鍛造工場（55坪），水力実験室（36坪），車庫（42坪）の新営工事は竣工した。
松野学舎の移転開始	昭和37年８月11日，神戸市より借上げの松野学舎の建築学科，土木工学科は新学舎に移転を開始した。
同移転完了	昭和37年８月31日，上記移転は完了した。
松野学舎の返還	昭和37年８月31日，借上げの松野学舎は神戸市に返還した。
新学期の授業開始	昭和37年９月11日，全学科六甲台新学舎において，後期授業を開始した。
学部長交代	昭和38年１月10日，学部長野地脩左の任期が満了し，本学部教授城野和三郎が工学部長に併任された。
追加工事着工	昭和38年１月13日，会議室，図書閲覧室，機械工学科実験室の追加工事を着工した。
同竣工	昭和38年３月29日，上記工事は竣工した。（建58.8坪，延117.6坪）

専攻科廃止	昭和39年３月31日，工学専攻科（建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻，計測工学専攻）が廃止された。
大学院工学研究科設置	昭和39年４月１日，神戸大学大学院工学研究科（建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻，計測工学専攻）の修士課程が設置された。
講座増設	昭和39年４月１日，建築学第六（耐震・防振工学），土木工学第六（交通工学）講座が増設された。
工学研究科第１回入学式	昭和39年４月12日，第１回入学式を挙行した。
学部長交代	昭和40年１月10日，学部長城野和三郎の任期が満了し，本学部教授伴潔が工学部長に併任された。
学科新設	昭和40年４月１日，化学工学科（高圧化学及び熱力学，拡散単位操作，反応工学及び装置材料，装置工学）が設置された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和40年９月４日，化学工学科，工学研究科修士課程の教室，研究室，実験室の新営工事を着工した。
工学研究科第１回修了式	昭和41年３月26日，第１回修士課程修了式を挙行した。
教室・研究室増築工事竣工	昭和41年３月31日，化学工学科，工学研究科修士課程の教室，研究室，実験室の新営工事は竣工した。（建994㎡，延3,479㎡）
学部長再任	昭和42年１月10日，学部長伴潔の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学科新設	昭和43年４月１日，生産機械工学科（機械材料学，生産機構学，機械生産工学，熱流体機器工学）が設置され，また，機械工学科の学生定員10名を増加された。
図書閲覧室竣工	昭和43年４月10日，図書閲覧室の新営工事は竣工した。
工学会館竣工	昭和43年７月13日，工学会館の新営工事は竣工した。
学部長交代	昭和44年１月10日，学部長伴潔の任期が満了し，本学部教授井上嘉亀が工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和44年４月１日，工学研究科に化学工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和44年４月１日，電子工学科（基礎電子工学，電子演算工学，半導体工学，電子回路工学）が設置された。
教室・研究室増築工事着工	昭和44年５月13日，生産機械工学科，工学研究科の教室，研究室の新営工事を着工した。
学部長交代	昭和44年７月１日，学部長井上嘉亀が辞任し，本学部教授田中茂が工学部長に併任された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和44年12月23日，生産機械工学科，工学研究科の教室，研究室の新営工事は竣工した。（建954㎡，延3,153㎡）
教室・研究室増築工事着工	昭和45年４月28日，電子工学科の教室，研究室の新営工事を着工した。
教室・研究室増築工事竣工	昭和45年10月20日，電子工学科の教室，研究室の新営工事は竣工した。（建526㎡，延1,824㎡）

研究施設設置	昭和46年４月１日，附属土地造成工学研究施設（斜面条件学部門）が設置された。
学部長再任	昭和46年７月１日，学部長田中茂の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設・実験室新築工事着工	昭和46年11月１日，附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事を着工した。
研究施設・実験室新築工事竣工	昭和47年３月10日，附属土地造成工学研究施設・実験室の新営工事は竣工した。（建，延共1,040㎡）
研究科専攻増設	昭和47年４月１日，工学研究科に生産機械工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和47年４月１日，システム工学科（システム基礎，システム設計，システム解析，システム情報）が設置された。
講座廃止	昭和47年４月１日，機械工学第三（機械工作），同第七（真空工学）講座が廃止された。
学生食堂新築工事着工	昭和47年11月30日，学生食堂の新営工事を着工した。
教室・研究室増築工事着工	昭和48年３月１日，システム工学科の教室，研究室の新営工事を着工した。
学生食堂新築工事竣工	昭和48年３月27日，学生食堂の新営工事は竣工した。（建506.31㎡，延531.66㎡）
研究科専攻増設	昭和48年４月１日，工学研究科に電子工学専攻（修士課程）が設置された。
学部長再任	昭和48年７月１日，学部長田中茂の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
教室・研究室増築工事竣工	昭和48年12月20日，システム工学科の教室，研究室の新営工事は竣工した。（建422㎡，延2,296㎡）
学部長再任	昭和50年７月１日，学部長田中茂の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
研究科専攻増設	昭和51年４月１日，工学研究科にシステム工学専攻（修士課程）が設置された。
学科新設	昭和51年４月１日，環境計画学科（物理環境計画，環境解析，地域環境・防災，環境施設計画）が設置された。
講座廃止	昭和51年４月１日，建築学第四（建築環境工学）講座が廃止された。
研究施設研究部門増設	昭和52年４月１日，附属土地造成工学研究施設に第二研究部門（山地水文学）が増設された。
学部長交代	昭和52年７月１日，学部長田中茂の任期が満了し，本学部教授堯天義久が工学部長に併任された。
実験室・研究室増築工事着工	昭和52年８月１日，環境計画学科の実験室，研究室の新営工事を着工した。
実験室・研究室増築工事竣工	昭和53年３月30日，環境計画学科の実験室，研究室の新営工事は竣工した。（建647㎡，延2,411㎡）
研究施設・研究室新築工事着工	昭和53年８月29日，附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事を着工した。

研究施設・研究室新築工事竣工	昭和54年２月20日，附属土地造成工学研究施設・研究室の新営工事は竣工した。（建343㎡，延722㎡）
研究科博士課程新設	昭和54年４月１日，工学研究科に生産科学専攻（博士課程）が設置された。
学部長再任	昭和54年７月１日，学部長堯天義久の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
実習棟増築工事着工	昭和54年９月10日，システム工学科情報処理実習棟の新営工事を着工した。
実習棟増築工事竣工	昭和55年３月29日，システム工学科情報処理実習棟の新営工事は竣工した。（建158㎡，延792㎡）
研究科専攻増設	昭和55年４月１日，工学研究科に環境計画学専攻（修士課程）が設置された。
研究科博士課程専攻増設	昭和55年４月１日，工学研究科にシステム科学専攻（博士課程）が設置された。
工学部学術訪中団	昭和55年４月28日～同55年５月８日，学部長堯天義久を団長とし14名が天津大学はじめ北京・上海の各大学等を訪問した。
学術交流協定調印	昭和55年５月14日，トロント大学理工学部（カナダ）また昭和55年６月９日，ワシントン大学工学部（アメリカ合衆国）とそれぞれ調印した。
天津大学学術訪日団	昭和55年10月７日～同55年10月17日，天津大学副学長趙今声を団長とする９名を招待した。
学術交流覚書交換	昭和55年10月15日，中華人民共和国・天津大学と覚書をとり交わした。
学部長交代	昭和56年２月16日，学部長堯天義久が学長に就任し，後任として本学部教授松本隆一が工学部長に併任された。
研究科博士課程専攻の移行	昭和56年４月１日，自然科学研究科（後期３年博士課程）の設置に伴い，工学研究科生産科学及びシステム科学の両専攻が移行された。
講座増設	昭和56年４月１日，応用解析学講座が増設された。
学部長再任	昭和58年２月16日，学部長松本隆一の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流協定調印	昭和58年８月30日，ウイスコンシン大学工学部（アメリカ合衆国）と調印した。
学部長交代	昭和60年２月16日，学部長松本隆一の任期が満了し，本学部教授丸橋徹が工学部長に併任された。
学術交流協定調印	昭和61年２月28日，クイーンズランド大学工学部（オーストラリア）と調印した。（失効）
学部長交代	昭和62年２月16日，学部長丸橋徹の任期が満了し，本学部教授松本治彌が工学部長に併任された。
講座増設	昭和62年５月21日，材料物性学講座が増設された。
学術交流協定調印	昭和62年４月３日，チュラロンコン大学工学部（タイ）と調印した。（失効）

教室棟新築工事着工	昭和63年３月12日，教室棟の新営工事を着工した。
教室棟新築工事竣工	昭和63年12月23日，教室棟の新営工事は竣工した。（建542.88㎡，延2,555.88㎡）
学術交流協定調印	平成元年２月６日，タンペレ工科大学（フィンランド）と調印した。
学部長再任	平成元年２月16日，学部長松本治彌の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成３年２月16日，学部長松本治彌の任期が満了し，本学部教授北條卓が工学部長に併任された。
講座増設	平成３年４月１日，情報認識講座が増設された。
学術交流協定調印	平成３年４月24日，リガ工科大学（ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（現：ラトビア））また平成３年７月１日，バンドン工科大学（インドネシア）とそれぞれ調印した。
学科改組	平成４年４月１日，旧11学科（建築学科，電気工学科，機械工学科，土木工学科，工業化学科，計測工学科，化学工学科，生産機械工学科，電子工学科，システム工学科，環境計画学科）が５学科（建設学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科）に改組された。
学部長交代	平成５年２月16日，学部長北條卓の任期が満了し，本学部教授多淵敏樹が工学部長に併任された。
研究科修士課程の移行	平成６年４月１日，自然科学研究科の改組に伴い，工学研究科修士課程が自然科学研究科博士課程前期課程に移行された。
学部長交代	平成６年４月１日，学部長多淵敏樹が副学長就任のため辞任し，後任として本学部教授片岡邦夫が工学部長に併任された。
学部長再任	平成８年４月１日，学部長片岡邦夫の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
研究施設の廃止	平成８年５月11日，都市安全研究センターの設置に伴い，土地造成工学研究施設が廃止された。
学部長交代	平成９年２月16日，学部長片岡邦夫が副学長就任のため辞任し，後任として本学部教授北村新三が工学部長に併任された。
学部長再任	平成10年４月１日，学部長北村新三の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成12年４月１日，学部長北村新三の任期が満了し，後任として本学部教授森脇俊道が工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成12年４月14日，インサリヨン工科大学（フランス）と調印した。（失効）
学術交流協定調印	平成12年５月９日，クリスチャン・アルブレヒト大学工学部（ドイツ）と調印した。
学部長再任	平成14年４月１日，学部長森脇俊道の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。

学術交流協定調印	平成14年９月17日，ボローニャ大学工学部（イタリア）と調印した。
学部長交代	平成16年４月１日，学部長森脇俊道の任期が満了し，後任として本学部教授薄井洋基が工学部長に併任された。
学部長再任	平成18年４月１日，学部長薄井洋基の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学部長交代	平成19年２月16日，学部長薄井洋基が神戸大学理事就任のため辞任し，後任として本学部教授森本政之教授が工学部長に併任された。
学科改組	平成19年４月１日，建設学科を建築学科，市民工学科に改組。 （建築学科、市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科）
工学研究科博士課程後期課程の設置	平成19年４月１日，自然科学研究科の改組に伴い，工学研究科博士課程後期課程設置。（建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能学専攻）
学術交流協定調印	平成19年８月１日，大邱大学校工科大学（大韓民国）と調印した。（失効）
学術交流協定調印	平成19年８月９日，ガジャマダ大学工学部（インドネシア）と調印した。
学部長再任	平成20年４月１日，学部長森本政之の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成20年11月28日，インサリヨン工科大学（フランス）と調印した。（失効）
学術交流協定調印	平成21年２月24日，西南交通大学土木工程学院、建築学院（中華人民共和国）と調印した。
学術交流協定調印	平成21年５月３日，重慶大学土木工程学院（中華人民共和国）と調印した。
学部長再任	平成22年４月１日，学部長森本政之の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
新研究科新設	平成22年４月１日，工学研究科情報知能学専攻を改組し，システム情報学研究科（システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻）を設置。
学術交流協定調印	平成22年６月25日，重慶大学建築城規学院（中華人民共和国）と調印した。
学部長交代	平成23年４月１日，学部長森本政之の任期が満了し，後任として本学部教授小川真人教授が工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成23年７月18日，ハルビン工業大学土木工程学院（中華人民共和国）と調印した。
学術交流協定更新	平成25年３月６日，大邱大学校工科大学（大韓民国）と更新した。
学術交流協定調印	平成25年３月29日，東北大学資源及び土木工程学院（中華人民共和国）と調印した。

学部長再任	平成25年４月１日，学部長小川真人の任期が満了し，同氏が再び工学部長に併任された。
学術交流協定調印	平成25年９月６日，アリストテレス大学（ギリシャ）と調印した。
学術交流協定更新	平成25年11月5日，インサリヨン工科大学（フランス）と更新した。

Ⅱ　機　　構

運営機構図

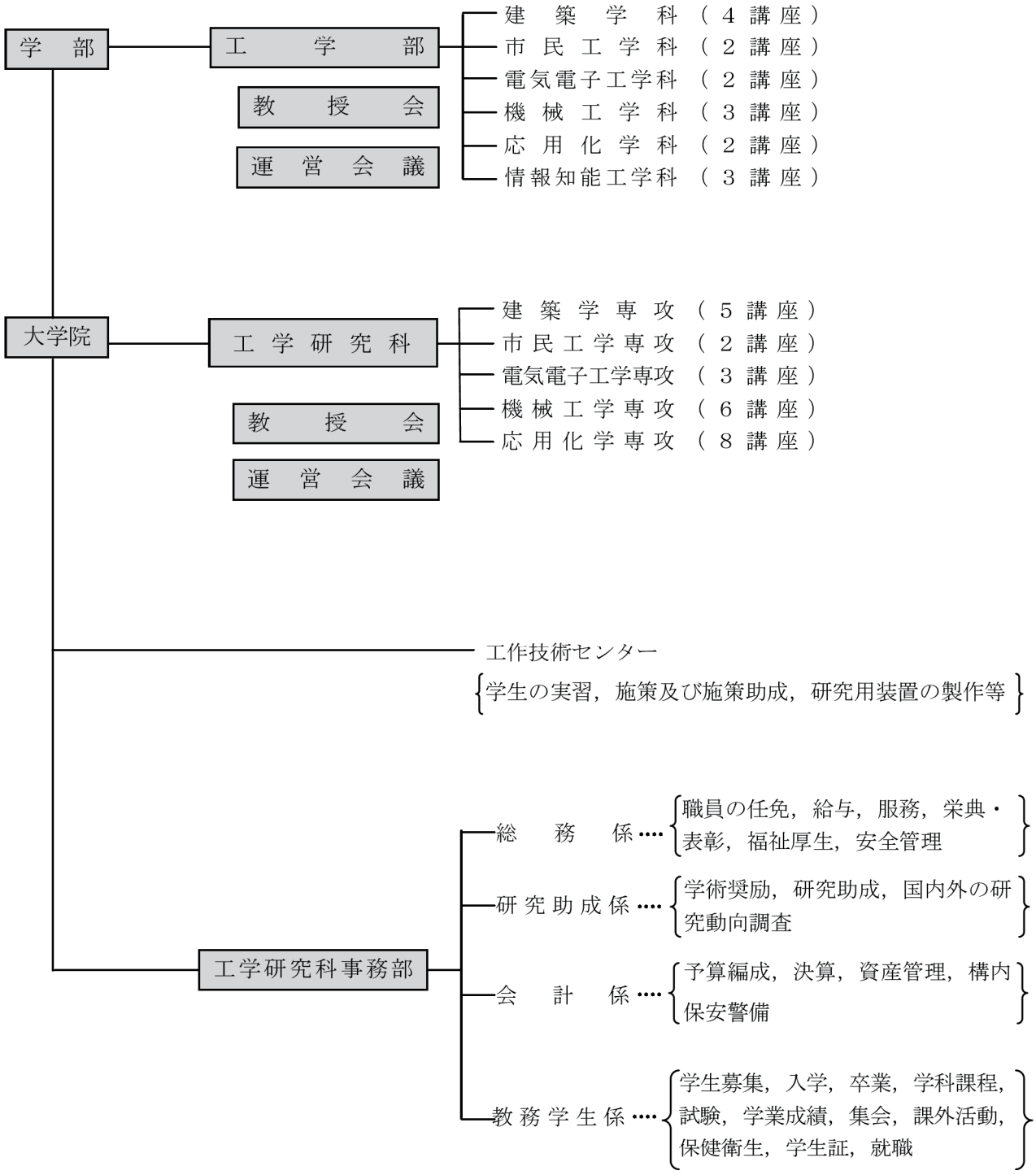
学　部
工　学　部
建　築　学　科（４講座）
市　民　工　学　科（２講座）
電気電子工学科（２講座）
機　械　工　学　科（３講座）
応　用　化　学　科（２講座）
情報知能工学科（３講座）
教　授　会
運　営　会　議
大学院
工　学　研　究　科
建　築　学　専　攻（５講座）
市　民　工　学　専　攻（２講座）
電気電子工学専攻（３講座）
機　械　工　学　専　攻（６講座）
応　用　化　学　専　攻（８講座）
教　授　会
運　営　会　議
工作技術センター
学生の実習，施策及び施策助成，研究用装置の製作等
工学研究科事務部
総　務　係
職員の任免，給与，服務，栄典・表彰，福祉厚生，安全管理
研究助成係
学術奨励，研究助成，国内外の研究動向調査
会　計　係
予算編成，決算，資産管理，構内保安警備
教務学生係
学生募集，入学，卒業，学科課程，試験，学業成績，集会，課外活動，保健衛生，学生証，就職

Ⅲ　教　学　規　則　等

１　神　戸　大　学　教　学　規　則

（平成16年４月１日制定）

目　　次

第１章　　総　　則

第１条　　趣　　旨

第２条　　教　育　憲　章

第３条　　学　　部

第４条　　大　　学　　院

第５条　　乗船実習科

第６条　　収　容　定　員

第７条　　学　　年

第８条　　学　　期

第９条　　休　　業　　日

第２章　　学　　部

第１節　　入　　学

第１０条　　入　学　許　可

第１１条　　早　期　入　学

第１２条　　入　　学　　期

第１３条　　編　　入　　学

第１４条　　転　　入　　学

第１５条　　再　　入　　学

第１６条　　入　学　志　願

第１６条の２　　入学者選抜

第１７条　　入　学　手　続

第１８条　　入学料の免除

第１９条　　入学料の徴収猶予等

第２０条　　死亡等による入学料免除

第２１条　　宣　　誓

第２節　　修業年限，教育課程，課程の履修等

第２２条　　修　業　年　限

第２３条　　修業年限の通算

第２４条　　在　学　年　限

第２５条　　教　育　課　程

第２６条　　授業科目の区分

第２７条　　授　業　の　方　法

第 28条　履修方法及び試験
第 29条　履修科目の登録の上限
第 30条　成績評価基準
第 31条　単位の授与
第 32条　単位の基準
第 33条　他学部の授業科目の履修
第 34条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第 35条　大学以外の教育施設等における学修
第 36条　入学前の既修得単位等の認定
第 37条　編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第 38条　転学部
第 39条　転学科
第 3 節　留学及び休学
第 40条　留学
第 41条　休学の許可
第 42条　休学の解除
第 43条　休学の命令
第 44条　休学期間の取扱い
第 4 節　退学及び除籍
第 45条　退学
第 46条　疾病等による除籍
第 47条　入学料等未納による除籍
第 5 節　卒業要件及び学士の学位
第 48条　卒業要件
第 49条　学士の学位授与
第 6 節　授業料
第 50条　授業料の納期
第 51条　授業料の免除
第 52条　授業料の徴収猶予及び月割分納
第 53条　休学者の授業料
第 54条　退学者等の授業料
第 7 節　賞罰
第 55条　表彰
第 55条の2　懲戒
第 3 章　大学院
第 1 節　入学
第 56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第 57条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第 58 条　後期課程及び独立後期課程の入学資格
第 59 条　医学研究科の博士課程の入学資格
第 60 条　医学研究科の博士課程への早期入学
第 61 条　進　　学
第 62 条　入 学 者 選 抜
第 2 節　修業年限，教育方法，修了要件等
第 63 条　標 準 修 業 年 限
第 64 条　教 育 方 法 等
第 65 条　他大学大学院等の研究指導
第 66 条　研究指導のための留学
第 67 条　修士課程及び前期課程の修了要件
第 68 条　博士課程の修了要件
第 69 条　専門職学位課程の修了要件
第 70 条　学位論文及び最終試験
第 71 条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第 3 節　準　用　規　定
第 72 条　準　用　規　定
第 73 条　履修科目の登録の上限
第 74 条　他大学大学院の授業科目の履修
第 75 条　入学前の既修得単位の認定
第 76 条　留　　学
第 77 条　休　　学
第 4 章　学位プログラム
第 77 条の２　学位プログラム
第 5 章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第 78 条　特別聴講学生
第 79 条　特別研究学生
第 80 条　科目等履修生
第 81 条　聴講生，研究生及び専攻生
第 82 条　授業料の納期
第 83 条　外国人特別学生
第 6 章　授業料，入学料及び検定料の額
第 84 条　授業料，入学料及び検定料の額
第 84 条の２　授業料等の不徴収
第 7 章　教育職員免許状
第 85 条　教育の免許状授与の所要資格の取得
附　則

第 1 章　総　　則

（趣　　旨）

第 1 条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第 2 条　本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成14年５月16日制定）に則り，行うものとする。

（学　　部）

第 3 条　本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文　学　部　人文学科
国際文化学部　国際文化学科
発達科学部　人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科
法　学　部　法律学科
経済学部　経済学科
経営学部　経営学科
理　学　部　数学科，物理学科，化学科，生物学科，地球惑星科学科
医　学　部　医学科，保健学科
工　学　部　建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能学科
農　学　部　食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部　グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

（大 学 院）

第 4 条　本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	理論法学専攻，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程

工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻， 機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程

２　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

３　法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第２項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第５条　本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（収容定員）

第６条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学　　年）

第７条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終る。

（学　　期）

第８条　学年を分けて，次の２期とする。

前　期　４月１日から９月30日まで

後　期　10月１日から翌年３月31日まで

（休 業 日）

第９条　定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日　及び　土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日　５月15日

春　季　休　業　３月27日から４月５日まで

夏　季　休　業　８月８日から９月30日まで

冬　季　休　業　12月25日から翌年１月７日まで

２　臨時の休業日は，学長が定める。

３　教育上必要と認めるときは，第１項の規定にかかわらず，春季，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

４　教育上必要と認めるときは，第１項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第２章　学　　部

第１節　入　　学

（入学許可）

第１０条　学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(8)　法第90条第２項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（早期入学）

第１１条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　高等学校に２年以上在学した者

(2)　中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に２年以上在学した者

(3)　外国において，学校教育における９年の課程に引き続く学校教育の課程に２年以上在学した者

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高

等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に２年以上在学した者

(5)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において２年以上在学した者

(6)　文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

(7)　高等学校卒業程度認定試験規則第４条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第４条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

２　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第 １２条 入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第 １３条 次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学を卒業した者

(2)　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　施行規則附則第７条に規定した者

２　前項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　高等専門学校を卒業した者

(4)　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

３　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部，理学部，工学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

(2)　短期大学を卒業した者

(3)　高等専門学校を卒業した者

(4)　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

４　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

(1)　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者
(2)　短期大学を卒業した者
(3)　外国において，前２号と同程度の課程を修了した者
(4)　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転 入 学）

第 14 条 他の大学に現に在学する者で，本学に転入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（再 入 学）

第 15 条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で，再び同一の学部に入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（入学志願）

第 16 条 入学を志願する者は，所定の日までに，検定料を納付したうえ，入学願書，検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

２　既納の検定料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，当該額に相当する額を還付するものとする。

(1)　学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において，第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
(2)　学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより，出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
(3)　検定料を納付した者が，所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において，返還を申し出たとき。
(4)　検定料を納付し，入学願書を提出した者が，受験を認められなかった場合において，返還を申し出たとき。

（入学者選抜）

第 16 条の２　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第 17 条 入学試験に合格した者は，所定の期日までに，入学料を添えて入学手続を行われなければならない。

２　既納の入学料は，還付しない。

（入学料の免除）

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

２　入学料の免除の取扱いについては，別に定める。

（入学料の徴収猶予等）

第１９条　入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

２　前条第１項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，徴収を猶予する。

３　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

４　入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が，第１項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

５　入学料の徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

第２０条　前条第１項又は前条第２項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が，その期間内において死亡したことにより除籍された場合は，未納の入学料の全額を免除する。

２　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が，前条第３項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第１号の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

（宣　　誓）

第２１条　入学者は，所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第２節　修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）

第２２条　学部の修業年限は，４年とする。ただし，本学に３年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

２　前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。

３　医学部医学科については，第１項の規定にかかわらず，その修業年限は６年とする。

４　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。

５　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（修業年限の通算）

第２３条　科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の定めるところにより，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の２分の１を超えない期限を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第２４条　学生は，修業年限の２倍を超えて在学することはできない。

２　第22条第４項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学

年限については，関係の学部規則で定める。

（教育課程）

第 25 条 学部は，本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第１項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目の区分）

第 26 条 授業科目の区分は，次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

２　前項に規定するもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第 27 条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項に規定する授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項に規定する授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

４　第１項に規定する授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

５　前４項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第 28 条 第26条第１項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

２　第26条第２項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第 29 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

２　各学部規則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第３０条　各学部は，各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに，学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め，公表するものとする。

（単位の授与）

第３１条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。ただし，第32条第４項の授業科目については，各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第３２条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，当該学部規則で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

(3)　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項各号の規定にかかわらず，全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　演習，実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって１単位とする。

(3)　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって１単位とする。

３　第１項の規定にかかわらず，日本語等授業科目について，30時間の授業をもって１単位とする。

４　第１項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，研究指導等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第３３条　学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は，所属学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 34 条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

３　前２項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

４　前３項に関して必要な事項は，協定に定めるもののほか，関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第 34 条の２　教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

３　前２項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 35 条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は，第34条第２項及び前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

３　前２項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 36 条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第34条第２項，第34条の２第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

４　前３項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（編入学，転入学，再入学者の修業年数等）

第 37 条　第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位については，教授会がこれを定める。

（転 学 部）

第 38 条 学生で，所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは，志望学部の教授会の議を経て，当該学部の学部長は，許可することがある。

（転 学 科）

第 39 条 転学科に関することは，学部規則で定める。

第 3 節　留学及び休学

（留　　学）

第 40 条 第34条第１項の規定に基づき，外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は，所属学部長の許可を受けなければならない。

２　　前項の許可を受けて留学した期間は，第22条の修業年限に算入するものとする。

（休学の許可）

第 41 条 学生が，疾病その他の理由により，３か月以上修学を休止しようとするときは，所属学部長の許可を得て休学することができる。

２　　前項の休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，学部長は，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

第 41 条の 2　前条の規定にかかわらず，医学部医学科の学生であって，第 60 条第 1 項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは，医学部長の許可を得て，休学することができる。

２　前項の休学期間は，4 年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，医学部長は，更に 1 年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

（休学の解除）

第 42 条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは，所属学部長の許可を得て，復学することができる。

（休学の命令）

第 43 条 学生で，疾病により３か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは，学部長の申請により，学長が休学を命ずる。

（休学期間の取扱い）

第 44 条 休学の期間は，通算して３年を超えることはできない。ただし，第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については，8年を限度として，医学部において別に定める。

２　　休学期間は，在学年数に算入しない。

第 4 節　退学及び除籍

（退　　学）

第 45 条 学生が，退学しようとするときは，その理由を具し，所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（疾病等による除籍）

第 46 条 学生が，疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるときは，学部長の申請により，学長がこれを除籍する。

（入学料等未納による除籍）

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で，免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが，その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り，督促を受けても，納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

（卒業要件）

第 48 条 卒業の要件は，第22条に定める期間在学し，124単位（医学部医学科にあっては，188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

２ 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち，第27条第２項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては，同条第１項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては，128単位）以上を修得しているときは，60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第 49 条 前条の規定により，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては，学士の学位を授与する。

第 6 節 授 業 料

（授業料の納期）

第 50 条 授業料は，次の２期に分け，年額の２分の１に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期　　別	納 付 期 間
前　　期（４月から９月まで）	４月１日から４月30日まで
後　　期（10月から３月まで）	10月１日から10月31日まで

２ 前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３ 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

４ 第１項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は，入学の日の属する月に納付しなければならない。

５ 学年の中途において卒業する者の授業料は，その卒業の月までの分を，月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

６ 既納の授業料は，還付しない。ただし，第２項又は第３項の規定により授業料を納付した者が，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第２項の規定により授業料を納付した者が，後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合　後期分の授業料に相当する額

(2)　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合　入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3)　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日から休学を申し出，第41条第１項の規定により休学を許可された場合，入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第５１条　経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

２　前項に規定する授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第５２条　経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

２　前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

（休学者の授業料）

第５３条　学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は，月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は，その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

２　休学中の者が復学した場合は，復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第５４条　第50条に定める期の中途において，第45条の規定により退学し，第55条の２第１項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ，又は除籍された者は，その期の授業料を納付しなければならない。ただし，死亡し，若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

２　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は，月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第７節　賞　　罰

（表　　彰）

第５５条　学生として表彰に値する行為があったときは，所属学部長等の推薦により，学長は，これを表彰することがある。

２　前項に関し必要な事項は，神戸大学学生表彰規程（平成17年２月17日制定）で定める。

（懲　　戒）

第５５条の２　本学の規定に違背し，学生の本分を守らない者があるときは，所定の手続により学長が懲戒する。

２　懲戒は，訓告，停学及び懲戒退学とする。

３　停学３か月以上にわたるときは，その期間は，第22条の修業年限に算入しない。

４　前３項に関し必要な事項は，神戸大学学生懲戒規則（平成16年４月１日制定）で定める。

第３章　大　学　院

第１節　入　　学

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第５６条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7)　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(8)　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9)　本学において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第５７条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる

(1)　大学に３年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第１項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本学において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第 59 条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学，歯学，薬学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(6) 法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(7) 本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修す

る課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めたもので，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第６０条 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

(1)　大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に４年以上在学した者

(2)　外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進　　学）

第６１条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第６２条 大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

２　大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第２節　修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第６３条 修士課程の標準修業年限は，２年とする。

２　前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

３　前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科　人間発達専攻（１年履修コース）１年

４　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程２年，後期課程３年の５年とする。

５　医学研究科の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

６　経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

７　法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，３年とする。

（教育課程）

第63条の２　大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第６４条　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

３　研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

４　各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第６５条　教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，１年を超えないものとする。

（研究指導のための留学）

第６６条　前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第６７条　修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に２年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあっては，1年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第６８条　博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，

所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に３年（専門職大学院設置基準第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

３　医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に４年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第６９条　専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

２　専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

３　法科大学院の修了要件は，当該課程に３年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

４　法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

５　法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第３項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，第３項に規定する単位については，第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし，93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は，その超える部分の単位数に限り，研究科が認める範囲で，30単位を超えてみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第７０条 学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第７１条 各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

２　前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第３節　準用規定

（準用規定）

第７２条 第12条（入学期），第14条（転入学），第15条（再入学），第16条（入学志願），第17条（入学手続），第18条（入学料の免除）（第２項を除く。），第19条（入学料の徴収猶予等），第20条（死亡等による入学料の免除），第21条（宣誓），第22条（修業年限）（第１項，第２項及び第３項を除く。），第24条（在学年限），第27条（授業の方法），第31条（単位の授与），第32条（単位の基準）（第２項及び第３項を除く。），第33条（他学部の授業科目の履修），第38条（転学部），第39条（転学科），第45条（退学），第46条（疾病等による除籍），第47条（入学料等未納による除籍），第50条から第54条まで（授業料），第55条（表彰）及び第55条の２（懲戒）の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第７３条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては，第29条第１項を準用する。この場合において，「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第７３条の２　大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「各研究科」と，「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

２　専門職大学院の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第７４条 大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては，第34条を準用する。この場合において，同条第２項中「60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単位）」と，同条第3項中「及び外国の」とあるのは「，外国の」と，「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と，同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第７４条の２　大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては，第34条の２を準用する。この場合において，同条第１項中「外国の大学又

は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と，同条第２項中「60単位」とあるのは，「10単位(ただし，専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単位)」と，同条第３項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 75 条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては，第36条（第２項を除く。）を準用する。この場合においては，同条第１項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と，同条第３項中「第34条第２項，第34条の２第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位，法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と，同条第４項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留　　学）

第 76 条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては，第40条を準用する。この場合において，同条第１項中「第34条第１項」とあるのは「第74条」と，「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と，同条第２項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休　　学）

第 77 条 大学院学生の休学に関しては，第41条第１項，第42条，第43条及び第44条第２項を準用するほか，各研究科規則で定める。

第 4 章　　学位プログラム

（学位プログラム）

第 77 条の２　各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

２　　前項に規定する学位プログラムは，次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

３　　学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

第 5 章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第 78 条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

２　　特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定め

る。

（特別研究学生）

第７９条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

２　特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第８０条　本学が開設する１又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

３　科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第８１条　本学が開設する１又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

２　特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

３　本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

４　聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第８２条　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，３か月分又は６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が３か月未満又は６か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第８３条　外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

２　前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第６章　授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第８４条　本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第８４条の２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

２　　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

３　　科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

４　　聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

５　　学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，不徴収とする。

６　　外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第 7 章　教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附　則

１　この規則は，平成26年4月１日から施行する。

別　表　収容定員

1　学　　部

区　　分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文　学　部	人文学科		115	115					460	460
国際文化学部	国際文化学科		140	140					560	560
発達科学部	人間形成学科		90	280			学科共通 10	10	360	1,140
	人間行動学科		50						200	
	人間表現学科		40						160	
	人間環境学科		100						400	
法　学　部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経　済　学　部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経　営　学　部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理　学　部	数学科		25	140			学科共通 25	25	100	610
	物理学科		35						140	
	化学科		25						100	
	生物学科		20						80	
	地球惑星科学科		35						140	
医　学　部	医学科		112	272	5	5	0	10	663	1,323
	保健学科	看護学専攻	80				10		660	
		検査技術科学専攻	40				0			
		理学療法学専攻	20				0			
		作業療法学専攻	20				0			
工　学　部	建築学科		90	540			学科共通 20	20	360	2,200
	市民工学科		60						240	
	電気電子工学科		90						360	
	機械工学科		100						400	
	応用化学科		100						400	
	情報知能工学科		100						400	
農　学　部	食料環境システム学科		35	150			学科共通 10	10	140	620
	資源生命科学科		53						212	
	生命機能科学科		62						248	
海事科学部	グローバル輸送科学科		80	200			学科共通 10	10	160	540
	海洋安全システム科学科		40						80	
	マリンエンジニアリング学科		80						280	
合　　計				2,547		5		145		10,413

２ 大 学 院

区分		入学定員										総定員							
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程					
				前期		後期								前期		後期			
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻			20	50	8	20							40	100	24	60				
	社会動態専攻			30		12								60		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻			20	50	6	15							40	100	18	45				
	グローバル文化専攻			30		9								60		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			52	96	11	17							104	188	22	40				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			40		6								80		18					
法学研究科	理論法学専攻			28	40	14	20							56	80	42	60				
	政治学専攻			12		6								24		18					
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	22	22							166	166	78	78				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	34	34							102	102	102	102				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	29							44	244	12	87				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		7								48		21					
	地球惑星科学専攻			24		7								48		21					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻							78	78									312	312		
保健学研究科	保健学専攻			56	56	25	25							112	112	75	75				
工学研究科	建築学専攻			65	324	8	42							130	648	24	126				
	市民工学専攻			43		6								86		18					
	電気電子工学専攻			65		8								130		24					
	機械工学専攻			78		10								156		30					
	応用化学専攻			73		10								146		30					
システム情報学研究科	システム科学専攻			28	80	3	14							56	160	9	42				
	情報科学専攻			28		3								56		9					
	計算科学専攻			24		8								48		24					
農学研究科	食料共生 システム 学専攻			27	126	6	25							54	252	18	75				
	資源生命科学専攻			42		8								84		24					
	生命機能科学専攻			57		11								114		33					
海事科学研究科	海事科学専攻			60	60	11	11							120	120	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26	70	9	25							52	140	27	75				
	国際協力政策専攻			22		7								44		21					
	地域協力政策専攻			22		9								44		27					
合計		25		1,208		299		78		149		50		2,412		898		312		378	

２　神　戸　大　学　共　通　細　則

（入学志願）

第　１　条　入学志願者は，所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写　　真

その他の書類

（合否の判定）

第　２　条　入学試験の合否の判定は，学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

（宣　　誓）

第　３　条　入学者は，次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

（成　　績）

第　４　条　授業科目の成績は，100点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀（90点以上）

優（80点以上90点未満）

良（70点以上80点未満）

可（60点以上70点未満）

不可（60点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評語基準は，次の各号のとおりとする。

(1)　秀　学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

(2)　優　学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

(3)　良　学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

(4)　可　学修の目標を達成している。

(5)　不可　学修の目標を達成していない。

（学 生 証）

第　５　条　学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

２　学生証は，入学したときに学長が発行する。

３　学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

４　学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

５　学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

６　　学生証の再交付手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

（欠 席 届）

第 6 条　学生が，３週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（学生登録票）

第 7 条　学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（身上異動・住所変更届）

第 8 条　学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条　大学院における入学志願及び合否の判定については，第１条及び第２条の規定にかかわらず，各研究科において定めるものとする。

２　　大学院における授業科目の成績については，第４条に定めるもののほか，必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

（健康診断）

第 10 条　学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

（様　　式）

第 11 条　諸願届等の様式は，別紙のとおりとする。

附　　則

1　この細則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2　この細則施行の際現に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則(平成 24 年 3 月 14 日制定)附則第 2 項の規定により，なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については，第 4 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

様式１号

入 学 許 可 書

受験番号　　番

氏　　名

神戸大学　　学部に入学を許可する。

年　　月　　日

神戸大学長

A4（297mm×210mm）

様式２号

宣　　誓　　書

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

神戸大学長　殿

署　名

A4（297mm×210mm）

様式３号

年　　月　　日

神戸大学　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

休　　学　　願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

１ 理　由

２ 期　間　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4（297mm×210mm）

様式４号

年　　月　　日

神戸大学　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

復　　学　　願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

１ 理　　由

２ 復学年月日　　年　　月　　日

注 病気の場合は診断書（復学意見書）添付のこと。　A4（297mm×210mm）

様式５号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

本人住所

氏　　名　　㊞

退　学　願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1　理　　由

2　退学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　　A4（297mm×210mm）

様式６号

（表）

神戸大学学生証

写真

所　　属
学籍番号
氏　　名
生年月日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

神　戸　大　学　長　印

（図書館利用ID）

（生協組合員番号）

（裏）

■ 注意事項

1　本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
(1)本学教職員の請求があった場合
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)本学図書館を利用する場合
（表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。）
2　本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3　本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
4　卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

（シール貼付スペース）

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

様式７号

年　　月　　日

神戸大学　　殿

学部

学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名

欠　席　届

下記のとおり欠席いたしますからお届けします。

記

1　理　由

2　期　間　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

A4（297mm×210mm）

様式８号

学　生　登　録　票

年　月　日提出

学部 学科 研究科 課程 専攻 指導教員（該当者のみ）	20　（平成　）年　月　日入学・進学　学籍番号 フリガナ 左詰で記入してください。（姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入） ローマ字 左詰で記入してください。（姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入） 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。（学籍及び学位記の字体として使用） 生年月日　19　（昭和 平成　）年　月　日生 外国籍
現住所 （入学後の住所）	自宅・下宿・寮・その他（　） 〒　－ Eメールアドレス 携帯　@ ＰＣ　@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－ ※留学生のみ○を入れてください。 単身　・　夫婦　・　家族
本人の勤務先等 （該当者のみ）	名称　電話　－　－

履歴	学歴	年　月	立　高等学校卒業
		・	
		・	
		・	
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定試験　年度　合格
	職歴	．～．	
	その他	．～．	

保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 左詰で記入してください。（姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入） 氏　名　本人との続柄（　） 〒　－ 住　所　都道府県 〔固定電話〕　－　－ 〔携帯電話〕　－　－
緊急時の連絡先 ※該当する□にチェックしてください。	□　上記（保護者等の住所等）と同じ。（以下の記入不要） □　上記（保護者等の住所等）以外の連絡先がある。（以下に記入） 氏名（フリガナ）　本人との続柄（　） 〔固定電話〕　－　－　□勤務先　□自宅 〔携帯電話〕　－　－

注　1　本人の氏名，生年月日は戸籍どおり（外国人は住民票どおり）正確に記入してください。
2　高校卒業後の学歴を有する者は，最終出身学校名・学部・学科等（中退を含む。）まで記入してください。
3　在学中に，改姓・改名，現住所変更，保護者等の住所変更等があった場合は，速やかに身上異動・住所変更届を，所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
4　この学生登録票に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

様式 9 号

身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届

年　月　日届出

神戸大学　　学 部 長　殿
研究科長　殿

学　部	昼間主・夜間主コース	学　科	課　程
研究科	専　攻		課　程
学籍番号	フリガナ 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓　□改名　□現住所等変更　□保護者等の住所等変更　□その他の変更(　　)
(以下は，変更した事項のみ記入してください。)

身 上 異 動 (改姓，改名等) 現　住　所	ローマ字 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入)	
	新 旧	異動年月日　年　月　日 ※証明書類を必ず添付してください。
	自宅・学生寮・その他(　　)	Eメールアドレス(□携帯　□PC) @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。
	郵便番号　－	
	住　所　都道府県	
	〔固定電話〕　－　－	
	〔携帯電話〕　－　－	
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名 電話　－　－	
保護者等の住所等 ※　学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	郵便番号 －	〔固定電話〕　－　－
		〔携帯電話〕　－　－
	住　所　都道府県	
緊急時の連絡先	□　保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) □　保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)	
	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	〔固定電話〕　－　－	□　勤務先 □　自宅
	〔携帯電話〕　－　－	

注　この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

３　全学共通授業科目実施に関する規則・内規等

(1)　神戸大学大学教育推進機構規則

（平成17年４月１日制定）
（平成25年９月24日一部改正）

（趣　　旨）

第 １ 条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第2条の2第3項の規定に基づき，神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的，組織，運営等について定めるものとする。

（目　　的）

第 ２ 条　機構は，大学教育の推進を図ることを目的とする。

（業　　務）

第 ３ 条　機構は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　大学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案及び評価に関すること。

(2)　全学共通教育に係る教育課程の編成並びに全学共通教育の実施及び担当教員に関すること。

(3)　グローバル人材育成推進事業に関すること。

(4)　大学教育の推進に係る研究及び大学教育の支援に関すること。

(5)　その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（組　　織）

第 ４ 条　機構に，次の組織を置く。

(1)　大学教育推進部（以下「推進部」という。）

(2)　全学共通教育部（以下「教育部」という。）

(3)　グローバル教育部（以下「グローバル部」という。）

(4)　大学教育支援研究推進室（以下「研究推進室」という。）

２　　推進部，教育部，グローバル部及び研究推進室の業務については，別に定める。

（職　　員）

第 ５ 条　機構に次の職員を置く。

(1)　機構長

(2)　副機構長

(3)　大学教育推進部長

(4)　全学共通教育部長

(5)　グローバル教育部長

(6)　大学教育支援研究推進室長

(7)　大学教育推進部副部長

(8)　教授，准教授，講師，助教及び助手

(9)　その他の職員

（略）

(2)　全学共通授業科目の履修方法に関する申し合わせ

（平成16年４月１日制定）

全学共通授業科目に係る授業を円滑，かつ，効果的に実施するため，その履修方法を次のとおり取り扱う。

１　全学共通授業科目の履修は，自己の所属する学部・学科・クラスなどにより，指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとする。

２　単位の未修得により，入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も，原則として，学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。この場合において，授業科目の授業の方法・内容等から，次に定める授業科目については，別紙「受講許可カード交付願」により，所定の受講許可カードの交付を受け，授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

(1)　外国語科目（ただし，クラスの指定はしないものとする。）

(2)　物理学実験，化学実験，生物学実験，地学実験，図学演習及び情報基礎

(3)　健康・スポーツ科学実習Ⅰ

(4)　数学系の共通専門基礎科目

３　教養原論において，「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は，別に定めるものとする。

４　教養原論以外の授業科目において，学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は，次に定める範囲において，別紙「受講許可カード交付願」により，所定の受講許可カードの交付を受け，授業担当教員の承認が得られた場合に限り，学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

(1)　次の共通専門基礎科目（物理学実験，化学実験及び生物学実験を除く。）

数学系，物理学系，化学系，生物学系，図学系の授業科目，自然科学史

(2)　情報科目

附　　則

この申し合わせは，平成18年４月１日から実施する。

(3)　神戸大学全学共通授業科目履修規則

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）第28条第１項の規定に基づき，全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法，試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

（全学共通授業科目の区分）

第２条　全学共通授業科目の区分は，次のとおりとする。

教養原論
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学
共通専門基礎科目
資格免許のための科目
その他必要と認める科目

（全学共通授業科目及び単位数）

第３条　全学共通授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

２　前項に規定するもののほか，臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

３　前項の授業科目及び単位数は，開設の都度定める。

（全学共通授業科目の年次配当）

第４条　全学共通授業科目の各年次の配当は，各学部規則の定めるところによる。

（履修要件）

第５条　全学共通授業科目の履修要件は，各学部規則の定めるところによる。

（履修手続）

第６条　学生は，毎学期指定の期日までに，履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（試　　験）

第７条　試験は，授業が終了した学期末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末以外の時期に行うことがある。

２　前項の規定にかかわらず，平常の成績をもって試験に代えることがある。

３　不合格となった全学共通授業科目については，再試験を行わない。ただし，別に定める条件を満たす場合は，この限りでない。

４　試験に欠席した者に対しては，追試験を行わない。ただし，神戸大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）において特別の理由があると認めた場合は，この限りでない。

（受験手続）

第８条　学生は，毎学期指定の期日までに，受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に

届け出なければならない。

（成績評価基準）

第 9 条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（雑　　則）

第 10 条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，全学共通教育部長が定める。

附　　則

1　この規則は，平成25年４月１日から施行する。

2　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表（第３条関係）

(1)　全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授　業　科　目	単　位	備　　考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経済と社会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	

教養原論	数理と情報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物質と技術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総合教養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ＥＳＤ基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		企業社会論	2	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	

外国語科目	外国語第Ⅰ	英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語SA	1	
		独語SB	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
		仏語ⅠB	1	
		仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語SA	1	
		仏語SB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		仏語ⅣA	1	
		仏語ⅣB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
		中国語SA	1	
		中国語SB	1	
		中国語ⅢA	1	
		中国語ⅢB	1	
		中国語ⅣA	1	
		中国語ⅣB	1	
		ロシア語ⅠA	1	
		ロシア語ⅠB	1	
		ロシア語ⅡA	1	

外国語科目	外国語第Ⅱ	ロシア語ⅡＢ	1	
		ロシア語ⅢＡ	1	
		ロシア語ⅢＢ	1	
		ロシア語ⅣＡ	1	
		ロシア語ⅣＢ	1	
	外国語第Ⅲ	独語ＸⅠ	1	
		独語ＸⅡ	1	
		仏語ＸⅠ	1	
		仏語ＸⅡ	1	
		韓国語ＸⅠ	1	
		韓国語ＸⅡ	1	
		スペイン語ＸⅠ	1	
		スペイン語ＸⅡ	1	
		イタリア語ＸⅠ	1	
		イタリア語ＸⅡ	1	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学	2	
健康スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
共通専門基礎科目		論理学Ｓ	2	
		心理学Ｓ	2	
		文化人類学Ｓ	2	
		社会学Ｓ	2	
		社会思想史Ｓ	2	
		地理学Ｓ	2	
		日本国憲法	2	
		線形代数学入門	2	
		線形代数学１	2	
		線形代数学２	2	
		微分積分学入門	2	
		微分積分学１	2	
		微分積分学２	2	
		数理統計学	2	
		物理学Ｂ１	2	
		物理学Ｂ２	2	
		物理学Ｂ３	2	

共通専門基礎科目	物理学Ｃ１	2	
	物理学Ｃ２	2	
	物理学Ｃ３	2	
	物理学Ｃ４	2	
	物理学実験	2	
	無機化学基礎	2	
	基礎無機化学	2	
	素材化学Ⅰ	2	
	素材化学Ⅱ	2	
	材料化学	2	
	基礎物理化学	2	
	物理化学Ⅰ	2	
	物理化学Ⅱ	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2	
	化学実験	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物学Ⅲ	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

(4)　再試験制度に関する内規

（平成16年４月１日制定）

第 １ 条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第３項の規定に基づき，再試験制度に関する事項について定める。

第 ２ 条　再試験制度とは，共通専門基礎科目の試験（医学部及び海事科学部の学生にあっては，外国語科目の試験を含む。）を受験した者のうち，次条の条件を満たす場合に限り，同一科目の再試験を再受験できる制度をいう。

第 ３ 条　再試験の受験資格は，次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

(1)　受験をした科目の成績が，50点（５割）以上であること。

(2)　科目への出席日数が，所定の３分の２以上であること。

第 ４ 条　再試験の実施時期及び実施方法は，次のとおりとする。

(1)　再試験は，当該学期中に実施する。

(2)　再試験該当者の発表は，原則として当該定期期末試験終了後の２週間以内に掲示等により発表する。

(3)　再試験は，当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず，別に行うことがある。

(4)　試験時間は，60分又は90分とする。

(5)　再試験の問題作成及び採点は，原則として授業担当教員が行う。

(6)　再試験の監督は，当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第 ５ 条　再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附　　則

この内規は，平成25年４月１日から施行する。

※2009年度以降入学者用　再受験できる授業科目（学科別）

電気電子工学科	物理学Ｃ１，物理学Ｃ２
機 械 工 学 科	線形代数学１，微分積分学１，物理学Ｃ３
応 用 化 学 科	線形代数学１，線形代数学２，微分積分学１，物理化学Ⅰ，物理化学Ⅱ
情報知能工学科	線形代数学１，線形代数学２，微分積分学１，微分積分学２

(5)　追試験に関する内規

（平成16年４月１日制定）

最終改正　平成24年５月31日

第 １ 条　神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）第７条第４項の規定に基づき，追試験に関する事項について定める。

第 ２ 条　追試験は原則として行わないが，次の各号の一に該当する場合は，大学教育推進機構全学共通教育運営協議会の議を経て行うことがある。

(1)　急性の病気

(2)　忌引（配偶者，二親等内の親族）

(3)　不慮の事故（自損，他損を問わない。）

(4)　公共交通機関の運休又は大幅な遅延

(5)　大学の授業科目として行われる実習（教育実習，介護等体験，学外での調査・見学等）

(6)　その他やむを得ない事由

２　　前項第２号の忌引の期間は，次の各号に掲げる親族に応じ，当該各号に定める期間とする。

(1)　配偶者又は父母　７日以内

(2)　子　　５日以内

(3)　配偶者の父母　　３日以内

(4)　二親等の親族　　３日以内

第 ３ 条　追試験受験の願い出は，事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して全学共通教育部長に提出するものとする。

第 ４ 条　追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後１週間以内とする。

第 ５ 条　追試験の実施時期は原則として，許可後１週間以内とする。

第 ６ 条　定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第 ７ 条　休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については，追試験を行わない。

(6)　協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の期末試験の取扱いに関する申し合わせ

（平成16年４月1日制定）

最終改正　平成25年２月28日

１　　協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が，全学共通授業科目の期末試験を受験できない場合には，期末試験の実施日の変更を認めることがある。

２　　前項に該当する学生で期末試験の実施日の変更を希望する者は，原則として出発日の属する月の前々月の10日までに大学教育推進機構全学共通教育部長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ，申し出るものとする。なお，特別な事情により，期日までに申し出ることができない場合は，理由書（様式自由）を添付し，その旨を申し出るものとする。

３　　期末試験の実施日の変更は，大学教育推進機構全学共通教育運営協議会の了承を経て，行うものとする。

4　期末試験の実施は，担当教員の指示する方法によるものとする。

別紙様式

平成　　年　　月　　日

大学教育推進機構全学共通教育部長　殿

学 部 名
学籍番号
氏　　名
電話番号

協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の期末試験実施日変更願

このことについて，下記のとおり期末試験の実施日を変更していただきますようお願いします。記

1．留 学 先（国名又は機関名）

2．留学目的

3．留学期間

自平成　　年　　月　　日～至平成　　年　　月　　日

（平成　　年　　月　　日出国予定）

4．全学共通授業科目

開講曜日／時限	授業科目名	担当教員名
／　（　）		
／　（　）		
／　（　）		
／　（　）		
／　（　）		

所属学部事務担当者確認印	

※協定大学であることの確認をお願いします。

(7)　交通機関の運休，気象警報の場合における授業，期末試験の休講措置について

（平成16年4月1日　制定）

最終改正　平成25年10月24日

1．交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(期末試験を含む。)を休講とする。

(1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合

(2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合

(3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，3時限目(午後)の授業から実施する。

2．気象警報の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発令された場合，当日のその後に開始する授業(期末試験を含む)を休講とする。

なお，気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，3時限目(午後)の授業から実施する。

（注） 1 解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

2 この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。(専門科目については各学部の指示による。)

3 この取扱いは平成25年10月1日から適用する。

(8) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

（平成２６年１月２３日　全学共通教育運営協議会制定）

この申合せは，学生から成績評価に対する申し立てがあった場合，成績評価の透明性，厳格性を確保するため，その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について，当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は，全学共通教育部長に申し立てを行い，成績評価について，担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては，所属学部での成績発表後１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し，教育推進課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等は書面により，全学共通教育部長に報告することとする。

附　則

この申合せは，平成２６年２月１日から施行する。

４　神 戸 大 学 学 位 規 程

（平成16年４月1日制定）

最終改正　平成25年10月29日

（趣　　旨）

第 １ 条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　　位）

第 ２ 条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第 ３ 条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第 ４ 条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2)　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第 ５ 条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

(1)　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2)　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第 ６ 条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2)　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第 ７ 条　研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

４　　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文等審査）

第 ８ 条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第１０条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第１１条　学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，教授会の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第１２条　第10条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，教授会は，学位申請者の学力の確認を行う。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第１３条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第１４条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の決定）

第１５条　教授会は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第２項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，学位を授与すべきか否かを決定する。

２　前項の教授会は，当該教授会構成員の３分の２以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の３分の２以上の賛成があることを要する。

（審査結果の報告）

第１６条　研究科長は，教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは，次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1)　授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2)　授与しようとする年月日

(3)　博士の場合は，第５条の第１項又は第２項のいずれの規定によるかの別

(4)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6)　第５条第２項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

２　前項の学位を授与できないと決定した者については，その旨を学長に報告する。

（学位の授与）

第１７条　学長は，第３条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

２　学長は，前条に規定する報告に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

３　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第１８条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第１９条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，当該教授会の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称）

第２０条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

２　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

３　専門職学位の名称は，別表第３に掲げるとおりとする。

４　別表第４に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては，第２項に規定する専攻分野の名称とともに，当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第２１条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第２２条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

２　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

３　教授会が前２項の規定による議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（様　　式）

第２３条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補　　則）

第２４条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

附　　則

１　この規程は，平成 25 年４月 23 日から施行する。

２　この規程による改正後の神戸大学学位規程（以下「新学位規程」という。）第 18 条の規定は，平成 25 年４月１日以後に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。

３　新学位規程第 19 条の規定は，平成 25 年４月１日以後に博士の学位を授与された者について適用し，同日前に博士の学位を授与された者については，なお従前の例による。

附　　則

この規程は，平成 25 年 11 月１日から施行する。

別表第１（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学　部　名　等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第２（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位付記する専攻分野の名称

研　究　科　名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学

別表第３（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研　究　科　名	専攻分野の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表第４（第20条第4項関係）

EUエキスパート人材養成プログラム

別記様式第１（第３条により学位を授与する場合）

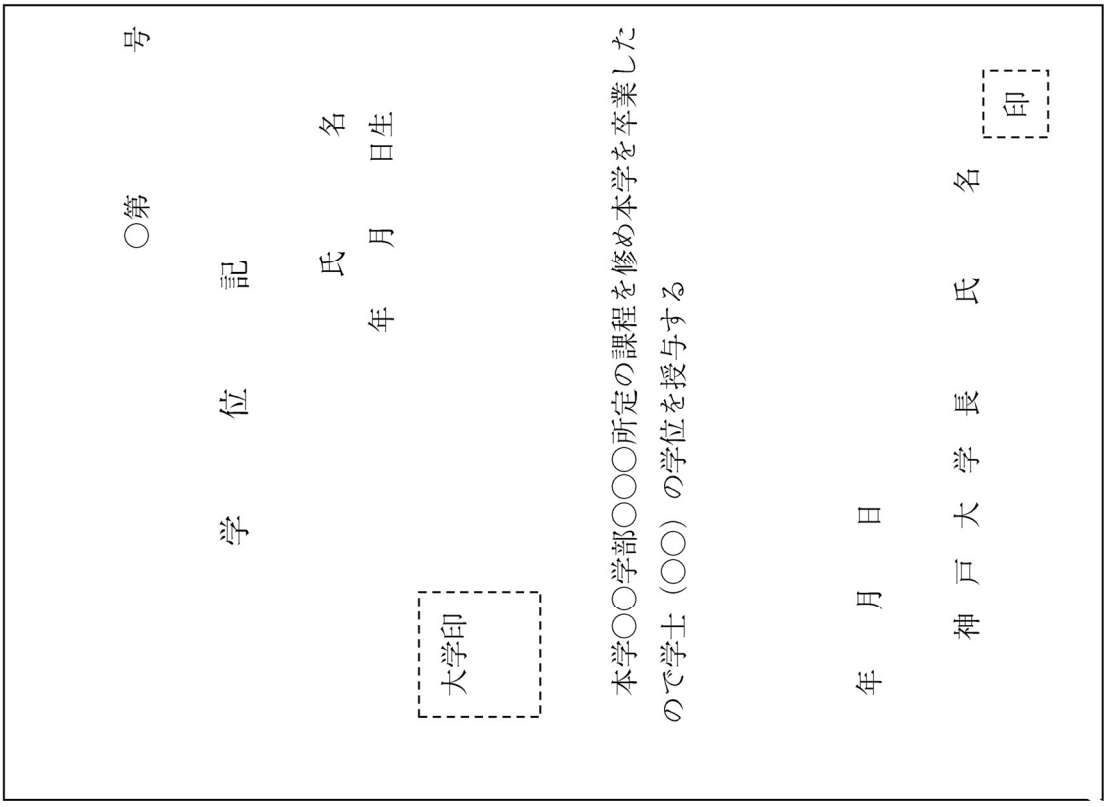

別記様式第２（第４条第１号により学位を授与する場合）

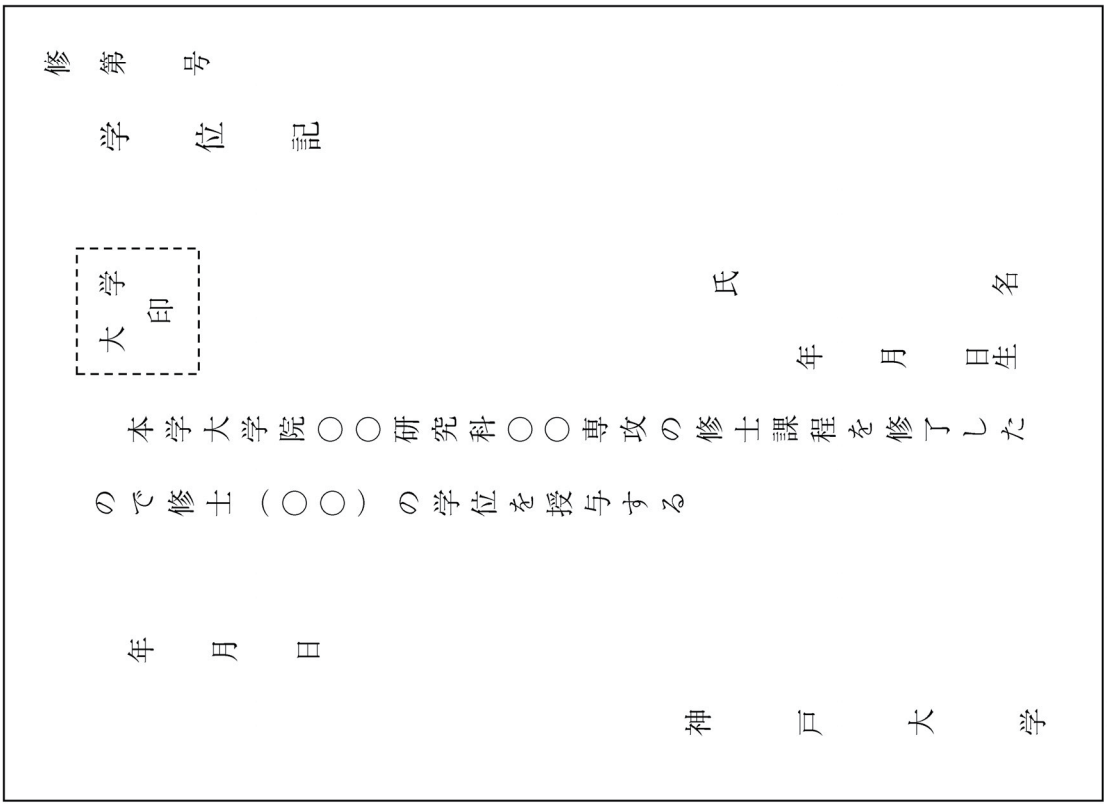

別記様式第３（第４条第２号により学位を授与する場合）

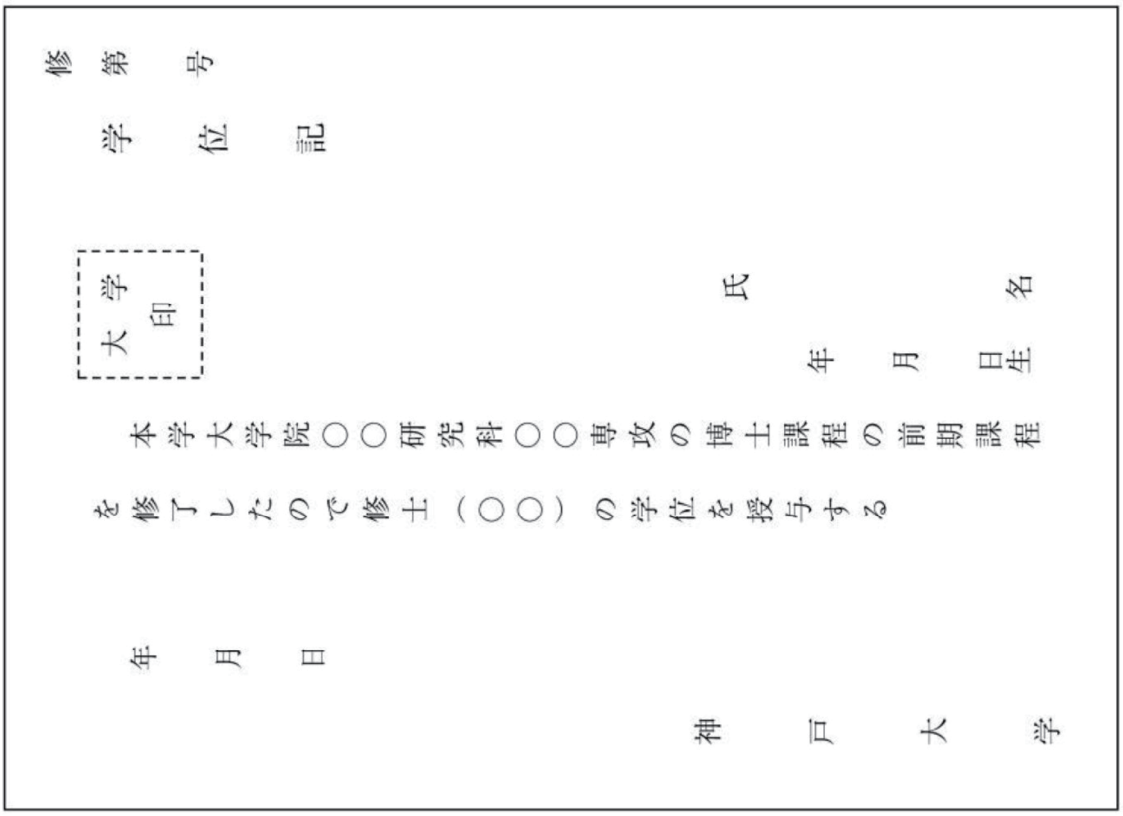

別記様式第４（第５条第４号により学位を授与する場合で，別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの）

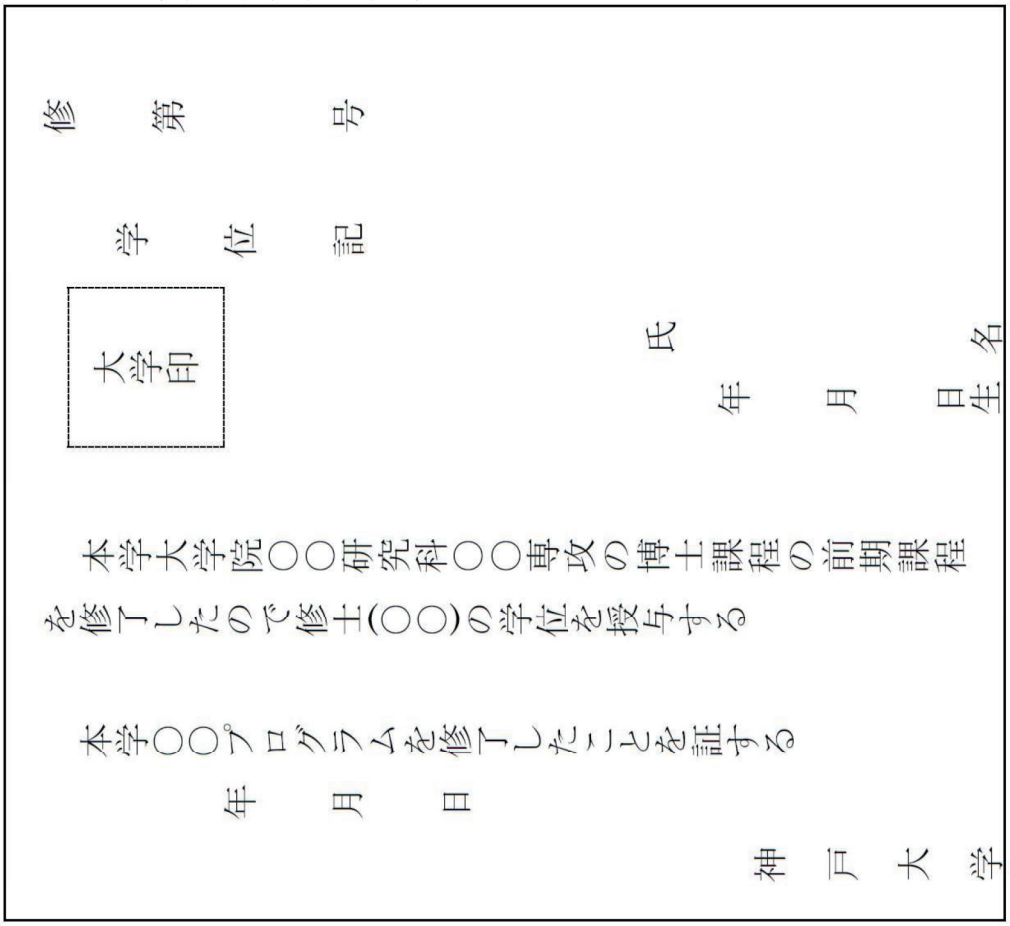

別記様式第５（第５条第１項により学位を授与する場合）

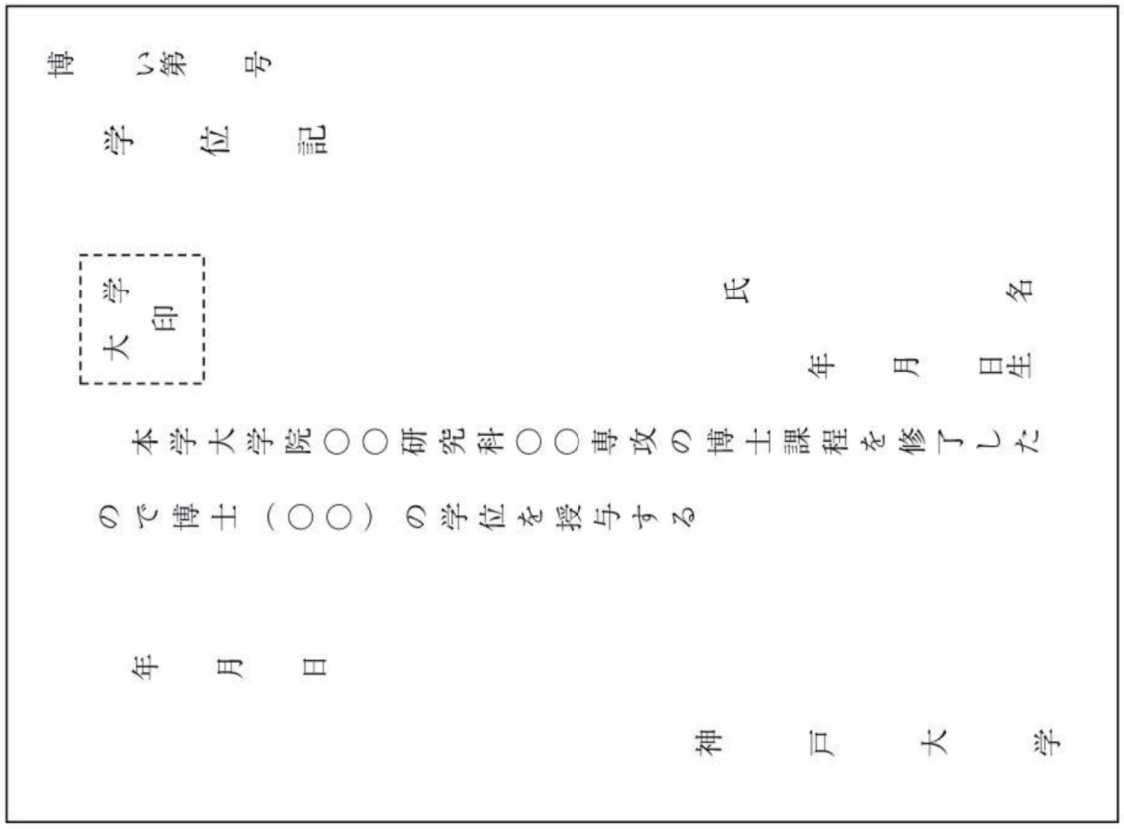

別記様式第６（第５条第２項により学位を授与する場合）

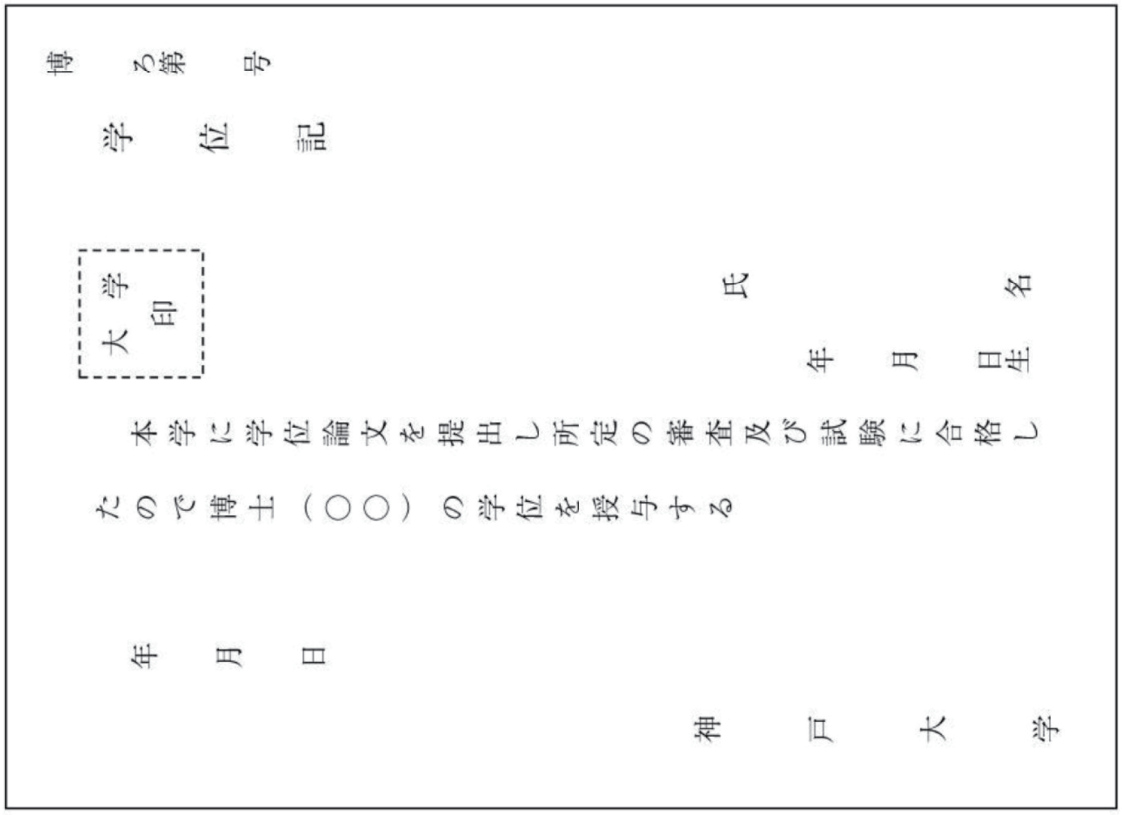

別記様式第７（第６条第１項により学位を授与する場合）

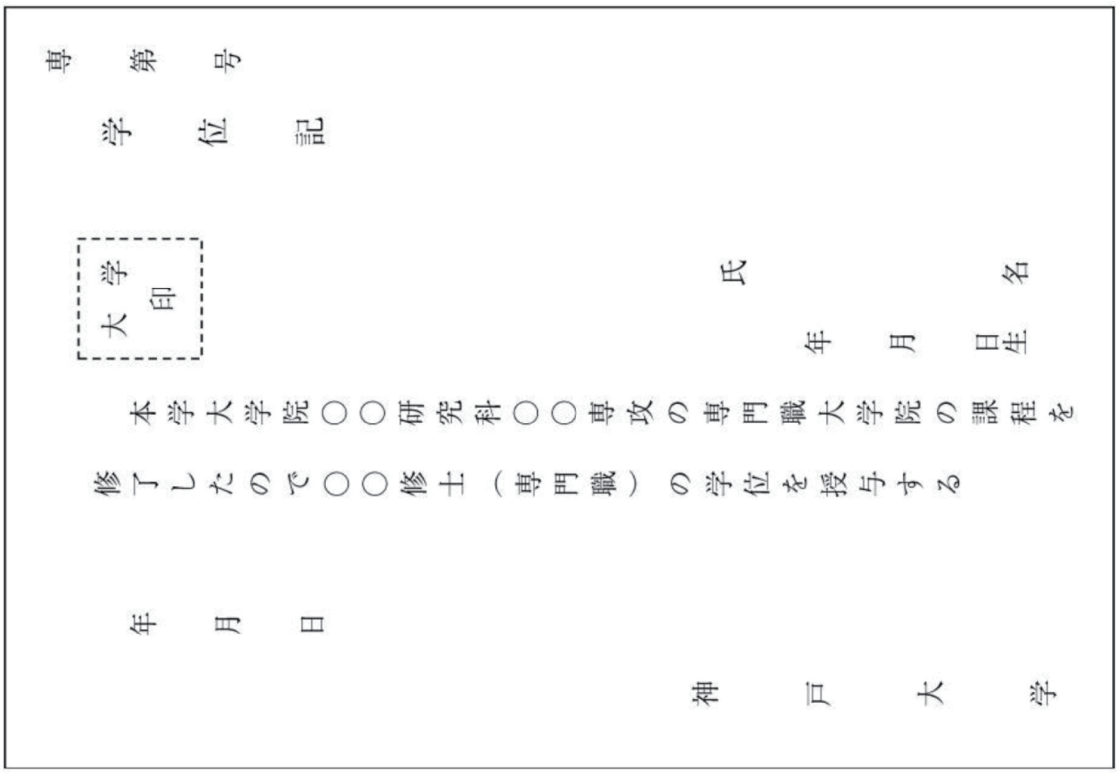

別記様式第８（第６条第２項により学位を授与する場合）

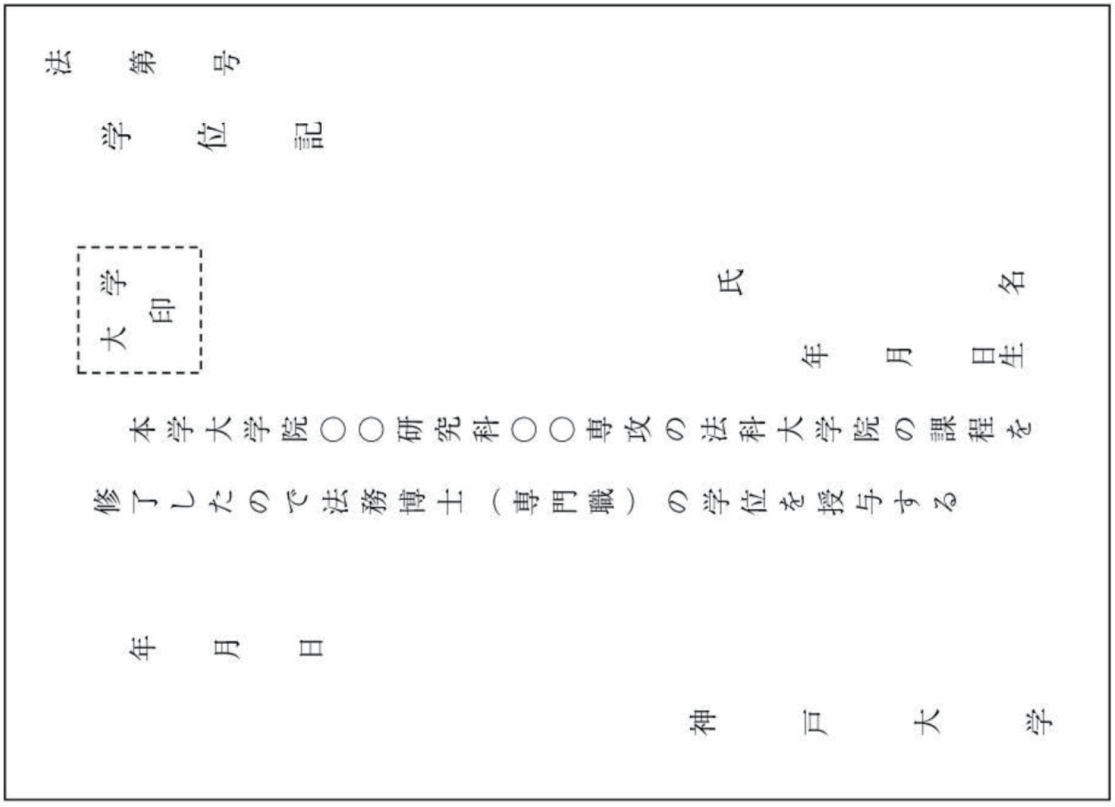

別記様式第９（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記）

学　章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ of ○○○○○○○

UPON

○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM

IN THE FIELD OF ○○○○○○○○

ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF

○○○○○○○○

ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

別記様式第１０（第４条第２条により学位を授与する場合（英文学位記）

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ of ○○○○○○○○

UPON

○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM

IN THE FIELD OF ○○○○○○○○

ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF

○○○○○○○○

and ☆

ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate School of
○○○○○○○○

備考　☆には，別表第４に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第１１

年　　月　　日

○○研究科長　殿

学籍番号

氏　　名　印

学　位　論　文　審　査　願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

別記様式第１２

年　　月　　日

神戸大学長　殿

氏　　名　印

学　位　申　請　書

神戸大学学位規程第 10 条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第 10 条」を「第 13 条」に読み替えるものとする。

別記様式第１３

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名　印

論　　文
　1　題　　目
　2　印刷公表の方法及び時期
　　方　　法
　　時　　期
　3　冊　　数　　冊

参考論文
　1　題　　目
　2　冊　　数　　冊

別記様式第１４

学　位　簿

博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備　考　学位簿の表紙には，学位簿と標記し，博士の専攻分野の名称の順に登録する。

Ⅳ　学　部　規　則　等

１　神戸大学工学部規則

最近改正　平成26年４月１日

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本学部における教育研究上の目的）

第１条の２　本学部は，各学科の専門分野について幅広い知識及び学際的視点を有する人材，特に複眼的視野を有する創造性豊かな人材を養成するため，専門性，学際性及び実践性を重視した教育研究を行う。

（学　　科）

第２条　本学部に次の学科を置く。

建築学科
市民工学科
電気電子工学科
機械工学科
応用化学科
情報知能工学科

（各学科における教育研究上の目的）

第２条の２　各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　建築学科

広い知識を授けるとともに，人間生活の基盤である住宅及び建築施設を創造する最も普遍的な学の一つである建築学の教育研究を行い，「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域の知識を習得し，これらを総合して現実的課題に対応する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2)　市民工学科

広い知識を授けるとともに，土木工学を基盤とする，環境と調和した安全・安心な市民社会の創生に係る教育研究を行い，21世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための基礎的な知識並びに広い視野，高い創造思考力，課題解決能力，コミュニケーション能力及び倫理観を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

(3)　電気電子工学科

広い知識を授けるとともに，電気電子工学の教育研究を行い，教養並びに電子物理工学及び電子情報工学に関する基礎から応用までの専門的な知識を身に付け，電気電子工学の将来の展開に柔軟に対応できる能力を有する人材を養成することを目的とする。

(4)　機械工学科

広い知識を授けるとともに，地球環境との調和を図りつつ，将来の科学技術及び基盤産業

を先導するために必要な先進的かつ卓越した機械工学を，熱流体工学，材料物理工学及び設計生産工学の3分野を中心として恒常的に創造することを研究目的とし，自然科学・情報科学・社会科学等の基盤的な学問分野を修め，機械工学に関する専門知識を備え，人間性豊かな広い視野を有する人材を養成することを目的とする。

(5)　応用化学科

広い知識を授けるとともに，様々な分子及び材料について，分子レベルのミクロな基礎化学から，分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与・発現，それらの効率的生産法，生物機能の工学的応用，実際のマクロな工業規模の製造，生産の技術及びシステムなどにわたる広範囲の内容を統合的に教育研究し，これにより，基礎学力及びそれに基づく応用力に秀で，急速に高度化，多様化する社会的ニーズに対応できる将来の世界の化学工業を背負って立つ人材を養成することを目的とする。

(6)　情報知能工学科

広い知識を授けるとともに，次世代情報化及び知能化システムの実現のための基礎科目並びに先進的・学際的な専門科目からなる体系的な教育研究を通して，基礎知識及び専門知識の統合・融合を図り，高度情報化社会の様々な技術問題を解決できる能力を有する人材を養成することを目的とする。

（授業科目及び単位数）

第３条　本学部における授業科目及び単位数は，別表第１のとおりとする。

２　前項の授業科目の各年次の配当は，別に定める。

３　第１項に規定するもののほか，臨時に授業科目を開設することがある。

４　前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は，開設の都度定める。

（単位の基準）

第４条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

(1)　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

(2)　演習については，15時間又は30時間の授業をもって１単位とする。

(3)　実験及び実習については，30時間又は45時間の授業をもって１単位とする。

(4)　卒業研究については，卒業論文等をもって10単位とする。

（履修要件）

第５条　学生は，別表第２に定めるところに従い，所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

２　外国人留学生が教学規則第26条第２項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは，別に定めるところによりこれらの単位数を別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（履修科目の登録の上限）

第６条　教学規則第29条第１項の規定に基づく履修科目の登録の上限は，54単位とする。

２　前条第１項の規定により，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

３　前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については，別に定める。

（授業科目の履修）

第７条　学生は，毎学期指定の期日までに，所定の履修届を提出し，神戸大学工学部長（以下「学部長」という。）の許可を受けなければならない。

２　卒業研究を履修しようとする者は，３年以上在学し，次の１年をもって第５条第１項に規定する単位数を修得できる見込みがあると，所属する学科から認定された者でなければならない。

３　他学部の授業科目の履修については，学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他大学の授業科目の履修）

第８条　学生は，神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の承認を得て，本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定により修得した単位数は，60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第９条　教学規則第35条第１項に規定する単位の認定は，教授会の議を経て行う。

２　前項の規定により認定された単位数は，前条第２項の単位数と合わせて60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　教学規則第36条第１項に規定する既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。

２　既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の指定の期日までに申請に必要な書類を学部長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により認定された単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第８条第２項及び前条第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として，別表第２の必要修得単位数に算入することができる。

（試　　験）

第11条　試験は，科目試験及び卒業論文等試験とする。

（科目試験）

第12条　科目試験は，授業が終了した学期末に行う。ただし，必要がある場合は，学期末以外の時期に行うことがある。

２　学生は，毎学期指定の期日までに，所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

３　科目試験に欠席し，又は不合格となった者に対しては，次学期以後の当該科目試験の際に受験を認めることがある。

４　事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては，別途に試験を行うことがある。

（卒業論文等試験）

第13条　卒業論文等試験は，指定の期日までに卒業論文等を提出した者について行う。

２　卒業論文等試験に合格した者に対しては，卒業研究の単位として10単位を与える。

３　指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は，次学期以後の学期末

に卒業論文等を提出し，卒業論文等試験を受けることができる。

（成績評価基準）

第14条　教学規則第30条に規定する成績評価基準については，別に定める。

（卒　　業）

第15条　所定の期間在学し，第５条に規定する要件を満たした者について，卒業を認定する。

２　　教学規則第22条第２項に規定する早期卒業の認定の基準は，別に定める。

（転学科）

第16条　転学科を志望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

（特別聴講学生）

第17条　本学部と協定している他の大学，短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校の学生で，本学部の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学等を経由して学部長に願い出るものとする。

２　　特別聴講学生の許可の時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，在学期間は，履修する授業科目が開講される期間とする。

（科目等履修生及び聴講生）

第18条　科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

（研 究 生）

第19条　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（神戸大学ESDコース）

第20条　環境，開発，平和，人権等の様々な社会問題を解決する力を身に付け，持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため，本学部に神戸大学ESDコースを置く。

２　　神戸大学ESDコースに関し，必要な事項は別に定める。

（雑　　則）

第21条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会が定める。

附　　則

１　この規則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 26 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表第１　授業科目及び単位数（第３条関係）

イ　本学部共通

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と技術	2	
		学校教育と社会	2	
	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
	経済と社会	経済入門	2	
		経済社会の発展	2	
		現代の経済	2	
		企業と経営	2	

教養原論	数理と情報	構造の数理	2	
		現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物質と技術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科及び情報知能工学科対象開設科目
		資源・材料とエネルギー	2	建築学科，電気電子工学科，機械工学科及び情報知能工学科対象開設科目
		ものづくりと科学技術	2	市民工学科，電気電子工学科，応用化学科及び情報知能工学科対象開設科目
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
		地球と惑星	2	
	総合教養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		ＥＳＤ基礎(持続可能な社会づくり)	2	
		企業社会論	2	

外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンストA	1	
		英語アドバンストB	1	
		英語アドバンストC	1	
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	
		独語ⅠB	1	
		独語ⅡA	1	
		独語ⅡB	1	
		独語SA	1	
		独語SB	1	
		独語ⅢA	1	
		独語ⅢB	1	
		独語ⅣA	1	建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		独語ⅣB	1	
		仏語ⅠA	1	
		仏語ⅠB	1	
		仏語ⅡA	1	
		仏語ⅡB	1	
		仏語SA	1	
		仏語SB	1	
		仏語ⅢA	1	
		仏語ⅢB	1	
		仏語ⅣA	1	建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		仏語ⅣB	1	
		中国語ⅠA	1	
		中国語ⅠB	1	
		中国語ⅡA	1	
		中国語ⅡB	1	
		中国語SA	1	
		中国語SB	1	
		中国語ⅢA	1	
		中国語ⅢB	1	

外国語科目	外国語第Ⅱ	中国語ⅣＡ	1	建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		中国語ⅣＢ	1	
		ロシア語ＩＡ	1	
		ロシア語ＩＢ	1	
		ロシア語ⅡＡ	1	
		ロシア語ⅡＢ	1	
		ロシア語ⅢＡ	1	
		ロシア語ⅢＢ	1	
		ロシア語ⅣＡ	1	建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		ロシア語ⅣＢ	1	
	外国語第Ⅲ	独語ＸＩ	1	建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象開設科目
		独語ＸⅡ	1	
		仏語ＸＩ	1	
		仏語ＸⅡ	1	
		韓国語ＸＩ	1	
		韓国語ＸⅡ	1	
		スペイン語ＸＩ	1	
		スペイン語ＸⅡ	1	
		イタリア語ＸＩ	1	
		イタリア語ＸⅡ	1	
情報科目		情報基礎	1	
		情報科学	2	建築学科，市民工学科，電気電子工学科及び機械工学科対象開設科目
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学講義	2	
		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1	
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ		その都度定める。
		総合科目Ⅱ		その都度定める。

ロ　建築学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2		
		線形代数学２	2		
		微分積分学１	2		
		微分積分学２	2		
		数理統計学	2		
		物理学Ｃ１	2		
		物理学Ｃ２	2		
		物理学Ｂ２	2		
		素材化学Ⅰ	2		
		図学	2		
		図学演習	1		
	専門基礎科目	ベクトル解析	2		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		フーリエ解析	2		
		振動学	2		
		図形情報	2		
		構法システム	2		
		構造力学Ⅰ	2	◎	
		構造力学Ⅱ	2	◎	
		建築概論	2		
		建築素材論	2		
		造形演習Ⅰ	1		
		造形演習Ⅱ	1		
		建築演習	1	◎	
		建築工学実験	2		
		設計演習Ⅰ	4	◎	
		設計演習Ⅱ	4	◎	
		設計演習Ⅲ	4		
		学外演習	1		
		測量学	2		
		都市・住宅史	2		
		建築計画	2	◎	
		住宅設計	2		
		施設計画	2	◎	
		日本建築史	2	◎	
		西洋建築史	2		

専門科目	都市計画	2	◎	
	地域安全論	2		
	歴史環境論	2		
	居住環境論	2		
	都市設計論	2		
	建築設計論	2		
	まちづくり論	2		
	ランドスケープデザイン	2		
	建築・都市・環境法制	2	◎	
	計画演習Ⅰ	4		
	計画演習Ⅱ	4		
	建築材料学	2	◎	
	構造力学Ⅲ	2		
	構造演習Ⅰ	1		
	構造演習Ⅱ	1		
	建築鋼構造学	2	◎	
	建築コンクリート構造学	2	◎	
	防災構造工学	2		
	構造設計学	2		
	建築耐震構造	2		
	構造計画学	2		
	システム構造解析	2		
	建築複合構造学	2		
	建築生産学	2	◎	
	建築構法	2		
	構造設計Ⅰ	2		
	構造設計Ⅱ	2		
	ライフサイクルマネジメント	2		
	建築環境工学Ⅰ	2	◎	
	建築環境工学Ⅱ	2	◎	
	建築環境工学Ⅲ	2	◎	
	音環境計画	2		
	都市環境計画	2		
	熱環境計画	2		
	建築設備システム	2		
	光環境計画	2		
	特別講義Ⅰ	2		
	特別講義Ⅱ	2		
	特別講義Ⅲ	2		
	特別講義Ⅳ	1		

		特別講義Ⅴ	1		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ハ　市民工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授　業　科　目	単 位	必修・選択の別	備　考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2		
		線形代数学２	2		
		微分積分学１	2		
		微分積分学２	2		
		数理統計学	2		
		物理学Ｃ１	2		
		物理学Ｃ２	2		
		物理学Ｂ２	2		
		素材化学Ⅰ	2		
		図学	2		
		図学演習	1		
	専門基礎科目	数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		フーリエ解析	2		
		解析力学	2		
		熱・統計力学	2		
		市民工学概論	2	◎	
		測量学	2	◎	
		測量学実習	2	◎	
		土木ＣＡＤ製図	1	◎	
		市民工学のための経済学	2		
		市民工学のための確率・統計学	2	◎	
		国際関係論	2		
		数値計算実習	1	◎	
		実験及び安全指導	2	◎	
		創造思考ゼミナールⅠ	2	◎	
		創造思考ゼミナールⅡ	2		
		市民工学倫理	2	◎	
		プロジェクトマネジメント	2		
		学外実習	1		
		連続体力学	2		

		合意形成論	2		
		公共施設工学	2		
		土木設計学	2		
		計画学Ⅰ及び演習	3	◎	
		都市地域計画	2		
		計画学Ⅱ	2		
		交通工学	2		
		構造力学Ⅰ	2	◎	
		材料工学	2	◎	
		コンクリート構造学	2		
		構造力学Ⅱ及び演習	3		
専		構造力学Ⅲ	2		
		構造動力学	2		
		地震安全工学	2		
		橋梁工学	2		
門		水工学の基礎及び演習	3	◎	
		管路・開水路の水理学及び演習	3		
		水文学	2		
		河川・流域工学	2		
		海岸・港湾工学	2		
科		土質力学Ⅰ及び演習	3	◎	
		土質力学Ⅱ及び演習	3		
		地形工学	2		
		地盤基礎工学	2		
目		地球環境論	2	◎	
		水圏環境工学	2		
		地圏環境工学	2		
		都市環境工学	2		
		都市安全工学	2		
		上下水道工学	2		
		シヴィックデザイン	2		
		特別講義Ⅰ	2		
		特別講義Ⅱ	2		
		特別講義Ⅲ	2		
		特別講義Ⅳ	2		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ニ　電気電子工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授　業　科　目	単 位	必修・選択の別	備　考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2		
		線形代数学２	2		
		微分積分学１	2		
		微分積分学２	2		
		数理統計学	2		
		物理学Ｃ１	2		
		物理学Ｃ２	2		
		物理学実験	2		
		素材化学Ⅰ	2		
		素材化学Ⅱ	2		
		図学	2		
	専門基礎科目	離散数学	2		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		複素関数論演習	1		
		常微分方程式論演習	1		
		偏微分方程式	2		
		数値解析	2		
		フーリエ解析	2		
		ベクトル解析	2		
		工業所有権法	1		
		電気電子工学導入ゼミナール	2	◎	
		電磁気学Ⅰ	2	◎	
		電磁気学Ⅱ	2		
		電磁気学演習	1		
		量子物理工学Ⅰ	2		
		量子物理工学Ⅱ	2		
		固体物性工学Ⅰ	2		
		固体物性工学Ⅱ	2		
		電気電子材料学	2		
		光電磁波論	2		
		半導体電子工学Ⅰ	2		
		半導体電子工学Ⅱ	2		
		数理物理工学	2		
		集積回路工学	2		
		電気回路論Ⅰ	2	◎	
		電気回路論Ⅱ	2		
		電気回路論演習	1		

専門科目		情報数学	2		
		論理数学	2		
		電子回路	2	◎	
		ディジタル情報回路	2		
		電気計測	2		
		情報伝送Ⅰ	2		
		情報伝送Ⅱ	2		
		情報理論	2		
		言語理論とオートマトン	2		
		計算機工学Ⅰ	2		
		計算機工学Ⅱ	2		
		データ構造とアルゴリズムⅠ	2		
		データ構造とアルゴリズムⅡ	2		
		応用通信工学	2		
		応用電波工学	2		
		制御工学Ⅰ	2		
		制御工学Ⅱ	2		
		電気機器Ⅰ	2		
		電気機器Ⅱ	2		
		電力工学Ⅰ	2		
		電力工学Ⅱ	2		
		高電圧放電工学	2		
		電気機械設計論	1		
		電気製図	1		
		電力応用	2		
		電気法規・施設管理	1		
		プログラミング演習Ⅰ	1	◎	
		プログラミング演習Ⅱ	1		
		電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2	◎	
		電気電子工学実験Ⅱ	2	◎	
		電気電子工学実験Ⅲ	2	◎	
		電気電子工学実験Ⅳ	1	◎	
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ホ　機械工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授　業　科　目	単 位	必修・選択の別	備　考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2	◎	
		線形代数学２	2		
		微分積分学１	2	◎	
		微分積分学２	2		
		数理統計学	2		
		物理学Ｃ３	2		
		物理学実験	2		
	専門基礎科目	数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2	◎	
		複素関数論演習	1		
		常微分方程式論演習	1		
		フーリエ解析	2		
		ベクトル解析	2		
		偏微分方程式	2		
		工業経済	2		
		工業所有権法	1		
		電気工学概論	2		
		データ解析	2	◎	
		計測工学	2		
		原子物理工学	2		
		機械工学基礎	3	◎	
		基礎力学	3	◎	
		機械基礎数学	3	◎	
		材料力学	3	◎	
		流体工学	3	◎	
		材料科学	2		
		機械力学Ｉ	3	◎	
		熱力学Ｉ	3	◎	
		制御工学Ｉ	2		
		熱移動論	2		
		生産プロセス工学	3	◎	
		連続体力学	2		
		弾性力学	2		
		流体力学Ｉ	2		
		生産システム工学	2		
		計算力学	2		
		安全工学・工学倫理	2	◎	

専門科目		解析力学	2		
		機構学	2		
		材料強度学	2		
		機械力学Ⅱ	2		
		熱力学Ⅱ	2		
		システムシンセシス	2		
		材料工学	2		
		制御工学Ⅱ	2		
		エネルギー変換工学	2		
		量子力学	2		
		統計力学	2		
		固体力学	2		
		流体機械	2		
		流体力学Ⅱ	2		
		マイクロプロセス工学	2		
		システム工学	2		
		シミュレーション工学	2		
		機械工学実習	1	◎	
		機械製図	1	◎	
		機械工学実験	2	◎	
		機械創造設計演習Ⅰ	4	◎	
		機械創造設計演習Ⅱ	4	◎	
		応用機械工学演習	2		
		英語特別演習	2		
		先端機械工学通論	2		
		先端機械工学詳論Ⅰ	2	◎	
		先端機械工学詳論Ⅱ	2		
		先端機械工学詳論Ⅲ	2		
		先端機械工学詳論Ⅳ	2		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

へ　応用化学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授　業　科　目	単 位	必修・選択の別	備　考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2	◎	
		線形代数学２	2	◎	
		微分積分学１	2	◎	
		微分積分学２	2		
		物理学Ｂ１	2		
		物理学Ｂ２	2		
		物理学Ｂ３	2		
		物理化学Ⅰ	2	◎	
		物理化学Ⅱ	2	◎	
		材料化学	2		
		化学実験	2	◎	
	専門基礎科目	数学演習	1		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2	◎	
		フーリエ解析	2		
		ファンダメンタル・コースワークⅠ	1		
		ファンダメンタル・コースワークⅡ	1		
		ファンダメンタル・コースワークⅢ	1		
		ファンダメンタル・コースワークⅣ	1		
		導入ゼミナール	1	◎	
		探求ゼミナール	1	◎	
		物理化学Ⅲ	2	◎	
		物理化学Ⅳ	2	◎	
		物理化学演習Ⅰ	1	◎	
		物理化学演習Ⅱ	1		
		無機化学Ⅰ	2	◎	
		無機化学Ⅱ	2		
		無機化学Ⅲ	2		
		分析化学	2		
		機器分析化学	2	◎	
		無機・分析化学演習	1	◎	
		有機化学Ⅰ	2	◎	
		有機化学Ⅱ	2		
		有機化学Ⅲ	2		
		高分子化学Ⅰ	2	◎	
		高分子化学Ⅱ	2		
		高分子コロイド化学	2		
		有機・高分子化学演習	1	◎	

		化学工学量論	2		
		移動現象論	2	◎	
		分離工学	2	◎	
		移動現象論・分離工学演習	1	◎	
		プロセスシステム工学	2		
		プロセス設計	1		
		化学反応工学	2	◎	
		化学反応工学演習	1	◎	
		生化学	2		
専		生物化学工学	2	◎	
		生物機能化学	2		
		バイオマテリアル	2		
		生物化学工学演習	1	◎	
門		コンピュータ基礎	1		
		安全工学	2		
		環境・エネルギー化学	2		
		粒子流体工学	2		
		化学実験安全指導	1	◎	
科		応用化学実験Ⅰ	3	◎	
		応用化学実験Ⅱ	3	◎	
		応用化学実験Ⅲ	3	◎	
		応用化学実験Ⅳ	3	◎	
目		外国書講読	1	◎	
		特別講義Ⅰ	1		
		特別講義Ⅱ	1		
		特別講義Ⅲ	1		
		特別講義Ⅳ	1		
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

ト　情報知能工学科（◎印は必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分		授　業　科　目	単 位	必修・選択の別	備　考
専門科目	共通専門基礎科目	線形代数学１	2	◎	
		線形代数学２	2	◎	
		微分積分学１	2	◎	
		微分積分学２	2	◎	
		数理統計学	2		
		物理学Ｃ１	2		
		物理学Ｃ２	2		
		物理学Ｃ３	2		
		物理学Ｃ４	2		
		物理学実験	2	◎	
	専門基礎科目	離散数学	2		
		複素関数論	2		
		常微分方程式論	2		
		応用解析演習	2		
		ベクトル解析	2		
		フーリエ解析	2		
		数値解析	2		
		解析力学Ｂ	2		
		確率論基礎	2		
		確率過程論	2		
		情報知能工学総論及び安全工学	1	◎	
		アルゴリズムとデータ構造及び演習	2	◎	
		プログラミング言語論及び演習	2	◎	
		電気回路及び演習	2	◎	
		スペクトル解析及び演習	2	◎	
		システム計画学及び演習	2	◎	
		システム解析学及び演習	2	◎	
		論理回路	2		
		数理論理学	2		
		光情報工学基礎	2		
		グラフ理論	2		
		計算機工学	2		
		電子回路	2		
		システム設計学	2		
		回路理論	2		
		ディジタル回路	2		
		情報通信工学	2		
		オートマトンと形式言語	2		

専門科目		言語工学	2		
		システムプログラム	2		
		計算機アーキテクチャ	2		
		人工知能	2		
		データベースシステム	2		
		ソフトウェア工学	2		
		センシング工学	2		
		電磁気学応用	2		
		信号解析	2		
		光情報工学	2		
		画像工学	2		
		ディジタル信号処理	2		
		オペレーションズリサーチ	2		
		システム制御理論Ⅰ	2		
		システム制御理論Ⅱ	2		
		電子制御機械論	2		
		システムモデル論	2		
		ロボット工学	2		
		計算機援用工学	2		
		情報知能工学演習Ⅰ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅱ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅲ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅳ	1	◎	
		情報知能工学演習Ⅴ	1	◎	
		情報知能工学実験Ⅰ	2	◎	
		情報知能工学実験Ⅱ	2	◎	
		情報知能工学プロジェクト	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
	その他の科目	その他必要と認める専門科目			その都度定める。

別表第２　履修要件（第５条関係）

イ　建築学科

<table>
<tr><th colspan="2">授業科目の区分等</th><th>授業科目等</th><th colspan="2">必要修得単位数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">教養原論</td><td>別表第１イに掲げる授業科目</td><td colspan="2">16</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国語科目</td><td>外国語第Ⅰ</td><td>英語リーディングⅠ
英語リーディングⅡ
英語リーディングⅢ
英語オーラルⅠ
英語オーラルⅡ
英語オーラルⅢ</td><td>1
1
1
1
1
1</td><td>6</td><td></td></tr>
<tr><td>外国語第Ⅱ</td><td>独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ
独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ
独語ⅡＡ※，仏語ⅡＡ※，中国語ⅡＡ※，ロシア語ⅡＡ
独語ⅡＢ※，仏語ⅡＢ※，中国語ⅡＢ※，ロシア語ⅡＢ</td><td>1
1
1
1</td><td>4</td><td>独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。
※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報科目</td><td>情報基礎</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学</td><td>健康・スポーツ科学実習Ⅰ</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">選択科目
（全学共通
授業科目）</td><td>英語アドバンストＡ
英語アドバンストＢ
英語アドバンストＣ
独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ
独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ
独語ⅣＡ，仏語ⅣＡ，中国語ⅣＡ，ロシア語ⅣＡ
独語ⅣＢ，仏語ⅣＢ，中国語ⅣＢ，ロシア語ⅣＢ
独語ＸⅠ，仏語ＸⅠ，韓国語ＸⅠ，スペイン語ＸⅠ，イタリア語ＸⅠ
独語ＸⅡ，仏語ＸⅡ，韓国語ＸⅡ，スペイン語ＸⅡ，イタリア語ＸⅡ
健康・スポーツ科学講義
健康・スポーツ科学実習Ⅱ
情報科学</td><td colspan="2" rowspan="2">101</td><td rowspan="2">・外国語（9単位），健康・スポーツ科学（３単位）及び情報科学（２単位）を修得した場合は，必要修得単位数に算入する。ただし，上限は２単位とする。
・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ，ⅢＢ，ⅣＡ及びⅣＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
・独語，仏語，韓国語，スペイン語及びイタリア語のＸⅠ及びＸⅡについては，外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。
・専門科目は99単位以上修得すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">専門科目</td><td>別表第１ロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td colspan="2">129</td><td></td></tr>
</table>

ロ　市民工学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第１イに掲げる授業科目		16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ	1	4	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。 ※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ	1		
		独語Ⅱ※Ａ，仏語Ⅱ※Ａ，中国語Ⅱ※Ａ，ロシア語ⅡＡ	1		
		独語Ⅱ※Ｂ，仏語Ⅱ※Ｂ，中国語Ⅱ※Ｂ，ロシア語ⅡＢ	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目（全学共通授業科目）		英語アドバンストＡ		98	・外国語（9単位），健康・スポーツ科学（３単位）及び情報科学（２単位）を修得した場合は，必要修得単位数に算入する。ただし，上限は２単位とする。 ・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ，ⅢＢ，ⅣＡ及びⅣＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語，仏語，韓国語，スペイン語及びイタリア語のＸⅠ及びＸⅡについては，外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。 ・専門科目は96単位以上修得すること。
		英語アドバンストＢ			
		英語アドバンストＣ			
		独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ			
		独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ			
		独語ⅣＡ，仏語ⅣＡ，中国語ⅣＡ，ロシア語ⅣＡ			
		独語ⅣＢ，仏語ⅣＢ，中国語ⅣＢ，ロシア語ⅣＢ			
		独語ＸⅠ，仏語ＸⅠ，韓国語ＸⅠ，スペイン語ＸⅠ，イタリア語ＸⅠ			
		独語ＸⅡ，仏語ＸⅡ，韓国語ＸⅡ，スペイン語ＸⅡ，イタリア語ＸⅡ			
		健康・スポーツ科学講義			
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ			
		情報科学			
専門科目		別表第１ハに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合計				126	

ハ　電気電子工学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第１イに掲げる授業科目		16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ	1	4	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。 ※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ	1		
		独語Ⅱ※Ａ，仏語Ⅱ※Ａ，中国語Ⅱ※Ａ，ロシア語ⅡＡ	1		
		独語Ⅱ※Ｂ，仏語Ⅱ※Ｂ，中国語Ⅱ※Ｂ，ロシア語ⅡＢ	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目（全学共通授業科目）		英語アドバンストＡ 英語アドバンストＢ 英語アドバンストＣ 独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ 独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ 独語ⅣＡ，仏語ⅣＡ，中国語ⅣＡ，ロシア語ⅣＡ 独語ⅣＢ，仏語ⅣＢ，中国語ⅣＢ，ロシア語ⅣＢ 独語ＸⅠ，仏語ＸⅠ，韓国語ＸⅠ，スペイン語ＸⅠ，イタリア語ＸⅠ 独語ＸⅡ，仏語ＸⅡ，韓国語ＸⅡ，スペイン語ＸⅡ，イタリア語ＸⅡ 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ 情報科学		100	・外国語（9単位），健康・スポーツ科学（３単位）及び情報科学（２単位）を修得した場合は，必要修得単位数に算入する。 ・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ，ⅢＢ，ⅣＡ及びⅣＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。 ・独語，仏語，韓国語，スペイン語及びイタリア語のＸⅠ及びＸⅡについては，外国語第Ⅱの必修で選択していない語学を選択すること。
専門科目		別表第１ニに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合計				128	

ニ　機械工学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第１イに掲げる授業科目		16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ	1	4	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。 ※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のSA及びSBの授業で代替することを認める。
		独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ	1		
		独語Ⅱ※Ａ，仏語Ⅱ※Ａ，中国語Ⅱ※Ａ，ロシア語ⅡＡ	1		
		独語Ⅱ※Ｂ，仏語Ⅱ※Ｂ，中国語Ⅱ※Ｂ，ロシア語ⅡＢ	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目（全学共通授業科目）		英語アドバンストＡ		99	・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ及びⅢＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
		英語アドバンストＢ			
		英語アドバンストＣ			
		独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ			
		独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ			
		健康・スポーツ科学講義			
		健康・スポーツ科学実習Ⅱ			
		情報科学			
専門科目		別表第１ホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合計				127	

ホ　応用化学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第１イに掲げる授業科目		16	
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ	1	4	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。 ※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のＳＡ及びＳＢの授業で代替することを認める。
		独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ	1		
		独語Ⅱ※Ａ，仏語Ⅱ※Ａ，中国語Ⅱ※Ａ，ロシア語ⅡＡ	1		
		独語Ⅱ※Ｂ，仏語Ⅱ※Ｂ，中国語Ⅱ※Ｂ，ロシア語ⅡＢ	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目（全学共通授業科目）		英語アドバンストＡ 英語アドバンストＢ 英語アドバンストＣ 独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ 独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ		97	・外国語（２単位）及び，健康・スポーツ科学（３単位）を修得した場合は，必要修得単位数に算入する。 ・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ及びⅢＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
専門科目		別表第１へに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合計				125	

へ　情報知能工学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考
教養原論		別表第１イに掲げる授業科目	16		
外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	6	
		英語リーディングⅡ	1		
		英語リーディングⅢ	1		
		英語オーラルⅠ	1		
		英語オーラルⅡ	1		
		英語オーラルⅢ	1		
	外国語第Ⅱ	独語ＩＡ，仏語ＩＡ，中国語ＩＡ，ロシア語ＩＡ	1	4	独語，仏語，中国語及びロシア語のうちから１科目を選択すること。 ※独語，仏語及び中国語のⅡＡ及びⅡＢについては必修であるが，選択した語学のＳＡ及びＳＢの授業で代替することを認める。
		独語ＩＢ，仏語ＩＢ，中国語ＩＢ，ロシア語ＩＢ	1		
		独語Ⅱ※Ａ，仏語Ⅱ※Ａ，中国語Ⅱ※Ａ，ロシア語ⅡＡ	1		
		独語Ⅱ※Ｂ，仏語Ⅱ※Ｂ，中国語Ⅱ※Ｂ，ロシア語ⅡＢ	1		
情報科目		情報基礎	1	1	
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1	
選択科目（全学共通授業科目）		英語アドバンストＡ 英語アドバンストＢ 英語アドバンストＣ 独語ⅢＡ，仏語ⅢＡ，中国語ⅢＡ，ロシア語ⅢＡ 独語ⅢＢ，仏語ⅢＢ，中国語ⅢＢ，ロシア語ⅢＢ 健康・スポーツ科学講義 健康・スポーツ科学実習Ⅱ	96		・外国語（５単位）及び，健康・スポーツ科学（３単位）を修得した場合は，必要修得単位数に算入する。 ・独語，仏語，中国語及びロシア語のⅢＡ及びⅢＢについては，外国語第Ⅱの必修で選択した語学のみ履修を認める。
専門科目		別表第１トに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目			
合計			124		

２　神戸大学工学部科目等履修生及び聴講生規程

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学工学部規則（平成16年４月１日制定）第18条の規定に基づき，神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

（許　　可）

第２条　科目等履修生又は聴講生（以下「聴講生等」という。）として入学を志願する者があるときは，学生の修学に差し支えない範囲において，選考の上，工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，神戸大学工学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

（入学資格）

第３条　聴講生等として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　高等専門学校を卒業した者

⑵　大学（短期大学を含む。）を卒業した者

⑶　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

⑷　教授会において，前３号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第４条　聴講生等として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

⑴　科目等履修生願書又は聴講生願書

⑵　履歴書及び写真

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　振替払込受付証明書

⑸　その他本学部において必要と認める書類

２　在職している者は，前項に掲げる書類のほか，所属長の志願承認書を提出しなければならない。

３　日本に居住している外国人にあっては，前１項各号及び前号に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第５条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，教授会が認めたときは，面接を省略することができる。

（入学料及び授業料）

第６条　聴講生等の選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（聴講等の時期）

第７条　履修又は聴講（以下「聴講等」という。）の許可は，学期の初めに行う。

（聴講等の期間）

第８条　聴講等の期間は，聴講等を許可された授業科目の開講期間とし，１年以内とする。

２　　特別の理由により，前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講等の期間を延長することがある。

ただし，その場合の聴講等の期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（聴講等科目）

第９条　履修し，又は聴講することのできる授業科目は，１学期５科目以内とし，実験及び実習は，原則として許可しない。

（試　　験）

第10条　聴講生等は，履修し，又は聴講した授業科目について，試験を受けることができる。

（単位の授与）

第11条　一の授業科目を履修した科目等履修生に対しては，試験の上単位を与える。

２　　前項の規定により単位を授与された者に対しては，単位修得証明書を交付することができる。

（聴講証明書）

第12条　聴講生に対しては，試験に合格した授業科目について，聴講証明書を交付することができる。

（除　　籍）

第13条　聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，学部長がこれを除籍する。

(1)　聴講生等として不都合な行為があったとき。

(2)　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第14条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会が定める。

附　　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

３　神戸大学工学部研究生規程

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学工学部規則（平成16年４月１日制定）第19条の規定に基づき，神戸大学工学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

（許　　可）

第２条　研究生として入学を志願する者があるときは，選考の上，神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，神戸大学工学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

（入学資格）

第３条　研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学（短期大学を含む。）を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

(3)　教授会において，前２号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

(1)　研究生願書

(2)　履歴書及び写真

(3)　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

(4)　従来の研究内容及び今後の研究計画の概要

(5)　振替払込受付証明書

(6)　その他本学部において必要と認める書類

２　　会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は，前項に掲げる書類のほか，次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の誓約書

(2)　在職のまま研究生として入学することは差し支えないこと及び事業目的の追及のために，その者を研究生として派遣するものではないことを記載した会社等の長又は代表者の確約書

３　　日本に居住している外国人にあっては，前１項各号及び前項各号に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第５条　入学志願者に対する選考は，書類審査及び面接により行う。

２　　前項の規定にかかわらず，教授会が認めたときは，面接を省略することができる。

（入学料及び授業料）

第６条　選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（入学の時期）

第７条　研究生の入学の時期は，４月１日及び10月１日とする。ただし，特に教授会が認めたときは，この限りでない。

（研究期間）

第８条　研究生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により，研究の継続を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することができる。

（研　　究）

第９条　研究生は，指導教員の下で研究を行うものとする。

２　　研究生は，指導教員の承認を得て，研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし，聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

（研究証明書）

第10条　研究事項について，研究証明書を必要とするときは，これを交付することができる。

（退　　学）

第11条　研究生が退学しようとするときは，指導教員を経て，学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，学部長がこれを除籍する。

(1)　研究生として不都合な行為をしたとき。

(2)　疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められたとき。

(3)　授業料の納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会が定める。

附　　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

４　神戸大学工学部外国人特別学生入学選考規程

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学工学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

（入学資格）

第２条　外国人特別学生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　外国において，学校教育における12年の課程を修了した者

(2)　神戸大学工学部教授会（以下「教授会」という。）において，前号と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学工学部長に提出しなければならない。

(1)　入学願書

(2)　履歴書

(3)　出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書

(4)　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

(5)　日本に居住している者は，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

(6)　振替払込受付証明書

(7)　その他本学部において必要と認める書類

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

(1)　学力試験及び面接

(2)　日本語修得の程度

(3)　出身学校長が発行した調査書又は学業成績証明書

２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者については，学力試験を免除することがある。

（入学時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。

（雑　　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項については，教授会が定める。

附　　則

この規程は，平成25年４月１日から施行する。

５　神戸大学大学院工学研究科工作技術センター利用要項

（昭和52年１月14日教授会決定）

（趣　　旨）

第１条　神戸大学大学院工学研究科工作技術センター内規（以下「内規」という。）第10条に基づき，神戸大学大学院工学研究科工作技術センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は，この要項の定めるところによる。

（実習指導）

第２条　内規第２条第１項第１号に関する必要な事項は，担当講座責任者が，センター長と協議して定める。

第３条　内規第２条第１項第２号に関しては，次の手続きによる。

(1)　神戸大学（以下「本学」という。）所属の職員が，実習又は研修会及び講習会の受講を希望する場合は，希望日より２週間以上前に，所定様式の申請書をセンター長に提出して許可を受けなければならない。

(2)　本学に所属する学生が，実習を希望する場合は，希望日より２週間以上前に，所定様式の申請書を指導教員又は教室主任を通じてセンター長に提出して，許可を受けなければならない。

(3)　センターは，実施日より１月以上前に，実施要領を公示して，職員及び学生を対象とする講習会又は研修会を，実施することができる。

(4)　前２号の学生は，原則として，学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

（工作依頼）

第４条　内規第２条第１項第３号及び第４号に関しては，次のとおりとする。

(1)　工作を依頼する職員は，所定様式の工作依頼伝票，製作図（必要部数）及び必要に応じて仕様書をセンター主任に提出しなければならない。

(2)　依頼者は，依頼内容についてセンター主任（必要に応じて担当者）と打合せるものとする。センターは，製作図が著しく不完全なもの，大幅な変更を要するもの及び製作図の添付されていない依頼については，依頼者に必要な事項を説明して，依頼伝票を返還することができる。

(3)　返還を受けた依頼者は，前２号の手続きを，再び取らなければならない。

(4)　センターは，原則として実習又は研修会及び講習会時以外，工作に関する相談に応ずる。

(5)　簡単，かつ，工作時間が２時間程度以内の工作及び修理依頼については，前４号の手続によらず，所定様式の簡易依頼伝票を提出するものとする。

(6)　１件の工作所要日数が，３月以上になると思われるものは，原則として，依頼できないものとする。

(7)　作業は，原則として，受付順に実行する。

(8)　比較的容易に自作できると思われるもの及び容易に入手し得る市販品で代えることができると判断される工作依頼は，受け付けないことがある。

(9)　講座当りの年間依頼工作所要時間数に，制限を設けることがある。

この制限は，必要に応じて，神戸大学大学院工学研究科工作技術センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が決定するものとする。

(10) 依頼手続きは，職員は職員が行うものとする。ただし，職員の命を受けた学生による手続きも可能とする。

第５条　依頼者は，次の義務を負うものとする。

(1)　センターが依頼工作物等に関して，工作内容等に関する意見，それを利用して行った研究題目，内容，発表学会誌，講演会名等について回答を求めた場合，原則としてそれに応ずること。

(2)　依頼工作物等の関係した発表論文等の別刷又はコピーをセンターに提出すること。

(3)　依頼工作物が当該研究において，重要な役割を果している場合は，発表論文中にセンターが行った旨明記すること。

(4)　備品的性格を有する依頼工作物については，受理後速やかに，担当係（他部局の依頼者は所属部局の担当係）にその旨申し出ること。

（設備利用）

第６条　内規第２条第１項第５号に関しては，次のとおりとする。

(1)　利用に供する機械器具等を，次のように分類する。

Ａ　一般利用　　Ｂ　持出利用　　Ｃ　条件付利用　　Ｄ　特定機械

(2)　前号の分類に関する細目は，運営委員会が別に定める。

(3)　設備利用時間は，土曜，日曜，祝日その他休業日を除く毎日午前９時より午後５時までとする。ただし，授業科目としての実習指導を行っているときは，原則として，Ｃ及びＤは利用できないものとし，Ａについても制限することがある。

(4)　前号に規定する時間外に利用する必要のあるときは，予め，所定様式の時間外利用許可申請書をセンター主任に提出して，許可を得なければならない。利用者が学生であるときは，指導教員が付添わなければならない。また，学生は，教務学生係にも別途届け出を要する。

(5)　Ａは，掲示された注意事項をよく守り，各自の責任において，第３号に示す利用時間内で適時利用できる。ただし，使用前に，センター職員にその旨知らせなければならない。また，必ず，センター設備利用申込書に，指定事項を記入し，利用後は，利用前の状態に復元しておかなければならい。

(6)　Ｂ，Ｃ及びＤを利用する者は，所定様式の使用前点検表による点検を行った後，使用しなければならない。

(7)　学生は，Ｂは原則として利用できないものとする。また，Ｃ及びＤを利用するときは，申込時に学生証を提示しなければならない。利用する学生は，学生教育研究災害傷害保険に加入していなければならない。

(8)　Ｃの利用者は，工作実習等を受け，又は指導者より操作方法の指導を受けて，操作に習熟した者でなければならない。

(9)　Ｄの利用者は，当該機種に関する特定の講習又は特定の指導者より指導を受けた有資格者でなければならない。

(10) 利用者が機械器具等を破損した場合は，直ちにセンター主任に届け出なければならない。

（負 担 金）

第 7 条　内規第８条第３号に関しては，次のとおりとする。

(1)　実習指導，研修会及び講習会に関しては，職員の従事時間を基準として算定する。このほか，当該実習に特に要した経費については，実費を上まわらない金額を加算することがある。

(2)　工作依頼に関しては，作業工数を基準として算定する。このほか，特に要した材料費，工具費等については，実費を上まわらない金額を加算することがある。

(3)　設備利用に関しては，利用時間を基準として算定する。このほか特に要した材料費，工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については，実費を上まわらない金額を加算することがある。

(4)　研修会及び講習会に関しては，研修及び講習時間を基準として算定する。工具費及び修理費（破損等の事故によるもの）については，実費を上まわらない金額を加算することがある。

(5)　第１号及び第４号の負担金は，当該年度予算において納めるものとする。第２号及び第３号の負担金は，当該年度予算において３月ごとに納めるものとする。

(6)　第１号，第２号，第３号及び第４号の算定基準は，運営委員会において決定する。第３号の修理費のうち金額が10万円を超えるものについては，運営委員会で審議するものとする。

（要項の改廃）

第 8 条　この要項の改廃は運営委員会の議を経て，神戸大学大学院工学研究科教授会の議決による。

（その他）

第 9 条　この要項の実施上又は解釈上に問題があるときは，運営委員会がこれを決定する。

附　　則

この規程は，平成21年７月17日から施行する。

利　用　案　内

工作技術センター利用方法

工　作　依　頼	（利用要項第４条）
設　備　利　用	（利用要項第６条）
時間外設備利用	（利用要項第６条第４号）
実　習　申　込	（利用要項第３条）

上記利用については，別紙の様式による。

利用案内の詳細については，センターレポートを参照のこと。

工作技術センター実習申請書

<table>
<tr><td colspan="6">神戸大学大学院工学研究科工作技術センター長　殿</td></tr>
<tr><td>申 請 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td><td>実習希望日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td>申 請 者 所 属</td><td></td><td>氏　　名</td><td colspan="3">電話内線
印</td></tr>
<tr><td>支払責任者所属</td><td></td><td>氏　　名</td><td colspan="3">電話内線
印</td></tr>
<tr><td>実 習 者 所 属</td><td></td><td>氏　　名
ふ り が な</td><td></td><td>職員</td><td>学生</td></tr>
<tr><td colspan="4">学生の場合保険加入の有無</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="6">実 習 目 的</td></tr>
<tr><td colspan="6">希望実習内容</td></tr>
</table>

工作技術センター実習許可書

<table>
<tr><td colspan="2">殿　　年　　月　　日

下記のとおり実習を許可します。

センター長　　印</td></tr>
<tr><td>実 習 日 時
実 習 内 容
備　　考</td><td></td></tr>
</table>

工　作　依　頼　伝　票

依頼者記入欄

依　頼　種　別	普通　簡易	依頼日		年　月　日	
依 頼 者 所 属		職 名		氏 名	印　電　話 内線(　)
支払責任者所属		職 名		氏 名	印
図面作成者所属		職 名		氏 名	
完 成 希 望 日		特に急ぐ場合はその理由			
材料又は現物	持参　持参しない		材　質		
品　名			図　番		
研究題目 使用目的と機能説明 その他特記事項					

センター記入欄

作 業 者 名					完了見込日　月　日			
所　要　工　数	機械		仕上		溶接		鍛造	
所　要　経　費	材料		消耗品		燃料		計	
受　領　証	年　月　日		受 領 者 氏 名		印			

記入要領

製作図はJISによる機械製図を標準とすること。

製作図及び仕様書にも，依頼者，図面作成者の所属氏名，品名，図面，図番を明記すること。

なお製作図には，部品番号，品名，材質，個数等を示した部品表が必要である。

工作技術センター設備利用申込書

<table>
<tr><td>利 用 者 所 属 氏 名</td><td colspan="3">印</td><td>電話内線（　　）</td><td>教職員</td><td>学生</td></tr>
<tr><td>指 導 者 所 属 職 氏 名</td><td colspan="3">印</td><td colspan="3">電話内線（　　）</td></tr>
<tr><td>支払責任者所属職氏名</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">電話内線（　　）</td></tr>
<tr><td>申　込　年　月　日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="3">使用時間</td></tr>
<tr><td>使　用　機　械　名</td><td colspan="3"></td><td>作業目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>必　　要　　工　　具</td><td colspan="3"></td><td>センター内
備付工具</td><td>貸出</td><td>持参</td></tr>
<tr><td rowspan="2">材　　料</td><td>品　質</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">持参　持参しない　１部持参　センター在庫品　要購入</td><td colspan="2">左のいずれかに○を入れて下さい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利　　用　　分　　類</td><td>B</td><td>C</td><td colspan="4">D</td></tr>
<tr><td>持　出　利　用</td><td>条 件 付 利 用</td><td colspan="4">特　定　機　械</td></tr>
</table>

C　認　定

上記利用者は，使用機械の操作に習熟しているものと認めます。

認定者　所属　氏　名　　印

D　認　定

上記利用者は，使用機械に関する有資格者と認めます。

認定者　所属　氏　名　　印

時間外利用者許可申請書

利用希望者時間　　年　　月　　日　　利用者氏名 必 要 理 由　　使用時間				
利　用　場　所	機　　械	仕　　上	溶　　接	鍛　　造
利 用 機 器 名				
上記理由は妥当なものと認め私が付添います。　指導教員 所属氏名　　印				
時間外利用を許可します。　センター主任 氏名　　印				

注意　時間外利用に対しては，火気，戸締りに特に留意すること。

Ⅴ　修学上に関する工学部内規等

１　再試験制度について

学期末に実施する定期試験において不合格になったときは，次の学期以降に改めて履修・受験（再履修）しなければならないが，工学部専門科目については，定期試験における不合格者のうち，再試験受験資格者の基準を満たしている者に限り，定期試験終了後に実施される当該科目の「再試験」を受験することが認められている。

なお，全学共通授業科目については，「再受験資格制度に関する内規」に定められているとおりである。

１．再試験受験資格者の基準

定期試験において受験した科目の不合格者（成績評価が60点未満）のうち，成績評価が40点以上の者は，再試験受験資格者とし，再試験の受験を認める。

0～59点　　不可（Ｆ）（不合格）→40～59点：再試験受験資格者

２．再試験を認めない科目については，その都度指示する。

３．再試験受験資格者は，定期試験実施後の所定の期日に，掲示板に発表する。

４．再試験の実施期間は，同学期内の所定の期間（５日間程度）とし，適宜期間内に実施する。ただし，授業担当教員の都合等により，所定の期間以前に実施する場合がある。

５．再試験に合格した者に対する当該科目の最終成績評価は，可（Ｃ）とする。

２　定期健康診断の受検に関する申し合わせ

（平成13年３月13日教授会決定）

１．学生は，毎学年行われる本学の定期健康診断を必ず受検しなければならない。

やむを得ず定期健康診断を受検しなかった者は，保健管理センター所長が定める期間内に，病院，医院等で受けた健康診断証明書（定期健康診断と同等の実施項目をすべて含んだもの）を保健管理センターに提出しなければならない。所定の期間内に健康診断証明書が提出できない場合は，保健管理センター所長に申し出て指示を受け，その指示に従わなければならない。

２．上記１．の定めに従わない者については，当該年度における単位の認定は行わない。

ただし，未受検等の理由について，学部長がやむを得ないものと判断した者については、単位の認定を行うことができる。

３　交通機関の運休，台風等の場合における授業，学期末試験の取扱いについて

（平成７年12月８日教授会決定）
（平成22年７月２日運営会議決定）
（平成25年11月１日　一部改正）

阪急電鉄，阪神電鉄（２社とも）又はＪＲ西日本の交通機関がスト等のため運休した場合，若しくは，神戸市に警報（暴風，大雪，暴風雪）又は特別警報が発令された場合は，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

１．午前６時までに交通機関が運行し，又は警報が解除された場合
　　１時限目の授業から実施する。

２．午前10時までに交通機関が運行し，又は警報が解除された場合
　　３時限目（午後）の授業から実施する。

（注）

１．警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

２．演習等少人数の授業については，担当教員と受講者が相談して授業を行うことがある。

４　履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

（平成17年２月18日工学部教授会決定）
（平成23年３月４日工学研究科運営会議改正）

本学部学生が次の要件を満たした場合は，２年次生及び３年次生に限り，当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。ただし，電気電子工学科の学生は，当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することはできない。

この登録を希望する者は，「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに所属学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果，要件を満たしていると認定された者に限り，当該年度の履修科目の上限を越えた登録が認められる。

各学科における超過登録要件は次のとおりである。

建築学科

前年度に42単位以上を取得し，その科目数の70％以上が秀または優であって，可が４単位以下であること。

市民工学科

前年度に取得した単位数が36単位以上であり，その成績の80％以上が秀または優であること。

機械工学科

１．２年次生の超過登録要件

１年次に取得した単位が40単位以上であり，その成績の80％以上が秀または優であること。

１年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

２．３年次生の超過登録要件

２年次に取得した単位が40単位以上であり，その成績の80％以上が秀または優であること。

１年次および２年次に配当されている必修科目の単位をすべて取得していること。

応用化学科

前年度に開講された応用化学科指定の必修科目（全学共通科目を含む）および選択必修科目をすべて取得し，その全科目の成績の90％以上が秀または優であること。

ただし，前年度に履修科目の登録の上限を超えて登録した者については，学科の修学指導に基づき履修した科目をすべて取得し，その全科目の成績の90％以上が秀または優であること。

情報知能工学科

前年度に取得した単位数が，必修科目を全て含み36単位以上であり，その成績の80％以上が秀または優であること。

５　早期卒業の認定基準に関する内規

（平成16年４月１日制定）

第１条　この内規は，神戸大学工学部規則第15条第２項の規定により，早期卒業の認定基準を定める。

第２条　本学部に３年以上在学し，次の各号の要件を満たした者については，早期に卒業することを認定することがある。

(1)　本人が早期卒業を希望していること。

(2)　卒業要件科目の90％以上が秀または優であること。

(3)　その他，学科が定める要件を満たしていること。

第３条　早期卒業を希望する者は，入学１年後又は２年後に，所定の早期卒業申請書を学部長に提出しなければならない。

第４条　早期卒業者の認定に当たっては，当該学科内会議の議を経て，通常の卒業判定教授会に附議するものとする。

附　　則

この内規は，平成23年４月１日から施行する。

６　早期卒業に関する学科別認定基準等について

早期卒業に関する認定基準については，「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか，学科別に次のとおり定める。

建　築　学　科

１．次の条件を満たす場合には，３年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。

(1)　２年次及び３年次において，履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。

(2)　２年次後期末までに，次の要件を満たしていること。

イ．成績順位が，上位１％以内程度であること。

ロ．教養原論：16単位，外国語科目：10単位，情報基礎：１単位，健康・スポーツ科学実習Ⅰ：１単位，専門科目等：74単位，合計102単位以上を修得していること。

ただし，専門科目等：74単位の内訳は，必修科目28単位，必修科目及び選択必修科目の合計62単位以上を含むこと。

(3)　３年次後期の履修により，卒業要件を充足し，かつ卒業要件科目の90％が秀または優となる可能性があること。

２．２年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，３年次向けの授業科目についても履修することができ，また，３年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，４年次向けの授業科目についても履修することができる。

市民工学科

１．次の要件を満たす場合には，３年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。

(1)　２年次及び３年次において，履修科目の上限超過登録要件を満たしていること。

(2)　２年次後期末までに，次の要件を満たしていること。

イ．成績順位が，上位１％程度であること。

ロ．教養原論：12単位，外国語科目：10単位，情報基礎：１単位，健康・スポーツ科学実習Ⅰ：１単位，専門科目等：必修科目27単位，選択必修科目47単位の合計98単位以上を修得していること。

(3)　３年次後期の履修より，卒業要件を充足し，かつ卒業要件科目の90％が秀または優となる可能性があること。

２．２年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，３年次向けの授業科目についても履修することができ，また，３年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，４年次向けの授業科目についても履修することができる。

電気電子工学科

２年次後期末までに次の条件を満たしている場合には，３年次において卒業研究（１０単位）および電気電子工学実験Ⅳ（１単位）を履修することができる。

イ．　１年次と２年次に配当の専門科目の必修を全て修得していること。

ロ．　教育原論，外国語科目，情報科目，健康・スポーツ科学科目，専門科目の選択および選択必修について，卒業研究の履修要件（内規）に定められた単位数を修得していること。

ハ．　２年次終了時の成績の９０％以上が秀であること。

機械工学科

１．次の条件を満たす場合には，３年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。

(1)　２年次後期末までに，次の要件を満たしていること。

教養原論：12単位，外国語科目：10単位，情報基礎：１単位，健康・スポーツ科学実習Ⅰ：１単位，専門科目等：62単位（必修科目35単位，選択科目27単位），合計86単位以上を取得していること。

(2)　３年次後期の履修により，卒業要件を充足し，かつ卒業要件科目の90％が秀または優となる可能性があること。

２．２年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，３年次向けの授業科目についても履修することができ，また，３年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，４年次向けの授業科目についても履修することができる。

応用化学科

１．次の条件を満たす場合には，３年次において卒業研究（10単位）を履修することができる。

(1)　２年次及び３年次において履修科目の上限超過登録が認められていること。

(2)　２年次後期末までに，次の要件を満たしていること。

イ．成績順位が，応用化学科の上位１％以内程度であること。

ロ．応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。

(3)　３年次後期の履修により，卒業要件を充足する可能性があること。

２．２年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，３年次向けの授業科目についても履修することができ，また，３年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，４年次向けの授業科目についても履修することができる。

情報知能工学科

卒業要件から卒業研究（10単位）を除き，選択必修科目の必要単位数に，その10単位分を加算し修得することとする。

７　３年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科入学資格等について

本学大学院工学研究科規則第10条第９号及び大学院システム情報学研究科規則第９条第９号では，前期課程の入学資格として，大学を卒業した者等のほか「大学に３年以上在学し，研究科において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者」と規定されている。

この規定により，研究科（前期課程）への入学を志願しようとする者は，３年次在学時に実施する一般入試への出願に先立ち，研究科の事前審査を受け，出願資格の認定を受けなければならない。事前審査の結果，出願資格の認定を受けた者は，一般入試に出願し受験することができる。

この規定による入学者については，学部学生としての学籍上の取り扱いは退学となり，学士の学位は授与されない。また，大学の学部卒業が受験の要件となっている各種国家試験等については，その受験資格はない。

なお，早期卒業（３年次末卒業）見込者は，この規定によらず，３月の大学卒業見込者としての資格により入学志願（一般入試に出願）することになり，事前審査の必要はない。

この制度の詳細については，研究科（前期課程）学生募集要項を参照するほか，所属学科（教学委員）に問い合わせること。

８　神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について

神戸大学工学部と明石工業高等専門学校（以下明石高専という。）との協定により，授業科目の相互履修が認められている。明石高専の授業科目の履修を希望する者は，次の事項に従って手続きをすること。

１．履修できる明石高専の授業科目は，別に指定する講義科目とする。
　１学期に履修できる授業科目の単位数は，４単位を上限とする。

２．履修を希望する者は，各学期の初めに教学委員の承認を得たうえ，所定の期日までに「特別聴講学生（相互履修）願書」を本学部教務学生係へ提出すること。詳細については，掲示により通知する。

３．履修した科目の単位は，その成績評価により，神戸大学工学部規則第３条別表第１に定める「その他必要と認める専門科目」として認定する。

９　神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について

神戸大学と放送大学との協定により神戸大学の学生が放送大学の授業科目を履修し単位を修得することを認めることとし，工学部においては建築学科と機械工学科において単位認定を認める場合がある。

単位認定する科目は，下記のとおりである。いずれの科目も卒業要件に含まれない。

記

◎建築学科

科目については，建築学科が準備する科目と重複しない内容を含む建築学に関わる科目とする。なお、履修に当たっては放送大学の当該科目の内容を示す資料と共に教学委員に事前に確認すること。

◎機械工学科

放送大学で開講される全科目について，単位認定の対象とする。

※語学，数学等を含む。ただし，卒業研究・体育実技は除く。

ただし，以下の４点を前提とし，いずれかが満たされない場合は単位認定の対象としない。

(1)　放送大学開講科目の履修においては，工学部教授会の承認を必要とする。

(2)　放送大学開講科目の単位を卒業要件の単位数に算入することは認めない。

(3)　成績証明書に放送大学の開講科目であることを明記する。

(4)　成績の平均点（専門科目単位数平均，全科目単位数平均など）の算出の際は放送大学開講科目の成績を除外する。

10　外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ

（平成６年９月２日教授会決定）

１．神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは，これらの単位数を６単位を限度として，外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ（１単位），日本語Ⅱ（１単位），日本語Ⅲ（１単位），日本語Ⅳ（１単位），
日本語Ⅴ（１単位），日本語Ⅵ（１単位），日本語Ⅶ（１単位），日本語Ⅷ（１単位），
日本事情Ⅰ（１単位）及び日本事情Ⅱ（１単位）

２．当人の既修の言語，所属学科等を考慮して上記１．の単位数を制約することもある。

附　　則

この申し合わせは，平成６年９月２日から実施し，平成６年４月１日から適用する。

11　転部に関する申し合わせ

（平成５年３月16日教授会決定）

１．他学部からの転部

（転部の時期）

(1)　他学部から転部を志望する者があるときは，入学２年目以後の学期の初めに転部を許可することがある。ただし，入学した年度において休学した者については，在学年数１年間（休学期間を含まない。）経過後の学期の初めに許可することがある。

（転部の許可）

(2)　転部志望者が次の各号のすべてに該当し，志望学科に受入れ可能な人数がある場合，教授会の議を経て，学部長がこれを許可することがある。

①　本人の入学試験の成績（総得点）が，本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。

②　志望学科が別に定める条件をすべて満たしており，かつ学業成績が優秀であること。

③　転部の理由が明白であること。

（欠員の有無の決定）

(3)　欠員の有無の決定は，転部志望者と同一年度に入学した者の在籍者数により決定する。

（出　　願）

(4)　転部を志望する者は，所定の書類を添えて，転部を志望する学期が始まる日の１か月前までに所属学部長を経て，学部長に願い出なければならない。

（修業年限）

(5)　転部を許可された者の工学部において修業すべき年数は，本人の転部前の履修（単位修得）状況により，教授会の議を経て，その都度決定する。

２．他学部への転部

（転部の承認）

(1)　他学部への転部を志望する者があるときは，教授会の議を経て，転部を承認することがある。

（出　　願）

(2)　転部を志望する者は，転部志望学部が必要とする所定の書類を添えて，転部を志望する学期が始まる日の２か月前までに学部長に願い出なければならない。

３．申し合わせの適用

(1)　この申し合わせは，平成５年４月１日から施行し，この申し合わせ施行の際現に在学する者については，なお従前の例による。

12　転科に関する申し合わせ

（平成19年２月16日運営会議決定）

（転科の時期）

１．転科を希望する者があるときは，入学２年目以後の学期の初めに転科を許可することがある。ただし，入学した年度において休学したものについては，在学年数１年間（休学期間を含まない）経過後の学期の初めに許可することがある。

（転科の許可）

２．転科志望者が次の各号のすべてに該当し，志望学科に受入れ可能な人数がある場合，教授会の議を経て，学部長がこれを許可することがある。

①　本人の入学試験の成績（総得点）が，本人の入学時における志望学科の入学試験合格者の最低点以上であること。

②　志望学科が別に定める条件をすべて満たしており，かつ学業成績が優秀であること。

③　転科の理由が明白であること。

（受入れ可能数の決定と公表）

３．各学科は転科志望者の受入れ可能人数を年度毎に決定し，公表する。

（出　　願）

４．転科を志望する者は，所定の書類を添えて，転科を志望する学期が始まる日の１か月前までに学部長に願い出なければならない。

（修業年限）

５．転科を許可された者の転科後の学科において修業すべき年数は，本人の転科前の履修（単位修得）状況により，教授会の議を経て，その都度決定する。

（申し合わせの適用）

６．この申し合わせは，平成19年４月１日入学者から施行し，この申し合わせ施行の際，現に在学する者については，なお従前の例による。

13　既修得単位の認定に関する内規

第 １ 条　この内規は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第36条第１項並びに神戸大学工学部規則（平成16年４月１日制定。以下「規則」という。）第10条の規定により，既修得単位の認定について定める。

第 ２ 条　既修得単位の認定の出願資格は，次のとおりとする。

(1)　大学又は短期大学を卒業した者

(2)　学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位以上を修得し，大学を退学した者

第 ３ 条　認定できる単位数は，規則第10条第３項に基づき編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，60単位を限度とする。

なお，授業科目区分ごとの認定単位の最高限度は，次のとおりとする。

(1)	教 養 原 論		16単位
(2)	外国語科目	英語	６単位
		その他の外国語	６単位
(3)	情 報 科 目		３単位
(4)	健康・スポーツ科学		４単位
(5)	専 門 科 目		27単位

第 ４ 条　既修得単位の認定をうけようとする者は，入学した年度の指定の期日までに，次の書類を学部長に提出しなければならない。

(1)　申請書（本学部所定の書類）

申請授業科目は認定単位の最高限度内に限る。

(2)　卒業証明書又は退学証明書

(3)　成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

第 ５ 条　認定試験は，申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第 ６ 条　認定された授業科目の単位数については，規則第10条第３項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお，成績の表示は「認定」とする。

14　編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取り扱い（申し合わせ）

（平成11年11月12日教授会決定）

編入学時に認定した単位は，その学生が退学した場合，又は除籍された場合は無効とする。このことについては，単位認定通知時に当該学生に周知徹底することとする。

15　工学部学生の試験における不正行為に関する申し合わせ

（平成９年２月７日教　授　会　決　定）
（平成９年２月７日工学系分科会決定）
（平成22年２月19日運営会議決定）
（平成22年12月３日運営会議決定）

工学部学生（以下「学生」という。）が，不正受験をしたときは，次のとおり取り扱うものとする。

１．学生が工学部授業科目において不正受験をしたときは，監督者は当該学生に事実確認書を提出させるとともに，反省を促すものとする。
２．教授会は，前項の不正受験をした学生に対しては，次の処置をとるものとする。
(1)　工学部授業科目については，当該学期のすべての授業科目にかかわる成績を無効とする。
ただし，当該学科の判断により，次の授業科目については，成績を認めることがある。
実験，実習，演習，論文講読，卒業研究
(2)　全学共通授業科目及び他学部等科目については，当該学期に履修したすべての授業科目の成績を無効とする。

この申し合わせは，平成22年度から自然科学研究科（工学系専攻），工学研究科，システム情報学研究科の学生にも適用する。

16 工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科において開講する授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申合せ

平成 25 年 12 月 6 日　工学研究科運営会議
平成 25 年 12 月 13 日　システム情報学研究科教授会
決定

（趣旨）

１．この申合せは「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ（平成 25 年 10 月 23 日全学教務委員会決定）に基づき，工学部，工学研究科及びシステム情報学研究科（以下「開講部局」という。）において開講している授業科目の成績評価に対する申し立てについて定める。

（申し立ての理由）

２．学生は受講した授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，開講部局の長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

３．成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として３週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，工学研究科教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

４．申し立てを受けた授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに工学研究科教務学生係を通じ，回答を行うものとする。
また，その結果については，授業担当教員等が書面により開講部局の長に報告することとする。

17　神戸大学ＥＳＤコース実施要領

（趣旨）

第１　神戸大学発達科学部，文学部，経済学部，農学部，国際文化学部，工学部及び医学部（以下「７学部」という。）に各学部規則等の規定により神戸大学ＥＳＤ（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き，その実施に関し必要な事項を定める。

（設置目的）

第２　コースは，各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して，持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

（授業科目名及び単位数）

第３　コースにおける授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等については，別表第１のとおりとする。

（履修申請）

第４　履修の対象となる学生は，７学部に所属する学生とし，「神戸大学ＥＳＤコース履修申請書」を所属学部の教務担当係に所定の期日までに提出するとともに，履修登録を行うものとする。

（修了要件）

第５　コースを修了しようとする学生は，別表第２に定めるところに従い，14単位以上を修得しなければならない。

（修了認定証の授与）

第６　コース修了の認定は，当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

２　修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

３　修了認定証は，原則として学位記授与式の日に交付する。

（雑則）

第７　この要領に定めるもののほか，コースの実施に関し必要な事項は，７学部が協議して定める。

附　則

この要領は，平成20年４月１日から実施する。

この要領は，平成23年４月１日から実施する。

この要領は，平成24年４月１日から実施する。

この要領は，平成25年４月１日から実施する。

この要領は，平成26年４月１日から実施する。

別表第１　授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授 業 科 目 名	単位数	開講時期	開講学部等
基礎科目	ＥＳＤ基礎（持続可能な社会づくり）	2	１年次前期	全学共通教育部
	実践農学入門	2	１年次通年	農学部
	総合科目Ⅰ（ＥＳＤ論）	2	１年次後期	全学共通教育部
関連科目	生涯スポーツ論	2	１年次後期	発達科学部
	子どもの発達	2	２年次前期	発達科学部
	自然教育論	2	２年次前期	発達科学部
	健康行動科学	2	２年次前期	発達科学部
	場所の文化史	2	２年次前期	発達科学部
	生活空間計画論１	2	２年次前期	発達科学部
	生活環境緑化論１	2	２年次後期	発達科学部
	感性表現論２	2	３年次前期	発達科学部
	国際開発論	2	３年次前期	発達科学部
	環境植物生態学	2	３年次前期	発達科学部
	エコロジー論	2	３年次前期	発達科学部
	メディア論	2	３年次後期	発達科学部
	生涯発達心理学	2	３年次前期	発達科学部
	環境人文学講義Ⅰ	2	２年次前期	文　学　部
	環境人文学講義Ⅱ	2	２年次後期	文　学　部
	環境NPO実践論	2	２年次前期	経 済 学 部
	社会コミュニケーション入門	2	２年次後期	経 済 学 部
	経済地理学	2	２年次後期	経 済 学 部
	農と植物医科学入門	2	１年次前期	農　学　部
	熱帯有用植物学	2	１年次後期	農　学　部
	森林環境学入門	2	１年次後期	農　学　部
	食料生産管理学	2	２年次前期	農　学　部
	森林生態学	2	２年次前期	農　学　部
	植物栄養学	2	２年次後期	農　学　部
	森林保護学	2	３年次前期	農　学　部
	ガヴァナンス論	2	２年次前期	国際文化学部
	バイオエシックス	2	２年次後期	国際文化学部
	地球環境論	2	１年次前期	工　学　部
	水文学	2	３年次前期	工　学　部
	国際関係論	2	３年次前期	工　学　部
	都市地域計画	2	３年次前期	工　学　部
	合意形成論	2	３年次後期	工　学　部
	国際保健	2	２年次後期	医学部（保健学科）
	災害保健	2	３年次前期	医学部（保健学科）
	阪神・淡路大震災	2	１年次前期	都市安全研究ｾﾝﾀｰ
	総合科目Ⅰ（ボランティアと社会貢献活動）	2	１年次後期	キャリアセンター
総合実践科目	ＥＳＤ実践論	2	３年次後期	発達科学部
フィールド演習科目	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境発達学）	2	２年次前期	発達科学部
	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境人文学）	2	２年次前期	文　学　部
	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境経済学Ⅰ）	2	２年次前期	経 済 学 部
	ＥＳＤ演習Ⅰ（兵庫県農業環境論）	2	２年次後期	農　学　部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境発達学）	2	２年次後期	発達科学部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境人文学）	2	２年次後期	文　学　部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境経済学Ⅱ）	2	２年次後期	経 済 学 部
	ＥＳＤ演習Ⅱ（実践農学）	2	３年次通年	農　学　部
	ＥＳＤ演習Ⅰ（初期体験実習）	2	１年次前期	医学部（保健学科）
	ＥＳＤ演習Ⅱ（IPW統合演習）	2	４年次後期	医学部（保健学科）

別表第２　修了要件

授業科目区分等	授 業 科 目 名	単位数	必要単位数	備 考
基礎科目	ＥＳＤ基礎（持続可能な社会づくり）	2	2	
	実践農学入門	2		
	総合科目Ⅰ（ＥＳＤ論）	2	2	
関連科目	生涯スポーツ論	2	6	自学部開講科目及び他学部開講科目２単位以上を修得
	子どもの発達	2		
	自然教育論	2		
	健康行動科学	2		
	場所の文化史	2		
	生活空間計画論１	2		
	生活環境緑化論１	2		
	感性表現論２	2		
	国際開発論	2		
	環境植物生態学	2		
	エコロジー論	2		
	メディア論	2		
	生涯発達心理学	2		
	環境人文学講義Ⅰ	2		
	環境人文学講義Ⅱ	2		
	環境NPO実践論	2		
	社会コミュニケーション入門	2		
	経済地理学	2		
	農と植物医科学入門	2		
	熱帯有用植物学	2		
	森林環境学入門	2		
	食料生産管理学	2		
	森林生態学	2		
	植物栄養学	2		
	森林保護学	2		
	ガヴァナンス論	2		
	バイオエシックス	2		
	地球環境論	2		
	水文学	2		
	国際関係論	2		
	都市地域計画	2		
	合意形成論	2		
	国際保健	2		
	災害保健	2		
	阪神・淡路大震災	2		
	総合科目Ⅰ（ボランティアと社会貢献活動）	2		
総合実践科目	ＥＳＤ実践論	2		フィールド演習科目 4 単位修得者が対象
フィールド演習科目	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境発達学）	2	4	
	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境人文学）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅰ（環境経済学Ⅰ）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅰ（兵庫県農業環境論）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境発達学）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境人文学）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅱ（環境経済学Ⅱ）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅱ（実践農学）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅰ（初期体験実習）	2		
	ＥＳＤ演習Ⅱ（IPW統合演習）	2		
			１４	

（別紙）

第　　号

神戸大学ＥＳＤコース修了認定証

氏　　名
生年月日

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学ＥＳＤ（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）コースの所定の単位を修得したので同コース修了者と認定する

平成○○年○○月○○日

国立大学法人 神戸大学

○○○学部長

Ⅵ　授業の概要について

1　工学部の教育理念

（1）工学部の教育について

大学は，学校教育法により「**学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を発展させることを目的とする。**」と定められている。ここでは将来の社会人として，広い視野に立つことのできる教育を受けるとともに，専門の領域において深く学問を追究し，知的で道徳的でかつ応用的な能力を高めることが要求されており，その目的を達成するために学部がおかれている。

工学部は，自然科学の中で基礎から応用に至る広範囲な領域の教育と研究を行っている学部である。工学の研究はその成果を社会に還元してゆくべきものであって，工学部ではサイエンスとしての基礎研究を推進すると共に，社会に役立つ応用研究を目指した複眼的な視野を持つ研究者・技術者の育成を目指している。こうした観点から工学部では，将来国際的な場において活躍することができ，社会に貢献し得る有用な技術者，あるいは新たな科学技術分野を開拓する研究者を養成することを念頭に置いた教育を行っている。

ところで最近の科学技術の発展は目を見張るものがある。高度化はいきおい専門分野を細分化し，工業を中心とした産業構造も変化してきた。このような社会の変化に対応する形で，工学部は以前に設立時の5学科から11学科に学科を増設し，社会的要請に応える努力を続けてきた。しかし工業分野の進化はさらに急で，学際的・先端的な分野への展開が進む一方で，それらを総合する能力を持った人材が求められるようになってきた。このような変化に対応するために，工学部では，教育体制をより幅が広く基礎的でかつ総合的な知識を有し，かつ最新の各種の科学技術への応用が可能な能力を持った学生を教育することを目的として，平成4年度に元の11学科を統合して大きな単位の5大学科に再編成し，抜本的に教育組織を改革するとともに，教員の組織である講座を規模の大きな講座へと改組して，教育研究においてより幅広い展開を可能にする体制にした。さらに平成19年度からは，建設学科を市民工学科と建築学科に改組して6大学科から成る新たな工学部の体制が整うこととなった。

また，全学の教員が一般教育の責任を分担した教育体制を確立するために，4年一貫教育を行うこととして，1年生入学時から専門の教育を受けられるようにするとともに，社会人としてより広い教養を身につけるために，ある程度大学の教育に慣れてきた2年生から，他学部の専門分野を主とした全学共通授業科目を受講できることにした。特に本学部は平成4年度から全学に先駆けてこの教育方法を採り入れ，先導的役割を果たしてきた。社会と結びついた科学技術である工学という分野は，専門の知識だけではなく，幅の広い人道的な素養を特に必要とするものである。諸君がこの全学共通授業科目の履修で工学以外の分野を学ばれることに大きな期待を持っている。

本学では，諸君が大学における講義や演習に出席して勉強するだけでなく，教室以外でも十分な復習や予習をすることを可能とするため，1年間に履修し取得することが可能な単位数に制限を設けている。この趣旨を十分理解して，勉学に励んでいただきたい。ただし成績優秀者に対しては，この制限を越えて履修し，より多くの単位を取得すること，また早期に卒業することも可能としている。いずれにせよ，諸君の勉学に対する意欲と努力が大学生活を真に有意義なものとすることに変わりは無い。

最近の工学部の顕著な傾向は，学部学生の大学院進学希望者が多いことである。本学ではそのことに配慮して，5年制の大学院工学研究科（平成19年度からは従来の自然科学研究科を工学研究科等へ改組）（博士課程）を設置し，また，平成22年４月には大学院工学研究科から情報知能学専攻を独立させシステム情報学研究科（博士課程）を設置し，その内容を充実させている。この内2年の前期課程を修了した段階で修士の学位を，また3年の後期課程を修了し学位論文を提出して審査に合格した段階で博士の学位を授与している。この大学院には学部の4年生修了者だけでなく，3年生からのいわゆる飛び級による受験も可能であり，社会人の入学への道も開かれている。また前期課程2年・後期課程3年を短縮して修士及び博士の学位を取得できる道もある。

本学部では，諸君がより高度な教育を受けることができ，世界的レベルの研究を行うことが可能な体制を整備することに努力している。この授業要覧を参考にして，大学生活が充実したものになることを心から期待している。

（２）工学部の学位授与に関する方針

神戸大学工学部は，各学科の専門分野について幅広い知識及び学際的視点を有する人材，特に複眼的視野を有する創造性豊かな人材を養成することを目指している。この目標達成に向け，本学部では，教育課程を通じて授与する学位に関して，国際的に卓越した教育を保証するため，以下の方針に従って当該学位を授与する。

○ 工学部規則に定める卒業に必要な単位を修得する。

○ 卒業までに，本学部学生が，それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

「人間性」

高い倫理性を身につけ，科学技術が社会へ及ぼす影響について理解し適切に行動できる能力を備える。

「創造性」

設立以来の伝統である自由闊達な気風を継承し，創造的に問題を解決する能力を備える。

「国際性」

海外と幅広く交流し，異文化をより深く理解する。多様な文化・価値観の中で個性を発揮する能力を備える。

「専門性」

高度な専門知識と幅広い見識を持ち，研究・開発の主導的推進および管理運営ができるエンジニアやマネージャとして，広い視点から課題にアプローチできる基礎学力，応用力，創造力を兼ね備える。

各学科における具体的な学習目標は次のとおりである。

＜建築学科＞

人間生活の基盤である住宅及び建築施設を創造するために必要な「計画」・「構造」・

「環境」という建築の基礎的学問領域の知識を習得し，これらを総合して現実的課題に対応する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を身につける。

＜市民工学科＞

土木工学を基盤とする.環境と調和した安全・安心な市民社会の創生に係る教育を通して，21 世紀の市民社会が必要とするパブリックサービスの担い手となるための基礎的な知識並びに広い視野，高い創造思考力，課題解決能力，コミュニケーション能力及び倫理観を身につける。

＜電気電子工学科＞

幅広い知識と教養を備えるとともに，電子物理工学及び電子情報工学に関する基礎から応用までの専門的な知識を身に付け，電気電子工学の将来の展開に柔軟に対応できる能力を身につける。

＜機械工学科＞

産業および科学技術の高度化の基盤となる機械工学に関する各種力学や材料学などの基礎知識を現象の力学的理解のもとで体系的に身につけ，熱流体エネルギー，材料物理，設計生産などの各専門分野において，持続可能社会の実現に必要な専門的知識と高度な問題解決能力および研究開発能力の基礎を身につける。

＜応用化学科＞

将来の科学技術および基幹産業の基盤となり，人類社会の持続的な発展を実現するために必要な物質化学と化学工学の素養からなる応用化学に関する専門的な知識とそれを支える基礎知識および高度な研究開発能力の基礎を身につける。

＜情報知能工学科＞

次世代情報化及び知能化システムの実現のために必要な情報知能工学に関する基礎知識，先進的・学際的な専門的知識，高度な研究開発能力並びに高度情報化社会の様々な技術問題の解決に必要な能力を身につける。

（３）工学部の教育組織

学科	講　　座	教育研究分野
建築学科	空間デザイン	建築・都市デザイン
		住宅・コミュニティデザイン
		構造デザイン
		建築マネージメント
	建築計画・建築史	建築史・歴史環境論
		地域・住宅計画
		建築・都市安全計画
	構　造　工　学	構造性能工学
		構造制御工学
		構造システムエ学
	環　境　工　学	音・光環境計画
		熱・空気環境計画
		都市環境・設備計画
市民工学科	人間安全工学	構造安全工学
		地盤安全工学
		交通システム工学
		地盤防災工学
		地震減災工学
		流域防災工学
	環境共生工学	環境流体工学
		水圏環境工学
		地圏環境工学
		広域環境工学
		都市保全工学
		都市経営工学
電気電子工学科	電　子　物　理	メゾスコピック材料学
		フォトニック材料学
		量子機能工学
		ナノ構造エレクトロニクス
		電磁エネルギー物理学
	電　子　情　報	集積回路情報
		計算機工学
		通信情報
		アルゴリズム
		知的学習論

学科	講　　座	教育研究分野
機械工学科	熱　流　体	応用流体工学
		混相熱流体工学
		エネルギー変換工学
		エネルギー環境工学
	材　料　物　理	固体力学
		破壊制御学
		材料物性学
		表面・界面工学
	設　計　生　産	複雑系機械工学
		機械ダイナミックス
		コンピューター統合生産工学
		知能システム創成学
		創造設計工学
応用化学科	物　質　化　学	物質創成科学
		物質制御工学
		物質機能化学
	化　学　工　学	反応・分離工学
		プロセス工学
		生物化学工学

※　情報知能工学科については，システム情報学研究科教員が兼務。

（４）履修に関する諸規則等について

学生諸君にとって修学上関係の深い諸規則については，下記のとおりです。この冊子の目次を見て，必読してください。

(1) 教学規則

(2) 共通細則

(3) 大学教育推進機構規則等

①大学教育推進機構規則（抄）

②全学共通授業科目の履修方法に関する申し合わせ

③全学共通授業科目履修規則

④全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規

⑤全学共通授業科目の追試験に関する内規

⑥全学共通授業科目の協定に基づき留学する学生の期末試験の取扱いに関する申し合わせ

(4) 工学部規則

(5) 修学上に関する工学部内規等

①再試験制度について

②定期健康診断の受検に関する申し合わせ

③交通機関の運休，台風等の場合における授業，学期末試験の取扱いについて

④履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

⑤早期卒業の認定基準に関する内規

⑥早期卒業に関する学科別認定基準等について

⑦3年以上在学する学生の工学研究科及びシステム情報学研究科入学資格等について

⑧神戸大学工学部と明石工業高等専門学校との相互履修について

⑨神戸大学工学部と放送大学との間における単位互換について

⑩外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせについて

⑪転部に関する申し合わせ

⑫転科に関する申し合わせ

⑬既修得単位の認定に関する内規

⑭編入学者で退学した者又は除籍された者の認定単位の取扱い（申し合わせ）

⑮工学部学生の試験における不正行為に関する申し合わせ

(6) その他の工学部周知事項

①工学部学生の心得

（５）授業科目の履修等について

１ 授業料目，授業科目の区分及び履修について

本学部の授業科目は工学部規則に定められており，各授業科目の年次配当については各学科の「履修科目一覧」に掲載しています。なお，授業科目の区分は次のとおりです。

⑴ 共通科目

①教養原論

学生は，教養原論の授業科目の中から8科目16単位を修得しなければなりません。教養原論は，1，2年の前期と後期に開講します。

②外国語科目

外国語科目は，以下の区分からなります。

・外国語第Ⅰ：英語

・外国語第Ⅱ：独語，仏語，中国語，ロシア語

・外国語第Ⅲ：独語，仏語，韓国語，スペイン語，イタリア語

外国語第Ⅱ及び外国語第Ⅲについては，学科により履修することのできる科目が異なりますので，詳細は158～160ページの「全学共通授業科目の履修科目一覧表」を参照すること。

③情報科目

情報科目は情報基礎と情報科学からなりますが，このうち情報基礎は全学科の必修科目，情報科学は建築学科，市民工学科，電気電子工学科及び機械工学科の選択科目です。

④健康・スポーツ科学

健康・スポーツ科学は，健康・スポーツ科学講義，健康・スポーツ科学実習Ⅰ及び健康・スポーツ科学実習Ⅱからなります。このうち，健康・スポーツ科学実習Ⅰは全学科の必修科目です。他２科目は，全学科の選択科目です。

⑤その他必要と認める科目

その他必要と認める科目は，学生の自主的な学習に応える科目です。

(2) 専門科目

専門科目は，各学科においてそれぞれ定められており，必修科目，選択必修科目及び選択科目からなります。

(3) 外国人留学生のための日本語科目

外国人留学生が，日本語科目を修得したときは，外国語の修得単位数に算入することができます。（「外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申し合わせ」を参照してください。）

(4) 全学共通授業科目（履修申請コードU）と工学部授業科目（履修申請コードT）

授業科目の区分は，上記(1)～(3)に示したとおりですが，規則上から説明すると，大学教育推進機構により開講される全学共通授業科目と工学部により開講される工学部授業科目に分かれます。

全学共通授業科目は，神戸大学全学共通授業科目履修規則に定められた授業科目の中から，本学部の教育上，必要な授業科目を選んだものであり，上記の「(1)共通科目」，「(2)専門科目」の一部及び「(3)日本語科目」からなります。

工学部授業科目は，文字どおり工学部により開講される授業科目で，上記「(2)専門科目の大部分」からなります。

なお，内規等については，後で個々に説明しますが，全学共通授業科目に適用されるものと工学部授業科目に適用されるものとの２本立てとなっていますので，十分に注意してください。

2　履修要件

学生は，それぞれの学科において定められた区分に従って，単位を修得しなければなりません。各学科の「履修上の注意」の項を参照してください。

3　履修登録・確認の手続きについて

科目の履修に際しては，学科毎に記載されている「履修科目一覧表」及び毎学期始めに配付する「授業時間割表」により，教学委員・指導教員等の指示に従い履修科目を十分に検討した上，毎学期指定された期間内にＷＥＢにより履修登録・確認を行わなければなりません。（教養原論については，１年次の後期以降は抽選登録をしなければなりません。登録期間等詳細は掲示にてお知らせします。）

なお，履修登録されていない授業科目は，たとえ履修・受験しても無効であり，登録されている授業科目でも異なる教員の授業科目を履修・受験した場合も無効です。

また，他学部の講義を履修しようとする場合は，受講許可カードが必要ですので，開講学部等で曜日時限を確認し，工学部の教務学生係に申し出てください。

4　学期末試験等について

①学期末試験は，各学期に設定されている補講又は定期試験実施期間に実施しますが，授業担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また，学期末試験を実施せずに，平常の成績，レポート等をもって学期末試験の代わりとする場合もありますので，授業担当教員の指示に従ってください。

レポートをもって試験に代えるときは，提出期限を厳守してください。

試験は，あらかじめ履修登録をした授業料目のみ受験することができます。

学期末試験時間割表及び試験室の指定は，その都度掲示等をしますので注意してください。

②試験に関する注意

イ．試験室にて不正行為のあるときは，直ちに厳重なる処罰をします。

ロ．試験開始20分間は，受験者の退室を認めません。

ハ．試験開始20分を経過した後は，受験者の入室を認めません。

ニ．答案用紙は，答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してくだい。

ホ．答案用紙に他事記載を禁じます。もし，これを記載したときは不利益を受けることがあります。

ヘ．試験に不必要なものは，一切鞄類の中へしまうか，又は所定の場所へ置いてください。

ト．一旦退室した者は，いかなる理由によるも，受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

チ．携帯電話等の通信機器を時計もしくは電卓の代わりに使用することは一切認めませんので，必ず電源を切った上で鞄等の中へしまっておいてください。

試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いている場合は，不正行為とみなしますので注意してください。（なお，試験時間中にかばん等の中で着信音やマナーモードの振動音等が発生した場合は，監督者が本人の了解を得ずにかばん等を試験室外に持ち出すことがあります。）

なお，全学共通授業科目の試験については，別途指示がありますので注意してください。

③追試験について

試験に欠席した者の追試験は行いません。ただし，全学共通授業科目については，一定の条件を満たした場合に限り行うことがあります。（「神戸大学全学共通授業科目の追試験に関する内規」を参照してください。）

④再履修について

単位を修得しようとする授業科目で不合格になったときは，次の学期以降に改めて履修登録の上，履修（再履修）し受験しなければなりません。

ただし，全学共通授業科目（共通専門基礎科目）については，一定の条件を満たした場合に限り，再履修せずに当該学期に同一科目の試験を再受験できる制度があります。

（「神戸大学全学共通授業科目の再受験資格制度に関する内規」を参照してください。）

なお，全学共通授業科目（共通専門基礎科目）以外の工学部専門科目については，定期試験における不合格者のうち，所定の基準を満たした者に対し「再試験」が実施されることがあります。（「再試験制度について」を参照してください。）

5　学業成績について

成績は，授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末に実施する試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。なお，一度修得した単位を取り消すことはできません。

なお，標語及び基準は次のとおりです。

評語	評　語　基　準
秀	90点　～　100点
優	80点　～　90点未満
良	70点　～　80点未満
可	60点　～　70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

6　授業教室について

授業は，入学した年度の１年間は，主に鶴甲第１キャンパスの教室で行いますが，一部の授業は工学部キャンパスの教室を使用します。鶴甲第１キャンパスの教室配置図は，別途配付する「学生生活案内」を，工学部キャンパスの教室配置図はこの冊子の「神戸大学校舎配置図」を参照してください。

（6） 資 格 取 得 の 要 件 に つ い て

○安全管理（労働安全衛生規則）　（主務官庁・厚生労働省）

工学部卒業生で，2年以上の産業安全に関する実務経験および安全管理者選任時研修を修了した者は，安全管理者に就任できる。

○エネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化に関する法律）　（主務官庁・経済産業省）

エネルギー管理士免状には，次の2通りの取得方法があります。

1．国家試験による取得

財団法人省エネルギーセンターが毎年8月に行うエネルギー管理士試験に合格すること。特に受験資格に制約はありませんが，受験の前後にエネルギーの使用の合理化に関する1年以上の実務経験が必要です。

2．認定研修による取得方法

財団法人省エネルギーセンターが毎年12月に行うエネルギー管理研修を受講し，修了すること。（修了試験に合格すること。）ただし，エネルギー管理研修を受けるためには，研修申込時までにエネルギーの使用に関する合理化に関する3年以上の実務経験が必要です。

○建築士（建築士法）　（主務官庁・国土交通省）

一級建築士試験の受験資格は，大学において，国土交通大臣の指定する建築士試験指定科目のうちから，必要な単位を修得して卒業した後，設計・工事監理，建築確認，一定の施工管理等，設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる２年以上の実務の経験を有する者となっています。

二級および木造建築士試験の受験資格は，大学において，国土交通大臣が指定する建築士試験指定科目のうちから，必要な単位を修得して卒業した者となっています。

○測量士（測量法）　（主務官庁・国土交通省）

市民工学科の卒業生で，測量に関する授業科目を修得した者は，卒業後1年以上測量に関する実務に従事した場合は，願い出により測量士の資格を受けることができます。

市民工学科の卒業生で，測量に関する授業科目を修得した者は，願い出により測量士補の資格を受けることができます。

○技術検定　（主務官庁・国土交通省）

1級技術検定の受検資格は，市民工学科を卒業した後，受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者となっている。

２級技術検定の受検資格は，市民工学科を卒業した後，以下の条件を満たす者となっている。

建設機械施工…受検しようとする種別に関する６月以上の実務経験を含む１年以上の実務経験を有する者

土木及び建築施工管理…受検しようとする種別に関し１年以上の実務経験を有する者

(国土交通大臣が指定する種別)

その他の種目及び種別

「学科試験」…市民工学科を卒業した者又は卒業見込みの者のうち，別途指定された科目から１５単位以上取得した者

「実地試験」…受検しようとする種目（種別）に関し１年以上の実務経験を有する者

○電気主任技術者（電気事業法）　（主務官庁・経済産業省）

第1種電気主任技術者免状取得資格は，電気電子工学科において，電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項の各号の科目を修めて卒業（大学院においては修了以下同じ。）し，5万ボルト以上の電気工作物の工事，維持又は運用の実務経験が，卒業前の経験年数の2分の1と卒業後の経験年数との和で5年以上あること。

○陸上無線技術士国家試験（無線従事者規則）　（主務官庁・総務省）

電気電子工学科の卒業生で，在学中に所定の単位を修得した者は，第1級陸上無線技術士国家試験を受験する際，「無線工学の基礎」を免除されます。（ただし，卒業の日から3年以内に限ります。）

○電気通信主任技術者試験（電気通信主任技術者規則）　（主務官庁・総務省）

電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は，電気通信主任技術者試験を受験する際，試験科目の内，電気通信システムの試験が免除されます。

○第二種電気工事士（電気工事士施行規則）　（主務官庁・経済産業省）

電気電子工学科在学中に所定の単位を修得した者は，第二種電気工事士試験を受験する際，試験科目の内，筆記試験が免除されます。

○自動車整備士（自動車整備士技能検定規則）　（主務官庁・国土交通省）

機械工学科卒業生は，上記規則により，自動車の整備作業に関し6か月以上の実務経験を有していれば三級自動車整備士の受験資格ができます。

○ボイラー技士（ボイラー及び圧力容器安全規則）　（主務官庁・厚生労働省）

機械工学科卒業生で，在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ，卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経たものは，特級ボイラー技士免許試験を受験できます。

機械工学科卒業生で，在学中ボイラーに関する科目を修得した者でかつ，卒業後ボイラーの取扱いについて1年以上の実地修習を経たものは，一級ボイラー技士免許試験を受験できます。

○危険物取扱者（消防法）　（主務官庁・各都道府県）

応用化学科卒業生，もしくは化学に関する授業科目を１５単位以上修得した者であれば，甲種危険物取扱者試験を受験できます。

（７） 「ＧＰＡ」について

神戸大学では，「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し，「単位の実質化」を進めるため，平成 24 年度入学生(＊)から「ＧＰＡ（Grade Point Average）」を通知することになりました。

（＊ 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。）

1 ＧＰＡについて

「ＧＰＡ」とは，下記「成績評価基準」（秀，優，良，可，不可）に基づいて評価した成績の単位数に，それぞれのＧＰ（Grade Point）を掛けて合計したものを，履修登録を行った単位数の合計で割って計算した，１単位あたりのＧＰ平均値（Average）です。

「成績評価基準」

評語名（和文）	評語名（英文）	最小点	最大点	ＧＰ
秀	S	90	100	4
優	A	80	89	3
良	B	70	79	2
可	C	60	69	1
不可	F	0	59	0

※「可」以上が合格となり，単位が取得できる。

2 ＧＰＡ計算式について

$$ＧＰＡ＝\frac{［履修登録した科目の単位数×当該科目のＧＰ］の合計}{履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）}$$

(1) 履修登録した科目のうち，ＧＰＡ計算式に入らない科目があります。
① 成績を「合格」で評価する科目
② 他大学等で単位修得し，神戸大学が「認定」とした科目
③ 履修取り消しをした科目（以下「3　履修取消制度について」参照）
④ 資格免許のための科目
⑤ 工学部で指定した科目（詳細は別途掲示等でお知らせします。）

(2) 再履修をした場合，過去の「不可」の成績は，原則としてＧＰＡ計算式に入りません。
・「不可」（不合格）と成績評価された科目を，再び履修登録した場合，再履修した時の「不可～秀」（ＧＰ=０～４）の成績がＧＰＡ計算式に入り，当該科目について過去に付いた「不可」（ＧＰ=０）の成績が，再履修した学期以降のＧＰＡ計算式から除外されます。ただし，過去に計算されたＧＰＡ（学期）の値は変更されません。

※工学部の専門科目（履修申請コードが「T」で始まる科目）については，再履修をして合格した場合，過去の「不可」もＧＰＡ計算式に算入されます。

3 履修取消制度について

○ 学期初めに履修登録を行った科目について，途中で履修を中止したい場合，学期毎に設けられる履修取消期間中に，履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕
前期：　５月１８日～　５月３１日
後期：　１１月１７日～１１月３０日

・ 履修登録や履修取消は，原則として学生自らが「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で行います。

○ 取り消した科目は，「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき，ＧＰＡ計算式に入りません。

○ 履修取消期間中に取り消さなかった科目は，成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合，成績評価は「不可」（不合格）となり，ＧＰＡ計算式に入りますので，注意してください。

○ 取り消した科目も「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」（＊）の単位数に入ります。

・ 履修登録前までに，各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し，年間の履修計画をしっかりと立てた上で，履修登録と履修取消を行ってください。

（＊「履修登録単位の上限（ＣＡＰ制）」とは，年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については，所属学部・研究科毎にお知らせします。）

○ 取り消した科目は，履修取消期間終了後，その学期中に再び受講（履修）することはできません。

○ 通年開講科目は，前期でも後期でも取消が可能ですが，前期に取り消した場合，後期に再び履修登録することはできません。

※ 修学上の理由から，「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については，所属学部・研究科毎にお知らせします。

4　ＧＰＡの通知について

○ 学期毎に成績評価と「ＧＰＡ」が通知されます。併せて「科目ＧＰ（単位数×ＧＰ）」と「ＧＰＡ（学期）」も通知されます。

○ 通知されたＧＰＡにより，学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し，学習成果の指標とすることができます。

・成績評価とＧＰＡは，学生自ら「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）で確認できます。

例えば，下記の成績照会画面（例）では，ＧＰＡは「2.58」です。2013 年度前期のＧＰＡは「2.50」でしたが，2013 年度後期のＧＰＡは「2.67」でしたので，後期の成績評価（平均）が，前期の成績評価（平均）より上昇したことがわかります。

5　成績紹介画面（例）：「うりぼーネット」（Ｗｅｂ）単位修得状況照会

■ＧＰＡ

ＧＰＡ	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日
2.58	98	38	2014 年 3 月 15 日

■ＧＰＡ（学期）

年度	前期				後期			
	ＧＰＡ（学期）	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日	ＧＰＡ（学期）	科目ＧＰ合計	計算単位数	計算日
2013 年度	2.50	50	20	2013 年 9 月 15 日	2.67	48	18	2014 年 3 月 15 日

No	区　分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科　目ＧＰ	合否
1	全学共通授業科目	教養原論		○○○○○	2	2013	前期	優	6.0	合

※ＧＰＡは小数第３位を四捨五入して表示されます。

２　全学共通授業科目

（１）全学共通授業科目とは

全学共通授業科目とは，本学の教学規則に定める教育課程のうち教養教育に相当する教養原論，外国語科目，情報科目，健康・スポーツ科学，共通専門基礎科目などの科目で，各学部単独では実施することが困難な全学に共通する授業科目をいいます。

具体的な授業科目名は「神戸大学全学共通授業科目履修規則」によりますが，時間割コードが「U」で始まる科目を指します。

（２）全学共通授業科目を担当する組織

大学教育推進機構全学共通教育部

大学教育推進機構は，大学教育推進部，全学共通教育部，グローバル教育部及び大学教育支援研究推進室からなり，そのうちの全学共通教育部が全学共通授業科目の企画・運営を行っています。

また，全学共通教育部の教務関係業務は学務部教育推進課共通教育グループ（鶴甲第１キャンパス）が担当しています。

教育推進課共通教育グループ

教育推進課共通教育グループでは，主に次の業務を取り扱っています。

１　全学共通授業科目に関すること全般
- 教養原論等の抽選登録
- 試験（定期期末試験・再試験・追試験・留学に伴う繰り上げ試験）

２　大学教育推進機構全学共通教育部が管理する教室の使用に関すること

３　全学共通授業科目における授業中の事故，盗難，拾得物に関すること

（３）全学共通授業科目に関する通知・連絡

全学共通授業科目に関する通知・連絡は，主に全学共通教育部掲示板（鶴甲第１キャンパスK棟１階）により行いますので，日頃から確認するように心がけてください。

また，大学教育推進機構ホームページや教務情報システム「うりぼーネット」掲示板に併せて掲載する場合もあります。

全学共通教育部掲示板

事務室前の掲示板には，主に全学部学生への連絡事項を掲載しており，フロア内の所属学部別掲示板には，特定の学部学生への連絡事項や所属学部からの連絡事項を掲載しています。（国際文化学部用の掲示板はE棟になります。）

休　講　情　報

休講掲示板はK棟１階とA棟地階に設置しており，当日から３日分の休講情報を掲載しています。

また，教務情報システム「うりぼーネット」からは，全ての休講情報について確認ができます。（携帯電話からも閲覧可）

大学教育推進機構ホームページ

学年暦，時間割，履修・抽選登録，期末試験などに関する情報は大学教育推進機構ホームページにも掲載しています。

教務情報システム「うりぼーネット」掲示板

授業に関する情報のほかに学生呼出やお知らせを掲載することがあります。

＜各Ｗｅｂページの ＵＲＬ＞

大学教育推進機構ホームページ

http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/index.html

全学共通教育部ホームページ

http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.htm

教務情報システム「うりぼーネット」

https://kym.kobe-u.ac.jp/kobe-u/campus

携帯電話からの休講情報

https://mob-kym.kobe-u.ac.jp/kobe-m/campus

（４）全学共通授業科目の教育目標

教養原論	教養教育は，諸科学・芸術の創造的な発展とその全般的展望の中で学生が専攻する専門分野とそれ以外の分野との関係や，その位置づけについての理解を深めるとともに，幅広い視野から事象を総合的・学際的に捉えることによって，知的活動の基盤となる主体的・実証的に学ぶ態度を育成することを目標とする。 本学における教養教育の根幹をなす教養原論は，「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と社会」「経済と社会」「数理と情報」「物質と技術」「生命と環境」「総合教養」という分野に６９科目の講義を設けており，総合大学の利点を活かして，さまざまな分野の教員が授業を担当している。
外国語科目	外国語科目は，高等学校までの外国語教育の基礎のうえに，国際化に対応できる外国語のコミュニケーション能力の育成と幅広い国際的な文化理解を深めることを目標とする。 外国語第Ⅰ（英語）のねらいは，グローバルな情報化社会にあって，日常的，専門的ニーズに即応するための英語の水準に到達すること，学生自身の専門に関連する知識に即して英語を自由に活用するとともに，自己の専門領域だけでなく，国際社会で通用する幅広い教養を習得することにある。 外国語第 II は，「英語プラスもうひとつの外国語」という国際化時代の要請に応えるために，独語，仏語，中国語，ロシア語のいずれかについて，初級から中級までのコミュニケーション能力を学生が身につけ，これらの言語を母国語とする社会と異文化への関心と理解を深めることを目標とする。 選択科目として，外国語第 III（韓国語，スペイン語，イタリア語）を設け，より広範な外国語についての知識と理解を深めることを目標とする。独語，仏語については，外国語第 III としても履修ができるようにして，主要ヨーロッパ言語への理解の増進を目指す。
情報科目	コンピューターとネットワークによるコミュニケーションが必須とさせる高度情報化社会において，学生はコミュニケーション技術や情報処理・情報収集・発信技術など，有効なコンピューターの利用方法を学ばなければならない。また，情報に関する正しい認識と取り扱い方の理解も不可欠である。情報科目は，コンピューターの操作技術を修得し，情報とその取り扱いに関する正しい判断力を養い，学生がコンピューターを勉学に活用できる能力を身につけることを目指す。
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学は，身体と健康に関する全ての学問を学際的な視野のもとで総合化し，新しい総合人間科学として，バイオメカニクス，運動生理学など自然科学的知見に基づく健康科学である。身体運動と人体の機能・能力との関わり，また安全で効率のよい身体運動についての知的理解を促し，健康で豊かな生活実践と能力開発の知識を習得することを目標とする。
共通専門基礎科目	専門科目を理解し習得するための基礎となる科目である。専門教育を受けるための準備と導入として，複数の学部に共通する基礎科目を開講している。各学部で行われる専門教育では，専門分野ごとそれぞれの性質に合わせた系統的そして累積的な知識と技術の習得が不可欠であるが，それぞれの分野を越えて，あるいはそれぞれの分野にとらわれることなく，一般的な理解や見方を持つことは，専門科目をより深く別の角度から理解することにつながる。基礎科目の学習だけではなく，そのような見方を養う場でもある。
その他必要と認める科目	臨時に開設する全学共通授業科目 開講科目のテーマと内容が，概ね「人文・社会」系の場合は「総合科目Ⅰ」で，「自然・その他」系の場合は「総合科目Ⅱ」で開講することを原則とする。

※各授業科目の概要は，シラバスを参照してください。

（５）全学共通授業科目におけるＧＰＡ取扱いについて（平成24年度入学者から適用）

（平成24年２月23日　運営協議会決定）

１．ＧＰＡ対象科目について

全学共通授業科目は，「情報基礎」，「総合科目Ⅰ，Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き，全てＧＰＡ対象科目です。（別表参照）

２．ＧＰＡ計算方法について

全学共通授業科目は，全学の「ＧＰＡの取扱い」に準じて計算を行いますが，以下の授業科目については取り扱いが異なります。

（１）教養原論

合格した場合，１科目の合格につき，「可」以上の成績がＧＰＡ計算式に入ります。

その場合，過去に付いた「不可」の成績があれば，同一名称の授業科目でなくても１科目の合格につき，１科目の「不可」がＧＰＡ計算式から除外されます。

（２）外国語科目（英語アドバンストＡ，Ｂ，Ｃ）

英語アドバンストは，*重複履修が可能な授業科目です。

合格，不合格に関わらず，すべての成績（「不可」を含む）がＧＰＡ計算式に算入されます。

*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

３．履修取消について

・　やむを得ない事情により，履修取消期間外に手続きが必要な場合は，所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば，履修の取り消しができます。

・　集中講義については，講義最終日の前日までとします。（別途，掲示等により指示します。）

４．その他

上記以外の事項については，全学の「ＧＰＡ」の取扱いに準じて行います。

工学部専門科目（時間割コードが「Ｔ」で始まる科目）のＧＰＡ，履修取消の取扱いについては掲示で確認してください。

（教養原論）　　（別表）

授業科目の区分等		授　業　科　目	単位	GPA対象	備　考
教養原論	人間形成と思想	哲学	2	○	
		行為と規範	2	○	
		論理学	2	○	
		心理学	2	○	
		心と行動	2	○	
		教育学	2	○	
		教育と人間形成	2	○	
		科学技術と倫理	2	○	
	文学と芸術	日本の文学	2	○	
		世界の文学	2	○	
		言語と文化	2	○	
		伝統芸術	2	○	
		芸術と文化	2	○	
	歴史と文化	日本史	2	○	
		西洋史	2	○	
		アジア史	2	○	
		考古学	2	○	
		歴史と現代	2	○	
		科学史	2	○	
		芸術史	2	○	
	人間と社会	社会学	2	○	
		社会思想史	2	○	
		地理学	2	○	
		文化人類学	2	○	
		現代社会論	2	○	
		越境する文化	2	○	
		生活環境と技術	2	○	
		学校教育と社会	2	○	
	法と政治	法の世界	2	○	
		社会生活と法	2	○	
		国家と法	2	○	
		政治の世界	2	○	
		現代社会と政治	2	○	
	経済と社会	経済入門	2	○	
		経済社会の発展	2	○	
		現代の経済	2	○	
		企業と経営	2	○	
	数理と情報	構造の数理	2	○	
		現象の数理	2	○	
		数理の世界	2	○	
		「カタチ」の文化学	2	○	
		「カタチ」の科学	2	○	
		情報の世界	2	○	
	物質と技術	素粒子と宇宙	2	○	
		現代の物性科学	2	○	
		分子の世界	2	○	
		物質の成り立ち	2	○	
		資源・材料とエネルギー	2	○	
		ものづくりと科学技術	2	○	
		情報化社会を支える基盤技術	2	○	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	○	
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2	○	
		健康と病気	2	○	
		生命の成り立ちと営み	2	○	
		生物の多様性と進化	2	○	
		生物の生態と自然環境	2	○	
		生物資源と農業	2	○	
		食と健康	2	○	
		地球と惑星	2	○	
	総合教養	社会と人権	2	○	
		神戸大学の研究最前線	2	○	
		神戸大学史	2	○	
		社会科学のフロンティア	2	○	
		海への誘い	2	○	
		瀬戸内海学入門	2	○	
		国際協力の現状と課題	2	○	
		阪神淡路大震災	2	○	
		環境学入門	2	○	
		ＥＳＤ基礎（持続可能な社会づくり）	2	○	
		企業社会論	2	○	

（外国語科目，健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学，情報科目，資格免許のための科目，その他必要と認める科目）

授業科目の区分等	授　業　科　目	単位	GPA対象	備　考
外国語科目	英語リーディングⅠ	1	○	
	英語リーディングⅡ	1	○	
	英語リーディングⅢ	1	○	
	英語オーラルⅠ	1	○	
	英語オーラルⅡ	1	○	
	英語オーラルⅢ	1	○	
	英語アドバンストＡ	1	○	
	英語アドバンストＢ	1	○	
	英語アドバンストＣ	1	○	
	独語ＩＡ	1	○	
	独語ＩＢ	1	○	
	独語ⅡＡ	1	○	
	独語ⅡＢ	1	○	
	独語ＳＡ	1	○	
	独語ＳＢ	1	○	
	独語ⅢＡ	1	○	
	独語ⅢＢ	1	○	
	独語ⅣＡ	1	○	
	独語ⅣＢ	1	○	
	仏語ＩＡ	1	○	
	仏語ＩＢ	1	○	
	仏語ⅡＡ	1	○	
	仏語ⅡＢ	1	○	
	仏語ＳＡ	1	○	
	仏語ＳＢ	1	○	
	仏語ⅢＡ	1	○	
	仏語ⅢＢ	1	○	
	仏語ⅣＡ	1	○	
	仏語ⅣＢ	1	○	
	中国語ＩＡ	1	○	
	中国語ＩＢ	1	○	
	中国語ⅡＡ	1	○	
	中国語ⅡＢ	1	○	
	中国語ＳＡ	1	○	
	中国語ＳＢ	1	○	
	中国語ⅢＡ	1	○	
	中国語ⅢＢ	1	○	
	中国語ⅣＡ	1	○	
	中国語ⅣＢ	1	○	
	ロシア語ＩＡ	1	○	
	ロシア語ＩＢ	1	○	
	ロシア語ⅡＡ	1	○	
	ロシア語ⅡＢ	1	○	
	ロシア語ⅢＡ	1	○	
	ロシア語ⅢＢ	1	○	
	ロシア語ⅣＡ	1	○	
	ロシア語ⅣＢ	1	○	
	独語ＸＩ	1	○	
	独語ＸⅡ	1	○	
	仏語ＸＩ	1	○	
	仏語ＸⅡ	1	○	
	韓国語ＸＩ	1	○	
	韓国語ＸⅡ	1	○	
	スペイン語ＸＩ	1	○	
	スペイン語ＸⅡ	1	○	
	イタリア語ＸＩ	1	○	
	イタリア語ＸⅡ	1	○	
健康・スポーツ科学	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学講義	2	○	
	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅰ	1	○	
	健康･ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅱ	1	○	
情報科目	情報基礎	1	対象外	合否評価
	情報科学	2	○	
資格免許のための科目	日本国憲法	2	対象外	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		対象外	
	総合科目Ⅱ		対象外	

（共通専門基礎科目）

授業科目の区分等	授　業　科　目	単位	GPA対象	備　考
共通専門基礎科目	論理学Ｓ	2	○	
	心理学Ｓ	2	○	
	文化人類学Ｓ	2	○	
	社会学Ｓ	2	○	
	社会思想史Ｓ	2	○	
	地理学Ｓ	2	○	
	日本国憲法	2	○	
	線形代数学入門	2	○	
	線形代数学１	2	○	
	線形代数学２	2	○	
	微分積分学入門	2	○	
	微分積分学１	2	○	
	微分積分学２	2	○	
	数理統計学	2	○	
	物理学Ｂ１	2	○	
	物理学Ｂ２	2	○	
	物理学Ｂ３	2	○	
	物理学Ｃ１	2	○	
	物理学Ｃ２	2	○	
	物理学Ｃ３	2	○	
	物理学Ｃ４	2	○	
	物理学実験	2	○	
	無機化学基礎	2	○	
	基礎無機化学	2	○	
	素材化学Ⅰ	2	○	
	素材化学Ⅱ	2	○	
	材料化学	2	○	
	基礎物理化学	2	○	
	物理化学Ⅰ	2	○	
	物理化学Ⅱ	2	○	
	有機化学基礎	2	○	
	基礎有機化学	2	○	
	有機化学Ⅰ	2	○	
	有機化学Ⅱ	2	○	
	分析化学基礎	2	○	
	化学実験	2	○	
	生物学Ⅰ	2	○	
	生物学Ⅱ	2	○	
	生物学Ⅲ	2	○	
	生物学実験	2	○	
	基礎地学	2	○	
	地球物質学	2	○	
	地学実験	2	○	
	図学	2	○	
	図学演習	1	○	

（６）全学共通授業科目の履修科目一覧表

授業科目の区分等		授業科目	単位	毎週の授業時間								備　考
				1		2		3		4		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教養原論	人間形成と思想	哲学	2									
		行為と規範	2									
		論理学	2									
		心理学	2									
		心と行動	2									
		教育学	2									
		教育と人間形成	2									
		科学技術と倫理	2									
	文学と芸術	日本の文学	2									
		世界の文学	2									
		言語と文化	2									
		伝統芸術	2									
		芸術と文化	2									
	歴史と文化	日本史	2									
		西洋史	2									
		アジア史	2									
		考古学	2									
		歴史と現代	2									
		科学史	2									
		芸術史	2									
	人間と社会	社会学	2									
		社会思想史	2									
		地理学	2									
		文化人類学	2									
		現代社会論	2									
		越境する文化	2									
		生活環境と技術	2									
		学校教育と社会	2									
	法と政治	法の世界	2									
		社会生活と法	2									
		国家と法	2									
		政治の世界	2									
		現代社会と政治	2									
	経済と社会	経済入門	2									
		経済社会の発展	2									
		現代の経済	2									
		企業と経営	2									
	数理と情報	構造の数理	2									
		現象の数理	2									
		数理の世界	2									
		「カタチ」の文化学	2									
		「カタチ」の科学	2									
		情報の世界	2									
	物質と技術	素粒子と宇宙	2									
		現代の物性科学	2									
		分子の世界	2									
		物質の成り立ち　※5	2									
		資源・材料とｴﾈﾙｷﾞｰ　※6	2									
		ものづくりと科学技術　※7	2									

授業科目の区分等		授業科目	単位	毎週の授業時間								備　考
				1		2		3		4		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
教養原論	物質と技術（つづき）	情報化社会を支える基盤技術	2									
		惑星系の起源・進化・多様性	2									
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2									
		健康と病気	2									
		生命の成り立ちと営み	2									
		生物の多様性と進化	2									
		生物の生態と自然環境	2									
		生物資源と農業	2									
		食と健康	2									
		地球と惑星	2									
	総合教養	社会と人権	2									
		神戸大学の研究最前線	2									
		神戸大学史	2									
		社会科学のフロンティア	2									
		海への誘い	2									
		瀬戸内海学入門	2									
		国際協力の現状と課題	2									
		阪神淡路大震災	2									
		環境学入門	2									
		ESD基礎（持続可能な社会づくり）	2									
		企業社会論	2									
	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	2								
		英語リーディングⅡ	1		2							
		英語リーディングⅢ	1			2						
		英語オーラルⅠ	1	2								
		英語オーラルⅡ	1		2							
		英語オーラルⅢ	1			2						
		英語アドバンストA	1									
		英語アドバンストB	1									
		英語アドバンストC	1									
	外国語第Ⅱ	独語ⅠA	1	2								
		独語ⅠB	1	2								
		独語ⅡA	1		2							
		独語ⅡB	1		2							
		独語SA	1		2							
		独語SB	1		2							
		独語ⅢA	1			2						
		独語ⅢB	1				2					
		独語ⅣA ※2	1					2				
		独語ⅣB ※2	1						2			
		仏語ⅠA	1	2								
		仏語ⅠB	1	2								
		仏語ⅡA	1		2							
		仏語ⅡB	1		2							
		仏語SA	1		2							
		仏語SB	1		2							
		仏語ⅢA	1			2						
		仏語ⅢB	1				2					
		仏語ⅣA ※2	1					2				
		仏語ⅣB ※2	1						2			
		中国語ⅠA	1	2								

授業科目の区分等		授業科目	単位	毎週の授業時間								備　考
				1		2		3		4		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
	外国語第Ⅱ（つづき）	中国語ＩＢ	1	2								
		中国語ⅡＡ	1		2							
		中国語ⅡＢ	1		2							
		中国語SA	1		2							
		中国語SB	1		2							
		中国語ⅢA	1			2						
		中国語ⅢB	1				2					
		中国語ⅣA ※2	1					2				
		中国語ⅣB ※2	1						2			
		ロシア語ＩＡ	1	2								
		ロシア語ＩＢ	1	2								
		ロシア語ⅡＡ	1		2							
		ロシア語ⅡＢ	1		2							
		ロシア語ⅢA	1			2						
		ロシア語ⅢB	1				2					
		ロシア語ⅣA ※2	1					2				
		ロシア語ⅣB ※2	1						2			
	外国語第Ⅲ	独語ＸＩ ※2	1			2						
		独語ＸⅡ ※2	1				2					
		仏語ＸＩ ※2	1			2						
		仏語ＸⅡ ※2	1				2					
		韓国語ＸＩ ※2	1			2						
		韓国語ＸⅡ ※2	1				2					
		スペイン語ＸＩ ※2	1			2						
		スペイン語ＸⅡ ※2	1				2					
		イタリア語ＸＩ ※2	1			2						
		イタリア語ＸⅡ ※2	1				2					
情報科目		情報基礎	1	1								
		情報科学 ※3	2		2							
健康・スポーツ科学		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学講義	2	2								
		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅰ	1	2								
		健康・ｽﾎﾟｰﾂ科学実習Ⅱ	1		2							
共通専門基礎科目※4		（略）										
その他必要と認める科目		総合科目Ⅰ										
		総合科目Ⅱ										

※1　教養原論は，全ての科目が正規配当となるわけではない。

※2　これらの外国語科目は，建築学科，市民工学科及び電気電子工学科対象の開設科目である。

※3　情報科学は，建築学科，市民工学科，電気電子工学科及び機械工学科対象の開設科目である。

※4　共通専門基礎科目は，各学科の履修科目一覧表に掲載している。

※5　物質の成り立ちは，建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科及び情報知能工学科対象の開設科目である。

※6　資源・材料とエネルギーは，建築学科，電気電子工学科，機械工学科及び情報知能工学科対象の開設科目である。

※7　ものづくりと科学技術は，市民工学科，電気電子工学科，応用化学科及び情報知能工学科対象の開設科目である。

建　築　学　科

建 築 学 科

1　教育の目指すもの

今日，地球温暖化対策が重要な課題となり，一方，わが国は少子高齢化の進展，人口の減少など，高度成長期とは根本的に異なる局面を迎えており，建築や地域空間のストックが重要性を増すと同時に，持続的発展を可能にする環境と社会の創造がますます大きな社会的要請となっている。さらに建築と都市は災害にも備えなければならない。このような状況のもとで，より安全で豊かな生活空間を創出し，これをあまねく市民が享受できる状態を実現し，また，有史以来の普遍的課題と現代的課題の両面に実践的にとりくむことが，今日における建築学の使命であると考える。

建築学は人間生活の基盤である住宅や建築施設を創造する最も普遍的な学問のひとつであるが，このような課題に応えるためには，「計画」・「構造」・「環境」という建築の基礎的学問領域を修めると同時に，これらを総合して現実的課題に対する具体的解答を導き出す「空間デザイン」の能力を備えた人材の養成が求められている。

建築学科では，神戸大学教育憲章に基づき，人間性・社会性の教育，国際性の教育，創造性の教育，専門性の教育，総合性の教育を学習・教育目標として，大きく変化する時代に的確に，また，総合的に対応できる人材の養成を目指して，専門性と総合性を結合した教育を行う。

建築学科では，大学院工学研究科建築学専攻を構成する４つの大講座に属する教員により教育が行われ，学生はいずれかの指導教員の下に卒業研究を行うことになる。

2　構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教　授 （室番）	准教授 （室番）	助　教 （室番）	助　手 （室番）	技術職員 （室番）	事務職員 （室番）
空間デザイン	建築・都市デザイン	遠藤　秀平 （N3—812）	槻橋　修 （N3—815）			高麗　憲志 （A—G02） 金尾　優 （環境防災実験室） 石井　悦子 （N3—513）	橘　美保 （1E—101） 青田　恵美 （1E—101）
	住宅・コミュニティデザイン			浅井　保 （1E—301）			
		三輪　康一 （1E—303）		栗山　尚子 （1E—304）			
	構造デザイン	多賀　謙蔵 （N3－716）		岸田　明子 （N3－725）			
	建築マネージメント		大谷　恭弘 （1E—205）				
			藤永　隆 （1E－208）				
建築計画・建築史	建築史・歴史環境論	黒田　龍二 （1E—307）		中江　研 （1E—305）			
	地域・住宅計画	山崎　寿一 （N3—810）	近藤　民代 （1E－309）	山口　秀文 （N3－818）			
	建築・都市安全計画	北後　明彦 （都R－108）	大西　一嘉 （1E—308）				
構造工学	構造性能工学	孫　玉平 （1E—206）		竹内　崇 （1E－G07）			
		田中　剛 （N3—717）	難波　尚 （N3—719）	浅田　勇人 （N3-727）			
	構造制御工学	藤谷　秀雄 （1E－204）	向井　洋一 （1E－207）	伊藤　麻衣 （1E－G06）			
	構造システム工学	谷　明勲 （N3—720）	山邊　友一郎 （N3—724）				
環境工学	音・光環境計画	阪上　公博 （N3—504）	佐藤　逸人 （心理実験室）				
			鈴木　広隆 （1E—302）				
	熱・空気環境計画	松下　敬幸 （1E—202）	高田　暁 （1E—203）				
	都市環境・設備計画		竹林　英樹 （N3—501）				

１Ｅ：建設棟，Ｎ３：自然科学総合研究棟，都Ｒ：都市安全研究センター研究棟，Ａ：建築スタジオ棟

３　建築学科の学習・教育目標

建築学科の教育・研究は，さまざまな人間活動や地球環境時代の社会的要請に対応した建築のあり方，生活空間のあり方を考えるとともに，それを形成する技術・理論体系の構築を目指している。そのために，以下に示す学習・教育目標を掲げ，基礎学力から応用力をつけられるカリキュラムを編成している。下記のＡ～Ｅのそれぞれの目標に対応する必修科目，選択必修科目，選択科目が用意され，大学院へとつながる教育・研究体制が整えられている。

Ａ．人間性・社会性の教育	Ａ１　技術者倫理，環境倫理	建築分野の社会及び環境への関わりの重要性と，建築家または建築技術者の果たすべき社会的責任を理解・自覚し，自ら判断・提言できる倫理性を養う。
	Ａ２　人間自身の理解	人間の尊厳や人間の知性，理性及び感性とそれらを包含した人間性への理解を高める。
	Ａ３　人間と社会集団の関係の理解	人間と社会や集団との関係性を理解し，社会性についての自覚を高める。
Ｂ．国際性の教育	Ｂ１　地球的視野の修得と涵養	異なる文化に対する深い理解力と，物事を地球的視野から考える能力を養う。
	Ｂ２　多様な価値を理解する能力	物事を多面的な視点から把握し，分析・考察できる能力を養う。
	Ｂ３　コミュニケーション能力	自己の考えを論理的，客観的に記述・説明でき，意見交換，討議が行える能力を養う。
Ｃ．創造性の教育	Ｃ１　課題発見の能力	好奇心をもって建築や社会に接し，その課題を自分で発見し，目標を設定できる能力を養う。
	Ｃ２　課題解決の能力	課題を再構成し，情報収集・分析や学習・作業方針のプロセスが設定でき，課題を解決する能力を養う。
	Ｃ３　自己管理の能力	自主的，継続的に学習でき，目標に向かって自己管理ができる能力を養う。

D．専門性の教育	Ｄ１ 工学の基礎知識	工学の基礎となる数学，自然科学に関する知識と，図形及び情報リテラシーの知識と技術を修得する。
	Ｄ２ 包括的専門知識	建築の計画，構造・生産，環境の各分野における専門の基礎となる知識と技術を修得する。
	Ｄ３ 高度な専門知識	・計画分野においては，造形および空間創造のためのデザイン能力，住宅・建築・地域を設計・計画するための専門知識を養う。 ・構造分野においては，建築の諸構造に関する専門知識，動的外力を受ける建築の挙動に関する専門知識を養う。 ・環境分野においては，建築の物理的環境に関する専門知識，建築設備工学に関する専門知識を養う。
E．総合性の教育＊	Ｅ１ 専門分野を統合する能力	卒業研究（卒業論文）を通して高度な専門性を備え，具体的な建築の課題を科学的に追究してゆく能力を養う。
	Ｅ２ 学術・技術・芸術を総合する能力	卒業研究（卒業設計）を通して，建築にかかわる学術・技術・芸術を総合的にデザインする能力を養う。
	Ｅ３ 理論と実践を統合する能力	卒業研究を通して，理論と実践の関係を総合的に把握する能力を養う。

＊ Ｅ１，Ｅ２は卒業研究のうち，卒業論文，卒業設計の選択により，どちらか一方を適用する。

4　建築学科履修科目一覧表

専門基礎および専門科目　　（◎印は必修，○印は選択要望，無印は選択科目を示す）

区分	必修・選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
専門基礎科目	○	微分積分学1	2	2									
共通専門基礎科目	○	微分積分学2	2		2								
共通専門基礎科目	○	線形代数学1	2	2									
共通専門基礎科目	○	線形代数学2	2		2								
共通専門基礎科目	○	数理統計学	2			2							
共通専門基礎科目	○	物理学C1	2	2									
共通専門基礎科目	○	物理学C2	2		2								
共通専門基礎科目		物理学B2	2				2						
共通専門基礎科目		素材化学Ⅰ	2	2									
共通専門基礎科目	○	図学	2	2									
共通専門基礎科目	○	図学演習	1		2								
専門基礎科目		ベクトル解析	2		2								
専門基礎科目		複素関数論	2			2							
専門基礎科目	○	常微分方程式論	2			2							工学部共通授業科目
専門基礎科目		フーリエ解析	2				2						
専門基礎科目		【A.共通基礎】											
専門基礎科目	○	振動学	2			2						藤谷	
専門基礎科目	○	図形情報	2				2					三輪	
専門基礎科目		特別講義Ⅱ	2										注2
専門科目		【B.共通】											
専門科目	◎	卒業研究	10							6	24	建築学科教員	
専門科目	◎	建築演習	1	2								建築学科教員	
専門科目	◎	建築・都市・環境法制	2					2				熊田㊫	
専門科目		学外演習	1									建築学科教員	注2
専門科目		造形演習Ⅰ	1	2								藤原㊫，藤岡㊫	
専門科目		造形演習Ⅱ	1		2							藤原㊫，藤岡㊫	
専門科目		測量学	2							2		中田㊫	
専門科目		【C.設計】											
専門科目	◎	設計演習Ⅰ	4			8						建築学科教員	
専門科目	◎	設計演習Ⅱ	4				8					建築学科教員	
専門科目	○	設計演習Ⅲ	4					12				竹口㊫，李㊫，建築学科教員	
専門科目		計画演習Ⅰ	4						12			大谷㊫，近井㊫，計画系教員	
専門科目		計画演習Ⅱ	4							12		長濱㊫，計画系教員	
専門科目		【D.計画】											
専門科目	○	建築概論	2	2								三輪・遠藤・山崎	
専門科目	◎	建築計画	2		2							北後	
専門科目	◎	施設計画	2			2						槻橋	
専門科目	◎	日本建築史	2			2						黒田	
専門科目	◎	都市計画	2				2					三輪	
専門科目	○	住宅設計	2				2					山崎	
専門科目	○	建築設計論	2					2				遠藤	
専門科目	○	都市・住宅史	2					2				黒田・山崎	

専門基礎および専門科目　　（◎印は必修，○印は選択要望，無印は選択科目を示す）

区分	必修・選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
専門科目	○	西洋建築史	2					2				未定	
		歴史環境論	2						2			未定	
		居住環境論	2						2			近藤	
		都市設計論	2						2			山崎・三輪	
		地域安全論	2						2			北後・大西	
		ランドスケープデザイン	2							2		福岡	
		まちづくり論	2							2		計画系教員	
		【E.環境・設備】											
	◎	建築環境工学Ⅰ	2				2					阪上	
	◎	建築環境工学Ⅱ	2			2						松下	
	◎	建築環境工学Ⅲ	2				2					松下	
		熱環境計画	2					2				高田(暁)	
		音環境計画	2					2				佐藤	
		都市環境計画	2						2			竹林	
		建築設備システム	2						2			赤山㊫	
		光環境計画	2						2			鈴木	
		【F.構造】											
	○	構法システム	2		2							谷(明勲)	
	◎	構造力学Ⅰ	2			2						難波	
	◎	構造力学Ⅱ	2				2					大谷(恭弘)	
	○	構造演習Ⅰ	1				2					構造系教員	
	○	防災構造工学	2				2					藤永	
	○	構造力学Ⅲ	2					2				向井	
	○	構造演習Ⅱ	1					2				構造系教員	
	◎	建築鋼構造学	2					2				田中(剛)	
	◎	建築コンクリート構造学	2					2				孫	
	○	構造設計学	2						2			孫・田中(剛)	
	○	建築耐震構造	2						2			藤谷・向井	
	○	構造計画学	2						2			谷(明勲)・山邊	
		構造設計Ⅰ	2						6			構造系教員	
		構造設計Ⅱ	2							6		構造系教員	
		システム構造解析	2							2		大谷(恭弘)	
		建築複合構造学	2							2		孫・田中(剛)	
		【G.材料・生産】											
		建築素材論	2		2							松川㊫	
	◎	建築材料学	2			2						孫・難波	
	◎	建築生産学	2					2				多賀	
	○	建築構法	2						2			福田㊫，松尾㊫	
	○	建築工学実験	2						4			構造系・環境系教員	
		ライフサイクルマネジメント	2							2		大谷(恭弘)・谷(明勲)	
		【その他】											
		特別講義Ⅰ	2										
		特別講義Ⅲ	2										注2
		特別講義Ⅳ	1										
		特別講義Ⅴ	1										
	その他必要と認める専門科目												その都度定める

注１　㊫印は非常勤講師。◎印は必修，○印は選択要望，無印は選択科目を示す。
　２　開講時期は定めていない科目。その都度，掲示する。特別講義Ⅱの履修については教学委員に確認すること。「学外演習」は事前申請により実施した成果をもとに承認を得て履修登録することができる。

４．履修科目一覧表（その２）

週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	76	2	2	18	16	8	0	6	24
○　選択要望	68	10	10	6	8	22	12	0	0
選　択	82	4	6	2	4	4	32	30	0
合　計	226	16	18	26	28	34	44	36	24

単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	47	1	2	14	12	8	0	0	10
○　選択要望	55	10	9	6	7	13	10	0	0
選　択	56	3	5	2	4	4	20	18	0
合　計	158	14	16	22	23	25	30	18	10

注　特別講義Ⅰ～Ⅲ（各２単位，選択），特別講義Ⅳ，Ⅴ（各１単位，選択）および学外演習（１単位，選択）は含んでいない。

５　履 修 上 の 注 意

（1）履修規則

1）専門科目総準備単位１６７単位

2）◎印の授業科目は必修である。◎印のついていない科目は全て選択であるが，履修しておいて欲しい科目には○印（選択要望）が付けられているので，履修計画上の参考にすること。

3）学生が１年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則第６条に規定されている単位を上限とする。（80ページ参照）

4）学生の卒業に必要な単位は１２９単位以上とする。その内訳は工学部規則第５条，別表第２のとおり。（99ページ参照）

（注）専門科目について（共通専門基礎科目及び専門基礎科目を含む）

1　必修科目４７単位（含む卒業研究１０単位）を修得すること。

2　共通専門基礎科目，専門基礎科目および，専門科目の【Ａ．共通基礎】から１５単位以上修得すること。

3　専門科目のうち，【Ｄ．計画】から１６単位以上，【Ｅ．環境・設備】から１２単位以上，【Ｆ．構造】から１６単位以上，【Ｇ．材料・生産】から８単位以上をそれぞれ修得すること。

5）他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科修得単位の取り扱いは，工学部規則第７条，及び第８条に従う。

6）外国人留学生の外国語科目の必要修得単位の取り扱いについては，工学部内規に従う。

（2）建築学科履修内規

1）卒業研究申請要件について（工学部規則第７条２項）

卒業研究の申請をしようとする者は，表に示す単位を修得していること。

表　卒業研究の申請に必要な単位数

授　業　科　目	単　　位　　数
教養原論	１６単位
外国語科目	１０単位
情報科目	１単位（「情報基礎」を修得）
健康・スポーツ科学	１単位（「健康・スポーツ科学実習Ｉ」を修得）
専門科目	８２単位（建築学科履修科目一覧表に記載された科目から修得する。必修科目２８単位以上を含む。）
合　　計	１１０単位以上

2）履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について（「学生便覧」参照）

次の要件を満たした場合は，２年次生及び３年次生に限り，当該年度における履修科目の登録の上限を超えて登録することができる。

「前年度に４２単位以上を取得し，その科目数の７０％以上が秀または優であって，可が４単位以下であること。」

この登録を希望する者は，「履修科目の上限超過登録申請書」を所定の期日までに学科へ提出し審査を受けなければならない。審査の結果，要件を満たしていると認定された者に限り，当該年度の履修科目の上限を超えた登録が認められる。

３）早期卒業に関する認定基準について

学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業の認定基準に関する学科別認定基準等について」を参照すること。なお，早期卒業を希望するものは，入学１年後所定の期日までに学科に届け出を行い，教学委員の指導を受けなければならない。

４）３年後期の計画演習Ⅰと構造設計Ⅰについて

計画演習Ⅰと構造設計Ⅰは同一時間帯に開講されるため，いずれかを選択すること。

6. 各授業科目の関係

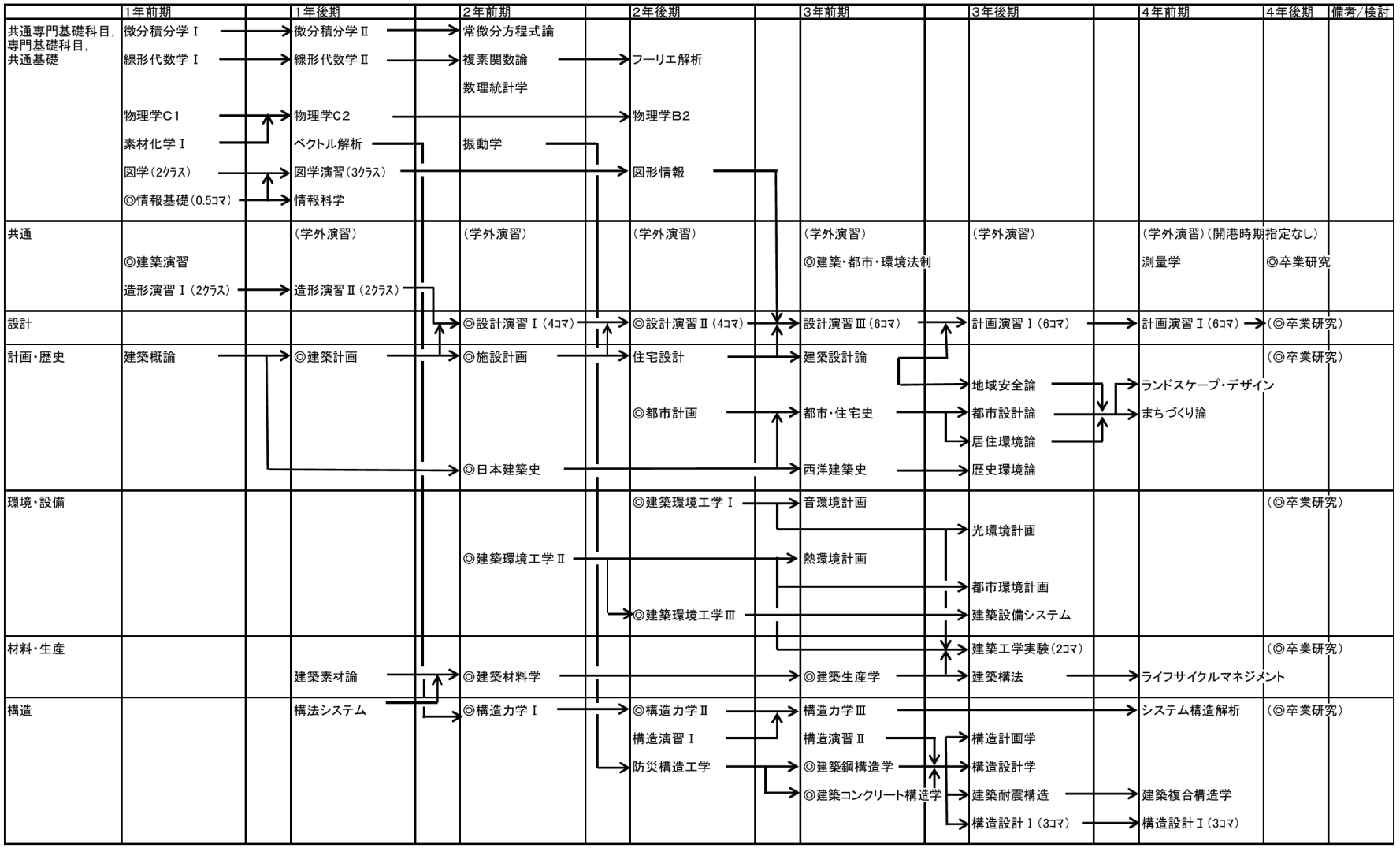

全学共通科目	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第一 ◎外国語第二 ◎外国語第二 ◎健康ｽﾎﾟｰﾂ実習Ⅰ	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第一 ◎外国語第二 ◎外国語第二 健康ｽﾎﾟｰﾂ実習Ⅱ	教養原論 教養原論 ◎外国語第一 ◎外国語第一 外国語第二	教養原論 教養原論 外国語第一（ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽﾄ） 外国語第一（ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽﾄ） 外国語第二 外国語第三	外国語第二（ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽﾄ）	外国語第二（ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽﾄ）	

7　建築士試験指定科目

2012年度入学者用の一級建築士（実務経験２年）および，二級・木造建築士（実務経験不要）の受験資格に係る指定科目（建築士試験指定科目）は以下の通りである。

一級建築士を受験するには，下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と，⑩を含む指定科目全体から，60単位以上を修得して，卒業後，設計・工事監理，建築確認，一定の施工管理等，設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる２年以上の実務の経験が必要である。また，二級・木造建築士を受験するには，下記の指定科目の分類①から⑨ごとに定められた単位数以上の指定科目と，⑩を含む指定科目全体から，40単位以上を修得して卒業しなければならない。

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級･木造	科目名	履修学年	必修･選択	単位数
①建築設計製図	7 単位以上	5 単位以上	設計演習 I	2	必修	4
			設計演習 II	2	必修	4
			図形情報	2	選択要望	2
			設計演習 III	3	選択要望	4
			計画演習 I	3	選択	4
			計画演習 II	4	選択	4
			単位数小計			22
②建築計画	7 単位以上	②～④建築計画，建築環境工学又は建築設備:7 単位以上	建築概論	1	選択要望	2
			建築計画	1	必修	2
			施設計画	2	必修	2
			都市計画	2	必修	2
			居住環境論	3	選択	2
			日本建築史	2	必修	2
			西洋建築史	3	選択要望	2
			住宅設計	2	選択要望	2
			都市･住宅史	3	選択要望	2
			歴史環境論	3	選択	2
			地域安全論	3	選択	2
			都市設計論	3	選択	2
			建築設計論	3	選択要望	2
			まちづくり論	4	選択	2
			単位数小計			28

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級・木造	科目名	履修学年	必修・選択	単位数
③建築環境工学	2 単位以上	②～④建築計画，建築環境工学又は建築設備：7 単位以上	建築環境工学Ⅰ	2	必修	2
			建築環境工学Ⅱ	2	必修	2
			音環境計画	3	選択	2
			都市環境計画	3	選択	2
			熱環境計画	3	選択	2
			光環境計画	3	選択	2
			単位数小計			12
④建築設備	2 単位以上		建築環境工学Ⅲ	2	必修	2
			建築設備システム	3	選択	2
			単位数小計			4
⑤構造力学	4 単位以上	⑤～⑦構造力学，建築一般構造又は建築材料：6 単位以上	構造力学Ⅰ	2	必修	2
			構造力学Ⅱ	2	必修	2
			構造力学Ⅲ	3	選択要望	2
			振動学	2	選択要望	2
			構造演習Ⅰ	2	選択要望	1
			システム構造解析	4	選択	2
			単位数小計			11
⑥建築一般構造	3 単位以上		構法システム	1	選択要望	2
			建築鋼構造学	3	必修	2
			建築コンクリート構造学	3	必修	2
			構造演習Ⅱ	3	選択要望	1
			防災構造工学	2	選択要望	2
			構造設計学	3	選択要望	2
			建築耐震構造	3	選択要望	2
			構造計画学	3	選択要望	2
			構造設計Ⅰ	3	選択	2
			構造設計Ⅱ	4	選択	2
			建築複合構造学	4	選択	2
			単位数小計			21
⑦建築材料	2 単位以上		建築材料学	2	必修	2
			建築工学実験	3	選択要望	2
			建築素材論	1	選択	2
			単位数小計			6

指定科目の分類	修得すべき単位数		指定科目に該当する開講科目			
	一級	二級･木造	科目名	履修学年	必修･選択	単位数
⑧建築生産	2 単位以上	1 単位以上	建築生産学	3	必修	2
			建築構法	3	選択要望	2
			ライフサイクルマネジメント	4	選択	2
			単位数小計			6
⑨建築法規	1単位以上	1単位以上	建築･都市･環境法制	3	必修	2
			単位数小計			2
⑩その他	(適宜)	(適宜)	建築演習	1	必修	1
			ランドスケープデザイン	4	選択	2
			造形演習Ⅰ	1	選択	1
			造形演習Ⅱ	1	選択	1
			測量学	4	選択	2
			図学	1	選択要望	2
			図学演習	1	選択要望	1
			単位数小計			10
①～⑨の必要単位数合計	30 単位以上	20 単位以上	①～⑨の単位数合計			112
①～⑩の必要単位数合計	60 単位以上	40 単位以上	総単位数(①～⑩の単位数合計)			122

市　民　工　学　科

市民工学科

１　教育の目指すもの

市民生活の利便性の向上と安全を確保するためには，新たな都市施設の建設だけではなく，老朽化してきた施設の更新や維持管理，そしてそれらを支える技術開発が重要な課題となってきている。最近ではとくに，環境に配慮するとともに市民の意見を広く反映した都市・地域の計画や施設計画が進められるようになり，設計基準や制度の国際標準化も大きく進展してきている。このような背景の下で，従来の土木工学を包含した幅広い内容を持つ工学領域を２１世紀型の新しいCivil Engineering（＝市民工学）としてとらえ，土木工学を基盤としつつ安全・安心で環境に調和した市民社会の創生のための基礎的な教育を進める学科として，市民工学科が設立された。

市民工学科は，人間安全工学講座と環境共生工学講座の２つの講座から構成されており，それぞれの講座で６つの教育研究分野を設けている。人間安全工学講座では，自然災害やテロ・事故などの社会災害に対して安全な都市・地域の創造に関する教育を，環境共生工学講座では，自然と共生する都市・地域を目指した環境の保全と都市施設の維持管理・再生に関する教育を行う。

市民工学科のカリキュラムは，伝統的な土木工学の科目を基盤として，これらの価値目標を達成するための基礎となる科目を用意している。また，近年の社会基盤事業では，プロジェクトに関する専門知識だけではなく，一般市民に対する説明能力やコミュニケーション能力が不可欠となってきているため，具体的な事例を通じた少人数教育により学生の能力向上を目指している。教員はいずれかの教育研究分野に所属し，学生は教員の指導の下に卒業研究を行うことになる。

２１世紀の市民社会が達成すべき価値観は「安全」，「環境」および「創生」であると考える。市民工学科では，２１世紀の市民社会が必要とする「パブリックサービス」の担い手となるための専門基礎知識および創造性を持った国際性豊かな人材の育成を目標としている。

２　構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 （室番）	准教授 （室番）	助 教 （室番）	技術職員， 事務職員等 （室番）
人間安全工学	構造安全工学	川谷 充郎 （1W―307）	三木 朋広 （1W－111）		Tara Nidhi Lohani （R102－1）
	地盤安全工学	澁谷 啓 （1W―207）			
	交通システム工学	喜多 秀行 （1W―306） 井料 隆雅 （自3―814）		四辻 裕文 （1W―304）	中西 智美 （1W-106）
	地盤防災工学		吉田 信之＊） （R203）	片岡 沙都紀 （1W-105）	前田 浩之 （1W―204）
	地震減災工学	長尾 毅＊） （R206）	鍬田 泰子 （1W―109）		近藤 克大 （1W―106）
	流域防災工学	藤田 一郎 （1W―309）	小林 健一郎＊） （R204）		中西 由彌子 （1W―104）
環境共生工学	環境流体工学		内山 雄介 （1W―308）	斎藤 雅彦 （1W―107）	川島 悠子 （1W―302）
	水圏環境工学	未 定			柳岡 智子 （1W―204）
	地圏環境工学	大石 哲＊） （R202）	加藤 正司 （1W―206）		
	広域環境工学	飯塚 敦＊） （自4―203）	河井 克之＊） （自4―201）		山崎 操＊） （R101）
	都市保全工学	森川 英典 （1W―108） 芥川 真一 （1W－110）			
	都市経営工学	小池 淳司 （自3－811）	織田澤 利守 （1W―305）		西野 典子＊） （自4―204）

＊）都市安全研究センター所属

３　学 習 ・ 教 育 目 標

市民工学科においては，自然と共生できる社会システムを創造・保全することを目的とし，社会基盤施設の企画，計画，設計，施工から維持，再生に至るプロジェクトの実行およびマネジメントを，強い使命感と高い倫理観をもって行える技術者・研究者として成長できる人材を育成する。そのために，以下に示す一般，専門，総合に分類した学習・教育目標を設定し，基礎学力から応用力に至るまでを修得できるカリキュラムを編成している。専門科目については，市民工学共通，構造工学系，水工学系，地盤工学系，計画系および環境系の科目から履修できる。

学習・教育目標

	学習・教育目標		説　　明
一般	(A) 多面的思考・技術者倫理	(A-1)	物事を多面的な視点から把握・分析・考察できる能力を養う.
		(A-2)	土木事業の社会的重要性と土木技術者の社会的責任を自覚し，自ら判断・提言できる技術者倫理を身に付ける.
	(B) 基礎学力		土木技術者として必要な，数学，自然科学，人文科学，社会科学の主要科目と情報基礎などの一般基礎学力を身に付ける.
専門	(C) 専門基礎学力		土木材料・力学一般/構造工学・地震工学/地盤工学/水工水理学/交通工学・国土計画/環境システムのうち３分野以上の基礎知識を身に付け，土木構造物と関連システムを計画，設計，施工，維持，管理，評価する上で必要な専門知識を習得する.
	(D) 専門応用力	(D-1)	実験・実習科目を通して，理論と実現象の関係を把握し，理解を深めるとともに，実問題を解析し説明できる能力を習得する.
		(D-2)	実務に必要な機器操作技術や情報処理技術など最新のツールが使え，自ら課題を探求でき，分析・考察し，結果を説明できる能力を習得する.
		(D-3)	数学，自然科学，社会科学，人文科学，専門基礎，土木専門科目の知識を総動員して，課題を探求し，論理を組み立て，問題を解決する総合的なデザイン能力を習得する.
		(D-4)	自然環境，景観，文化，歴史の意義を理解し，調和のとれた社会基盤整備に必要な知識を身に付ける.
総合	(E) コミュニケーション能力		自己の考えを論理的，客観的に記述・説明でき，発表，討議が行える日本語能力を身に付け，さらに異なる専門分野，異なる国の人々とも共同で仕事のできる協調性と指導力を身に付ける.
	(F) 実務能力	(F-1)	社会の要請，変化に柔軟に対応して自主的，継続的に学習できる能力を身に付ける.
		(F-2)	自然的および社会経済的制約の下で問題を解決し，計画的に仕事を進め，まとめる能力を身に付ける.
		(F-3)	自己の健康やスケジュールを管理し，他人と協調して仕事を進める能力を身に付ける.

4　履修科目一覧表

専門基礎および専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

区分	必修・選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
共通専門基礎科目（＊1）	○	微分積分学1	2	2									全学共通授業科目
	○	微分積分学2	2		2								
	○	線形代数学1	2	2									
	○	線形代数学2	2		2								
	○	数理統計学	2			2							
	○	物理学C1	2	2									
		物理学C2	2		2								
		物理学B2	2				2						
		素材化学Ⅰ	2	2									
	○	図学	2	2									
	○	図学演習	1		2								
専門基礎科目（＊2）	○	数学演習	1	2								内山	工学部共通科目
	○	複素関数論	2			2							
	○	常微分方程式論	2			2							
	○	フーリエ解析	2				2						
	○	解析力学	2				2						
		熱・統計力学	2						2				
市民工学専門科目（＊3）		（市民工学共通科目）											
	◎	市民工学概論	2	2								市民工学科教員	
	◎	創造思考ゼミナールⅠ	2	2								市民工学科教員	
	◎	測量学	2			2						中田（非）	
	◎	測量学実習	2			4						片岡・四辻・齋藤	
	◎	土木 CAD 製図	1				2					森川・鍬田	
	◎	市民工学のための確率・統計学	2				2					織田澤	
	○	国際関係論	2					2				飯塚・和田（非）・山田（非）	
	◎	実験及び安全指導	2					4				加藤他	
	○	学外実習（＊4）	1						(*4)			未定	
	◎	数値計算実習	1						2			河井・三木・齋藤・四辻	
	◎	市民工学倫理	2						2			大石・森川・飯塚・小池・藤田	
	○	創造思考ゼミナールⅡ	2						2			市民工学科教員	
	○	プロジェクトマネジメント	2						2			河井・鴻池（非）・中川（非）・小林（非）・長谷川（非）・伊藤（非）	
	○	連続体力学	2						2			飯塚	
	○	合意形成論	2						2			喜多・小池・四辻	
	○	公共施設工学	2						2			喜多・吉田・芥川・中島（非）・未定	
	○	土木設計学	2						2			長尾	
	◎	卒業研究	10							6	24	市民工学科全教員	
		（構造工学系科目）											
	◎	構造力学Ⅰ	2		2							長尾	
	◎	材料工学	2		2							森川	
	○	構造力学Ⅱ及び演習	3			4						芥川・橋本	
	○	構造力学Ⅲ	2				2					芥川・三木	
	○	コンクリート構造学	2					2				森川・三木	

専門基礎および専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

区分	必修・選択の別	授業科目	単位	毎週の授業時間								担当教員	備考
				1		2		3		4			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
市民工学専門科目（＊3）	○	構造動力学	2					2				川谷	
	○	地震安全工学	2						2			鍬田	
	○	橋梁工学	2						2			川谷	
		(水工学系科目)											
	◎	水工学の基礎及び演習	3			4						小林	
	○	管路･開水路の水理学及び演習	3				4					藤田	
	○	水文学	2					2				大石･小林	
	○	河川･流域工学	2					2				藤田	
	○	海岸･港湾工学	2						2			内山	
		(地盤工学系科目)											
	◎	土質力学Ⅰ及び演習	3			4						澁谷･河井	
	○	土質力学Ⅱ及び演習	3				4					飯塚･加藤	
	○	地盤基礎工学	2					2				吉田	
	○	都市安全工学	2					2				加藤	
	○	地形工学	2						2			加藤	
		(計画系科目)											
	○	市民工学のための経済学	2		2							小池	
	◎	計画学Ⅰ及び演習	3				4					井料	
	○	都市地域計画	2					2				織田澤	
	○	計画学Ⅱ	2					2				喜多	
	○	交通工学	2					2				井料	
		(環境系科目)											
	◎	地球環境論	2	2								内山	
	○	水圏環境工学	2					2				大石	
	○	都市環境工学	2					2				杉山(非)	
	○	地圏環境工学	2						2			吉田	
	○	上下水道工学	2						2			橋上(非)･未定	
	○	シヴィックデザイン	2						2			未定	
		(その他)											
		特別講義Ⅰ(＊5)	2									(未定)	
		特別講義Ⅱ(＊5)										(未定)	
		特別講義Ⅲ(＊5)										(未定)	
		特別講義Ⅳ(＊5)										(未定)	
	その他必要と認める専門科目												その都度定める

（＊1）　共通専門基礎科目とは学生便覧における共通専門基礎科目を指す。
（＊2）　専門基礎科目とは学生便覧における専門基礎科目を指す。
（＊3）　共通専門基礎科目，専門基礎科目および市民工学専門科目を総称して学生便覧における専門科目を指す。
（＊4）　学外実習は，３年生の夏休み期間等を利用して実施する。
（＊5）　特別講義Ⅰ～Ⅳは集中講義等により不定期に開催される。

４　履修科目一覧表（その２）

週授業時間数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	70	6	4	14	8	4	4	6	24
○　選択必修	92	10	8	10	14	24	26	0	0
選　択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合　計	170	18	14	24	24	28	32	6	24

＊）　特別講義Ⅰ～Ⅳ（各２時間）および学外演習は含んでいない。

単位数

	計	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	41	6	4	10	6	2	3	0	10
○　選択必修	87	9	7	9	12	24	26	0	0
選　択	8	2	2	0	2	0	2	0	0
合　計	136	17	13	19	20	26	31	0	10

＊）　特別講義Ⅰ～Ⅳ（各２時間）および学外演習は含んでいない。

５　履 修 上 の 注 意

（１）履修規則

１）専門科目総準備単位１３６単位

２）◎印は必修科目，○印は選択必修科目，他は選択科目である。

３）卒業要件に関わる科目の履修登録単位数の上限は１年間で５４単位とする。（80ページ参照）

４）学生の卒業に必要な単位は１２６単位以上とする。その内訳は工学部規則第５条，別表第２のとおりである。（100ページ参照）

※　専門科目について

１　必修科目４１単位（卒業研究１０単位を含む）を修得すること。

２　共通専門基礎科目及び専門基礎科目の選択必修科目から１４単位以上修得すること。

３　市民工学専門科目の選択必修科目から４１単位以上修得すること。

４　①構造工学系科目，②水工学系科目，③地盤工学系科目，④計画系科目，⑤環境系科目のうち，①から９単位以上，②～⑤のそれぞれから６単位以上を修得すること。

５）他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科の選択科目とみなすことができる。他大学（外国の大学を含む），及び入学前の既修得単位の取り扱いは，工学部規則第８条，第９条及び第１０条に従う。

（２）市民工学科履修内規

１）卒業研究申請要件について（工学部規則第７条２項）

卒業研究の申請をしようとする者は，以下の表に示す単位を修得していること。

表　卒業研究の申請に必要な単位数

授　業　科　目	単　　位　　数
教養原論	１４単位
外国語科目	１０単位
情報科目	１単位
健康・スポーツ科学	１単位
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	
専門科目等	７４単位（必修科目２５単位，選択必修科目４９単位以上を含む）
合　　計	１００単位以上

２）履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について

学生便覧における「履修科目の登録の上限を超えて登録することができる者の基準について」を参照すること。

３）早期卒業に関する認定基準について

学生便覧における「早期卒業の認定基準に関する内規」および「早期卒業に関する学科別認定基準等について」を参照すること。

6　各授業科目の関係

市民工学科カリキュラム体系表

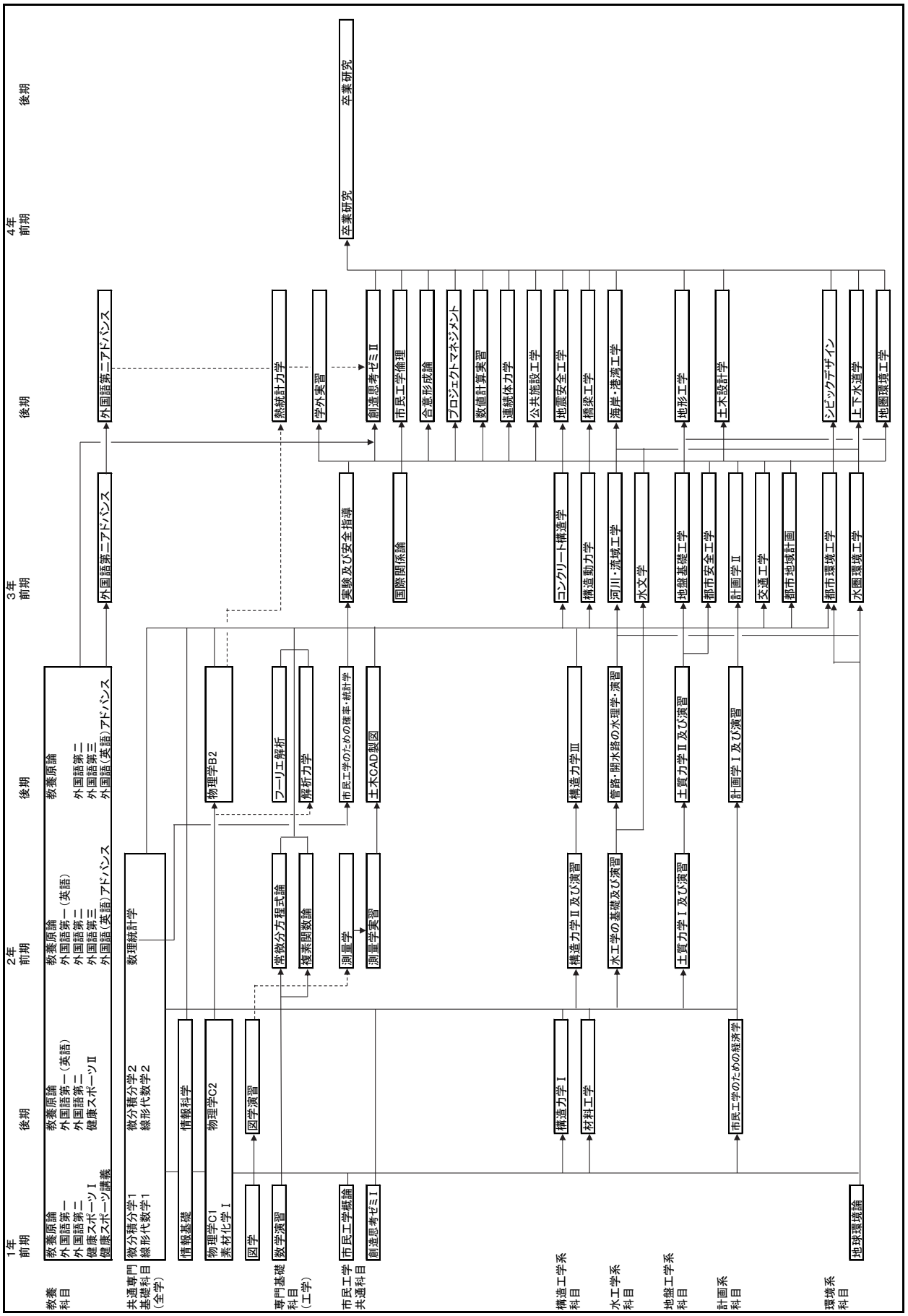

電 気 電 子 工 学 科

電気電子工学科

1　教育の目指すもの

【教育・研究の目標】

近年，電気電子工学の対象とする学問・技術は，電力，新エネルギー，交通，自動車，情報，通信，海洋，航空，宇宙，医療，環境，安全といった最先端分野から，身近な家電・民生分野にいたるまでの広範囲な領域において急速に発展している。そのため，対象とする研究領域もますます拡大し，他の学問分野との境界領域での研究・技術開発が必要とされ，いわゆる“学際化”が進んでいる。また一方では，既存の学問分野の成果のみでは対応できない，ナノ材料・エレクトロニクス，情報ネットワーク・IT，超大容量コンピュータ・人工知能，メカトロニクス，バイオエレクトロニクス等の分野においては，研究・開発の専門化・高度化が進んでいる。この様なトレンドを念頭におき，電気電子工学科では，次世代の電気電子工学の新しい展開に柔軟に対応できる高度な専門基礎学力を持ち，関連する異分野での科学と技術にも十分な興味と理解を持つ，学際的，かつ創造性豊かな人材を育成することを目指して教育を推進している。一方，研究機関としての大学という面では，主要な基礎研究分野において，世界的水準の研究を遂行し，その成果をはじめとする先端的情報の発信基地として活発な活動を行っている。さらに，大学の中心的な使命として，電気電子工学の学問分野の発展，およびその学問的体系化・蓄積を目指し，将来を担う若手研究者・教育者の育成に努めている。

【教育・研究組織と分野】

電子物理

メゾスコピック材料学，フォトニック材料学，量子機能工学，ナノ構造エレクトロニクス，電磁エネルギー物理学の各研究分野があり，電子・光子現象の工学的応用の基礎となる固体物理学，表面物理学，光・電子物性，電子材料工学，その応用としての集積回路デバイス，光エレクトロニクスデバイス，量子効果デバイス，ナノ材料・ナノデバイス等の材料およびデバイスの物理と設計・製作，電気エネルギーシステムの高効率化や安定化のための電気エネルギー変換システム制御理論・技術，プラズマエネルギー応用機器や超電導電力システムの設計・制御等に関連した教育・研究を行っている。

電子情報

集積回路情報，計算機工学，通信情報，アルゴリズム，知的学習論の各教育研究分野があり，IT技術・電子情報通信システムの基本要素となる回路技術およびアルゴリズム，計算機援用システム設計（CAD），情報の伝送・処理・変換に関する技術・理論としての計算機ハードウェア，ユビキタスネットワーク，ウェアラブルコンピュータ，パターン認識，システム最適化の理論と応用等，幅広い教育・研究を行っている。

【カリキュラムの特徴】

前述の教育・研究の目標を達成すべく，電気電子工学の学問・技術分野の基礎から応用まで調和の取れたカリキュラムを編成している。開講されている科目を分類すると，１，２年次には，電気電子工学の“専門基礎科目”として，物理，数学，化学分野の基礎科目が開講され，これと並行して，１～３年次に，自主的な学習法を体得することを目的とした少人数教育による電気電子工学導入ゼミナールをはじめ，“専門科目”として，電磁気学，電気回路論，電子回路，プログラミング演習，電気電子工学実験などが開講されている。更に，２，３年次になると“専門応用科目”として，量子物理工学，固体物性工学，半導体電子工学などの電子物理工学系科目と，情報理論，計算機工学，データ構造とアルゴリズムなどの電子情報工学系科目，および電力工学，電気機器，制御工学などの電気エネルギー制御工学系科目が開講されている。その他，電気主任技術者などの資格取得のための科目も開講されている。

2　構成と教育組織

<table>
<tr><th>講座名</th><th>教育研究分野</th><th>教 授
（室番）</th><th>准教授
（室番）</th><th>助 教
（室番）</th><th colspan="2">技術職員，事務職員等
（室番）</th></tr>
<tr><td rowspan="10">電子物理</td><td>メゾスコピック材料学</td><td>藤井　稔
（自3－202）</td><td>今北 健二
（自3－208）</td><td>加納 伸也
（自3-201）</td><td rowspan="11">伊地知武吉
（3E－404）
北山 良和
（3E－404）
山中 和彦
（3E－404）
松本 香
（3E－404）</td><td rowspan="11">馬場 安希
（2E－302）
好本 恵子
（2E－302）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">フォトニック材料学</td><td rowspan="2">喜多 隆
（B－206）</td><td rowspan="2">小島　磨
（B－201）</td><td>原田 幸弘
（B－105）</td></tr>
<tr><td>海津 利之 1)
（B－105）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">量子機能工学</td><td rowspan="2"></td><td>森脇 和幸
（B－301）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>北村 雅季
（B－204）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ナノ構造エレクトロニクス</td><td rowspan="2">小川 真人
（B－305）</td><td>土屋 英昭
（B－202）</td><td rowspan="2">笹岡 健二
（B－208）</td></tr>
<tr><td>相馬 聡文
（B－306）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電磁エネルギー物理学</td><td>八坂 保能
（B－304）</td><td rowspan="2"></td><td>米森 秀登
（2E－111）</td></tr>
<tr><td>竹野 裕正
（B－203）</td><td>中本　聡*
（2E－111）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電子情報</td><td rowspan="2">集積回路情報</td><td rowspan="2">沼　昌宏
（B－406）</td><td>黒木 修隆
（B－405）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>廣瀬 哲也
（B－403）</td></tr>
<tr><td>計算機工学</td><td>塚本 昌彦
（B－205）</td><td>寺田　努
（B－401）</td><td></td></tr>
<tr><td>通信情報</td><td>森井 昌克
（B－303）</td><td>白石 善明
（B－302）</td><td>栗林　稔
（2E－307）</td></tr>
<tr><td>アルゴリズム</td><td>増田 澄男
（B－402）</td><td>山口 一章
（B－404）</td><td>斎藤 寿樹
（B－308）</td></tr>
<tr><td>知的学習論</td><td>小澤 誠一
（自3－302）</td><td>大森 敏明
（自3－303）</td><td></td></tr>
</table>

自３：自然科学総合研究棟３号館（西），自４：自然科学総合研究棟４号館，*助手

1）研究基盤センター専任

3　履修科目一覧表

専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考	
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
	微分積分学1	2	2									U	全学共通授業科目
	微分積分学2	2		2								U	
	線形代数学1	2	2									U	
	線形代数学2	2		2								U	
	数理統計学	2			2							U	
	物理学C 1	2	2									U	
	物理学C 2	2		2								U	
	物理学実験	2		4								U	
	素材化学Ⅰ	2	2									U	
	素材化学Ⅱ	2		2								U	
	図学	2	2									U	
	離散数学	2	2									T	工学部共通科目
	複素関数論	2			2							T	
	常微分方程式論	2			2							T	
	偏微分方程式	2					2					T	
	数値解析	2						2				T	
	フーリエ解析	2				2						T	
	ベクトル解析	2		2								T	
	工業所有権法	1					1					T	
	複素関数論演習	1			1						相馬	T	
	常微分方程式論演習	1			1						相馬	T	
◎	電気電子工学導入ゼミナール	2	2								全教員	T	
◎	電気回路論Ⅰ	2		2							黒木	T	
○	電気回路論Ⅱ	2			2						廣瀬	T	
	電気回路論演習	1		2							黒木・今北	T	
◎	電子回路	2				2					沼	T	
◎	電磁気学Ⅰ	2			2						喜多	T	
○	電磁気学Ⅱ	2				2					北村	T	
	電磁気学演習	1			2						北村・小島	T	
	電気計測	2				2					竹野	T	
	情報数学	2		2							増田	T	
	論理数学	2			2						塚本	T, S	
○	量子物理工学Ⅰ	2			2						小川	T	
	量子物理工学Ⅱ	2				2					藤井	T, P	
	数理物理工学	2					2				土屋	T, P	
○	固体物性工学Ⅰ	2				2					小島	T	
	固体物性工学Ⅱ	2					2				今北	T, P	
	電気電子材料学	2						2			藤井	T, P, E	

専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
	光電磁波論	2						2			森脇	T, P
○	半導体電子工学Ⅰ	2					2				喜多	T
	半導体電子工学Ⅱ	2						2			小川	T, P
	集積回路工学	2						2			高田(非)	T, P, S
	ディジタル情報回路	2					2				沼	T, S
	情報伝送Ⅰ	2					2				森井	T
	情報伝送Ⅱ	2						2			森井	T, S
○	情報理論	2					2				白石	T, S
○	計算機工学Ⅰ	2				2					塚本	T
	計算機工学Ⅱ	2					2				寺田	T, S
	言語理論とオートマトン	2						2			山口	T, S
○	データ構造とアルゴリズムⅠ	2			2						増田	T
	データ構造とアルゴリズムⅡ	2					2				山口	T, S
	応用電波工学	2							2		王前(非)・井上(非)	T, P, S
	応用通信工学	2						2			岡(非)	T, S
○	制御工学Ⅰ	2				2					大森	T
	制御工学Ⅱ	2					2				大森	T, S, E
○	電気機器Ⅰ	2			2						小澤	T
	電気機器Ⅱ	2				2					小澤	T, S, E
○	電力工学Ⅰ	2					2				八坂	T
	電力工学Ⅱ	2						2			竹野	T, S, E
	高電圧放電工学	2						2			八坂	T, P, E
	電気機械設計論	1							1		為則(非)	T, E
	電気製図	1							3		北野(非)	T, E
	電力応用	2						2			堀之内(非)・中村(肇)(非)	T, E
	電気法規・施設管理	1							1		松井(非)	T, E
◎	プログラミング演習Ⅰ	1		2							白石	T
○	プログラミング演習Ⅱ	1			2						斎藤	T
◎	電気電子工学実験Ⅰ及び安全指導	2				4					全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅱ	2					6				全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅲ	2						6			全教員	T
◎	電気電子工学実験Ⅳ	1							3		各教員	T
◎	卒業研究	10							15	15	各教員	T
その他必要と認める専門科目												その都度定める

週授業時間数

		計	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　　修	59	2	4	2	6	6	6	18	15	
○	選択必修	24			10	8	6				
	選択　U	24	10	12	2						
	T	72	2	6	10	8	17	22	7		
	計	179	14	22	24	22	29	28	25	15	

単位数

		計	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　　修	26	2	3	2	4	2	2	1	10	（注３）
○	選択必修	23			9	8	6				
	選択　U	22	10	10	2						
	T	68	2	5	9	8	17	22	5		
	計	139	14	18	22	20	25	24	6	10	

（注１）◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。

（注２）備考欄の記号について

Ｐ（電子物理工学系），Ｓ（電子情報工学系），Ｅ（電気エネルギー制御工学系）は，各系を主として履修しようとする学生にとって必修的に要望される科目であることを示す。

Ｕは全学共通授業科目中の専門科目であることを示し，Ｔはその他の専門科目を示す。

（注３）卒業研究は４年後期に１０単位として表に掲載している。

４　履 修 上 の 注 意

（１）履修要領

（ａ）総準備単位数１３９単位（全学共通授業科目の教養原論，外国語科目，健康・スポーツ科学科目，および情報科目を含まない）。

（ｂ）学生が１年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則に規定されている単位数を上限とする。

（ｃ）学生の卒業に必要な単位数は最低１２８単位とする。その内訳は，次の通り。

教養原論	１６単位
外国語科目	
外国語第１（英語）	６単位
外国語第２	４単位
情報科目	
情報基礎	１単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	１単位
専門科目	
必修	２６単位（卒業研究１０単位を含む）
選択（注１）	７４単位（専門科目中の選択必修１８単位以上を含む）

（２）内規

（ａ）神戸大学工学部規則第７条第２項に規定する卒業研究の履修に必要な単位数は，上記に規定する卒業に必要な単位中の最低１０９単位とする（但し，原則として４年次開講科目の単位はここに含まない）。その内訳は，次の通り。

教養原論	１６単位
外国語科目	
外国語第１（英語）	６単位
外国語第２	４単位
情報科目	
情報基礎	１単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	１単位
専門科目	
必修	１５単位
選択（注１）	６６単位（専門科目中の選択必修１７単位以上を含む）

（注１）専門科目の「必修」と「選択必修」に算入していない専門科目（※１），及び他学部又は他学科の専門科目中，当学科が認めたものは算入される。また，全学共通授業科目の選択科目（外国語科目，健康・スポーツ科学科目，情報科目）からは最大１４単位（※２）まで算入される。

（※１）３．履修科目一覧表の専門科目に記載されている全学共通授業科目及び工学部共通科目を含む。

（※２）英語アドバンストコースは３単位まで，外国語第２は４単位まで（但し，独語ⅢＡ・ⅢＢ，仏語ⅢＡ・ⅢＢ，中国語ⅢＡ・ⅢＢ，露語ⅢＡ・ⅢＢのいずれかから２単位以内，独語ⅣＡ・ⅣＢ，仏語ⅣＡ・ⅣＢ，中国語ⅣＡ・ⅣＢ，露語ⅣＡ・ⅣＢのいずれかから２単位以内），外国語第３（外国語第２で選択した言語以外のもの）は２単位まで，健康・スポーツ科学科目（実習Ⅱ，講義）は３単位まで，情報科目（情報科学）は２単位まで算入される。

1 年		2 年		3 年		4 年	
前	後	前	後	前	後	前	後
微分積分学1 線形代数学1 物理学C1 素材化学Ⅰ 図学	微分積分学2 線形代数学2 物理学C2 物理学実験 素材化学Ⅱ	数理統計学					
離散数学	ベクトル解析	複素関数論 複素関数論演習 常微分方程式論 常微分方程式論演習	フーリエ解析	偏微分方程式 工業所有権法	数値解析		
[共通的科目] ◎電気電子工学 導入ゼミナール	◎プログラミング演習Ⅰ ◎電気回路論Ⅰ 電気回路論演習 情報数学	○プログラミング演習Ⅱ ○電気回路論Ⅱ ◎電磁気学Ⅰ 電磁気学演習	 ◎電子回路 ○電磁気学Ⅱ 電気計測 ◎電気電子工学実験Ⅰ 及び安全指導	 ◎電気電子工学実験Ⅱ	 ◎電気電子工学実験Ⅲ	◎卒業研究 ◎電気電子工学実験Ⅳ	◎卒業研究
[電子物理工学系科目]		○量子物理工学Ⅰ	量子物理工学Ⅱ ○固体物性工学Ⅰ	数理物理工学 固体物性工学Ⅱ ○半導体電子工学Ⅰ	光電磁波論 電気電子材料学 半導体電子工学Ⅱ 集積回路工学		
[電子情報工学系科目]		論理数学 ○データ構造とアルゴリズムⅠ	○計算機工学Ⅰ	計算機工学Ⅱ ディジタル情報回路 データ構造とアルゴリズムⅡ 情報伝送Ⅰ ○情報理論	 言語理論とオートマトン 情報伝送Ⅱ 応用通信工学	 応用電波工学	
[電気エネルギー 制御工学系科目]		○電気機器Ⅰ	電気機器Ⅱ ○制御工学Ⅰ	 制御工学Ⅱ ○電力工学Ⅰ	 電力工学Ⅱ 高電圧放電工学 電力応用	電気機械設計論 電気製図 電気法規・施設管理	

◎印は必修科目，○印は選択必修科目，無印は選択科目を示す。

機　械　工　学　科

機 械 工 学 科

１　教 育 の 目 指 す も の

機械工学とは，数学・科学・技術を駆使して，情報，エネルギー，運動などを正確に高能率でかつ円滑に伝達あるいは変換することにより，人間生活に有益で環境に優しい高性能・高品質の製品を効率よく生産することを追及する学問分野である。

機械工学科では，自然環境との調和のもとでの人類の持続的な発展を実現するために必要なものづくりに要請される数学・物理・各種力学，材料学などの幅広い分野の基礎に重点をおいた教育を通じて，機械工学を考える上で基本となる現象を物理的に理解する能力を養い，計算機工学，制御工学，情報工学，システム工学，設計学，生産工学等の応用科目を修得させることにより学際的な問題に対応する能力を開発し，新しい発想に基づき柔軟で総合的に問題を解決できる能力を有し，機械工学に関する実践的な研究・開発・設計および生産に携わるエンジニアを養成することを理念としている。

機械工学科は，幅広い社会の要望に対応して，わが国の基盤産業を支え，将来の科学技術の発展を担う機械技術者・研究者を育成するため創設され，流体エネルギーおよび熱エネルギーの生成機構と輸送メカニズムを解明するとともに，環境を考えた広い立場から教育研究を行う熱流体講座（応用流体工学，混相熱流体工学，エネルギー変換工学，エネルギー環境工学研究分野），固体の構造，組成，力学特性等を理論的及び実験的に解明し，その機能・強度・安定性の評価を行うとともに，表面及び界面の機能を設計するための教育研究を行う材料物理講座（固体力学，破壊制御学，材料物性学，表面・界面工学研究分野），持続可能で活力のある次世代型社会システムの構築に必要な技術基盤を，人工物の設計・生産・運用・再利用の観点から確立することを目的とした教育研究を行う設計生産講座（複雑系機械工学，機械ダイナミックス，コンピューター統合生産工学，知能システム創成学，創造設計工学研究分野）から成り立っている。

専門分野の基礎科目を精通して系統化することはもとより，機械工学の面白さを専門的観点から身に触れて解説する機械工学基礎（Fundamental Mechanical Engineering）を１年前期に，３年では習得した機械工学の知識と先端分野との有機的な合成を計るため先端機械工学詳論（Ⅰ－Ⅳ）を組み入れるとともに，各研究分野の主任教授が先鋭化した最先端の機械工学を講述する先端機械工学通論を３年後期に配するなど，他に例を見ない個性化および活性化を行った。また，「ものづくり」という実践的教育も早くから取り入れており，工学倫理の教育と相乗させてバランスのとれた人材を作るよう心がけてきた。以上のような理念と実践的取り組みのもと，創造性及び国際性豊かな研究者・技術者を輩出している。本機械工学科における教育の特徴は，揺るぎ無い基礎学力を身につけると同時に，幅広い応用に対応できる柔軟な思考力と応用力を持ったエンジニアを育成することにある。そのため，学年進行に応じて基礎から応用へと系統的に用意された講義・演習と幅広い実験・演習などの体験学習，さらに最終学年の４年生では最先端の研究に触れて感性を磨き，応用力をつけるための卒業研究が用意されている。このような教育をうけ，新しい経験を積んだ卒業生は，ほとんどすべての産業分野で，時代を牽引していく中心的な人材として活躍が期待される。卒業生の７０％程度は大学院博士課程前期課程へ進学し，さらに深い研究達成を希望するものに対して，博士課程後期課程への途が開かれている。

2　構成と教育組織

<table>
<tr><th></th><th>教育･研究分野</th><th>教　授
（室番）</th><th>准教授･講師
（室番）</th><th>助教･助手
（室番）</th><th colspan="2">技術職員，事務職員等
（室番）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">熱流体</td><td>応用流体工学
（MH－1）</td><td>山根　隆志
（5E-410）</td><td>片岡　　武
（自1-602）</td><td></td><td rowspan="5">道脇　　昭
（5E-201）</td><td rowspan="13">橋本賀津子
（5E-301）

鈴木愛優美
（自3-226）
（5E-302）</td></tr>
<tr><td>混相熱流体工学
（MH－2）</td><td rowspan="2">竹中　信幸
（自1-601）</td><td rowspan="2">浅野　　等
（5E-407）</td><td>村川　英樹
（3E-203）</td></tr>
<tr><td>杉本　勝美
（3E-203）</td></tr>
<tr><td>エネルギー変換工学
（MH－3）</td><td>平澤　茂樹
（5E-408）</td><td>川南　　剛
（5E-415）</td><td>白井　克明
（3E-104）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エネルギー環境工学
（MH－4）</td><td rowspan="2">冨山　明男
（自1-607）</td><td>細川　茂雄
（自1-606）</td><td></td></tr>
<tr><td>林　公祐
（自1-603）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">材料物理</td><td rowspan="2">固体力学
（MM－1）</td><td rowspan="2">阪上　隆英
（自3-226）</td><td>長谷部忠司
（自3-220）</td><td></td><td rowspan="4">古宇田由夫
（自3-225）</td></tr>
<tr><td>塩澤　大輝
（自3-121）</td><td></td></tr>
<tr><td>破壊制御学
（MM－2）</td><td>中井　善一
（自3-216）</td><td>田中　　拓
（自3-217）</td><td>横田久美子
（自3-120）</td></tr>
<tr><td>材料物性学
（MM－3）</td><td>向井　敏司
（5E-401）</td><td>田川　雅人
（5E-403）</td><td>池尾　直子
（5E-203）</td></tr>
<tr><td>表面･界面工学
（MM－4）</td><td>田中　克志
（自3-215）</td><td>屋代　如月
（自3-221）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">設計生産</td><td>複雑系機械工学
（MA－1）</td><td>横小路　泰義
（5E-414）</td><td>深尾　隆則
（5E-413）</td><td></td><td rowspan="6">福井喜一郎
（自3-410）</td></tr>
<tr><td>機械ダイナミックス
（MA－2）</td><td>神野　伊策
（5E-411）</td><td>安達　和彦
（5E-412）</td><td>肥田　博隆
（5E-205）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">コンピューター
統合生産工学
（MA－3）</td><td rowspan="2">白瀬　敬一
（自3-403）</td><td>柴坂　敏郎
（自3-113）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>佐藤　隆太
（自3-409）</td></tr>
<tr><td>知能システム創成学
（MA－4）</td><td>磯野　吉正
（自3-117）</td><td></td><td>菅野　公二
（自3-B17）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">創造設計工学
（MA－5）</td><td rowspan="2">田浦　俊春
（自3-402）</td><td rowspan="2">妻屋　　彰
（自3-401）</td><td>山田　香織
（自3-409）</td></tr>
<tr><td>ゲオルギエフ　ゲオルギ
（自3-409）</td></tr>
<tr><td colspan="2">研究基盤センター</td><td></td><td>藤居　義和
（分析C-303）</td><td></td></tr>
</table>

3　履修科目一覧表（工学基礎，機械専門科目）

専門科目　　（◎印は必修，無印は選択科目を示す）

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
◎	微分積分学1(U)	2	2									
◎	線形代数学1(U)	2	2									
	微分積分学2(U)	2		2								
	線形代数学2(U)	2		2								
	数理統計学(U)	2		2								
	物理学C3(U)	2				2					藤居	
	情報科学(U)	2		2								
	物理学実験(U)	2		4							杉本	
	数学演習(T)	1	2								菅野	
	ベクトル解析(T)	2		2								
	複素関数論(T)	2			2							
◎	常微分方程式論(T)	2			2							
	複素関数論演習(T)	1			2						村川，ｹﾞｵﾙｷﾞｴﾌ	
	常微分方程式論演習(T)	1			2						池尾	
	フーリエ解析(T)	2				2						
	偏微分方程式(T)	2					2				中桐	
	工業所有権法(T)	1					1				村松　他	
◎	基礎力学	3	4								屋代，松田(非)	
◎	機械基礎数学	3	4								林，白井	
	原子物理工学	2	2								小笠原(非)	
	電気工学概論	2		2							中川(非)	
	解析力学	2		2							藤居	
◎	材料力学	3		4							中井，阪上，田中(拓)，塩澤，池尾	
◎	熱力学Ⅰ	3		4							平澤，浅野	
◎	機械力学Ⅰ	3			4						神野，安達	
◎	流体工学	3			4						冨山，細川，林	
	材料科学	2			2						田中(克)	
	機構学	2			2						横小路	
	熱力学Ⅱ	2			2						川南	
◎	生産プロセス工学	3				4					白瀬，柴坂	
	材料工学	2				2					向井	
	機械力学Ⅱ	2				2					安達	
	制御工学Ⅰ	2				2					横小路	
	流体力学Ⅰ	2				2					山根	
	連続体力学	2				2					長谷部	
	熱移動論	2				2					竹中	
	計測工学	2				2					田中(克)，向井	
◎	データ解析	2				2					長谷部，池尾，肥田，未定	

専門科目　　（◎印は必修，無印は選択科目を示す）

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
	システムシンセシス	2					2				田浦	
	量子力学	2					2				藤居	
	材料強度学	2					2				中井，田中(拓)	
	弾性力学	2					2				田中(拓)	
	制御工学Ⅱ	2					2				深尾	
	流体力学Ⅱ	2					2				片岡	
	計算力学	2					2				田川	
	エネルギー変換工学	2					2				竹中	
	マイクロプロセス工学	2					2				磯野	
	統計力学	2						2			田川	
	固体力学	2						2			長谷部	
	流体機械	2						2			片岡	
	シミュレーション工学	2						2			川南	
	生産システム工学	2						2			白瀬	
	システム工学	2						2			妻屋	
◎	安全工学・工学倫理	2						2			伊藤(非)	
	工業経済	2						2			田中(悟)(非)	
◎	機械工学基礎	3	4								全教員	
◎	機械工学実習	1			3	3					横小路，村川，菅野	
◎	機械製図	1			3	3					妻屋，佐藤	
◎	機械工学実験	2					4	4			全教員	
◎	機械創造設計演習Ⅰ	4					8				白瀬，柴坂，深尾，佐藤	
◎	機械創造設計演習Ⅱ	4						8			田浦，白瀬，磯野，横小路，神野，深尾	
	応用機械工学演習	2						4			全教員	
	英語特別演習	2							2	2	全教員	
◎	先端機械工学詳論Ⅰ	2					2				未定	
	先端機械工学詳論Ⅱ	2					2				未定	
	先端機械工学通論	2						2			研究分野主任教員	
	先端機械工学詳論Ⅲ	2						2			未定	
	先端機械工学詳論Ⅳ	2						2			未定	
◎	卒業研究	10							10	10	全教員	

週授業時間数（専門科目）

記号	授業科目	時間数	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　修	100	16	8	16	12	14	14	10	10	
	選　択	103	4	18	12	18	23	24	2	2	
	合　計	203	20	26	28	30	37	38	12	12	

単位数（専門科目）

記号	授業科目	単位数	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　修	58	13	6	9	6	7	7	5	5	
	選　択	94	3	16	10	18	23	22	1	1	
	合　計	152	16	22	19	24	30	29	6	6	

注：機械工学実習，機械製図，機械工学実験，卒業研究の各単位を２学期に分割して記載している。
　　これらの科目の単位は最終期に与える。

４　履修上の注意

（１）総準備単位数　１９０単位

(a) 教養原論　１６単位

(b) 外国語科目　１５単位

(c) 健康・スポーツ科学　４単位

(d) 情報科目　３単位

(e) 専門科目　１５２単位

必修科目　５８単位

選択科目　９４単位

（２）学生は，卒業するためには，１２７単位以上を修得しなければならない。

卒業要件　１２７単位以上

(a) 教養原論　１６単位以上

(b) 外国語科目

外国語第１（英語）　６単位（オーラルⅠ～ⅢおよびリーディングⅠ～Ⅲ）

外国語第２　４単位（ＩＡ，ＩＢ，ⅡＡ，ⅡＢ♯）

♯　ＳＡ，ＳＢをⅡＡ，ⅡＢに読替可能

(c) 情報科目

情報基礎　１単位

(d) 健康・スポーツ科学

実習Ⅰ　１単位

(e) 専門科目，全学共通授業科目，情報科目（情報科学）

① 専門・必修科目　５８単位（卒業研究１０単位を含む）

② 専門・選択科目

全学共通授業科目・情報科目（情報科学）

全学共通授業科目・選択科目＊

} 計４１単位以上

＊全学共通授業科目の選択科目は学生便覧・神戸大学工学部規則の機械工学科履修要件（第５条関係）別表第２を参照のこと。

（３）継続科目（２つの学期にわたる）の単位については最終期に与える。

（４）機械工学科カリキュラム中

◎印：必修科目

無印：選択科目

をそれぞれ表す。

（５）他学科または他学部の授業科目中，当学科が認めた場合は，当学科の選択科目とみなすことができる。

（注）この履修規則は平成１８年４月入学者から適用する。

機械工学科内規

(1) 学生は，原則として在籍する学年より高学年において開講される必修科目を履修することはできない。

(2) 同一時限に開講される授業科目の重複履修は認めない。ただし，以下の科目に限り，同一時限に開講される他授業科目と重複して履修することができる。

・応用機械工学演習

・先端機械工学詳論I，II，III，IV

また，以下の科目については，再履修時に限り，当該科目の履修状況により認めることがある。

・機械創造設計演習I，II

(3) 神戸大学工学部規則第７条第２項に規定する卒業研究を申請しようとする者は，以下の条件をすべて満たした者とする。なお入学前の既修得単位の取り扱いは神戸大学工学部規則第１０条に従う。

(a) 教養原論，外国語科目，情報科目（情報基礎），健康・スポーツ科学の卒業に必要な単位をすべて修得している。

(b) 機械工学基礎，機械工学実習，機械製図，機械工学実験，機械創造設計演習Ⅰ，Ⅱの単位をすべて修得している。

(c) ３年後期までに開講された専門科目の必修科目（先端機械工学詳論Ⅰを除く）の未修得単位数が４以下である。

(d) ３年後期までに開講された専門科目の選択科目と全学共通授業科目の情報科目（情報科学），及び全学共通授業科目の選択科目の修得単位数が３０以上である。

外国語科目に関する追記

※ 英語アドバンスドＡ，Ｂ，Ｃは卒業要件の選択科目と認める。

※ 第２外国語はⅢＡ，ⅢＢのみ卒業要件の選択科目と認める。

※ 第３外国語は卒業要件の単位として認めない。

アンダーライン：必修科目（週2コマ），太字：必修科目，細字：選択科目，U：大教センター開講科目，T：工学部開講科目

応　用　化　学　科

応用化学科

１　教育の目指すもの

化学工業は石油化学製品，金属，セラミックス，プラスチックスのような基礎素材の生産だけでなく，エレクトロニクス，ナノテクノロジ，分子機能工学，エネルギー工学，バイオテクノロジ，医工学，食品工学などあらゆる分野の工学や産業において多大の貢献をしている。近年のめざましい，かつ急速な科学技術発展の根幹には，化学の分野の研究者・技術者によってなされた“材料革命”と呼べる精密かつ高度な機能を有する物質，材料のめざましい研究開発と，高度生産技術の研究開発がある。エネルギー・環境問題を視野に入れた，化学工業の“健全な発展”無くしては，将来の人類の繁栄と安泰を語ることはできないと言っても過言ではない。

応用化学科は，そのような社会情勢に呼応して，新しい理念により従来の工業化学科と化学工学科を有機的に統合して生まれた工学部の総合的な化学系学科である。本学科では，分子レベルのミクロな基礎化学から，分子集合体である化学物質・材料への機能性の付与，機能性の発現，物質の創製および生産技術への生物機能の工学的応用，実際のマクロな工業規模の製造，生産の技術やシステムにわたる広範囲の教育内容を，新しい規範により縦横に統合して一貫性のある教育を行うことを目指している。その実現のため，応用化学科は以下の教育研究の目標を有する２つの講座から構成されている。

1)　物質化学講座

原子とそれによって構成される分子の世界と，分子の集合により作り出される多様な機能とを結びつけることを目的とし，原子・分子レベルの物質からナノ，メゾ，マクロに至る広範囲の集合体を対象として，化学物質・材料の精密かつ高度な機能性の付与及び機能性の創製を行い，工学の立場から機能発現の機構解明とそれに基づく新規な物質創製技術について教育研究する。

2)　化学工学講座

化学反応及び生物反応に基づく物質・エネルギー変換過程における，分子間相互作用，生体分子機能及び物質・エネルギー移動現象の解明に基づいて，新規素材・反応触媒の開発，反応・移動現象の制御法の確立，新規生産プロセスの創造をすすめ，有用物質，エネルギーの高効率，低環境負荷生産プロセスの開発について教育研究する。

これらの目的のため，将来の世界の化学工業を背負って立つ研究者・技術者の育成を目指して，学部段階では基礎に重点をおいた教育を行う。この際，まず全学共通科目として教養原論，外国語，情報，健康・スポーツ関連の各科目の他，専門基礎科目がカリキュラムとして組まれている。これらにより，国際社会に通用する知育，徳育，体育の修得を行う。さらに専門教育においては，厳選された講義を履修し，その中で積極的に自己学習の機会を設け，徹底した基礎学力の充実・理解を図る。その際，実験・演習を数多く取り入れることで，自ら手足を動かすことによる実体験，自ら積極的に発表することによるコミュニケーションを通して学習し，応用力をつけることを特徴とするカリキュラムを組んでいる。特に，１年次のファンダメンタルコースワーク・導入ゼミナールおよび２年次の探求ゼミナールにおいて，応用化学科での学修の意義を理解し，少人数単位での教員

とのふれあいの場を設け，化学研究に対する能動的な動機付け，課題探求能力の発掘を図っている。また，一部科目では複数教員が合同で講義し，少人数教育によって授業の質的向上に努めている。これらによって培われるべき知識，経験は厳正に成績評価され，合格と判断されたもののみが卒業研究のための研究室への配属が認められる。一方，教員側においてもカリキュラムの適切な進行について検討委員会を通して常にモニターし，問題点を洗い出すとともに，教育理念に沿った形に軌道を修整するシステムを構築している。また，特別講義や特別講演として社会との架け橋となるべく学外の多彩な研究者・技術者による化学工業の実践的な授業も採り入れ，より一層の幅をもたせたカリキュラムにしている。

本学は研究志向型の大学を目指していることから，卒業研究は下記の本学科の教育研究分野に基づく研究グループに分かれて行う。卒業研究のテーマは，指導教員との相談の上で個別に設定される。さらに，その研究過程において世界的水準に照らして最先端の研究となるべく，教員と学生は各研究室で少人数での卒業研究・ゼミナールなどを通じて，親密な交流，チームワーク能力，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力の修得に努めており，人間的にも調和のとれた化学研究者・技術者の育成を目指している。

本学科が所属する工学部と本学大学院工学研究科とは，多様な人材を養成する教育改革および先端的研究の推進をより強力に図るため，学部教育と大学院教育とを通じて一貫した教育研究組織を構築している。この目的を実現するために，応用化学科から大学院工学研究科応用化学専攻への進学によって，さらに専門的・実践的な化学に関する教育・研究の機会が与えられている。

【教育研究分野】

◎物質化学講座

ⅰ） **物質創成化学**：無機材料創製の反応場となる溶液内の化学平衡論をベースとし，異相共存場効果の解明と応用，金属超微粒子の合成とその機能発現，ソフト溶液プロセスによる金属酸化物薄膜・高次構造体の合成と物性に関して無機材料化学や電気化学の観点から研究を進める。また，新規有機化合物の合成・反応・構造，有機理論計算・反応機構に関する基礎研究や，新型の医薬・農薬の開発を目指した生物活性物質の設計・合成・活性評価，新規機能性ヘテロ環化合物の開発等に関する応用研究を行う。さらに，異相複雑系を取り扱うコロイド化学的視点から多機能性を有する知能型高分子微粒子の精密設計と新しい創製法の開発，及び情報，生医学などの先端工業分野への応用に関する基礎的研究に取り組む。

ⅱ） **物質制御化学**：新素材の構造と機能を平衡論，電子遷移，構造解析など物理化学の観点から関連づけ，分子ナノテクノロジの基礎的研究と結晶成長や配向構造を制御した新規デバイスの開発を目指した研究にとりくむ。また，高分子材料の微細構造と力学物性・表面物性・熱物性に関する研究を行う。材料の構造と物性の相関を明らかにし，高機能化・高性能化された高分子材料，高分子複合材料の新規創製を行い，次世代材料の開発をめざす。

ⅲ） **物質機能化学**：高濃度電解質水溶液の物性・構造の解明と応用，また材料的視点から多彩な構造形態を持つリン酸塩の合成法，特異反応性・構造特異性・表面物性，錯体生成におけ

る高分子電解質効果などの基礎研究や応用研究を行う。さらに，分子レベルにおける相互作用を利用して有機機能性分子材料を開発する研究を行う。超分子組織化を適用することで高選択的な分子認識能，触媒活性，生理活性を有する超分子人工材料の創製をめざす。

◎化学工学講座

ⅳ） **反応・分離工学**：種々の化学工業プロセスのみならず，環境・エネルギー問題を解決する上で重要な触媒に関する基礎・応用研究を行う。特に省資源・省エネルギーの観点から選択的な酸化・還元触媒の開発やクリーンで無尽蔵な光エネルギーの利用を目指した光触媒の開発を行う。また，水資源確保，大気環境保全，水素エネルギーの効率的利用といった環境・エネルギー分野への貢献をめざして，分離機能膜などの新規な材料について，素材の創製から微細構造制御法の確立，さらにプロセスの構築にいたる研究を行う。

ⅴ） **プロセス工学**：流動，伝熱，物質移動を取り扱う移動現象論を基礎として，化学プロセスに現れる複雑な現象の解明とモデル化，取り扱う流体の諸物性に対する温度・圧力効果の解明，非ニュートン流体やサスペンジョン等の複雑流体のレオロジーについて研究を行う。そして，地球環境との調和を実現する新しいプロセスの開発，プロセスの生産工程の計画設計および運転制御のための基礎的方法論構築，省エネルギー型空調システムや機能性薄膜の塗工プロセスの構築を行う。

ⅵ） **生物化学工学**：遺伝子組換えなどの技術を用いて生物機能を高度化することにより，高効率のバイオリアクターによる有用物質の生産，環境・エネルギー問題に対応できる新しいバイオプロセスの構築などの研究を行う。また，生物機能を利用した効率的かつ高度なバイオ生産・分離プロセスの開発を目指して，微生物や培養細胞を利用した有用物質生産・環境修復，およびバイオ分子間特異的認識による高純度精製・高感度検出法などの研究を行う。

2　構成と教育組織

講座名	教育研究分野	教 授 (室番)	准教授 (室番)	講 師 (室番)	助 教 (室番)	助 手 (室番)	技術職員, 事務職員等 (室番)
物質化学	物質創成化学	森 敦紀 (4E－213) 水畑 穣 (自1－310)	神鳥 安啓 (4E－210) 岡田 悦治 (4E－203) 南 秀人 (自1－301)		牧 秀志 (自2－302)	綾部 いつ子 (自2－302) 鈴木 登代子 (自2－304)	曽谷 知弘 (4W－204) 熊谷 宜久 (4W－104) 古東 孝子 (4W－202) 松嶋 嘉子 (4W－202)
	物質制御化学	西野 孝 (4W－306)	石田 謙司 (4E－211)		三崎 雅裕 (4E－405) 本郷 千鶴 (4E－309)	小柴 康子 (4E－405)	
	物質機能化学	竹内 俊文 (自1－309) 成相 裕之 (4W－308)	梶並 昭彦 (4W－301) 大谷 亨 (自1－302)		北山 雄己哉 (自1－605)		
化学工学	反応･分離工学	松山 秀人 (4E－205) 西山 覚 (4W－302)	丸山 達生 (4E－204) 市橋 祐一 (4W－304)		神尾 英治 (自4－402) 谷屋 啓太 (D2−406)		
	プロセス工学	大村 直人 (4W－303) 鈴木 洋 (自1－506)	松尾 成信 (4W－309) 今駒 博信 (4E－212) 菰田 悦之 (4E－207)		堀江 孝史 (4W－106) 日出間 るり (4W−312)		
	生物化学工学	近藤 昭彦 (自1－508) 山地 秀樹 (自1－505)	荻野 千秋 (4W－307) 田中 勉 (自2－404) 勝田 知尚 (自2－406) 蓮沼 誠久 (自2－404) 石井 純 (自1−203)		江橋 具 (自2－406) 松本 拓也 (自2－404)		

3　履修科目一覧表

専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

記号	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
◎	微分積分学1	2	30									全学共通授業科目
○	微分積分学2	2		30								
◎	線形代数学1	2	30									
◎	線形代数学2	2		30								
○	物理学B1	2	30									
○	物理学B2	2		30								
○	物理学B3	2		30								
◎	物理化学Ⅰ	2	30								石田	
◎	物理化学Ⅱ	2	30								丸山	
○	材料化学	2			30						大谷	
◎	化学実験	2		60							三崎，北山	
○	数学演習	1	30								谷屋，神尾	工学部共通科目
○	複素関数論	2			30							
◎	常微分方程式論	2			30							
○	フーリエ解析	2				30						
○	ファンダメンタルコースワークⅠ	1	30								水畑	
○	ファンダメンタルコースワークⅡ	1	30								森	
○	ファンダメンタルコースワークⅢ	1	30								大村	
○	ファンダメンタルコースワークⅣ	1	30								近藤	
◎	導入ゼミナール	1	30								稲葉，応用化学科教員	
◎	探求ゼミナール	1			30						応用化学科教員	
◎	物理化学Ⅲ	2			30						松尾	
◎	物理化学Ⅳ	2				20					市橋，石田	
◎	物理化学演習Ⅰ	1		30							石田，松尾	
○	物理化学演習Ⅱ	1					30				石田，松尾	
◎	無機化学Ⅰ	2		30							水畑	
○	無機化学Ⅱ	2			30						梶並	
○	無機化学Ⅲ	2				30					水畑	
○	分析化学	2				30					成相	
◎	機器分析化学	2					30				（竹内）	
◎	無機・分析化学演習	1						30			梶並，大谷，牧，北山	
◎	有機化学Ⅰ	2		30							岡田	
○	有機化学Ⅱ	2			30						神鳥	
○	有機化学Ⅲ	2				30					森	
◎	高分子化学Ⅰ	2			30						南	
○	高分子化学Ⅱ	2				30					西野	
○	高分子コロイド化学	2						30			南	
◎	有機・高分子化学演習	1					30				岡田，神鳥，南，本郷	
○	化学工学量論	2			30						鈴木	
◎	移動現象論	2				30					大村	
◎	分離工学	2					30				勝田	
◎	移動現象論・分離工学演習	1						30			今駒，勝田，日出間	
○	プロセスシステム工学	2					30				大村	
○	プロセス設計	1						30			松山	
◎	化学反応工学	2					30				西山	
◎	化学反応工学演習	1						30			西山，市橋	
○	生化学	2				30					山地	

専門科目　　（◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択科目を示す）

記号	授業科目	単位数	授業時間数								担当教員	備考
			1		2		3		4			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
◎	生物化学工学	2					30				荻野	
○	生物機能化学	2						30			近藤，田中	
○	バイオマテリアル	2					30				西野	
◎	生物化学工学演習	1						30			荻野，田中	
○	コンピュータ基礎	1	15								菰田，堀江，北山	
○	安全工学	2						30			今駒	
○	環境･エネルギー化学	2						30			梶並	
○	粒子流体工学	2					30				鈴木	
◎	化学実験安全指導	1				30					応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅰ	3					90				応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅱ	3					90				応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅲ	3						90			応用化学科教員	
◎	応用化学実験Ⅳ	3						90			応用化学科教員	
◎	外国書講読	1							30	30	応用化学科教員	
	特別講義Ⅰ	1							←30→		非常勤	
	特別講義Ⅱ	1							←30→		非常勤	
	特別講義Ⅲ	1							←30→		非常勤	
	特別講義Ⅳ	1							←30→		非常勤	
◎	卒業研究	10							←450→			
	その他必要と認める専門科目											

週授業時間数

	時間数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	118	10	12	8	6	26	26	17	15
○　選択必修	56	10	6	10	12	8	10	0	0
選　択	4	0	0	0	0	0	0	4	0
計	178	10	18	18	18	34	34	21	15

単位数

	単位数	1		2		3		4	
		前	後	前	後	前	後	前	後
◎　必　修	66	9	9	7	5	15	10	1	10
○　選択必修	52	8	6	10	12	7	9	0	0
選　択	4	0	0	0	0	0	0	4	0
計	122	17	15	17	17	22	19	5	10

４　履 修 上 の 注 意

履修要領

(1) 専門科目総準備単位数１２２単位

(2) ◎印は必修科目，○印は選択必修科目を示す。その他は選択科目である。

(3) 学生の卒業に必要な単位数は１２５単位以上とする。その内訳は次のとおり。

教養原論	１６単位
外国語科目	
外国語第１の必修科目	６単位（リーディングⅠ～Ⅲおよびオーラル Ⅰ～Ⅲ）
外国語第２の必修科目	４単位（ＩＡ，ＩＢ，ⅡＡ，ⅡＢ）
情報科目	
情報基礎	１単位
健康・スポーツ科学科目	
健康・スポーツ科学実習の必修科目	１単位
専門科目	
必修科目	６６単位（卒業研究の１０単位を含む。）
選択必修科目	２４単位以上
全学共通授業科目の外国語科目の選択科目，健康・スポーツ科学科目の選択科目と専門科目の合計	９７単位

(4) 当学科の授業科目以外で，当学科が認めた科目は，当学科の専門科目の選択科目とみなすことができる。

(5) 学生が１年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則第６条に規定されている単位を上限とする。（80ページ参照）

（注） この履修規則は平成２６年４月入学者から適用する。

（内　規）

１．応用化学実験Ⅰ，Ⅱ，ⅢおよびⅣを履修するためには，以下の科目を修得していなければならない。

(1) 化学実験および化学実験安全指導

(2) 物理化学Ⅰ，Ⅱ，ⅢおよびⅣ，無機化学Ⅰ，有機化学Ⅰ，高分子化学Ⅰ，移動現象論の８必修科目のうち，５科目以上

(3) ２年次の履修科目の上限超過登録要件を満たし，２年次において応用化学実験を履修することを認められた者については，上記の適用を免除する。

２．工学部規則第７条に規定する卒業研究を申請しようとする者は，次の４項を満たすことが必要であり，また，残る２学期をもって卒業に必要な全単位を修得できる見込みのある者に限る。

(1) 卒業に必要な外国語科目，情報基礎，健康・スポーツ科学科目の全単位および教養原論１４単位以上を修得していること。

(2) 導入ゼミナールおよび探求ゼミナールの単位を修得していること。
(3) ３年生終了までに課せられる必修指定の実験科目の全単位を修得していること。
(4) 工学部規則において指定する専門科目のうち３年生終了までの授業科目において，修得科目数および修得単位数について以下の条件を満たすこと。
① 未修得の必修科目数が４科目以下であること。
② 選択必修科目の修得単位数が２０単位以上であること。

３．工学部規則第１５条２項の規定の適用を申請しようとする者は，早期卒業に関する認定基準についての「早期卒業の認定基準に関する内規」のほか，次の事項を満たしていなければならない。
(1) 次の条件を満たす場合には，３年次において卒業研究（１０単位）を履修することができる。
① ２年次及び３年次において，履修科目の上限超過登録が認められていること。
② ２年次後期末までに，次の要件を満たしていること。
イ．成績順位が，応用化学科の上位１％以内程度であること。
ロ．応用化学科内規による卒業研究申請の要件を満たしていること。
③ ３年次後期の履修により，卒業要件を充足する可能性があること。
(2) ２年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，３年次向けの授業科目についても履修することができ，また，３年次において履修科目の上限超過登録が認められた者は，４年次向けの授業科目についても履修することができる。

４．この内規は，平成２４年４月入学者から適用する。

5　各授業科目の関係

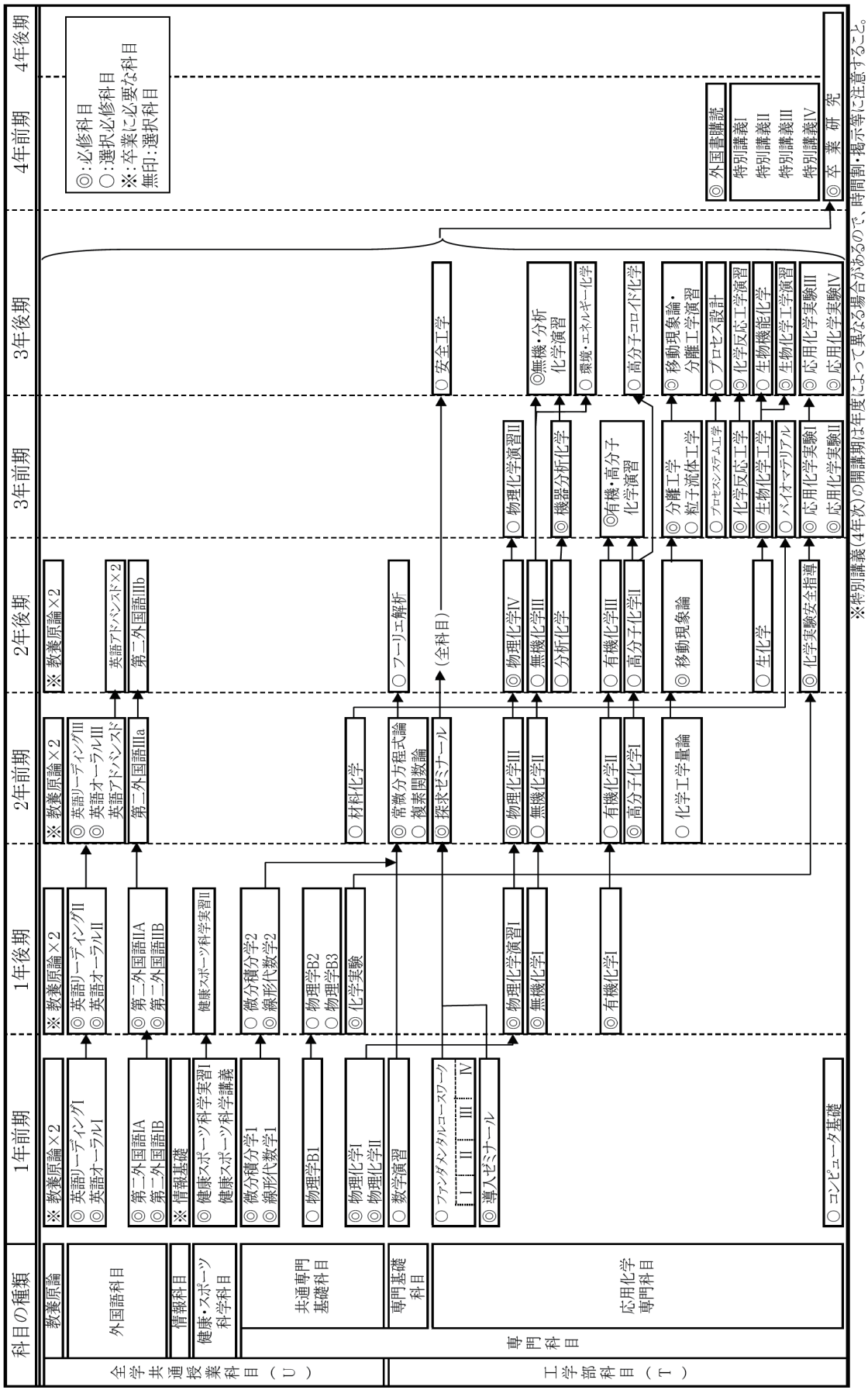
科目の種類
1年前期
1年後期
2年前期
2年後期
3年前期
3年後期
4年前期
4年後期
全学共通授業科目（U）
工学部科目（T）
専門科目
教養原論
外国語科目
情報科目
健康・スポーツ科学科目
共通専門基礎科目
専門基礎科目
応用化学専門科目
◎:必修科目
○:選択必修科目
※:卒業に必要な科目
無印:選択科目
※特別講義(4年次)の開講期は年度によって異なる場合があるので、時間割・掲示等に注意すること。

情 報 知 能 工 学 科

情報知能工学科

１　教育の目指すもの

科学技術の進歩とともに社会構造が大きく変革し，高度情報社会に移行しつつあるなか，技術が社会へ社会が技術への相互依存度を益々高めている。このような時代において，工学技術者は社会と調和した技術を開発する責を負うものである。情報知能工学科は，知能化システムを通じて豊かで安心して暮らせる社会の実現に貢献できる人材を育成することを目指す。

科学の基本概念には，細分化する方法の分析科学と統合化する方法のシステム科学とがある。情報知能工学科は，情報科学を基盤としつつその二つを組み合わせ，情報の取得，加工，生成，伝達という観点から高度に知能化されたシステムの構築と知能化科学の創成を行う。

基礎教育として，数学，物理工学，機械工学，電気工学などの幅広い分野を学ぶことにより現象の分析的な理解能力を養う。そしてシステム科学として，システムの計測・制御工学，設計工学，生体工学などによって統合化の能力を養うとともに，計算機を中心とした情報処理工学，認識工学，知識工学などの情報科学を理解させる。これらの基礎および専門知識を統合・融合化して，自らの知能化科学を創造させる。学生自らがテーマを見つけ，柔軟性のある発想による創造力を養い，問題解決能力を身に付けることによって多様性のあるシステムの知能化に関する研究・開発に従事できる技術者を養成する。

学生実験によっていろいろの現象の理解を体験から会得させ，計算機演習による情報基礎技術の修得，および重要科目の演習による深い思考力を修得させる。また卒業研究では総合的理解能力と問題解決能力とを実践的に修得させる。さらに教養科目，工学倫理科目による自己啓発を促し，社会的にバランスの取れた人材育成を目指す。

2 構成と教育組織

専攻	講座	教育研究分野	教授	准教授	講師	助教	助手	技術職員	事務職員
システム科学	システム基盤	システム計画	貝原 俊也 (S502)	藤井 信忠 (S403)				藤井 勝宏 (D2-201) 大西 和夫 (S510-1) 山本 大介 (3W-303)	山崎 智美 (D2-401) 黒田 教子 (S102-1) 井口 直子 (S102-1)
		システム設計	多田 幸生 (S501)	花原 和之 (S513)		浦久保 孝光 (S206)			
		システム計測	的場 修 (S506)	仁田 功一 (S507)					
		システム制御	太田 有三 (S503)	増淵 泉 (S504)		森 耕平 (S302)			
	システム創成	システム数理	南部 隆夫 (3W-405) 佐野 英樹 (3W-403)	赤木 剛朗 (3W-404)					
		システム構造	小島 史男 (自 3 号館 301)	小林 太 (自 3 号館 304)		中本 裕之 (自 3 号館 312)			
		システム知能	鳩野 逸生 (情報基盤センター 3F1)	伴 好弘 (情報基盤センター 2F7)					
	応用システム(連携講座)	応用システム	鷲見 和彦 吉河 章二	田中 健一					
情報科学	情報基礎	情報数理	桔梗 宏孝 (自 3 号館 413) 渕野 昌 (自 3 号館 414) ブレンドル (自 3 号館 424)	菊池 誠 (自 3 号館 426) 酒井 拓史 (自 3 号館 415)					
		アーキテクチャ	吉本 雅彦 (S505/ 自4号館 803)	川口 博 (S204/ 自 4 号館 801)		和泉 慎太郎 (S201/ 自 4 号館 802)			
		ソフトウェア	田村 直之 (情報基盤センター 3F2)	番原 睦則 (情報基盤センター 2F5)					
	知能情報	情報システム	永田 真 (自 3 号館 701)		鎌田 十三郎 (自 3 号館 704)				
		知能データ処理	大川 剛直 (自 3 号館 702)	江口 浩二 (自 3 号館 703)					
		メディア情報	有木 康雄 (自 3 号館 801)	滝口 哲也 (自 3 号館 807)		榎並 直子 (自 3 号館 806)			
		創発計算	玉置 久 (自 3 号館 516)	太田 能 (自 3 号館 515)			高木 由美 (自 3 号館 522)		
	感性アートメディア(連携講座)	感性アートメディア	荻田 紀博	石井カルロス寿憲 西尾 修一					

専攻	講座	教育研究分野	教授	准教授	講師	助教	助手	技術職員	事務職員
計算科学	計算科学基礎	計算数理			谷口 隆晴 (自 4 号館 208)				
		計算知能	上原 邦昭 (自 3 号館 802)						
		超並列アルゴリズム	横川 三津夫 (統合研究拠点 202)	中村 匡秀 (S103)					
		情報可視化	陰山 聡 (自 4 号館 805)			政田 洋平 (自 4 号館 806)			
	計算科学創成	計算化学	天能 精一郎 (自 4 号館 704)			大西 裕也 (自 4 号館 705)			
		計算生物学	田中 成典 (自 4 号館 608)		藤本 和宏 (自 4 号館 607)				
		計算ロボティクス	羅 志偉 (S509/ 自 4 号館 702)						
		計算工学	賀谷 信幸 (S508) 臼井 英之 (S304)						
	先端計算科学 (連携講座)	先端計算科学	姫野 龍太郎 横田 秀夫	大浪 修一					
	応用計算科学 (連携講座)	応用計算科学	阪口 秀 坪井 誠司	桑野 聡					
	大規模計算科学 (連携講座)	大規模計算科学	中嶋 隆人 富田 浩文 小野 謙二 今村 俊幸	中村 宜文 曽田 繁利					

3 履修科目一覧表

専門科目　　（◎, ◎1は必修, ○1, ○2, ○, ○A, ○B, ○Cは選択必修を示す）

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	講義番号	備考
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
◎	線形代数学1	2	2										
◎	線形代数学2	2		2									
◎	微分積分学1	2	2										
◎	微分積分学2	2		2									
○1	数理統計学	2		2									
○1	離散数学	2	2								菊池	0417	
○1	複素関数論	2			2						佐野	0322	
○1	常微分方程式論	2			2						未定	0323	
○1	ベクトル解析	2		2							赤木	0217	
○1	フーリエ解析	2				2					足立(幸)	0312	
○1	数値解析	2						2			赤木	0221	
○1	確率論基礎	2			2						澤	5001	
○1	確率過程論	2					2				石川(非)	5002	
○1	応用解析演習	2			2						花原, 小林	0326	
○2	物理学 C1	2	2										
○2	物理学 C2	2		2									
○2	物理学 C3	2		2									
○2	物理学 C4	2			2								
○2	解析力学 B	2				2					陰山		
◎	物理学実験	2		4									
◎	情報知能工学総論及び安全工学	1	1								全教員	5100	
◎1	アルゴリズムとデータ構造及び演習	2			4						大川	5101	
◎1	プログラミング言語論及び演習	2				4					田村, 熊本, 番原	5102	
◎1	電気回路及び演習	2			4						賀谷	5103	
◎1	スペクトル解析及び演習	2				4					小島, 玉置	5104	
◎1	システム計画学及び演習	2			4						貝原	5105	
◎1	システム解析学及び演習	2				4					太田(有), 増淵	5106	
○	論理回路	2	2								川口	5200	
○	数理論理学	2					2				渕野	5201	
○	光情報工学基礎	2					2				的場	5202	
○	グラフ理論	2	2								江口	5203	
○	計算機工学	2	2								上原	5204	
○	電子回路	2				2					永田	5205	
○	システム設計学	2					2				多田	5206	
○	回路理論	2				2					玉置	5207	
○	ディジタル回路	2					2				吉本	5208	
○A	オートマトンと形式言語	2				2					酒井	5301	
○A	言語工学	2					2				上原	5302	
○A	システムプログラム	2					2				鳩野, 伴	5303	
○A	計算機アーキテクチャ	2						2			吉本	5304	
○A	人工知能	2						2			上原	5305	
○A	データベースシステム	2					2				有木	5306	
○A	ソフトウェア工学	2						2			中村	5307	

専門科目　　（◎，◎1は必修，○1，○2，○，○A，○B，○Cは選択必修を示す）

記号	授業科目	単位数	毎週の授業時間								担当教員	講義番号	備考
			1		2		3		4				
			前	後	前	後	前	後	前	後			
○B	情報通信工学	2						2			太田(能)	5300	
○B	センシング工学	2						2			羅	5400	
○B	電磁気学応用	2				2					仁田	4501	
○B	信号解析	2					2				小島	5402	
○B	光情報工学	2						2			的場	5403	
○B	画像工学	2						2			有木	5404	
○B	ディジタル信号処理	2						2			滝口	5405	
○C	オペレーションズリサーチ	2				2					藤井	5500	
○C	システム制御理論Ⅰ	2					2				増淵	5501	
○C	システム制御理論Ⅱ	2						2			太田(有)	5502	
○C	電子制御機械論	2					2				羅	5503	
○C	システムモデル論	2						2			小島	5504	
○C	ロボット工学	2						2			未定	5505	
○C	計算機援用工学	2						2			多田	5506	
◎	情報知能工学実験Ⅰ	2				4					全教員	5600	
◎	情報知能工学実験Ⅱ	2					4				全教員	5601	
◎	情報知能工学演習Ⅰ	1	2								全教員	5602	
◎	情報知能工学演習Ⅱ	1		2							全教員	5603	
◎	情報知能工学演習Ⅲ	1			2						全教員	5604	
◎	情報知能工学演習Ⅳ	1				2					全教員	5605	
◎	情報知能工学演習Ⅴ	1					2				全教員	5606	
◎	情報知能工学プロジェクト	2						4			全教員	5607	
◎	卒業研究	10							20	20	全教員	5608	
	その他必要と認める専門科目 その都度定める専門科目												その都度定める

週授業時間数（専門科目）

		時間数	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　　修	75	7	10	2	6	6	4	20	20	
◎1	必　　修	24			12	12					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6	0		4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	189	17	18	24	32	28	30	20	20	

単位数（専門科目）

		単位	1		2		3		4		備　考
			前	後	前	後	前	後	前	後	
◎	必　　修	32	6	7	1	3	3	2		10	
◎1	必　　修	12			6	6					
○1	選択必修	20	2	4	8	2	2	2			
○2	選択必修	10	2	4	2	2					
○	選択必修	18	6	0		4	8				
○A	選択必修	14				2	6	6			
○B	選択必修	14				2	2	10			
○C	選択必修	14				2	4	8			
	計	134	16	15	17	23	25	28		10	

専門科目に係る４年生への進級要件及び卒業要件

	◎				◎1	○1	○2	○	○A	○B	○C	計
	総論	実験／演習	数学	卒研								
開講単位数	1	13	8	10	12	20	10	18	14	14	14	134
４年生への進級要件	1	13	8		≧10	≧10	≧6	≧28				≧76
								≧10	いずれかから≧10			
卒業要件	1	13	8	10	12	≧10	≧6	≧32				≧96＊
								≧10	いずれかから≧10			

＊：専門科目で96単位以上取得することが望ましいが，この96単位に外国語科目の選択科目，健康・スポーツ科学の選択科目を算入しても良い。

４　履 修 上 の 注 意

履修要領

(1) 記号の◎，◎１は必修科目，○１，○２，○，○Ａ，○Ｂ及び○Ｃは選択必修科目を示す。

(2) 学生が１年間に履修登録可能な単位数は，工学部規則第６条に規定されている単位を上限とする。（工学部学生便覧参照）

(3) 学生は，卒業するためには下記の要件をすべて満たさなければならない。

教養原論	１６単位以上
外国語科目	
外国語第１	６単位
外国語第２	４単位
情報科目	
情報基礎	１単位
健康・スポーツ科学	
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	１単位
専門科目，外国語科目の選択科目及び健康・スポーツ科学の選択科目の合計	９６単位以上
総　　計	１２４単位以上

専門科目修得方法

必修科目◎（１５科目）	３２単位（卒業研究１０単位を含む）
必修科目◎１（６科目）	１２単位
選択必修科目○１（１０科目）	１０単位以上
選択必修科目○２（５科目）	６単位以上
選択必修科目○と○Ａ，○Ｂ，○Ｃの合計	３２単位以上
選択必修科目○（９科目）	１０単位以上
選択必修科目○Ａ，○Ｂ，○Ｃのいずれか	１０単位以上

（○Ａを１０単位以上，または，○Ｂを１０単位以上，または，○Ｃを１０単位以上）

(4) 他学科または他学部の専門科目の授業科目中，当学科が認めた場合は当学科の選択科目とみなすことができる。

(5) 上記の履修要件は学生便覧に従う。特に教養原論の履修については，学生便覧の神戸大学工学部規則第５条（別表第２）に注意すること。

（注）この履修規則は平成２１年４月入学者から適用する。

［２］内規

(1) 情報知能工学実験・演習・プロジェクト履修要件

・物理学実験を履修していない場合は，実験Ⅰは履修できない。

・物理学実験及び実験Ⅰの両方を履修し，かつ少なくとも一方の単位を取得している場合に，実験Ⅱを履修することができる。

・実験Ⅱを履修していない場合は，情報知能工学プロジェクトは履修できない。
・情報基礎を履修していない場合は，演習Ⅱ～Ⅴ及び情報知能工学プロジェクトのうち，計算機の利用を主とする科目は履修できない。

(2) 卒業研究を履修するためには，次の条件を満たしていることが必要である。
・卒業に必要な教養原論，外国語科目，情報科目および健康・スポーツ科学の単位をすべて修得していること。
・必修科目◎のうち，卒業研究を除くすべての単位を修得していること。
・必修科目◎１のうち，１０単位以上修得していること。
・選択必修科目○１，○２のうち，卒業に必要なすべての単位を修得していること。
・選択必修科目○と○Ａ，○Ｂ，○Ｃの合計で，２８単位以上修得していること。
・選択必修科目○のうち，１０単位以上修得していること。
・選択必修科目○Ａ，○Ｂ，○Ｃのいずれかについて，１０単位以上修得していること。

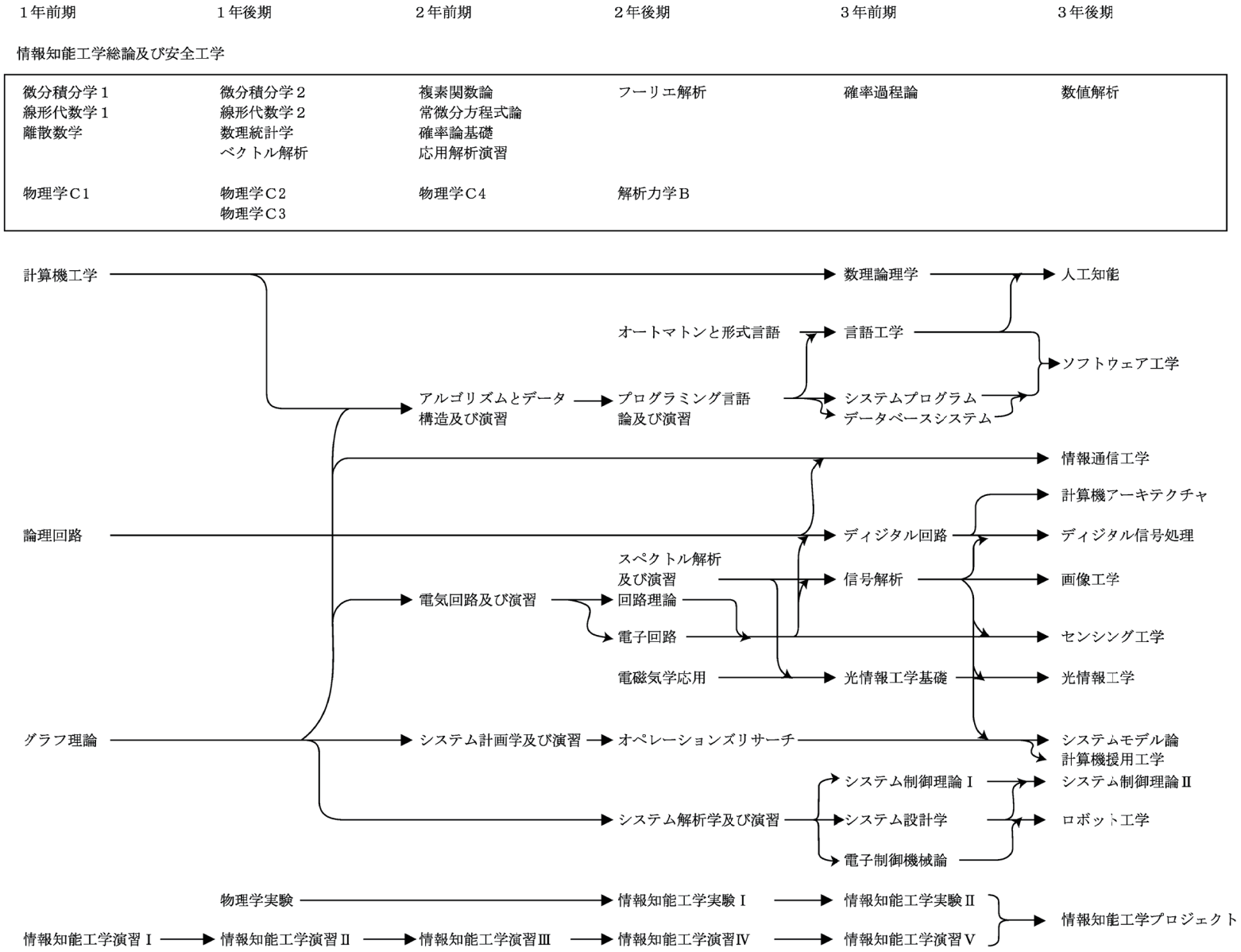
1年前期
1年後期
2年前期
2年後期
3年前期
3年後期
情報知能工学総論及び安全工学
微分積分学１
線形代数学１
離散数学
微分積分学２
線形代数学２
数理統計学
ベクトル解析
複素関数論
常微分方程式論
確率論基礎
応用解析演習
フーリエ解析
確率過程論
数値解析
物理学C1
物理学C2
物理学C3
物理学C4
解析力学B
計算機工学
数理論理学
人工知能
オートマトンと形式言語
言語工学
ソフトウェア工学
アルゴリズムとデータ構造及び演習
プログラミング言語論及び演習
システムプログラム
データベースシステム
情報通信工学
計算機アーキテクチャ
論理回路
ディジタル回路
ディジタル信号処理
スペクトル解析及び演習
信号解析
画像工学
電気回路及び演習
回路理論
電子回路
センシング工学
電磁気学応用
光情報工学基礎
光情報工学
グラフ理論
システム計画学及び演習
オペレーションズリサーチ
システムモデル論
計算機援用工学
システム制御理論Ⅰ
システム制御理論Ⅱ
システム解析学及び演習
システム設計学
ロボット工学
電子制御機械論
物理学実験
情報知能工学実験Ⅰ
情報知能工学実験Ⅱ
情報知能工学プロジェクト
情報知能工学演習Ⅰ
情報知能工学演習Ⅱ
情報知能工学演習Ⅲ
情報知能工学演習Ⅳ
情報知能工学演習Ⅴ

Ⅶ　その他の工学部周知事項

１　工学部学生の心得

以下については工学部キャンパスにおける心得であるので，鶴甲第１キャンパスにおける心得については，「学生生活案内」を参照すること。

１　諸手続

手続には，学生が大学からの掲示及びホームページ等による通知に従い，一定の期間内に手続をとらなければならないものと，学生から必要となったときに自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり，不十分だったり，期限を超えたりすると，学生自身にとって不利益となるばかりでなく，修学上にも支障を来すことがあるので十分注意してください。諸手続に関して不明な点があれば，教務学生係に問い合わせてください。

２　欠席届，休学，復学及び退学の願い出

(1) 欠席届

欠席が３週間以上３か月未満に及ぶ場合は，欠席届（所定の様式）を教務学生係に提出してください。

(2) 休学，復学，退学

休学，復学，退学について願い出る場合は，所定願出用紙に必要事項を記入押印の上，教務学生係に提出してください。

前期については，２月末までに，後期については，８月末までに願い出てください。

なお，病気のため休学，退学する場合は，診断書を添付してください。

また，病気回復により復学する場合は，保健管理医の診断を受けなければならないので，主治医による復学意見書を添えて早めに願い出てください。

３　掲示板

掲示板は学生への通知及び呼出し等に利用するので，常に注意してください。

学生公示用掲示板は教室棟１Ｆ，教務学生係東側及び各学科に設置しています。

４　掲示，ポスター，ビラ等

学生は，掲示，ポスター，ビラ等を，学生用掲示板以外の場所に掲示できません。

また，営利目的の掲示等は，学生用掲示板であっても掲示できません。

学生用掲示板への掲示物は，期限が過ぎた物などは速やかに取り除くなどし，特定グループによる私物化は避けてください。

学生用掲示板以外への掲示物や，期限が過ぎても放置されている掲示物は，撤去します。

５　授業料の納付

授業料は，次の期限までに納付してください。

前　期：　４月３０日まで

後　期：１０月３１日まで

６　諸証明書等の発行（学生生活案内（別冊子）でも確認してください。）

（1）証明書自動発行機により交付するもの

①通学証明書交付願

②学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

③成績証明書

④在学証明書

⑤卒業（修了）見込証明書（最終学年のみ）

※自動発行機は，教務学生係前に設置しています。工学部以外の自動発行機の設置場所については，学生生活案内（別冊子）で確認してください。

(2) 教務学生係で交付するもの

①学生証

入学時に交付される学生証は，本学の学生であることを証明するものなので，常に携帯してください。また，紛失・盗難により悪用されて被害を受けることがありますので，管理には十分注意してください。

下記の場合は，学生証が必要になりますので，注意してください。

・期末試験を受験するとき

・保健管理センターや附属図書館等を利用するとき

・証明書自動発行機により証明書の交付を受けるとき

・通学定期乗車券を購入するとき　など

なお，卒業・修了・退学等により学籍を離れるときは，直ちに返却してください。

［再交付］

学生証の紛失，破損及び改姓等をしたときは，教務学生係へ再交付願を提出してください。

再発行までに約１週間かかります。また，有効期限が過ぎたときは，教務学生係で新しい学生証と交換してください。

［磁気データ消失］

学生証の磁気データが消失した場合は，学務部教育推進課（鶴甲第１キャンパスＫ棟）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

②通学証明書

通学証明書は，通学定期券を購入するときに必要となります。通学証明書の交付を受けるには，証明書自動発行機で『通学証明書交付願』を発行し必要事項を記入の上，教務学生係へ提出してください。

(3) 自動発行機で発行できない証明書

発行までに３～４日要しますので，余裕をもって教務学生係に申し出てください。

７　学生登録票記載事項の変更

入学時に提出した学生登録票の記載事項（住所等）に変更が生じた時は，速やかに教務学生係へ届出してください。

８　授業料免除

学業成績が優秀で，学費の納付が困難な学生に対しては，半期毎に授業料を免除（全額又は半額）する制度があります。

詳細については，学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

９　奨学金

奨学金は，大きく２つに分類されます。

・独立行政法人日本学生支援機構による奨学金

・地方公共団体・民間奨学財団等による奨学金

詳細については，学生センター、学生生活案内（別冊子）及び掲示等で確認してください。

10　学生教育研究災害傷害保険

正課中，学校行事中，学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に保険金が支払われます。全員加入してください。

詳細については，学生センター及び学生生活案内（別冊子）等で確認してください。

11　図書館の利用

本学の附属図書館は次の図書館により構成されております。

利用については図書館利用案内（別冊子）及び学生生活案内（別冊子）を参照してください。

「総合・国際文化学図書館」，「社会科学系図書館」，「自然科学系図書館」，

「人文科学図書館」，「人間科学図書館」，「経済経営研究所図書館」，「医学分館」，

「保健科学図書室」，「海事科学分館」

12　保健管理センター

学生生活をおくる上で最も大切なことは，心身ともに健康であるということです。本学には学生及び職員の心身の健康に関する専門的業務を行う保健管理センターが設置されています。主な業務としては次のとおりです。

「健康診断と再検査・精密検査」，「健康診断書の発行」，「救急処置」，

「健康相談（「からだの相談」と「こころの相談」）」，「保健指導」，「健康教育」など

詳細については，学生生活案内（別冊子）及びホームページ等で確認してください。

13　教室の使用

研究会等のため教室を使用したい場合は，所定の教室使用許可願を教務学生係に提出して許可を得てください。

14　施設の使用

(1) 施設利用の一般的留意事項

施設の使用に当たっては，次の事項を遵守すること。

①研究室・実験室等における火気使用時の設備点検

②退室時における火気点検

③所定場所以外の喫煙禁止

④危険物の貯蔵及び取扱いの点検

⑤退室時における窓・扉の施錠確認

⑥机・ロッカー等に現金貴重品を置かないこと。

⑦常時使用しない移動可能な備品類は保管庫等に入れて必ず施錠すること。

(2) 視聴覚機器等の貸出

正規の授業，研究会等のために次のとおり視聴覚機器等の貸出を行っています。

使用しようとする場合は，教務学生係に申し出てください。

「液晶プロジェクタ」，「プロジェクタ」，「スクリーン」，「指示棒」，
「レーザーポインタ」等

15　自動車，単車の構内乗り入れ規制

教育，研究のための環境条件を維持するために，自動車，単車の構内乗り入れは，次のとおり規制しています。

(1) 学生の自動車通学は，身体障害など特別の事情を有する者以外は禁止しています。

(2) 工学部駐輪場以外の構内への単車乗り入れは禁止しています。

(3) 単車利用者は，西側の専用路により工学部駐輪場へ入場し，次の事項を遵守してください。

① 工学部駐輪場は，次ページの配置図を参照してください。

② 駐輪場では，奥から詰めて順序よく駐輪してください。

③ 通行中は構内速度規制を順守し，交通安全に心がけてください。

④ 近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう，必要以上にエンジン音等，騒音を立てないでください。

⑤ 自賠責保険のほか，任意保険にも加入してください。

⑥ 単車を駐輪場に長時間放置しないでください。

16　喫煙

受動喫煙防止を強く押し進める趣旨から，学舎内全面禁煙及びキャンパス内歩行喫煙禁止としています。喫煙は，屋外に設置の喫煙コーナーを利用してください。

17　緊急時の連絡

地震，風水害，火災，交通事故等の災害に被災した学生は，自己及び友人の安否，被災の程度について，速やかに教務学生係へ連絡してください。

電話番号　　(078) 803－6350

ＦＡＸ番号　(078) 803－6364

工学部配置図

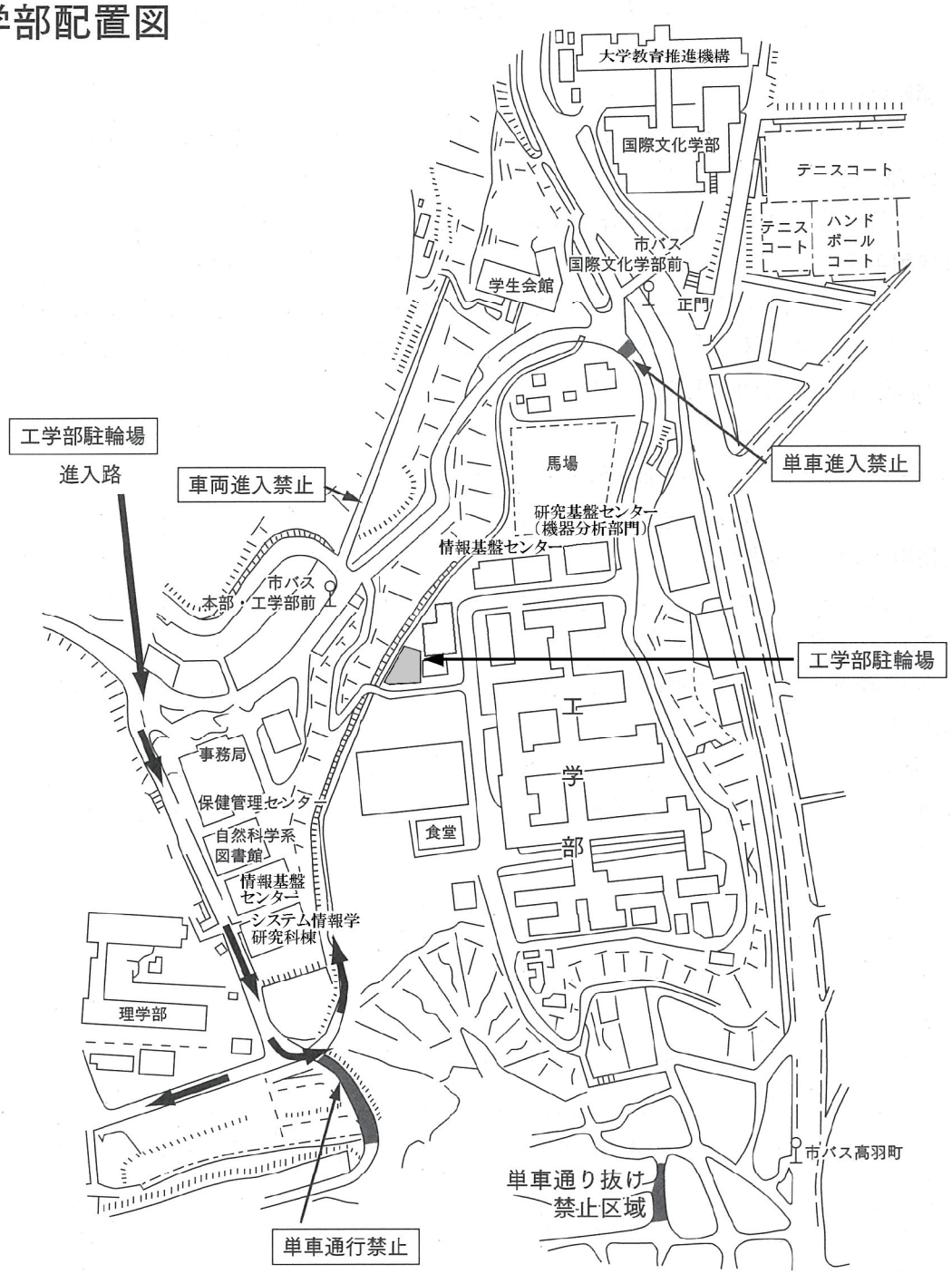

1．奥からつめて順序よく駐輪すること。

2．出入口付近では時速10㎞以下の徐行をすること。

3．歩行者の安全に注意すること。

4．必要以上にエンジン音や騒音を立てないこと。

Ⅷ　学　生　関　係　規　則

１　神戸大学学生健康診断規程

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第２条　健康診断は，保健管理センターが行う。

（健康診断の種類）

第３条　健康診断は，定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　　定期健康診断は，毎学年定期に行うものとする。

３　　臨時健康診断は，保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第４条　学生は，健康診断を受けなければならない。

２　　学生は，健康診断を受けなかったときは，保健管理センター所長の定める期間内に，当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

３　　前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは，保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第５条　保健管理センター所長は，健康診断の結果を別表により区分し，学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに，学生に通知するものとする。ただし，疾病のない者については，学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第６条　学部長等は，健康診断の結果，疾病のため生活規制又は治療を要する者があるときは，保健管理センター所長と協議の上，当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

２　　健康診断の結果，疾病のある者は，前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第７条　疾病のため休学中の者が復学しようとするときは，学部長等を経て，保健管理センター所長に申し出て，健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第８条　第３条の健康診断を受けた者が，健康診断証明書を必要とするときは，これを発行することがある。

附　　則

この規程は，平成16年４月１日から施行する。

別　表

判定区分		
生活規正の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健　康）	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが，定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健　康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

２　神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

（趣　　旨）

第１条　この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年４月１日制定）第52条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業料，入学料及び検定料の額）

第２条　本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	授　業　料	入　学　料	検　定　料
学部(夜間において授業を行う学部を除く。)	年額　535,800円	282,000円	17,000円
夜間において授業を行う学部	年額　267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額　535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額　804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	６か月につき　267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額　73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額　115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額　4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	１単位につき　14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額　29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	１単位につき　14,800円		
特別研究学生	月額　29,700円		

２　神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第４項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

３　学部において，出願書類等による選抜（以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第１項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間において授業を行う学部にあっては2,200円）とし，第二段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間において授業を行う学部にあっては7,800円）とする。

４　法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第１項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る

額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

5　小学校，中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	検　定　料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

6　第１項に規定する幼稚園及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において，抽選による選考等を行い，その合格者に限り試験，健康診断，書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については，第１項及び前項の規定にかかわらず，抽選による選考等に係る額は，次の表の第２欄に掲げるとおりとし，試験等に係る額は，同表の第３欄に掲げるとおりとする。

区　　分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

7　学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第１項の規定にかかわらず，30,000円（夜間において授業を行う学部にあっては18,000円）とする。

8　編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第１項ただし書の規定により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第３条　本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区　　分	学生寮等の名称	寄　宿　料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額　　4,700 円

区　　分	学生寮等の名称	寄　宿　料
居室が単身用の場合	白鴎寮	月額　　5,900円
	住吉寮，女子寮，国維寮，インターナショナル・レジデンス（単身室 床面積15m^2未満）	月額　18,000円
	インターナショナル・レジデンス（単身室 床面積15m^2以上）	月額　21,000円
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額　　9,500円
	国際交流会館（家族室）	月額　11,900円
	インターナショナル・レジデンス（夫婦室）	月額　45,000円
	インターナショナル・レジデンス（家族室）	月額　49,000円

２　この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この規程は，平成26年４月１日から施行する。

３　神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

（平成16年４月１日制定）

第１章　総　　則

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）第51条第２項及び第52条第２項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（対 象 者）

第２条　授業料の免除等の対象となる者は，本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）並びに乗船実習科の学生とする。

（申請及び許可）

第３条　授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって，学生が行方不明であるときは，学生に代わる者）は，各期（教学規則第50条第１項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし，医学部（１年次生を除く。），海事科学部（１年次生を除く。），医学研究科，保健学研究科，海事科学研究科又は乗船実習科（以下「医学部等」という。）に所属する者は，医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

２　　学長は，前項の規定による申請があったときは，神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

（免除実施可能額及び選考基準）

第４条　授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は，別に定める。

（申請者に係る授業料）

第５条　授業料の免除等の申請者は，授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間，当該授業料の納付を要しない。

第２章　授業料の免除

（経済的理由による免除）

第６条　学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合は，授業料の全額又は半額を免除することができる。

２　　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料免除申請書

(2)　学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

（特別な事情による免除）

第 7 条　学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は，当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし，当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり，かつ，当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは，当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1)　各期ごとの授業料の納期前６月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は，入学前１年以内）において学資負担者が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

(2)　前号に準ずる場合であって，本学が相当と認める理由があるとき。

２　　前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料免除申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5)　その他本学において必要と認める書類

第 3 章　授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予）

第 8 条　学生が次の各号のいずれかに該当する場合は，授業料の徴収を猶予することができる。

(1)　経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀であると認められる場合

(2)　行方不明の場合

(3)　学生又は学資負担者が災害を受け，納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4)　その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合。

２　　前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料徴収猶予申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

３　　授業料の徴収猶予の期間は，前期分については８月末日まで，後期分については２月末日までとする。

（月割分納）

第 ９ 条 前条第１項第１号，第３号又は第４号に該当する場合であって，特別の事情のあるときは，授業料を月割分納させることができる。

２　前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は，各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1)　授業料月割分納申請書

(2)　学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3)　その他本学において必要と認める書類

３　授業料の月割分納額は，授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「月割計算額」という。）とし，毎月５日までに納付するものとする。

第 ４ 章　許可の取消し

（許可の取消し）

第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは，学長は，学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1)　授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2)　申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3)　教学規則第55条の２に規定する懲戒処分を受けたとき。

（許可を取り消された者に係る授業料）

第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は，次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

(1)　授業料の免除の許可を取り消された者は，月割計算額に，その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし，申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(2)　授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は，当該期分の授業料

(3)　授業料の月割分納の許可を取り消された者は，未納の授業料

第 ５ 章　雑　　則

（雑　　則）

第12条 この規程に定めるもののほか，授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

４　神戸大学学生懲戒規則

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条の２（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲　　戒）

第２条　懲戒は，本学の規定に違背し，学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

(1)　訓告　文書により注意を与え，将来を戒めること。

(2)　停学　有期又は無期とし，この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ　本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて，本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み，特に退去を命ぜられない限り，本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ　本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

(3)　懲戒退学　命令により退学させ，再入学を認めないこと。

（懲戒の発議）

第４条　懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは，当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は，その事実関係を調査し，懲戒処分の要否等について審議するものとする。

２　学長が指名した理事は，前項の調査及び審議に際し，必要があると認めるときは，教授会に対し意見を述べることができる。

３　教授会は，懲戒処分の必要があると認めたときは，事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し，学長に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部に係わる場合の懲戒手続）

第５条　懲戒の対象となりうる行為が，異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は，教授会は，事実関係の調査及び審議に際して，相互に連絡し，調整するものとする。

（弁　　明）

第６条　教授会は，第４条第１項の事実関係の調査を行うに当たり，当該学生にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は，弁明の際，必要な証拠を提出し，証人の喚問を求めることができるとともに，補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく当該学生が欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第７条　学長は，第４条第３項により教授会から発議があったときは，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，懲戒処分を決定する。

２　　評議会は，前項の審議において必要があると認め，改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては，前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第８条　学長は，懲戒処分を決定した場合は，当該学生に通知しなければならない。

２　　懲戒処分の通知は，処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし，交付の不可能な場合には，他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第９条　懲戒の発効日は，懲戒処分書の交付日とする。ただし，やむをえない場合は，この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条　教授会は，無期停学の学生について，その発効日から起算して６月を経過した後，停学の解除が妥当であると認めたときは，学長に停学の解除を発議することができる。

２　　学長は，前項の発議に基づき，停学を解除する。

（異議申立て）

第11条　懲戒処分を受けた者は，事実誤認，新事実の発見その他の正当な理由があるときは，懲戒の発効日から起算して14日以内に，文書により学長に異議申立てを行うことができる。

２　　学長は，前項の異議申立てがあったときは，再審査の要否を評議会に付議するものとする。

３　　評議会が再審査の必要があると認めたときは，学長は，教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第12条　この規則の大学院学生への適用に当たっては，「学部」を「研究科」に，「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附　　則

この規則は，平成22年４月１日から施行し，改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は，施行日以後に第７条第１項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

５　神戸大学学生懲戒規則に関する申し合わせ

（平成16年４月１日教育研究評議会決定）

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申し合わせを行うものとする。

１　懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。

(1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為

(2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為

(3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為

(4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為

(5) その他前各号に準ずる行為

２　教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならず，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。

３　申し合わせ第１項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

６　神戸大学学生表彰規程

平成17年２月17日制定

（趣　　旨）

第 １ 条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条第２項の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第 ２ 条　表彰は，学生及び学生団体のうち，次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1)　学術研究活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの

ロ　その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

(2)　本学公認課外活動団体の活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模の競技会，公演会，展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め，又は高い評価を受けたもの

ロ　全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

ハ　公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの

ニ　卒業年度に当たる者で，在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

(3)　社会活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　ボランティア活動等において，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ロ　人命救助，犯罪防止，災害救助等に貢献したことにより，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ハ　その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4)　前各号に掲げるもののほか，特に優れた業績，功績等があったと認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第 ３ 条　各学部長，各研究科長，各課外活動団体の顧問教員等は，前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は，別記様式第１により学長に推薦するものとする。

（被表彰者の選考及び決定）

第 ４ 条　学長は，前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について，学生委員協議会の議を経て，表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第 ５ 条　表彰は，学長が別記様式第２の表彰状を授与することにより行う。

２　　前項の表彰状に添えて，記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第 ６ 条　表彰は，被表彰者が決定された後，速やかに行うものとする。ただし，第２条第２号に該当する表彰については，原則として毎年３月に行うものとする。

（事　　務）

第 ７ 条　表彰に関する事務は，学務部学生支援課において処理する。

（雑　　則）

第 ８ 条　この規程に定めるもののほか，学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　　則

この規程は，平成23年４月１日から施行する。

７　国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

（平成18年１月24日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）における全ての職員並びに幼児，児童，生徒，学生及び研究生等（以下「学生等」という。）が個人として尊重されるとともに，就労上及び就学上の適正な環境を維持するため，大学におけるセクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント及びその他のハラスメントの防止等に関する事項を定める。

（定　　義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント　次のイからハに掲げるものをいう。

イ　セクシュアル・ハラスメント　職員又は学生等が他の職員又は学生等に，言葉，視覚，行動等により，就労，就学，教育又は研究上の関係を利用して，相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い，相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え，就労，就学，教育及び研究のための環境（以下「教育研究環境等」という。）を悪化させることをいう。

ロ　アカデミック・ハラスメント　職員又は学生等が他の職員又は学生等に，優位な立場や権限を利用し又は逸脱して，その指示，指導等を受ける者の向学意欲，労働意欲及び教育研究環境等を著しく阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ　その他のハラスメント　職員又は学生等が他の職員又は学生等に飲酒の強要，誹謗，中傷，風評の流布等により人権を侵害することとなる不適切な言動等を行うことをいう。

(2) 被害を訴えた人　ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい，加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人　被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局　大学教育推進機構，医学部，人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科，自然科学系先端融合研究環，経済経営研究所，附属図書館，医学部附属病院，附属学校部，社会科学系教育研究府，統合研究拠点，日欧連携教育府，農学研究科附属食資源教育研究センター，情報基盤センター，連携創造本部，留学生センター，国際コミュニケーションセンター，研究基盤センター，環境管理センター，保健管理センター，キャリアセンター及び事務局（監査室及びコンプライアンス室を含む。）をいう。

（防止委員会）

第３条　大学に，ハラスメントの防止等に関し，その対策等について審議し，その実施及び推進を図るため，ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

２　防止委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において，学長は，委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 学長が指名する理事
(2) 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科，自然科学系先端融合研究環及び経済経営研究所から選出された教授又は准教授各1人
(3) 事務局長
(4) 保健管理センター所長
(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人
(6) その他学長が必要と認めた者

3　防止委員会は，次に掲げる事項を行う。
(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
(2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。
(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4　第２項第２号，第５号及び第６号の委員は，学長が任命する。

5　第２項第２号，第５号及び第６号の委員の任期は２年とし，再任することができる。ただし，欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

6　防止委員会に委員長を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

7　委員長は，防止委員会を招集し，その議長となる。

8　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代行する。

9　防止委員会において，ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては，関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10　この条に定めるもののほか，防止委員会の運営に関し必要な事項は，防止委員会が定める。

（相談への対応）

第４条　防止委員会は，ハラスメントに関する相談について審議した結果，必要と認めた場合は，学長へハラスメント調査委員会の設置を要請し，又は関係する部局の長へ対応に係る指示等を行うものとする。

2　前項の規定により，防止委員会から対応に係る指示を受けた部局の長は，適切に対処し，当該結果を速やかに防止委員会委員長に報告するものとする。

（相談窓口）

第５条　ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き，次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1) 部局の長及び部局選出の評議員
(2) 神戸大学学生委員協議会規程（平成16年４月１日制定）第２条に定める者
(3) 部局の長から指名された職員
(4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2　前項第３号の相談員の部局毎の人数については，防止委員会が定めるものとし，部局の長は，相談員の指名に当たっては，女性の指名について配慮するものとする。

3　相談員の責務は，次に掲げるとおりとする。
(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに，自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

(3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は，被害を訴えた人の意向を確認の上，次条に定めるアドバイザリー・ボードの座長に報告すること。

(4) アドバイザリー・ボードから報告のあった措置等について，被害を訴えた人に適宜報告すること。

4　相談員は，学長が委嘱する。

5　相談員の所属，氏名及び連絡先については，毎年明示するものとする。

6　第1項の規定にかかわらず，ハラスメントに関する相談は，相談員以外の職員に行うことができる。この場合において，相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し，被害を訴えた人の意向を確認の上，アドバイザリー・ボードの座長に報告するものとする。

（アドバイザリー・ボード）

第６条　大学にハラスメントに関する相談に対応するため，アドバイザリー・ボード（以下「ボード」という。）を置く。

2　ボードは，次に掲げる者をもって組織する。

(1) 第３条第２項第１号に規定する理事

(2) 事務局長

(3) 保健管理センター所長

(4) その他学長が必要と認めた者

3　ボードに座長を置き，防止委員会の委員長をもって充てる。

4　ボードは，相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し，被害を訴えた人の意向を確認の上，相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに，防止委員会の開催を要請し，又は部局の長に適切な指示等を行うものとする。

5　ボードの指示等を受けた部局の長は，適切に対処し，当該結果を速やかにボードの座長に報告するものとする。

6　ボードは，防止委員会等の措置について，必要に応じ，相談について報告のあった相談員等に報告する。

（調査委員会）

第７条　学長は，防止委員会委員長の要請に基づき，ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2　調査委員会は，ハラスメントの生じた状況等を勘案して，防止委員会委員から２人及び学長が指名した職員３人以上の委員をもって組織する。

3　委員長は，学長が指名する。

4　調査委員会は，当該ハラスメントに関する事実関係を調査し，調査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

5　調査委員会は，調査の実施に関し，学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めるものとする。

6　調査委員会は，調査を行うに当たっては，被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他

の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし，事情聴取対象者のプライバシー，名誉その他の人権を尊重するとともに，聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。

7　調査委員会は，前項の調査を行うに当たり，加害者とされた人にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

8　加害者とされた人は，弁明の際，必要な証拠を提出し，関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

9　調査委員会は，加害者とされた人が，弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

10　その他調査委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（調査結果への対処）

第８条　学長は，調査委員会の調査結果により，ハラスメントの事実が明らかになった場合には，国立大学法人神戸大学職員就業規則（平成16年４月１日制定）等の規定に基づき，ハラスメントの行為者に対し，必要な措置を講ずるものとする。

2　学長は，調査委員会の調査結果を，被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。

3　学長は，調査委員会の調査結果を，必要に応じて関係する部局の長に通知するものとし，通知を受けた部局の長は，必要な措置を講ずるものとする。

（調査結果等の取扱い）

第９条　調査委員会の調査資料及び調査結果は，特段の事情がない限り公開しないものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第10条　相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は，ハラスメントに関する相談者，相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し，そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし，虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

（事　　務）

第11条　ハラスメントの防止，対応等に関する事務は，総務部人事労務課又は学務部学生支援課において行う。

（雑　　則）

第12条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

Ⅸ　学生定員，志願者，入学者，卒業者数及び修了者数

（イ）学　部

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数	年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S24	建築	25	365	25	S29	電気	25	1,003	26
	電気	25		25		機械	40		43
	機械	40		40		土木	25		28
	土木	25		26		工化	25		27
	工化	25		26	計		140	1,003	149
計		140	365	142	S30	建築	25	202	24
S25	建築	25	489	29		電気	25	236	26
	電気	25		25		機械	40	353	39
	機械	40		39		土木	25	129	25
	土木	25		23		工化	25	158	27
	工化	25		27	計		140	1,078	141
計		140	489	143	S31	建築	25	151	25
S26	建築	25	940	33		電気	25	241	24
	電気	25		27		機械	40	372	45
	機械	40		42		土木	25	175	25
	土木	25		26		工化	25	200	25
	工化	25		27	計		140	1,139	144
計		140	940	155	S32	建築	25	176	25
S27	建築	25	1,007	30		電気	35	219	39
	電気	25		28		機械	45	408	46
	機械	40		42		土木	25	148	25
	土木	25		28		工化	35	246	33
	工化	25		28	計		165	1,197	168
計		140	1,007	156	S33	建築	30	192	30
S28	建築	25	896	27		電気	50	256	49
	電気	25		24		機械	50	370	49
	機械	40		41		土木	25	156	28
	土木	25		26		工化	40	274	38
	工化	25		26		計測	40	210	39
計		140	896	144	計		235	1,458	233
29	建築	25		25	34	建築	30	398	28

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S34	電気	50	426	50
	機械	50	505	50
	土木	25	257	27
	工化	40	325	40
	計測	40	384	42
計		235	2,295	237
S35	建築	30	290	31
	電気	50	439	49
	機械	50	453	52
	土木	25	200	28
	工化	40	329	36
	計測	40	216	39
計		235	1,927	235
S36	建築	30	276	28
	電気	50	338	50
	機械	50	405	48
	土木	25	185	26
	工化	40	292	40
	計測	40	260	39
計		235	1,756	231
S37	建築	60	335	56
	電気	50	293	52
	機械	50	372	51
	土木	60	250	61
	工化	40	218	39
	計測	40	193	38
計		300	1,661	297
S38	建築	60	349	60
	電気	50	292	49
	機械	50	288	50
	土木	60	294	59
	工化	40	182	42
38	計測	40	163	39
計		300	1,568	299
S39	建築	60	261	61
	電気	50	161	51
	機械	50	164	48
	土木	60	204	59
	工化	40	114	40
	計測	40	127	41
計		300	1,031	300
S40	建築	60	222	59
	電気	50	155	49
	機械	50	202	49
	土木	60	202	59
	工化	40	109	39
	計測	40	123	40
	化工	40	137	39
計		340	1,150	334
S41	建築	60	441	60
	電気	50	270	50
	機械	50	246	50
	土木	60	301	59
	工化	40	184	40
	計測	40	148	40
	化工	40	140	38
計		340	1,730	337
S42	建築	60	367	60
	電気	50	250	48
	機械	50	250	47
	土木	60	268	59
	工化	40	161	40
	計測	40	213	38
	化工	40	149	40

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
計		340	1,658	322
S43	建築	60	326	58
	電気	50	228	50
	機械	60	225	60
	土木	60	237	60
	工化	40	150	40
	計測	40	136	40
	化工	40	123	39
	生産	40	146	40
計		390	1,571	387
S44	建築	60	389	59
	電気	40	207	39
	機械	60	324	61
	土木	60	294	58
	工化	40	190	39
	計測	40	211	40
	化工	40	144	40
	生産	40	161	40
	電子	40	266	38
計		420	2,186	414
S45	建築	60	416	61
	電気	40	230	43
	機械	60	337	58
	土木	60	296	59
	工化	40	165	41
	計測	40	207	37
	化工	40	108	37
	生産	40	139	39
	電子	40	204	41
計		420	2,102	416
S46	建築	60	367	61
	電気	40	147	40
	機械	50	287	59
	土木	60	263	59
	工化	40	121	40
	計測	40	123	41
	化工	40	136	39
	生産	40	141	40
	電子	40	156	39
計		420	1,741	418
S47	建築	60	384	58
	電気	40	373	39
	電子	40		38
	機械	60	355	59
	生産	40		38
	土木	60	288	58
	工化	40	136	40
	計測	40	126	41
	化工	40	154	39
	システム	40	175	40
計		460	1,991	450
S48	建築	60	360	59
	電気	40	336	39
	電子	40		40
	機械	60	306	57
	生産	40		39
	土木	60	215	58
	工化	40	114	40
	計測	40	130	40
	化工	40	89	41
	システム	40	160	38
計		460	1,710	451
S49	建築	60	401	57
	電気	40	365	40

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S49	電子	40	365	40
	機械	60	457	58
	生産	40		39
	土木	60	234	62
	工化	40	156	41
	計測	40	173	41
	化工	40	165	38
	システム	40	228	37
計		460	2,179	453
S50	建築	60	272	59
	電気	40	361	39
	電子	40		40
	機械	60	366	57
	生産	40		40
	土木	60	223	57
	工化	40	117	40
	計測	40	140	40
	化工	40	152	37
	システム	40	233	40
計		460	1,864	449
S51	建築	50	197	51
	電気	40	329	41
	電子	40		40
	機械	60	262	58
	生産	40		40
	土木	60	173	60
	工化	40	116	38
	計測	40	154	39
	化工	40	97	39
	システム	40	167	41
	環境計画	40	158	40
計		490	1,653	487

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S52	建築	50	300	51
	電気	40	348	38
	電子	40		41
	機械	60	438	56
	生産	40		38
	土木	60	172	58
	工化	40	111	39
	計測	40	124	40
	化工	40	132	39
	システム	40	209	39
	環境計画	40	222	39
計		490	2,056	478
S53	建築	50	244	49
	電気	40	372	38
	電子	40		39
	機械	60	323	57
	生産	40		37
	土木	60	181	57
	工化	40	84	39
	計測	40	130	39
	化工	40	77	38
	システム	40	154	38
	環境計画	40	176	40
計		490	1,741	471
S54	建築	50	211	50
	電気	40	322	39
	電子	40		41
	機械	60	188	59
	生産	40		40
	土木	60	121	59
	工化	40	64	40
	計測	40	73	40

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S54	化工	40	66	38
	システム	40	164	39
	環境計画	40	108	39
計		490	1,317	484
S55	建築	50	195	47
	環境計画	40		42
	電気	40	177	40
	電子	40		40
	機械	60	173	60
	生産	40		40
	土木	60	104	60
	工化	40	66	40
	計測	40	90	41
	化工	40	73	40
	システム	40	143	41
計		490	1,021	491
S56	建築	50	187	51
	環境計画	40		40
	電気	40	235	41
	電子	40		40
	機械	60	247	60
	生産	40		40
	土木	60	101	59
	工化	40	82	37
	計測	40	98	41
	化工	40	63	36
	システム	40	97	40
計		490	1,110	485
S57	建築	50	227	49
	環境計画	40		39
	電気	40	291	41
	電子	40		37

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S57	機械	60	302	58
	生産	40		37
	土木	60	114	60
	工化	40	98	40
	計測	40	130	39
	化工	40	121	41
	システム	40	131	41
計		490	1,414	482
S58	建築	50	162	50
	環境計画	40		40
	電気	40	232	40
	電子	40		42
	機械	60	276	62
	生産	40		40
	土木	60	106	59
	工化	40	82	42
	計測	40	135	41
	化工	40	121	39
	システム	40	137	40
計		490	1,251	495
S59	建築	50	249	48
	環境計画	40		40
	電気	40	211	41
	電子	40		40
	機械	60	296	64
	生産	40		41
	土木	60	160	63
	工化	40	111	40
	計測	40	105	39
	化工	40	98	41
	システム	40	157	39
計		490	1,387	496

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
S60	建築	50	280	48
	環境計画	40		41
	電気	40	270	38
	電子	40		43
	機械	60	321	61
	生産	40		41
	土木	60	187	61
	工化	40	172	40
	計測	40	132	40
	化工	40	177	41
	システム	40	104	40
計		490	1,643	494
S61	建築	50	255	51
	環境計画	50		49
	電気	50	268	50
	電子	40		43
	機械	70	299	70
	生産	40		40
	土木	60	144	61
	工化	50	114	51
	計測	50	132	50
	化工	40	105	41
	システム	40	131	42
計		540	1,448	548
S62	建築	60	702	59
	環境計画	50		49
	電気	50	671	50
	電子	50		50
	機械	70	920	77
	生産	50		48
	土木	70	378	67
	工化	50	416	49
S62	計測	50	334	51
	化工	50	244	54
	システム	50	354	49
計		600	4,019	603
S63	建築	60	436	59
	環境計画	50		49
	電気	50	293	49
	電子	50		49
	機械	70	435	69
	生産	50		49
	土木	70	274	71
	工化	50	145	51
	計測	50	266	51
	化工	50	206	52
	システム	50	145	52
計		600	2,200	601
H元	建築	60	576	62
	環境計画	50		48
	電気	50	383	50
	電子	50		51
	機械	70	558	71
	生産	50		49
	土木	70	352	70
	工化	50	268	51
	計測	50	338	50
	化工	50	231	49
	システム	50	201	50
計		600	2,907	601
H2	建築	60	541	62
	環境計画	50		51
	電気	50	453	51
	電子	50		51

年度	区分 学科		定員	志願者数	入学者数
H2	機械		70	487	71
	生産		50		50
	土木		70	442	71
	工化		50	246	50
	計測		60	443	61
	化工		50	290	51
	システム		50	216	51
計			610	3,118	620
H3	建築		60	537	59
	環境計画		50		51
	電気		50	431	50
	電子		50		50
	機械		70	609	70
	生産		50		50
	土木		70	312	70
	工化		50	237	50
	計測		60	244	60
	化工		50	233	51
	システム		60	248	61
計			620	2,851	622
H4	建設	建築	60	629	111
		環境計画	50		
		土木	70	293	70
	電気電子	電気	55	479	110
		電子	55		
	機械	機械	70	501	122
		生産	50		
	応用化	工化	60	208	60
		化工	60	285	63
	情報知能	計測	60	276	60
		システム	60	307	60
計			650	2,978	656

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
H5	建設	180	710	183
	電気電子	110	542	110
	機械	120	453	124
	応用化	120	479	120
	情報知能	120	441	120
計		650	2,625	657
H6	建設	180	736	183
	電気電子	110	491(1)	110(1)
	機械	120	470(1)	120
	応用化	120	454	122
	情報知能	120	624(3)	120(1)
計		650	2,755(5)	652(2)
H7	建設	180	906	184
	電気電子	110	604(4)	111(2)
	機械	120	582(2)	123(1)
	応用化	120	580(1)	121(1)
	情報知能	110	606(1)	111(1)
計		640	3,278(8)	650(5)
H8	建設	180	654	181
	電気電子	110	498(1)	110(1)
	機械	120	508	122
	応用化	120	480	121
	情報知能	110	487	110
計		640	2,627(1)	644(1)
H9	建設	180	735(3)	180(1)
	電気電子	110	527	111
	機械	120	531(1)	120(1)
	応用化	110	432	111
	情報知能	100	476(1)	101(1)
計		620	2,701(5)	622(3)
H10	建設	180	770	180
	電気電子	100	509(2)	102(2)

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
H10	機械	120	545	120
	応用化	100	392	102
	情報知能	100	533	100
計		600	2,749	604(2)
H11	建設	160	604(2)	165
	電気電子	90	447	91
	機械	110	503(1)	110(1)
	応用化	100	506	102
	情報知能	100	512(3)	101(3)
計		560	2,572(6)	569(4)
H12	建設	150	614	150
	電気電子	90	427(1)	92
	機械	100	391(1)	103(1)
	応用化	100	460(1)	101(1)
	情報知能	100	448(8)	101(4)
計		540	2,340(11)	547(6)
H13	建設	150	670	153
	電気電子	90	453(3)	90(3)
	機械	100	491(3)	100(3)
	応用化	100	477(1)	103(1)
	情報知能	100	546(6)	100(4)
計		540	2,637(13)	546(11)
H14	建設	150	690(3)	156(2)
	電気電子	90	475(1)	90(1)
	機械	100	503(1)	102(1)
	応用化	100	439(4)	102(2)
	情報知能	100	600(4)	103(3)
計		540	2,707(13)	553(9)
H15	建設	150	628(2)	153(1)
	電気電子	90	416(3)	92(1)
	機械	100	434(4)	105(4)
	応用化	100	455	101
H15	情報知能	100	423(4)	103(2)
計		540	2,356(13)	554(8)
H16	建設	150	696(1)	152(1)
	電気電子	90	408(6)	94(3)
	機械	100	359(4)	106(4)
	応用化	100	434	102
	情報知能	100	421(3)	102(2)
計		540	2,318(14)	556(10)
H17	建設	150	693(1)	158(1)
	電気電子	90	331(1)	92(1)
	機械	100	560(2)	103(2)
	応用化	100	450(4)	102(2)
	情報知能	100	454(3)	101(2)
計		540	2,488(11)	556(8)
H18	建設	150	664(2)	158(1)
	電気電子	90	422(2)	94(1)
	機械	100	513(3)	103(3)
	応用化	100	469(3)	101(3)
	情報知能	100	518(2)	103(2)
計		540	2,586(12)	559(10)
H19	建築	90	500(2)	94(1)
	市民	60	304(0)	66(0)
	電気電子	90	314(2)	93(2)
	機械	100	453(3)	103(3)
	応用化	100	444(2)	102(2)
	情報知能	100	401(1)	102(1)
計		540	2,416(10)	560(9)
H20	建築	90	433(1)	91(1)
	市民	60	332(1)	64(1)
	電気電子	90	469(2)	93(2)
	機械	100	537(5)	103(3)
	応用化	100	483(3)	104(3)

年度	区分 学科	定員	志願者数	入学者数
20	情報知能	100	499	101
計		540	2,753(12)	556(10)
H 21	建築	90	371	92
	市民	60	258(1)	65(1)
	電気電子	90	346(2)	94(2)
	機械	100	474(2)	102(2)
	応用化	100	440	100
	情報知能	100	425(1)	103(1)
計		540	2,314(6)	556(6)
H 22	建築	90	318(1)	93
	市民	60	295	60
	電気電子	90	402(3)	92(2)
	機械	100	384(1)	101(1)
	応用化	100	425(5)	106(3)
	情報知能	100	416(1)	102
計		540	2,240(11)	554(6)
H 23	建築	90	353	92
	市民	60	315	63
	電気電子	90	343(4)	92(3)
	機械	100	474(3)	102(3)
	応用化	100	574(3)	103(2)
	情報知能	100	433	104
計		540	2,492(10)	556(8)
H 24	建築	90	393	90
	市民	60	341	64
	電気電子	90	368(4)	92(3)
	機械	100	435(3)	100(3)
	応用化	100	500(3)	102(2)
	情報知能	100	518	105
計		540	2,555(10)	553(8)
H 25	建築	90	410(3)	91(1)
	市民	60	291	66
	電気電子	90	371(6)	90(2)
	機械	100	565(3)	101(3)
	応用化	100	493(4)	101(3)
	情報知能	100	497	100
計		540	2,627(16)	549(9)

（　）内は外国人留学生を外数で示す。

年度欄のSは昭和、Hは平成を示す。

（ロ）高等専門学校等からの編入学者

年度	区分／学科	志願者数	入学者数
H2	建築	3	1
	環境計画		
	電気	14	1
	電子		1
	機械	10	
	生産		3
	土木	8	
	工化	5	1
	計測	2	
	化工	1	
	システム	4	
計		47	7
H3	建築	4	
	環境計画		
	電気	11	1
	電子		1
	機械	8	2
	生産		
	土木	6	
	工化	4	1
	計測	3	1
	加工	0	
	システム	1	
計		37	6
H4	建築	4	
	環境計画		
	電気	8	1
	電子		1
	機械	12	2
	生産		
	土木	6	1
H4	工化	3	1
	計測	4	2
	化工	0	
	システム	3	1
計		40	9
H5	建築	4	2
	環境計画		
	電気	15	1
	電子		1
	機械	9	
	生産		1
	土木	3	
	工化	5	1
	計測	4	1
	化工	1	1
	システム	2	
計		43	8
H6	建設	8	4
	電気電子	11	4
	機械	14	4
	応用化	5	3
	情報知能	9	3
計		47	18
H7	建設	12	7
	電気電子	13	6
	機械	15	5
	応用化	6	3
	情報知能	10	3
計		56	24
H8	建設	26	7
	電気電子	24	3

年度	区分 / 学科	志願者数	入学者数
H8	機械	23	6
	応用化	9	2
	情報知能	12	3
計		94	21
H9	建設	32	7
	電気電子	31	5
	機械	20	5
	応用化	7	5
	情報知能	21	5
計		111	25
H10	建設	37	8
	電気電子	32	6
	機械	25	4
	応用化	6	0
	情報知能	15	4
計		115	22
H11	建設	35	6
	電気電子	35	6
	機械	28	6
	応用化	8	4
	情報知能	20	4
計		126	26
H12	建設	44	8
	電気電子	20	5
	機械	30	5
	応用化	14	3
	情報知能	33	6
計		141	27
H13	建設	37	6
	電気電子	31	1
	機械	25	5
	応用化	8	0
	情報知能	25	6
計		126	18
H14	建設	31	9
	電気電子	26	4
	機械	30	6
H14	応用化	6	3
	情報知能	32	7
計		125	29
H15	建設	48	7
	電気電子	31	5
	機械	53	4
	応用化	13	4
	情報知能	52	5
計		197	25
H16	建設	57	5
	電気電子	38	5
	機械	31	4
	応用化	13	1
	情報知能	32	5
計		171	20
H17	建設	43	9
	電気電子	43	4
	機械	36	7
	応用化	18	4
	情報知能	38	5
計		178	29
H18	建築	42	7
	電気電子	39	5
	機械	35	4
	応用化	15	2
	情報知能	41	5
計		172	23
H19	建築	49	8
	電気電子	31	4
	機械	31	3
	応用化	10	3
	情報知能	48	3
計		169	21
H20	建築	38	9
	電気電子	50	5
	機械	43	6
	応用化	12	1

年度	区分 / 学科	志願者数	入学者数
20	情報知能	28	5
計		171	26
H21	建築	14	3
	市民	18	4
	電気電子	44	6
	機械	47	6
	応用化	14	3
	情報知能	30	3
計		167	25
H22	建築	17	3
	市民	26	6
	電気電子	39	6
	機械	41	4
	応用化	10	1
	情報知能	36	5
計		169	25
H23	建築	16	4
	市民	15	5
	電気電子	46	5
	機械	42	7
	応用化	11	1
	情報知能	33	3
計		163	25
H24	建築	21	4
	市民	16	7
	電気電子	41	5
	機械	40	6
	応用化	11	1
	情報知能	23	5
計		152	28
H25	建築	13	3
	市民	12	5
	電気電子	30	5
	機械	27	5
	応用化	18	2
	情報知能	18	8
計		118	28

（ハ）大学院工学研究科（修士課程）

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
S39	建築	10	4	4
	電気	10	13	11
	機械	14	9	8
	土木	10	5	5
	工化	8	11	8
	計測	8	10	8
計		60	52	44
S40	建築	10	13	10
	電気	10	30	12
	機械	14	23	16
	土木	10	9	7
	工化	8	16	8
	計測	8	11	5
計		60	102	58
S41	建築	10	16	9
	電気	10	29	13
	機械	14	20	12
	土木	10	16	12
	工化	8	14	8
	計測	8	8	6
計		60	103	60
S42	建築	10	18	13
	電気	10	22	13
	機械	14	21	17
	土木	10	13	11
	工化	8	15	8
	計測	8	19	8
計		60	108	70
S43	建築	10	17	13
	電気	10	21	12
	機械	14	16	13
S43	土木	10	13	11
	工化	8	13	9
	計測	8	15	8
計		60	95	66
S44	建築	12	19	13
	電気	10	21	14
	機械	14	28	19
	土木	12	18	11
	工化	8	17	12
	計測	8	14	7
	化工	8	12	11
計		72	129	87
S45	建築	12	19	13
	電気	10	19	13
	機械	14	20	15
	土木	12	16	12
	工化	8	18	12
	計測	8	18	11
	化工	8	20	9
計		72	130	85
S46	建築	12	32	16
	電気	10	23	13
	機械	14	32	15
	土木	12	21	14
	工化	8	17	12
	計測	8	17	11
	化工	8	13	6
計		72	155	87
S47	建築	12	34	18
	電気	10	23	16
	機械	14	30	13

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
S47	土木	12	24	18
	工化	8	17	12
	計測	8	11	10
	化工	8	14	8
	生産	8	10	5
計		80	153	100
S48	建築	12	28	18
	電気	8	16	12
	機械	14	22	15
	土木	12	27	20
	工化	8	15	12
	計測	8	29	15
	化工	8	11	7
	生産	8	10	9
	電子	8	31	13
計		86	189	121
S49	建築	12	34	18
	電気	8	22	13
	機械	14	39	19
	生産	12		8
	土木	12	31	18
	工化	8	14	12
	計測	8	24	13
	化工	8	16	12
	電子	8	24	13
計		86	204	126
S50	建築	18	31	20
	電気	12	21	12
	機械	21	53	21
	生産	12		11
	土木	21	32	19
	工化	12	17	17

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
S50	計測	12	19	15
	化工	12	19	12
	電子	12	26	15
計		132	218	142
S51	建築	18	40	22
	電気	12	56	16
	電子	12		16
	機械	15	47	17
	生産	12		13
	土木	21	41	26
	工化	12	23	19
	計測	12	24	17
	化工	12	22	17
	システム	12	24	17
計		138	277	180
S52	建築	18	41	21
	電気	12	48	16
	電子	12		16
	機械	15	59	19
	生産	12		14
	土木	21	40	27
	工化	12	21	14
	計測	12	27	19
	化工	12	14	13
	システム	12	20	16
計		138	270	175
S53	建築	18	42	20
	電気	12	45	18
	電子	12		15
	機械	15	47	18
	生産	12		14
	土木	21	36	19

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
S53	工化	12	24	16
	計測	12	31	22
	化工	12	24	13
	システム	12	21	17
計		138	270	172
S54	建築	18	38	26
	電気	12	54	10
	電子	12		19
	機械	15	41	15
	生産	12		13
	土木	21	34	20
	工化	12	17	15
	計測	12	18	12
	化工	12	25	12
	システム	12	26	16
計		138	253	158
S55	建築	15	44	18
	電気	12	51	16
	電子	12		16
	機械	15	39	19
	生産	12		15
	土木	21	34	23
	工化	12	21	17
	計測	12	20	16
	化工	12	16	13
	システム	12	19	16
	環境計画	12	16	15
計		147	260	184
S56	建築	15	57	20
	環境計画	12		16
	電気	12	37	13
	電子	12		19
S56	機械	15	36	18
	生産	12		10
	土木	21	30	19
	工化	12	20	15
	計測	12	19	16
	化工	12	18	12
	システム	12	21	18
計		147	238	176
S57	建築	15	54	22
	環境計画	12		11
	電気	12	43	17
	電子	12		16
	機械	15	40	17
	生産	12		16
	土木	24	33	25
	工化	12	21	16
	計測	12	14	13
	化工	12	17	15
	システム	12	25	16
計		150	247	184
S58	建築	15	51	20
	環境計画	12		14
	電気	12	39	16
	電子	12		17
	機械	15	33	16
	生産	12		13
	土木	24	30	21
	工化	12	21	16
	計測	12	19	16
	化工	12	18	15
	システム	12	19	18
計		150	230	182

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
S59	建築	15	44	17
	環境計画	12		17
	電気	12	46	16
	電子	12		16
	機械	15	50	20
	生産	12		17
	土木	24	27	17
	工化	12	19	16
	計測	12	21	18
	化工	12	17	16
	システム	12	20	18
計		150	244	188
S60	建築	15	55	20
	環境計画	12		17
	電気	12	49	14
	電子	12		18
	機械	15	43	23
	生産	12		16
	土木	24	34	26
	工化	12	18	16
	計測	12	22	18
	化工	12	17	16
	システム	12	19	17
計		150	257	201
S61	建築	15	49	18
	環境計画	12		20
	電気	12	40	16
	電子	12		15
	機械	15	48	21
	生産	12		17
	土木	24	39	26
	工化	12	19	16
S61	計測	12	25	19
	化工	12	22	16
	システム	12	21	18
計		150	263	202
S62	建築	15	52	16
	環境計画	12		20
	電気	12	43	15
	電子	12		17
	機械	15	55	23
	生産	12		19
	土木	24	29	22
	工化	12	22	17
	計測	12	20	17
	化工	12	17	16
	システム	12	22	18
計		150	260	200
S63	建築	15	54	19
	環境計画	12		18
	電気	12	34	15
	電子	12		13
	機械	15	50	27
	生産	12		17
	土木	24	38	25
	工化	12	20	18
	計測	12	13	11
	化工	12	20	17
	システム	12	14	13
計		150	243	193
H元	建築	15	48	19
	環境計画	12		21
	電気	12	47	18
	電子	12		19

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
H元	機械	15	46	26
	生産	12		13
	土木	24	33	26
	工化	12	20	18
	計測	12	24	19
	化工	12	15	13
	システム	12	17	15
計		150	250	207
H2	建築	15	50	13
	環境計画	12		24
	電気	12	35	17
	電子	12		15
	機械	15	67	24
	生産	12		27
	土木	24	43	35
	工化	12	24	23
	計測	12	19	16
	化工	12	22	20
	システム	12	18	14
計		150	278	228
H3	建築	15	58	22
	環境計画	12		24
	電気	12	49	18
	電子	12		18
	機械	15	57	29
	生産	12		20
	土木	24	37	29
	工化	12	25	20
	計測	12	27	20
	化工	12	24	22
	システム	12	29	23
計		150	306	245

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
H4	建築	15	71	20
	環境計画	12		24
	電気	12	63	20
	電子	12		24
	機械	15	73	32
	生産	12		25
	土木	24	38	32
	工化	12	22	21
	計測	12	31	26
	化工	12	28	24
	システム	12	27	23
計		150	353	271
H5	建築	15	66	21
	環境計画	12		26
	電気	12	40	17
	電子	12		14
	機械	15	75	32
	生産	12		25
	土木	24	31	27
	工化	12	25	23
	計測	12	27	23
	化工	12	35	25
	システム	12	28	23
計		150	327	256

年度欄のSは昭和、Hは平成を示す。

大学院自然科学研究科（博士課程前期課程）

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数	年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数
H6	建設	72(7)	116(9)	82(9)	H11	建設	72(7)	129(3)	93(3)
	電気電子	42(7)	58(2)	45(1)		電気電子	42(7)	78(1)	55
	機械	42(7)	72(7)	61(6)		機械	42(7)	103(4)	68(4)
	応用化	47	56(3)	49(3)		応用化	47	83(3)	63(3)
	情報知能	51(7)	68(6)	54(4)		情報知能	51(7)	86(7)	64(4)
計		254(28)	370(27)	291(23)	計		254(28)	479(18)	343(14)
H7	建設	72(7)	119(6)	78(3)	H12	建設	72(7)	174(3)	132(2)
	電気電子	42(7)	45(4)	40(3)		電気電子	42(7)	84	53
	機械	42(7)	72(6)	58(5)		機械	42(7)	112(2)	74(2)
	応用化	47	68(2)	63(2)		応用化	47	101(1)	75(1)
	情報知能	51(7)	67(3)	55(3)		情報知能	51(7)	82(5)	62(5)
計		254(28)	371(21)	294(16)	計		254(28)	553(11)	396(10)
H8	建設	72(7)	129(2)	82(2)	H13	建設	72(7)	146(7)	106(5)
	電気電子	42(7)	71	55		電気電子	42(7)	85(2)	54(2)
	機械	42(7)	106(3)	69(3)		機械	42(7)	106(5)	68(3)
	応用化	47	77(1)	68(1)		応用化	47	92(2)	68(2)
	情報知能	51(7)	82(2)	63(2)		情報知能	51(7)	84(3)	70(2)
計		254(28)	465(8)	337(8)	計		254(28)	513(19)	366(14)
H9	建設	72(7)	115(8)	77(6)	H14	建設	99(7)	117(10)	95(8)
	電気電子	42(7)	67	54		電気電子	57(7)	74(2)	63(1)
	機械	42(7)	95(6)	67(4)		機械	59(7)	100(4)	70(3)
	応用化	47	68(4)	62(4)		応用化	63	79	66
	情報知能	51(7)	63(5)	54(2)		情報知能	67(7)	89(9)	74(7)
計		254(28)	408(23)	314(16)	計		345(28)	459(25)	368(19)
H10	建設	72(7)	138(4)	92(4)	H15	建設	99(7)	156(8)	118(4)
	電気電子	42(7)	74(1)	54(1)		電気電子	57(7)	66	57
	機械	42(7)	110(5)	71(4)		機械	59(7)	107(3)	74(3)
	応用化	47	79(2)	60(2)		応用化	63	93(3)	71(2)
	情報知能	51(7)	72(13)	55(9)		情報知能	67(7)	91(12)	74(6)
計		254(28)	473(25)	332(20)	計		345(28)	513(26)	394(15)

年度	区分 / 専攻	定員	志願者数	入学者数
H16	建設	99(7)	135(8)	99(6)
	電気電子	57(7)	70	59
	機械	59(7)	114(7)	75(5)
	応用化	63	86(3)	73(3)
	情報知能	67(7)	91(11)	75(7)
計		345(28)	496(29)	381(21)
H17	建設	99(7)	150(10)	114(10)
	電気電子	57(7)	87(2)	55(1)
	機械	59(7)	103(2)	73(1)
	応用化	63	95	75
	情報知能	67(7)	100(11)	65(7)
計		345(28)	535(25)	382(19)
H18	建設	99(7)	158(8)	110(6)
	電気電子	57(7)	104(10)	60(3)
	機械	59(7)	101(8)	68(2)
	応用化	63	109(1)	71(1)
	情報知能	67(7)	100(8)	77(2)
計		345(28)	572(35)	386(14)

（　）内は外国人留学生を外数で示す。

年度欄のSは昭和、Hは平成を示す。

大学院工学研究科（博士課程前期課程）

年度	区分 / 専攻	定員	志願者数	入学者数	備考
H19	建築	65	81	69	
	市民	43	60(1)	43(1)	
	電気電子	65	96(1)	71(1)	
	機械	78〔8〕	112(7)	80(1)	
			8	5	医工連携
	応用化	73〔3〕	104(2)	80(2)	
			3	3	医工連携
	情報知能	74〔4〕	85(7)	72(4)	
			2	2	医工連携
	計	398〔15〕	538(18)	415(9)	
			13	10	医工連携
H20	建築	65	98(2)	69(1)	
	市民	43	74(1)	51(1)	
	電気電子	65	71(4)	62(3)	
	機械	78〔8〕	111(7)	76(3)	
			5	5	医工連携
	応用化	73〔3〕	115(1)	89(1)	
			0	0	医工連携
	情報知能	74〔4〕	88(10)	69(7)	
			2	2	医工連携
	計	398〔15〕	557(25)	416(16)	
			7	7	医工連携
H21	建築	65	85(10)	71(8)	
	市民	43	62	43	
	電気電子	65	93(3)	64(2)	
	機械	78〔8〕	101(10)	76(4)	
			4	4	医工連携
	応用化	73〔3〕	115(6)	88(5)	
			1	1	医工連携
	情報知能	74〔4〕	102(19)	81(9)	
			1	1	医工連携

年度	区分 / 専攻	定員	志願者数	入学者数	備考
計		398〔15〕	558(48)	429(28)	
			6	6	医工連携
H22	建築	65	95(13)	69(7)	
	市民	43	64(5)	43(5)	
	電気電子	65	100(3)	71(1)	
	機械	78	121(7)	83(3)	
	応用化	73	113(8)	85(7)	
計		324	493(36)	351(23)	
H23	建築	65	116(8)	70(4)	
	市民	43	79	54	
	電気電子	65	113(6)	73(3)	
	機械	78	128(9)	77(4)	
	応用化	73	127(8)	74(4)	
計		324	563(31)	348(15)	
H24	建築	65	116(18)	73(5)	
	市民	43	72(2)	45(2)	
	電気電子	65	100(1)	68	
	機械	78	106(2)	82	
	応用化	73	96(4)	81(1)	
計		324	490(27)	349(8)	
H25	建築	65	84(20)	71(5)	
	市民	43	71	51	
	電気電子	65	95(2)	71(1)	
	機械	78	105(5)	80(2)	
	応用化	73	97(1)	80(1)	
計		324	452(28)	356(9)	

〔 〕は定員内における医工連携コースの内数
( ) 内は外国人留学生を外数で示す。
年度欄のHは平成を示す。

大学院システム情報学研究科（博士課程前期課程）

年度	区分 専攻	定員	志願者数	入学者数	備考
H22	システム科学	28	34(8)	23(4)	
	情報科学	28	51(9)	31(1)	
	計算科学	24	32(7)	24(1)	
計		80	117(24)	78(6)	
H23	システム科学	28	28(6)	25(4)	
	情報科学	28	35(12)	28(5)	
	計算科学	24	37(9)	26(4)	
計		80	100(27)	79(13)	
H24	システム科学	28	36(6)	31(0)	
	情報科学	28	35(8)	28(4)	
	計算科学	24	39(7)	30(3)	
計		80	110(21)	89(7)	
H25	システム科学	28	33(7)	26(5)	
	情報科学	28	37(1)	28	
	計算科学	24	35(6)	26(4)	
計		80	105(14)	80(9)	

（ ）内は外国人留学生を外数で示す。
年度欄のHは平成を示す。

（ニ） 学部卒業者数

学科／年度	建築	電気	機械	土木	工化	計測	化工	生機産械	電子	システム	環計境画	計
S 27	24	18	31	21	21	／	／	／	／	／	／	115
S 28	23	20	35	21	27	／	／	／	／	／	／	126
S 29	31	23	40	24	24	／	／	／	／	／	／	142
S 30	26	32	38	26	26	／	／	／	／	／	／	148
S 31	26	23	42	25	24	／	／	／	／	／	／	140
S 32	24	25	41	30	24	／	／	／	／	／	／	144
S 33	28	29	39	26	29	／	／	／	／	／	／	151
S 34	26	24	44	21	28	／	／	／	／	／	／	143
S 35	21	36	46	25	32	／	／	／	／	／	／	160
S 36	33	51	50	25	33	39	／	／	／	／	／	231
S 37	28	47	48	24	39	35	／	／	／	／	／	221
S 38	26	49	49	26	33	38	／	／	／	／	／	221
S 39	29	50	48	22	44	43	／	／	／	／	／	236
S 40	47	46	46	54	34	30	／	／	／	／	／	257
S 41	62	49	47	46	37	36	／	／	／	／	／	277
S 42	52	36	29	57	43	32	／	／	／	／	／	249
S 43	55	51	57	53	41	34	29	／	／	／	／	320
S 44	42	54	47	46	38	42	32	／	／	／	／	301
S 45	51	47	45	62	28	37	40	／	／	／	／	310
S 46	64	38	43	63	32	38	34	19	／	／	／	331
S 47	63	34	59	56	42	43	35	44	29	／	／	405
S 48	65	47	53	47	40	37	29	33	37	／	／	388
S 49	57	26	60	57	34	40	36	30	31	／	／	371
S 50	60	41	50	52	41	34	36	36	41	35	／	426
S 51	52	44	59	60	34	41	33	43	38	28	／	432
S 52	64	34	56	63	47	42	46	28	41	36	／	457
S 53	61	37	58	58	40	37	43	47	39	36	／	456
S 54	52	35	59	58	39	42	32	46	40	43	30	476
S 55	53	45	55	59	33	38	38	27	30	41	42	461
S 56	51	34	61	62	36	43	35	45	44	41	38	490
S 57	53	41	57	55	29	39	36	39	42	36	41	468
S 58	44	32	59	64	28	43	40	33	37	39	41	460
S 59	52	37	40	49	31	34	24	39	35	33	32	406
S 60	45	44	64	55	38	41	46	36	32	40	39	480
S 61	45	41	60	46	47	44	43	34	53	42	42	497
S 62	48	30	59	63	42	37	43	48	35	35	37	477
S 63	49	41	42	57	34	42	33	23	41	35	43	440
H 元	47	46	64	62	44	40	44	46	41	44	44	522
H 2	59	43	69	63	54	57	44	41	41	41	48	560
H 3	53	49	83	66	48	37	41	54	49	51	45	576
H 4	59	39	65	55	41	54	60	47	35	37	46	538
H 5	60	52	70	68	51	56	44	43	43	55	55	597
H 6	67	52	66	72	55	61	51	46	39	49	47	605

学科 年度	建　　設	電気電子	機　　械	応用化学	情報知能	計
H 7	187 建築系(17) 土　木(24)	121 電　気(13) 電　子(37)	124 機　　械(16) 生産機械(18)	122 工　化(６) 化　工(８)	137 計　　測(16) システム(21)	691
H 8	172 建築系(２) 土　木(４)	106 電　気(33) 電　子(４)	108 機　　械(５) 生産機械(３)	112 化　工(１)	96 計　　測(２) システム(３)	594
H 9	175	115 電　気(３) 電　子(１)	133 機　　械(２)	122 工　化(１) 化　工(３)	109 システム(３)	651
H 10	147	113	122 生産機械(１)	116 化　工(１)	113	611
H 11	190	113	108	109	98	618
H 12	194	106	116	116	103	635
H 13	174	106	111	91	102	584
H 14	166	80	111	104	106	567
H 15	153	89	111	95	93	541
H 16	148	90	97	94	84	513
H 17	148	104	111	109	104	576
H 18	147	99	108	104	103	561
H 19	166	88	107	100	103	564
H 20	162	99	105	107	100	573
H 21	156	92	114	103	106	571

学科 年度	建築	市民	電気電子	機械	応用化学	情報知能	計
H 22	88 建設(9)	74 建設(14)	97	108	95	102	564
H 23	91 建設(3)	67 建設(1)	99	109	105	110	581
H 24	97 建設(2)	61 建設(0)	94	105	105	92	554
H 25	91 建設(0)	70 建設(1)	93	103	103	98	559

（　）内は旧学科卒業者を内数で示す。

年度欄のSは昭和、Hは平成を示す。

（ホ） 大学院工学研究科修了者数（修士課程）

学科／年度	建築	電気	機械	土木	工化	計測	化工	生機産械	電子	システム	環計境画	計
S 40	4	11	5	3	8	8						39
S 41	10	12	15	6	8	5						56
S 42	7	13	12	12	8	6						58
S 43	13	13	16	10	8	7						67
S 44	11	12	11	11	9	7						61
S 45	16	13	19	10	12	6	11					87
S 46	11	13	15	11	12	11	8					81
S 47	17	13	15	14	11	11	6					87
S 48	16	15	13	18	12	10	8	5				97
S 49	18	11	13	20	11	15	7	9	13			117
S 50	19	14	20	18	12	13	11	5	13			125
S 51	20	12	21	16	17	16	11	12	15			140
S 52	21	13	17	24	18	15	18	13	15	17		171
S 53	22	19	18	24	14	19	13	14	15	16		174
S 54	17	16	18	16	16	20	14	13	15	17		162
S 55	26	10	14	19	15	13	12	13	19	15		156
S 56	18	16	19	23	17	16	13	15	16	16	14	183
S 57	21	13	19	18	15	16	11	10	20	20	16	179
S 58	22	14	16	24	16	13	15	16	16	16	8	176
S 59	19	18	17	20	16	16	15	13	18	19	12	183
S 60	19	16	21	17	16	21	16	18	16	19	17	196
S 61	19	15	23	25	15	17	16	16	16	16	16	194
S 62	17	16	21	25	14	19	16	17	15	19	17	196
S 63	14	16	22	20	17	17	16	19	17	19	20	197
H 元	20	15	27	24	18	11	17	18	13	14	17	194
H 2	20	18	25	23	18	17	13	13	18	15	19	199
H 3	13	16	23	35	24	16	20	27	16	14	23	227
H 4	22	19	29	29	20	20	22	20	19	22	20	242
H 5	19	22	31	31	21	24	24	24	23	25	27	271

H 6	18	17	31	24	23	23	25	24	13	23	27	248

年度欄のSは昭和、Hは平成を示す。

大学院自然科学研究科（工学系）修了者数（博士課程前期課程）

専攻 / 年度	建　　設	電気電子	機　　械	応用化学	情報知能	計
H 7	90 建築系（２） 土　木（１）	45 電　気（１）	64 機　械（２）	52	55 システム（１）	306
H 8	84	41	68	63	55	311
H 9	75 建築系（２）	55	67	67	62	324
H 10	82	52	69	66	58	327
H 11	90	52	70	59	59	330
H 12	96	56	69	67	64	352
H 13	117	52	73	69	65	376
H 14	101	55	66	71	69	362
H 15	103	62	80	60	79	384
H 16	115	49	72	72	77	385
H 17	103	57	79	76	82	397
H 18	117	55	73	75	71	391
H 19	102	60	64	67	68	361

（　）内は旧専攻修了者を内数で示す。
年度欄のHは平成を示す。

大学院工学研究科修了者数（博士課程前期課程）

専攻 / 年度	建　　築	市　　民	電気電子	機　　械	応用化学	情報知能	計
H 20	68 建設(1)	39	70	85	84	73 情報知能(1)	419
H 21	67 建設(1)	46	64	82	86	74	419
H 22	77	43	64	78	92	86	440
H 23	72	45	73	85	94	6	375
H 24	66	50	73	81	67		337
H 25	77	46	66	79	80		348

（　）内は旧専攻修了者を内数で示す。
年度欄のHは平成を示す。

X　神　戸　大　学　配　置　図　等

1　神 戸 大 学 配 置 図

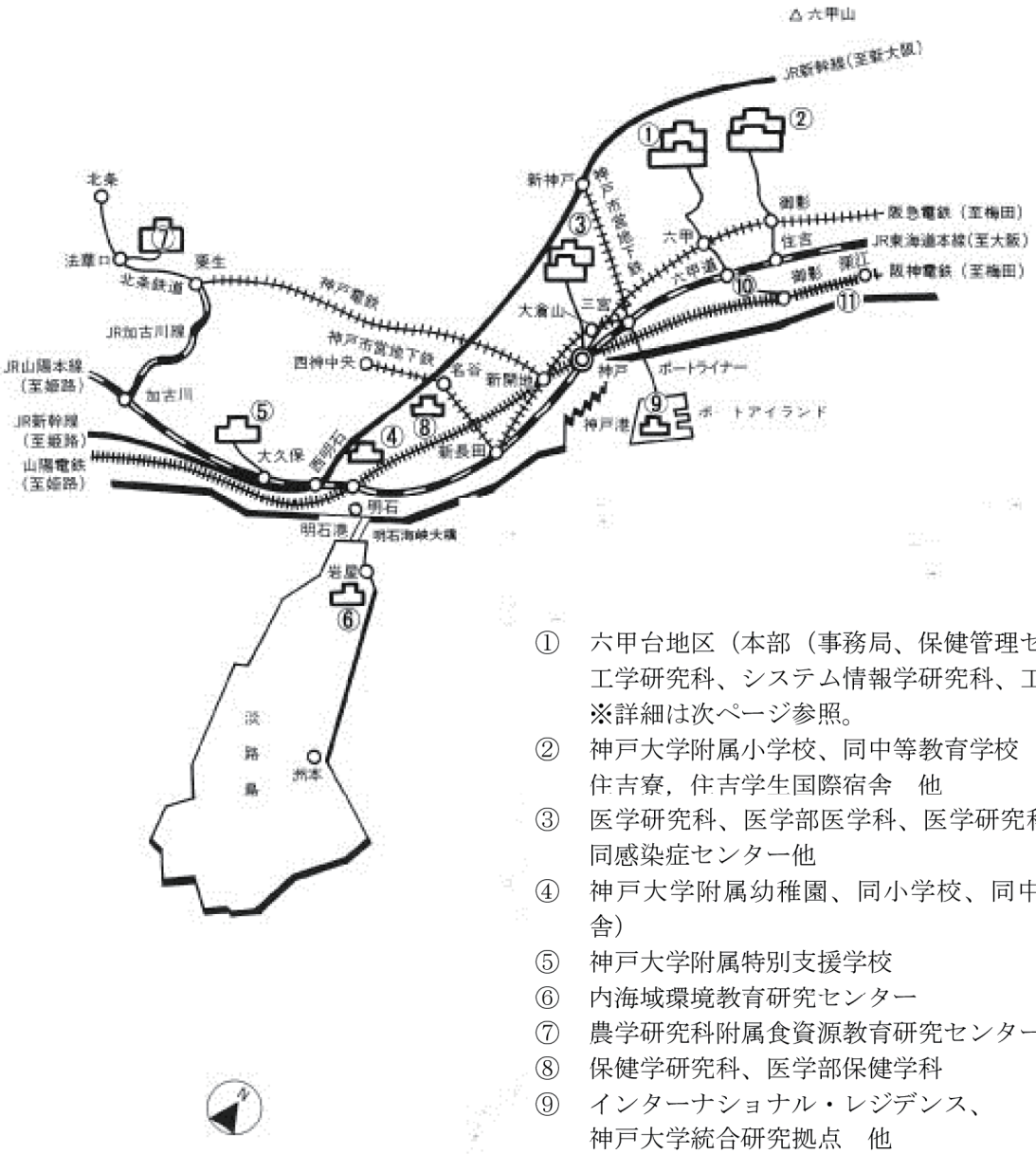

① 六甲台地区（本部（事務局、保健管理センター）、
工学研究科、システム情報学研究科、工学部　他）
※詳細は次ページ参照。

② 神戸大学附属小学校、同中等教育学校（住吉校舎）、
住吉寮，住吉学生国際宿舎　他

③ 医学研究科、医学部医学科、医学研究科附属動物実験施設，
同感染症センター他

④ 神戸大学附属幼稚園、同小学校、同中等教育学校（明石校舎）

⑤ 神戸大学附属特別支援学校

⑥ 内海域環境教育研究センター

⑦ 農学研究科附属食資源教育研究センター

⑧ 保健学研究科、医学部保健学科

⑨ インターナショナル・レジデンス、
神戸大学統合研究拠点　他

⑩ 学而荘

⑪ 海事科学研究科、海事科学部

2　六甲台キャンパス案内

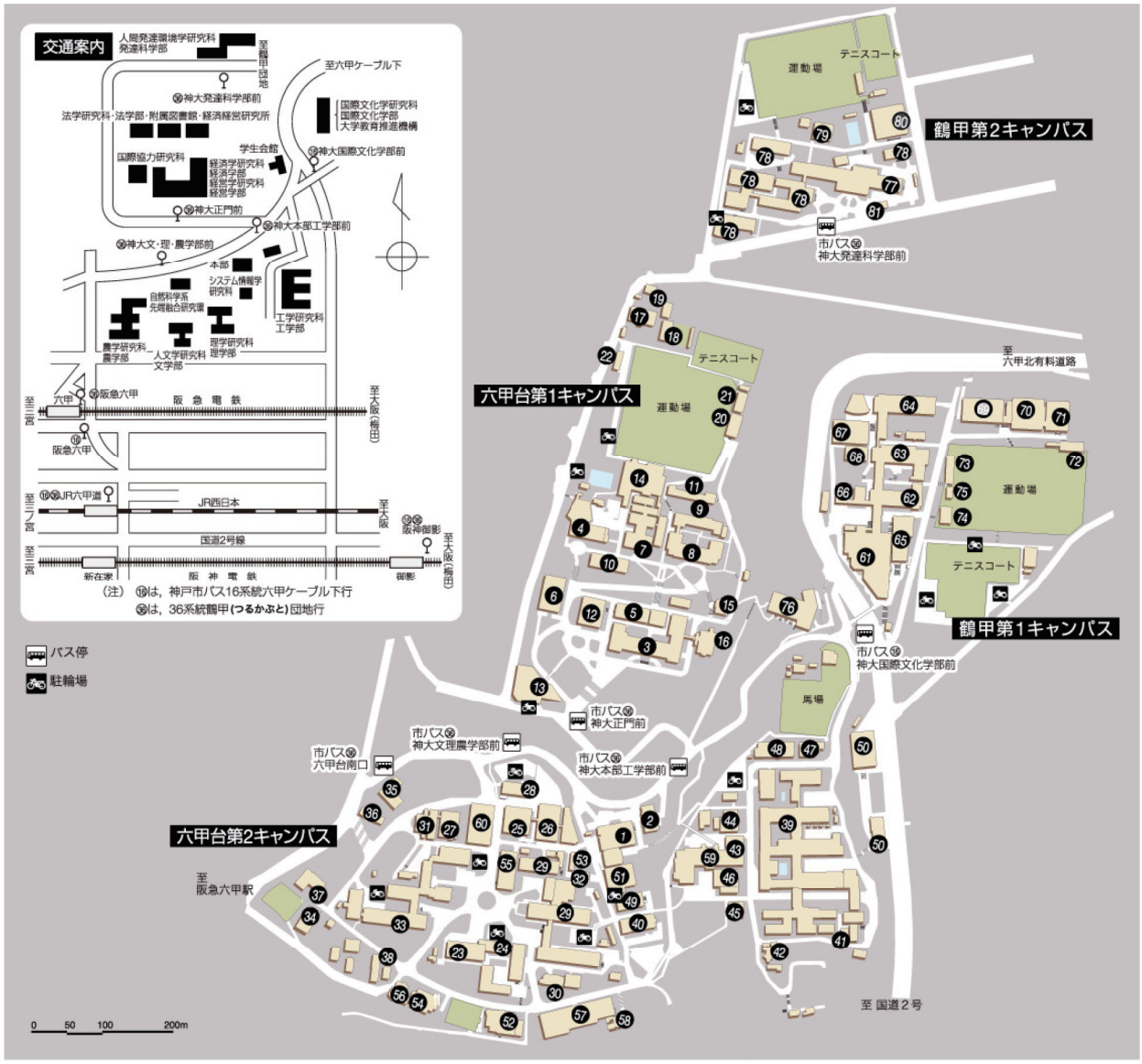

❶本部(事務局,保健管理センター)
❷特高受電所
❸六甲台本館(経済学研究科･経済学部,経営学研究科･経営学部)
❹六甲台第二学舎(法学研究科･法学部)
❺六甲台第三学舎
❻六甲台第五学舎(国際協力研究科)
❼社会科学系図書館
❽経済経営研究所(兼松記念館)
❾経済経営研究所新館･経済経営研究所図書館･機械計算室
❿六甲台第四学舎･企業資料総合センター
⓫第二研究室
⓬出光佐三記念六甲台講堂
⓭社会科学系アカデミア館(放送大学兵庫学習センター)
⓮社会科学系フロンティア館
⓯三木記念同窓会館
⓰法科大学院自習棟
⓱武道場
⓲弓道場
⓳人間発達環境学研究科･発達科学部実習観察園,管理棟
⓴課外活動第一共用施設
㉑課外活動第二共用施設
㉒課外活動第三共用施設
㉓人文学研究科･文学部学舎
㉔人文学研究科棟,人文科学図書館
㉕自然科学総合研究棟1号館(自然科学系先端融合研究環)
㉖自然科学総合研究棟2号館
㉗
㉘連携創造本部
㉙理学研究科･理学部学舎
㉚研究基盤センター(極低温部門)
㉛研究基盤センター(アイソトープ部門)
㉜共同実験室
㉝農学研究科･農学部学舎
㉞農学研究科･農学部温室
㉟農学研究科･農学部機械工場
㊱農学研究科･農学部畜産加工工場
㊲農学研究科･農学部動物飼育室
㊳農学研究科･農学部硝子網室等
㊴工学研究科･工学部学舎
㊵システム情報学研究科･工学部(情報知能工学科)学舎
㊶工学研究科･工学部環境防災実験室棟，構造実験室
㊷工学研究科･工学部音響実験室棟，音響心理実験室棟
㊸工学研究科･工学部工作技術センター
㊹工学研究科･工学部産学連携実験室
㊺工学会館
㊻工学研究科･工学部食堂
㊼研究基盤センター(機器分析部門)
㊽情報基盤センター(分館)
㊾情報基盤センター(本館)
㊿都市安全研究センター
(51)自然科学系図書館
(52)六甲台南食堂(ランスボックス)
(53)環境管理センター
(54)瀧川記念学術交流会館
(55)遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター
(56)眺望館
(57)神戸大学百年記念館(神大会館)、留学生センター
(58)山口誓子記念館
(59)自然科学総合研究棟3号館
(60)自然科学総合研究棟4号館
(61)総合･国際文化学図書館,キャリアセンター
(62)学生センター
(63)大学教育推進機構(全学共通教育部)実験棟
(64)国際コミュニケーションセンター
(65)国際文化学研究科･国際文化学部学舎
(66)大学教育推進機構(全学共通教育部)大･中講義棟
(67)大学教育推進機構(全学共通教育部)講義棟
(68)大学教育推進機構(全学共通教育部)化学実験室
(69)第一体育館
(70)第二体育館
(71)武道場
(72)課外活動施設(音楽練習室)
(73)屋外運動場附属施設
(74)課外活動施設(高井記念学生スポーツ会館)
(75)課外活動施設(トレーニング室)
(76)学生会館
(77)人間発達環境学研究科･発達科学部学舎,人間科学図書館,発達支援インスティテュート
(78)人間発達環境学研究科･発達科学部学舎
(79)人間発達環境学研究科･発達科学部食堂
(80)人間発達環境学研究科･発達科学部体育館
(81)門衛所

３　工学部・工学研究科・システム情報学研究科配置図

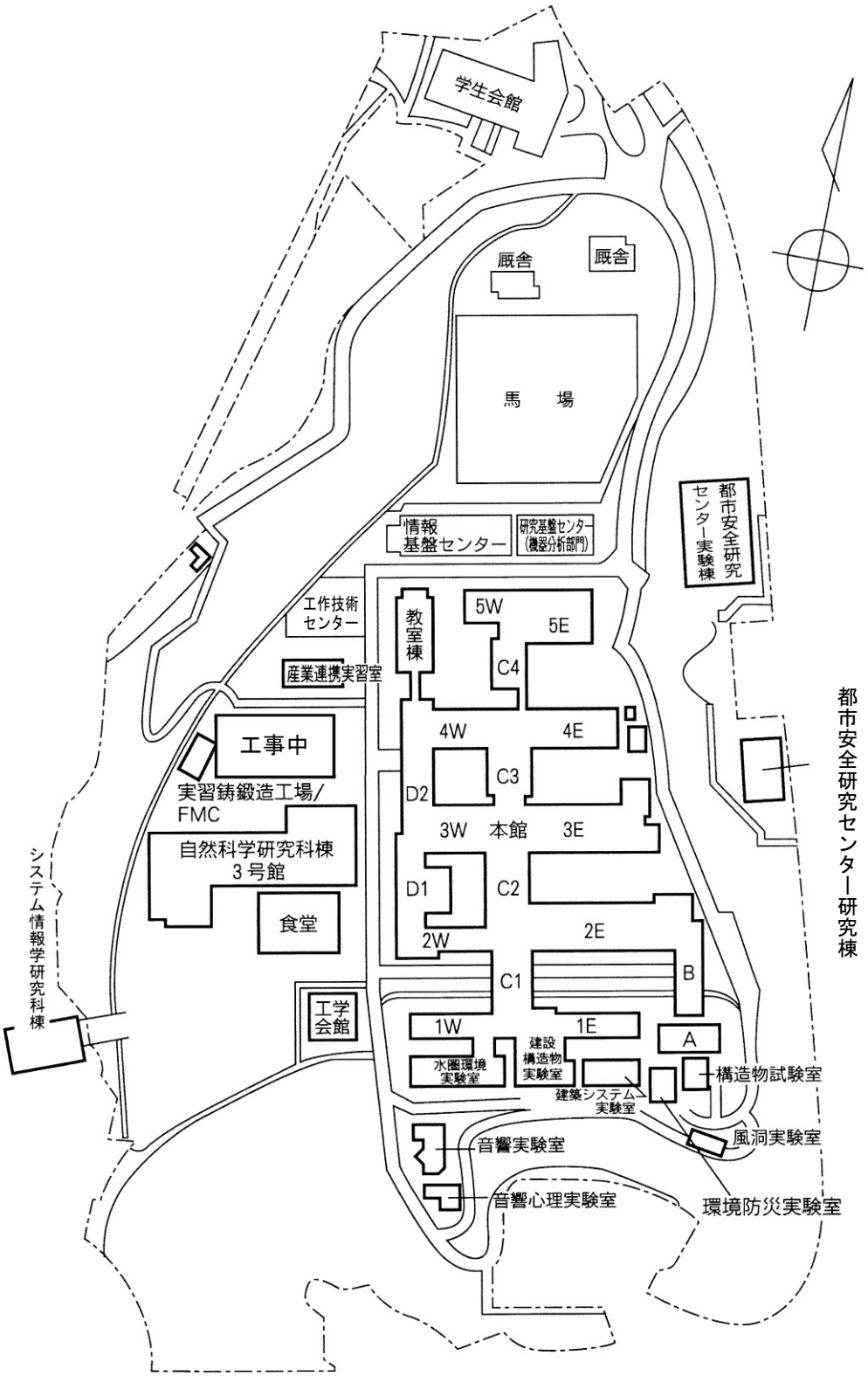

4　工学部学舎平面図

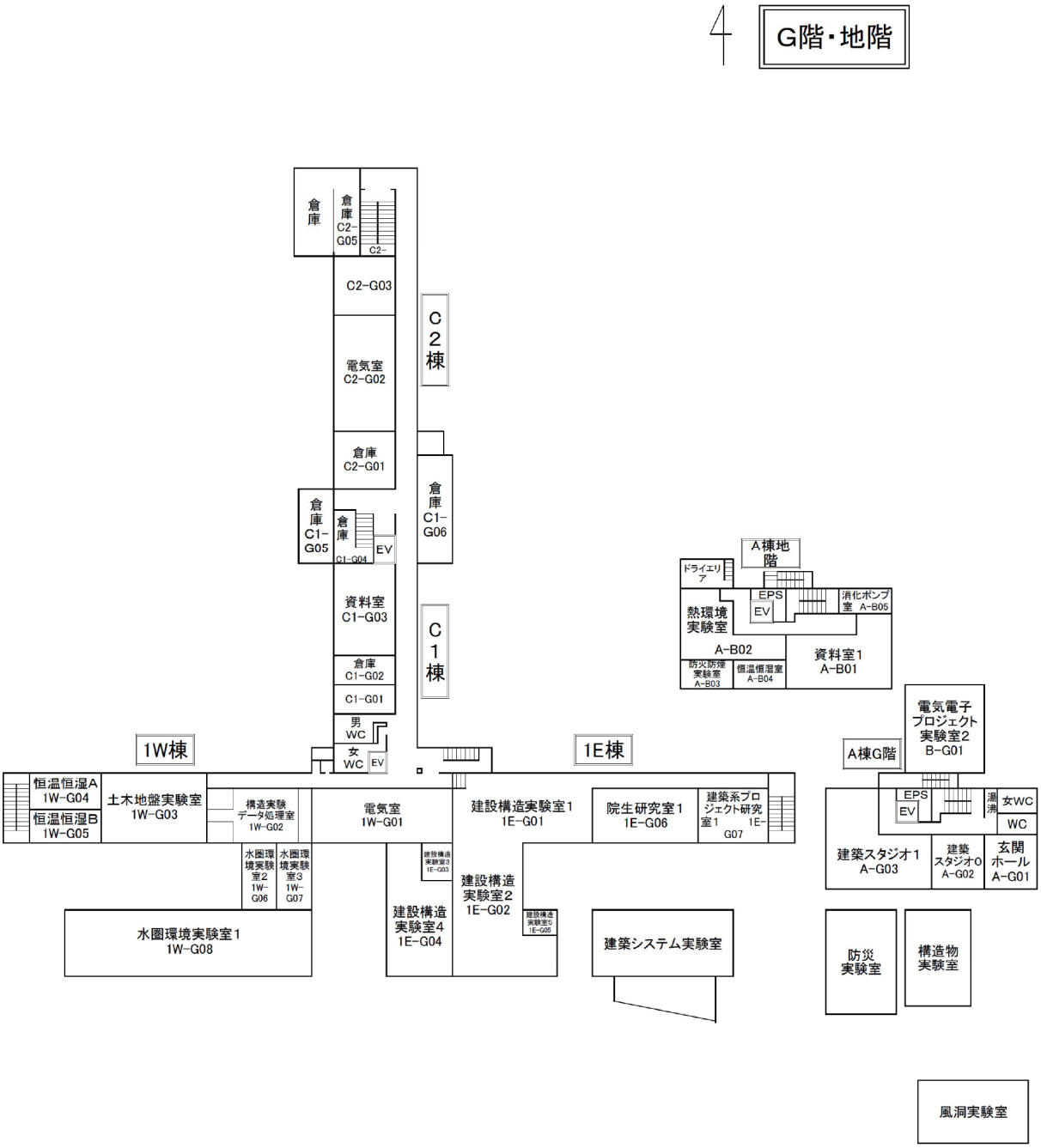
4
G階・地階
倉庫
倉庫 C2-G05
C2-
C2-G03
電気室 C2-G02
倉庫 C2-G01
C2棟
倉庫 C1-G05
倉庫 C1-G04
EV
倉庫 C1-G06
資料室 C1-G03
倉庫 C1-G02
C1-G01
C1棟
男 WC
女 WC
EV
1W棟
1E棟
恒温恒湿A 1W-G04
恒温恒湿B 1W-G05
土木地盤実験室 1W-G03
構造実験データ処理室 1W-G02
電気室 1W-G01
建設構造実験室1 1E-G01
院生研究室1 1E-G06
建築系プロジェクト研究室1 1E-G07
水圏環境実験室2 1W-G06
水圏環境実験室3 1W-G07
建設構造実験室3 1E-G03
建設構造実験室4 1E-G04
建設構造実験室2 1E-G02
建設構造実験室5 1E-G05
水圏環境実験室1 1W-G08
建築システム実験室
A棟地階
ドライエリア
EPS
EV
消化ポンプ室 A-B05
熱環境実験室 A-B02
資料室1 A-B01
防火防煙実験室 A-B03
恒温恒湿室 A-B04
A棟G階
電気電子プロジェクト実験室2 B-G01
EPS
EV
湯沸
女WC
WC
建築スタジオ1 A-G03
建築スタジオ0 A-G02
玄関ホール A-G01
防災実験室
構造物実験室
風洞実験室

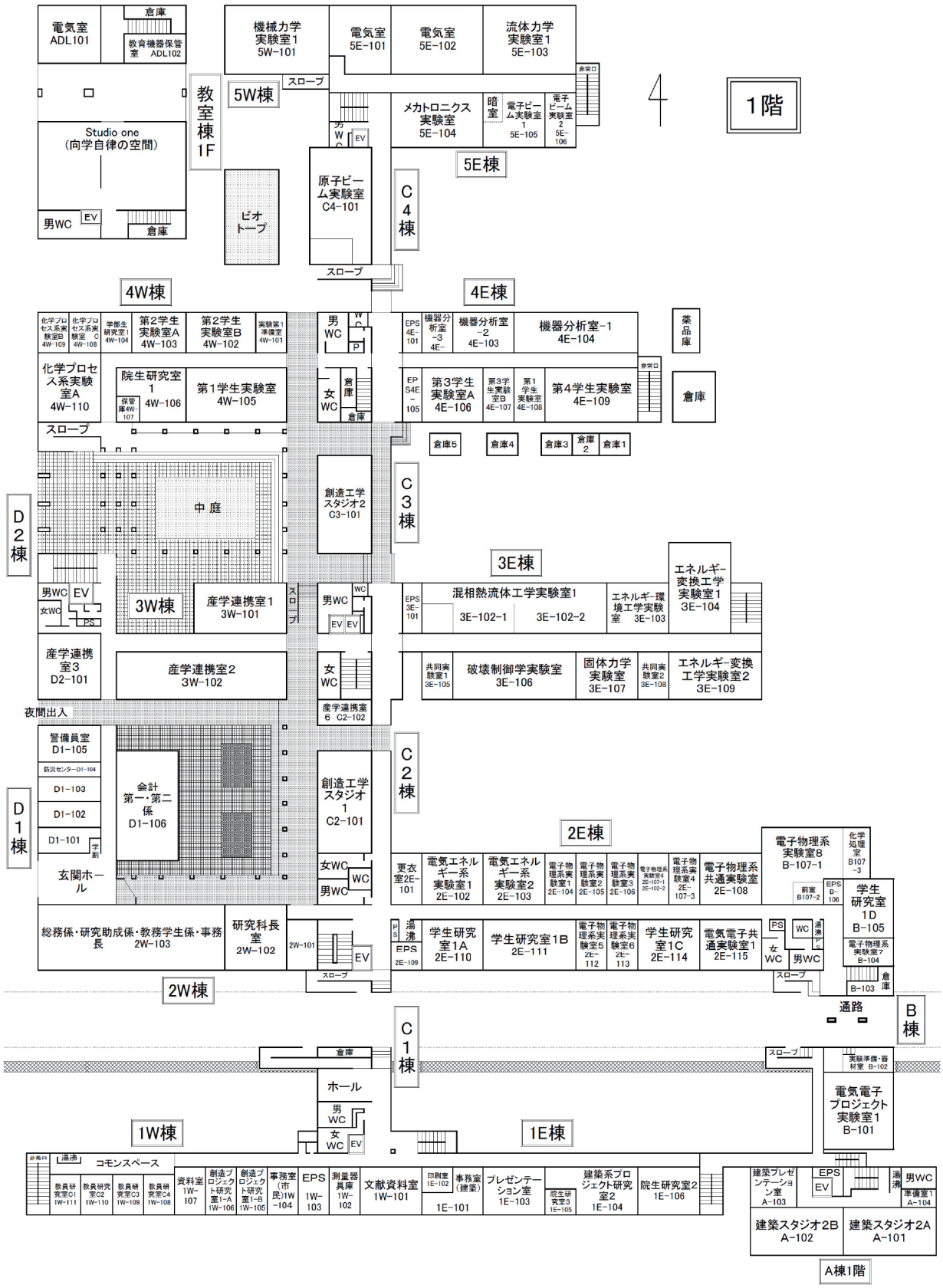
1階
教室棟1F
5W棟
5E棟
C4棟
4W棟
4E棟
C3棟
D2棟
3W棟
3E棟
C2棟
D1棟
2E棟
C1棟
2W棟
1W棟
1E棟
B棟
A棟1階
電気室 ADL101
倉庫
教育機器保管室 ADL102
Studio one (向学自律の空間)
男WC
EV
ピオトープ
機械力学実験室1 5W-101
電気室 5E-101
電気室 5E-102
流体力学実験室1 5E-103
メカトロニクス実験室 5E-104
暗室
電子ビーム実験室1 5E-105
電子ビーム実験室2 5E-106
原子ビーム実験室 C4-101
スロープ
化学プロセス系実験室A 4W-110
院生研究室1 4W-106
第1学生実験室 4W-105
第2学生実験室A 4W-103
第2学生実験室B 4W-102
機器分析室-1 4E-104
機器分析室-2 4E-103
第3学生実験室A 4E-106
第4学生実験室 4E-109
薬品庫
倉庫
倉庫5
倉庫4
倉庫3
倉庫2
倉庫1
中庭
創造工学スタジオ2 C3-101
産学連携室1 3W-101
産学連携室2 3W-102
産学連携室3 D2-101
混相熱流体工学実験室1
3E-102-1
3E-102-2
エネルギー環境工学実験室 3E-103
エネルギー変換工学実験室1 3E-104
破壊制御学実験室 3E-106
固体力学実験室 3E-107
エネルギー変換工学実験室2 3E-109
産学連携室6 C2-102
夜間出入
警備員室 D1-105
防災センター D1-104
D1-103
D1-102
D1-101
会計第一・第二係 D1-106
玄関ホール
創造工学スタジオ1 C2-101
更衣室 2E-101
電気エネルギー系実験室1 2E-102
電気エネルギー系実験室2 2E-103
電子物理系実験室1 2E-104
電子物理系実験室2 2E-105
電子物理系実験室3 2E-106
電子物理系実験室4 2E-107-3
電子物理系実験室8 B-107-1
電子物理系共通実験室 2E-108
化学処理室 B107-3
前室 B107-2
学生研究室1D B-105
電子物理系実験室7 B-104
B-103
倉庫
通路
総務係・研究助成係・教務学生係・事務長 2W-103
研究科長室 2W-102
学生研究室1A 2E-110
学生研究室1B 2E-111
学生研究室1C 2E-114
電気電子共通実験室1 2E-115
電子物理系実験室5 2E-112
電子物理系実験室6 2E-113
ホール
電気電子プロジェクト実験室1 B-101
実験準備・器材室 B-102
コモンスペース
教員研究室C1 1W-111
教員研究室C2 1W-110
教員研究室C3 1W-109
教員研究室C4 1W-108
資料室 1W-107
創造プロジェクト研究室1-A 1W-106
創造プロジェクト研究室1-B 1W-105
事務室(市民) 1W-104
EPS 1W-103
測量器具庫 1W-102
文献資料室 1W-101
印刷室 1E-102
事務室(建築) 1E-101
プレゼンテーション室 1E-103
院生研究室3 1E-105
建築系プロジェクト研究室2 1E-104
院生研究室2 1E-106
建築プレゼンテーション室 A-103
準備室1 A-104
建築スタジオ2B A-102
建築スタジオ2A A-101

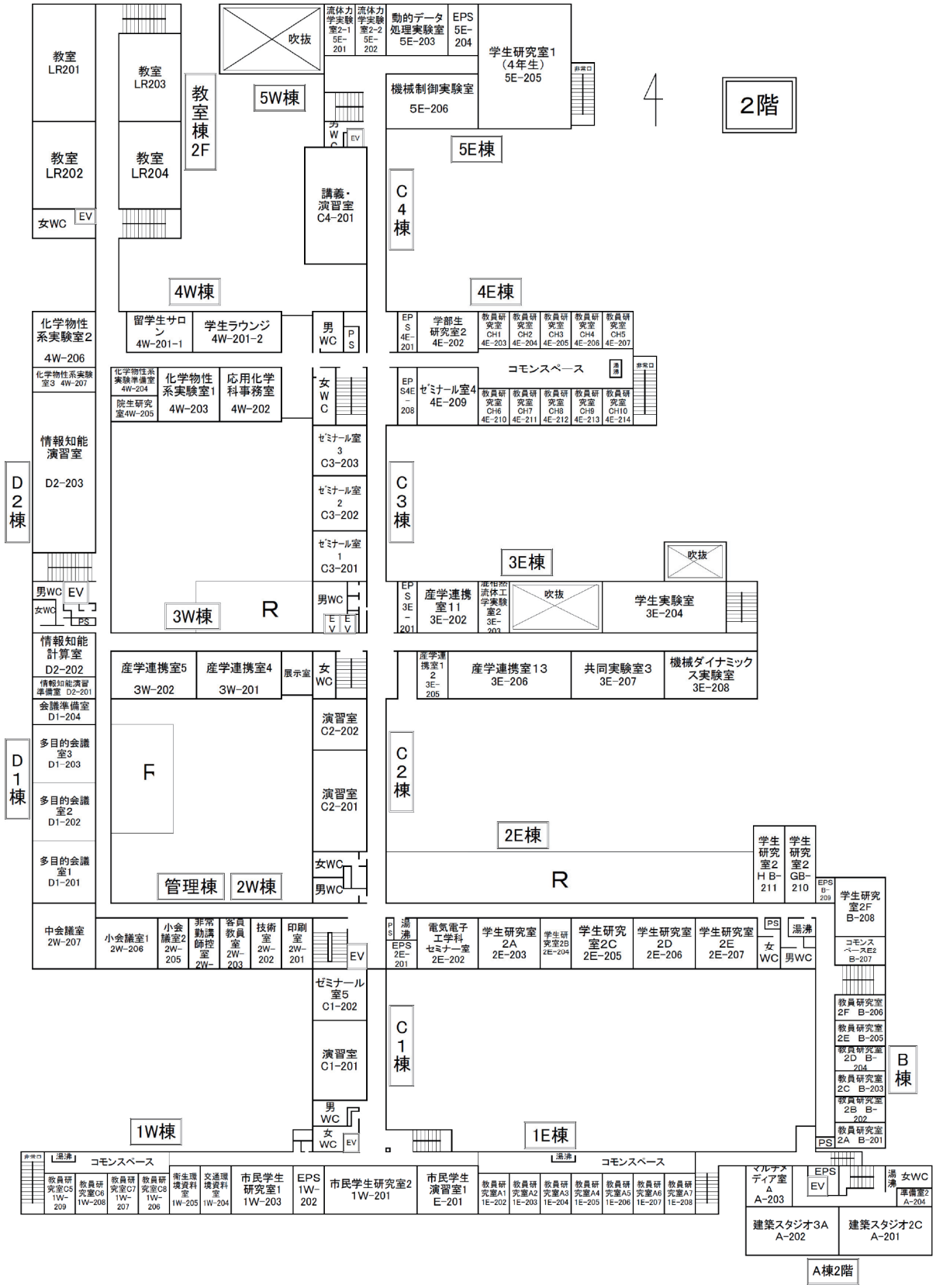
4
2階
教室 LR201
教室 LR203
教室 LR202
教室 LR204
教室棟 2F
女WC
EV
吹抜
5W棟
流体力学実験室2-1 5E-201
流体力学実験室2-2 5E-202
動的データ処理実験室 5E-203
EPS 5E-204
学生研究室1（4年生） 5E-205
非常口
機械制御実験室 5E-206
5E棟
男WC
EV
講義・演習室 C4-201
C4棟
4W棟
4E棟
留学生サロン 4W-201-1
学生ラウンジ 4W-201-2
男WC
PS
EPS 4E-201
学部生研究室2 4E-202
教員研究室 CH1 4E-203
教員研究室 CH2 4E-204
教員研究室 CH3 4E-205
教員研究室 CH4 4E-206
教員研究室 CH5 4E-207
化学物性系実験室2 4W-206
化学物性系実験準備室 4W-207
化学物性系実験準備室 4W-204
化学物性系実験室1 4W-203
応用化学科事務室 4W-202
院生研究室 4W-205
女WC
コモンスペース
湯沸
非常口
EPS 4E-208
ゼミナール室4 4E-209
教員研究室 CH6 4E-210
教員研究室 CH7 4E-211
教員研究室 CH8 4E-212
教員研究室 CH9 4E-213
教員研究室 CH10 4E-214
情報知能演習室 D2-203
D2棟
ゼミナール室3 C3-203
ゼミナール室2 C3-202
ゼミナール室1 C3-201
C3棟
3E棟
吹抜
男WC
EV
女WC
PS
3W棟
R
男WC
EV
EPS 3E-201
産学連携室11 3E-202
産学連携流体工学実験室2 3E-203
吹抜
学生実験室 3E-204
情報知能計算室 D2-202
情報知能演習準備室 D2-201
産学連携室5 3W-202
産学連携室4 3W-201
展示室
女WC
産学連携室12 3E-205
産学連携室13 3E-206
共同実験室3 3E-207
機械ダイナミクス実験室 3E-208
会議準備室 D1-204
多目的会議室3 D1-203
多目的会議室2 D1-202
多目的会議室1 D1-201
D1棟
F
演習室 C2-202
演習室 C2-201
C2棟
女WC
男WC
管理棟
2W棟
2E棟
R
学生研究室2 H B-211
学生研究室2 GB-210
EPS B-209
学生研究室2F B-208
コモンスペース E2 B-207
中会議室 2W-207
小会議室1 2W-206
小会議室2 2W-205
非常勤講師控室 2W-
客員教員室 2W-203
技術室 2W-202
印刷室 2W-201
EV
湯沸
PS
EPS 2E-201
電気電子工学科セミナー室 2E-202
学生研究室2A 2E-203
学生研究室2B 2E-204
学生研究室2C 2E-205
学生研究室2D 2E-206
学生研究室2E 2E-207
PS
女WC
湯沸
男WC
ゼミナール室5 C1-202
演習室 C1-201
C1棟
教員研究室2F B-206
教員研究室2E B-205
教員研究室2D B-204
教員研究室2C B-203
教員研究室2B B-202
教員研究室2A B-201
B棟
男WC
女WC
EV
1W棟
1E棟
PS
非常口
湯沸
コモンスペース
教員研究室C5 1W-209
教員研究室C6 1W-208
教員研究室C7 1W-207
教員研究室C8 1W-206
衛生環境資料室 1W-205
交通環境資料室 1W-204
市民学生研究室1 1W-203
EPS 1W-202
市民学生研究室2 1W-201
市民学生演習室1 E-201
湯沸
コモンスペース
教員研究室A1 1E-202
教員研究室A2 1E-203
教員研究室A3 1E-204
教員研究室A4 1E-205
教員研究室A5 1E-206
教員研究室A6 1E-207
教員研究室A7 1E-208
マルチメディア室A A-203
EPS
EV
湯沸
女WC
準備室2 A-204
建築スタジオ3A A-202
建築スタジオ2C A-201
A棟2階

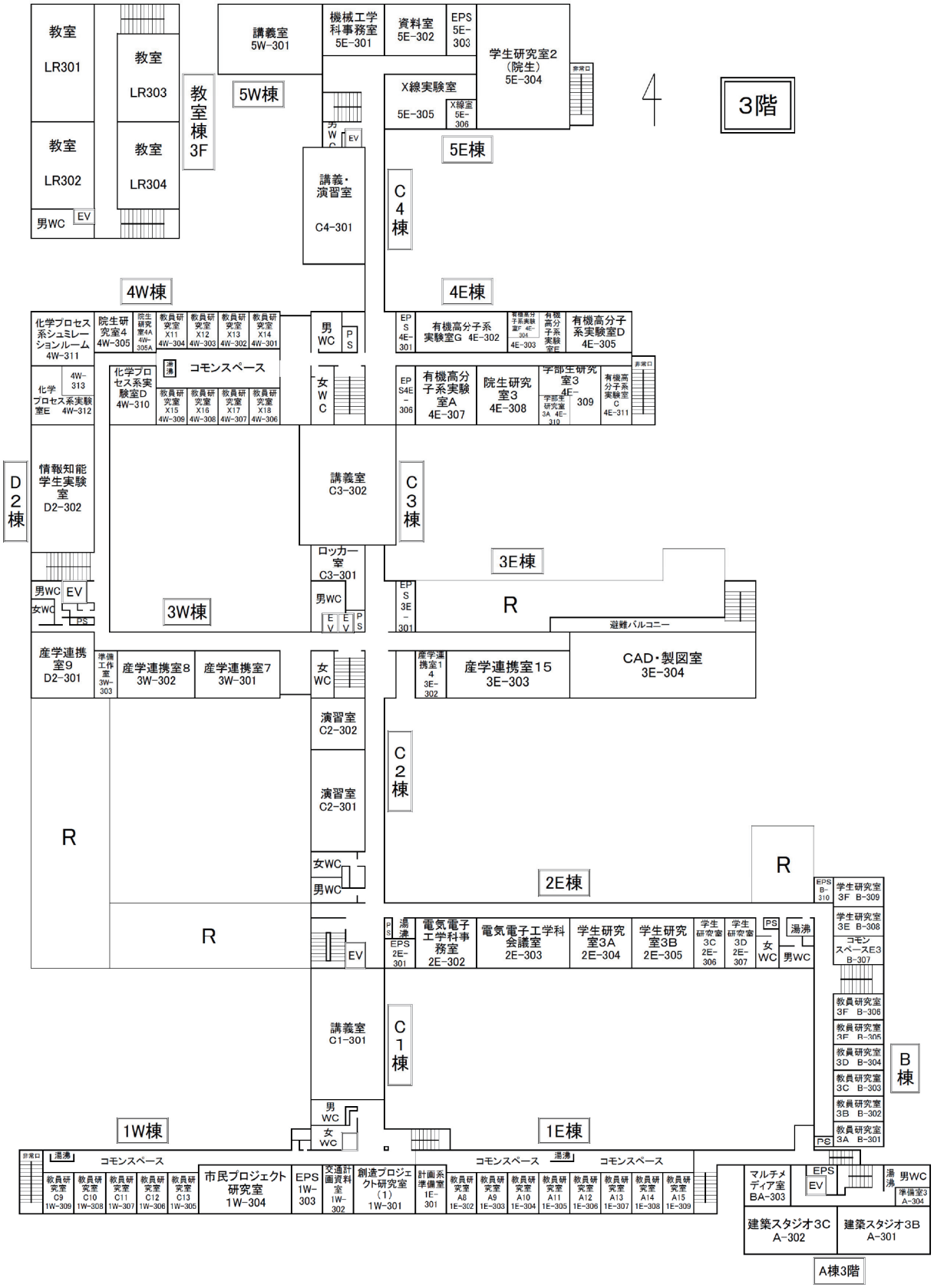
3階
4
教室 LR301
教室 LR303
教室 LR302
教室 LR304
教室棟3F
講義室 5W-301
5W棟
機械工学科事務室 5E-301
資料室 5E-302
EPS 5E-303
学生研究室2（院生） 5E-304
X線実験室 5E-305
X線室 5E-306
5E棟
講義・演習室 C4-301
C4棟
4W棟
4E棟
化学プロセス系シュミレーションルーム 4W-311
院生研究室4 4W-305
教員研究室 X11 4W-304
教員研究室 X12 4W-303
教員研究室 X13 4W-302
教員研究室 X14 4W-301
男WC
PS
EPS 4E-301
有機高分子系実験室G 4E-302
有機高分子系実験室F 4E-304
4E-303
有機高分子系実験室E
有機高分子系実験室D 4E-305
化学プロセス系実験室E 4W-312
4W-313
化学プロセス系実験室D 4W-310
コモンスペース
教員研究室 X15 4W-309
教員研究室 X16 4W-308
教員研究室 X17 4W-307
教員研究室 X18 4W-306
女WC
EPS 4E-306
有機高分子系実験室A 4E-307
院生研究室3 4E-308
学部生研究室3 4E-309
学部生研究室3A 4E-310
有機高分子系実験室C 4E-311
D2棟
情報知能学生実験室 D2-302
講義室 C3-302
C3棟
ロッカー室 C3-301
3E棟
3W棟
EPS 3E-301
R
避難バルコニー
産学連携室9 D2-301
準備工作室 3W-303
産学連携室8 3W-302
産学連携室7 3W-301
産学連携室14 3E-302
産学連携室15 3E-303
CAD・製図室 3E-304
演習室 C2-302
演習室 C2-301
C2棟
2E棟
EPS 2E-301
電気電子工学科事務室 2E-302
電気電子工学科会議室 2E-303
学生研究室3A 2E-304
学生研究室3B 2E-305
学生研究室3C 2E-306
学生研究室3D 2E-307
女WC
男WC
EPS B-310
学生研究室3F B-309
学生研究室3E B-308
コモンスペースE3 B-307
教員研究室3F B-306
教員研究室3F B-305
教員研究室3D B-304
教員研究室3C B-303
教員研究室3B B-302
教員研究室3A B-301
B棟
講義室 C1-301
C1棟
1W棟
1E棟
コモンスペース
教員研究室 C9 1W-309
教員研究室 C10 1W-308
教員研究室 C11 1W-307
教員研究室 C12 1W-306
教員研究室 C13 1W-305
市民プロジェクト研究室 1W-304
EPS 1W-303
交通計画資料室 1W-302
創造プロジェクト研究室（1） 1W-301
計画系準備室 1E-301
教員研究室 A8 1E-302
教員研究室 A9 1E-303
教員研究室 A10 1E-304
教員研究室 A11 1E-305
教員研究室 A12 1E-306
教員研究室 A13 1E-307
教員研究室 A14 1E-308
教員研究室 A15 1E-309
マルチメディア室 BA-303
準備室3 A-304
建築スタジオ3C A-302
建築スタジオ3B A-301
A棟3階

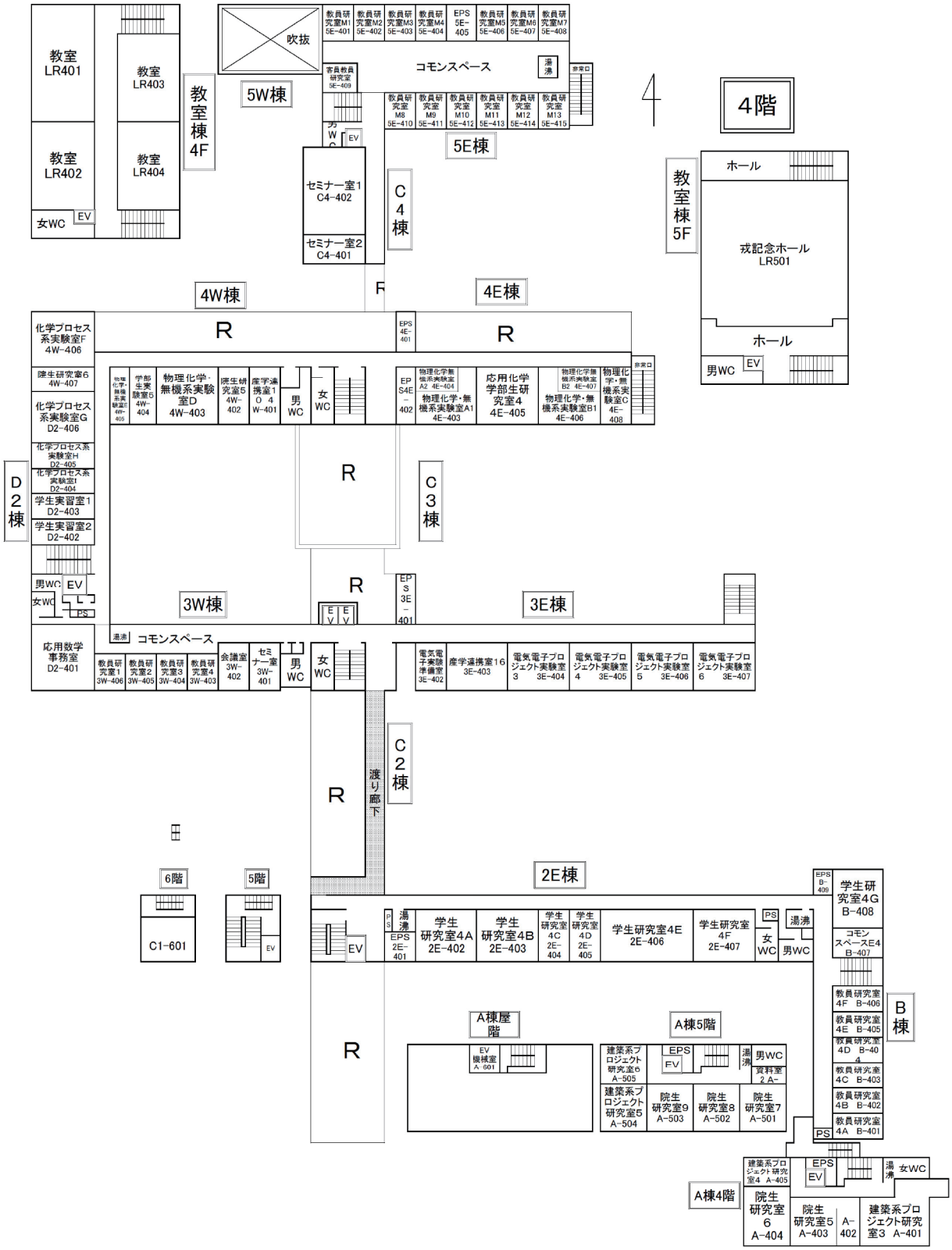

教室 LR401
教室 LR403
教室 LR402
教室 LR404
女WC
EV
教室棟 4F
吹抜
5W棟
教員研究室M1 5E-401
教員研究室M2 5E-402
教員研究室M3 5E-403
教員研究室M4 5E-404
EPS 5E-405
教員研究室M5 5E-406
教員研究室M6 5E-407
教員研究室M7 5E-408
客員教員研究室 5E-409
コモンスペース
湯沸
非常口
教員研究室M8 5E-410
教員研究室M9 5E-411
教員研究室M10 5E-412
教員研究室M11 5E-413
教員研究室M12 5E-414
教員研究室M13 5E-415
5E棟
4階
セミナー室1 C4-402
セミナー室2 C4-401
C4棟
教室棟 5F
ホール
戎記念ホール LR501
ホール
男WC
4W棟
4E棟
R
化学プロセス系実験室F 4W-406
院生研究室6 4W-407
化学プロセス系実験室G D2-406
化学プロセス系実験室H D2-405
化学プロセス系実験室I D2-404
学生実習室1 D2-403
学生実習室2 D2-402
D2棟
物理化学・無機系実験室D 4W-403
院生研究室5 4W-402
産学連携室1 0 4 W-401
男WC
女WC
EPS 4E-401
EPS 4E-402
物理化学・無機系実験室A1 4E-403
応用化学学部生研究室4 4E-405
物理化学・無機系実験室B1 4E-406
物理化学・無機系実験室C 4E-408
C3棟
3W棟
3E棟
EPS 3E-401
EV
PS
応用数学事務室 D2-401
教員研究室1 3W-406
教員研究室2 3W-405
教員研究室3 3W-404
教員研究室4 3W-403
会議室 3W-402
セミナー室 3W-401
電気電子実験準備室 3E-402
産学連携室16 3E-403
電気電子プロジェクト実験室3 3E-404
電気電子プロジェクト実験室4 3E-405
電気電子プロジェクト実験室5 3E-406
電気電子プロジェクト実験室6 3E-407
C2棟
渡り廊下
6階
5階
C1-601
2E棟
EPS 2E-401
学生研究室4A 2E-402
学生研究室4B 2E-403
学生研究室4C 2E-404
学生研究室4D 2E-405
学生研究室4E 2E-406
学生研究室4F 2E-407
EPS B-409
学生研究室4G B-408
コモンスペースE4 B-407
教員研究室4F B-406
教員研究室4E B-405
教員研究室4D B-404
教員研究室4C B-403
教員研究室4B B-402
教員研究室4A B-401
B棟
A棟屋階
EV機械室 A-601
A棟5階
建築系プロジェクト研究室6 A-505
建築系プロジェクト研究室5 A-504
院生研究室9 A-503
院生研究室8 A-502
院生研究室7 A-501
資料室2 A-
A棟4階
建築系プロジェクト研究室4 A-405
院生研究室6 A-404
院生研究室5 A-403
A-402
建築系プロジェクト研究室3 A-401

5　システム情報学研究科・工学部（情報知能工学科）学舎平面図

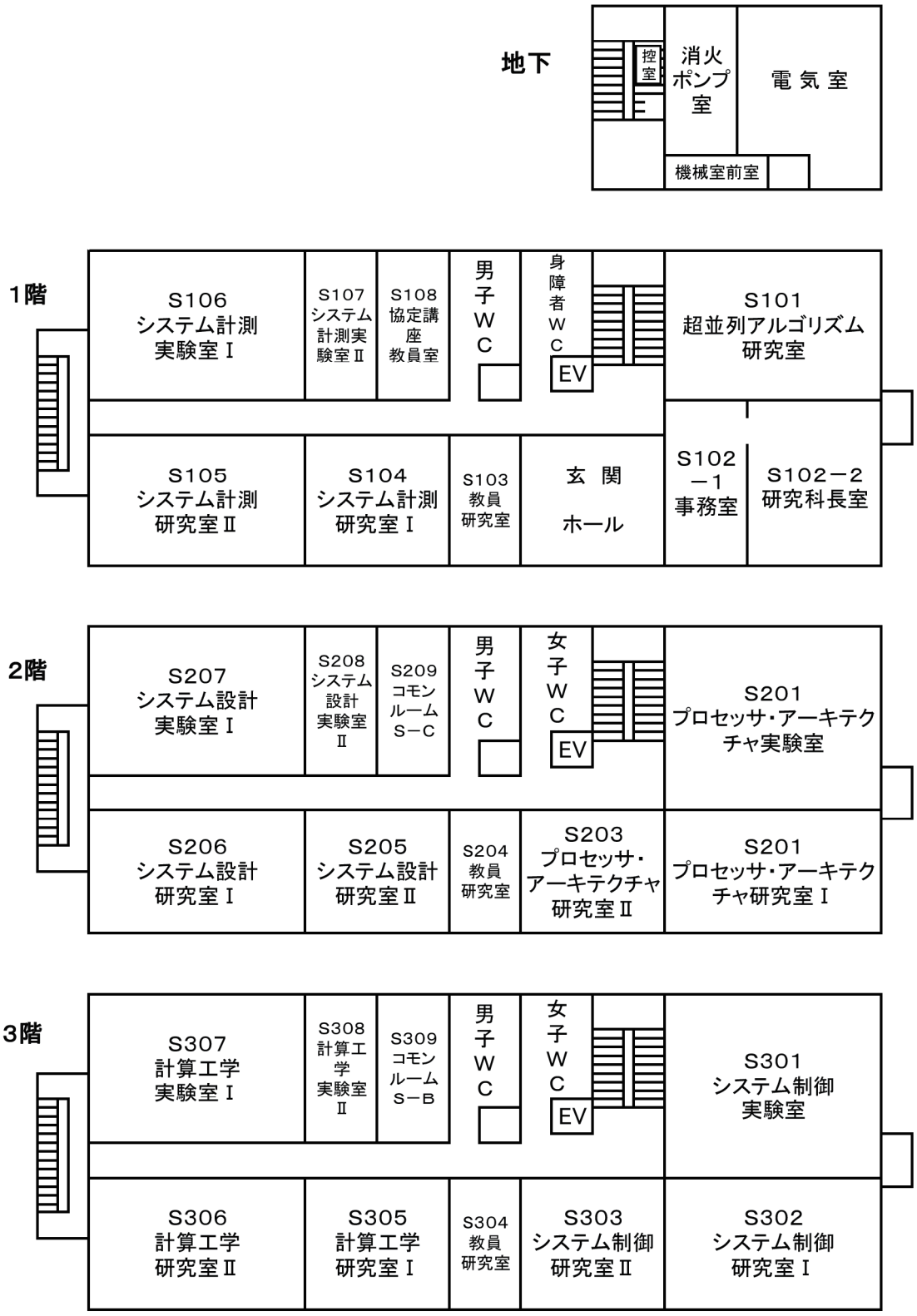

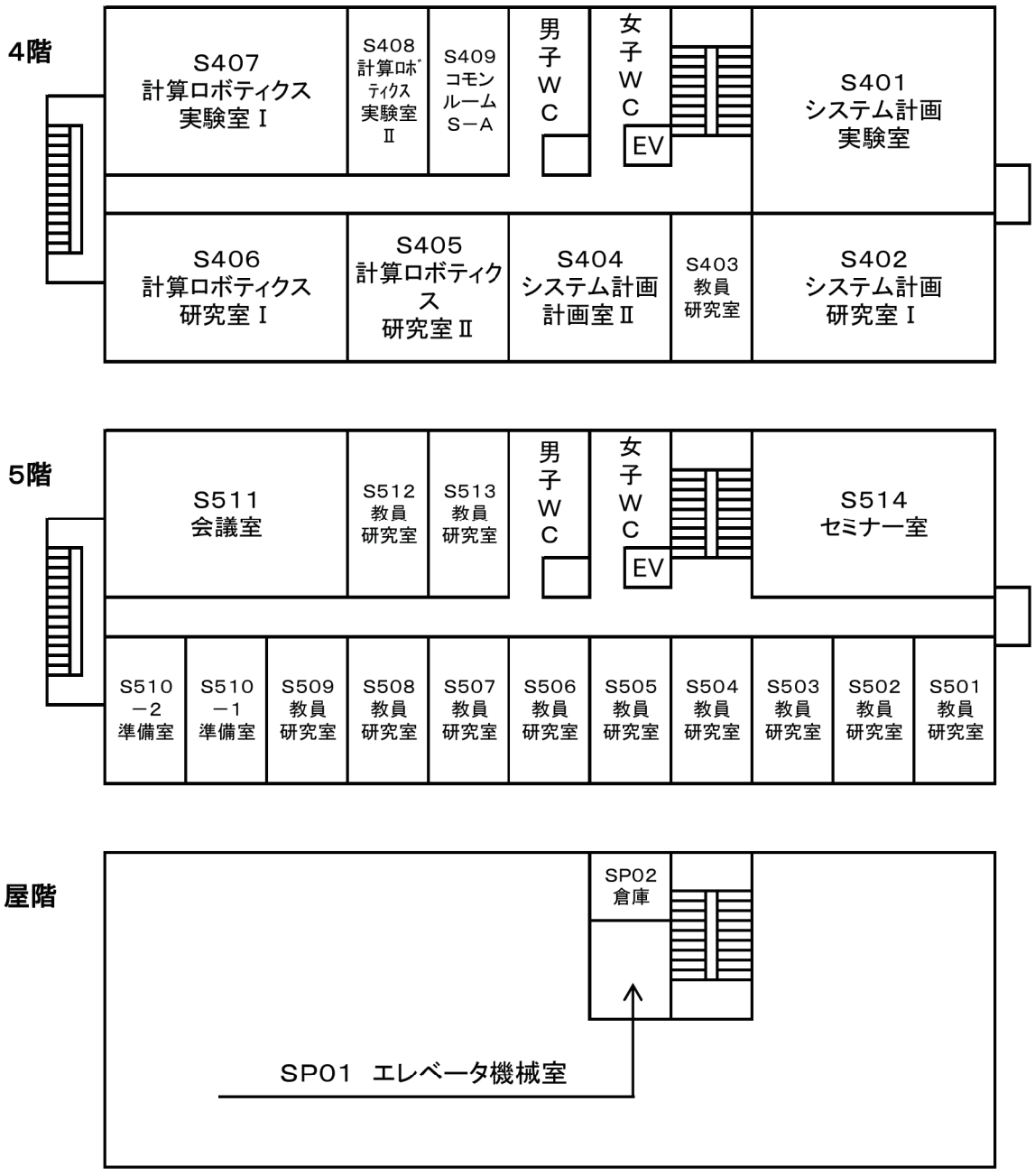
4階
S407
計算ロボティクス
実験室Ⅰ
S408
計算ロボティクス
実験室
Ⅱ
S409
コモン
ルーム
S－A
男子WC
女子WC
EV
S401
システム計画
実験室
S406
計算ロボティクス
研究室Ⅰ
S405
計算ロボティクス
研究室Ⅱ
S404
システム計画
計画室Ⅱ
S403
教員
研究室
S402
システム計画
研究室Ⅰ
5階
S511
会議室
S512
教員
研究室
S513
教員
研究室
男子WC
女子WC
EV
S514
セミナー室
S510
－2
準備室
S510
－1
準備室
S509
教員
研究室
S508
教員
研究室
S507
教員
研究室
S506
教員
研究室
S505
教員
研究室
S504
教員
研究室
S503
教員
研究室
S502
教員
研究室
S501
教員
研究室
屋階
SP02
倉庫
SP01　エレベータ機械室

６　都市安全研究センター研究棟平面図

１ 階

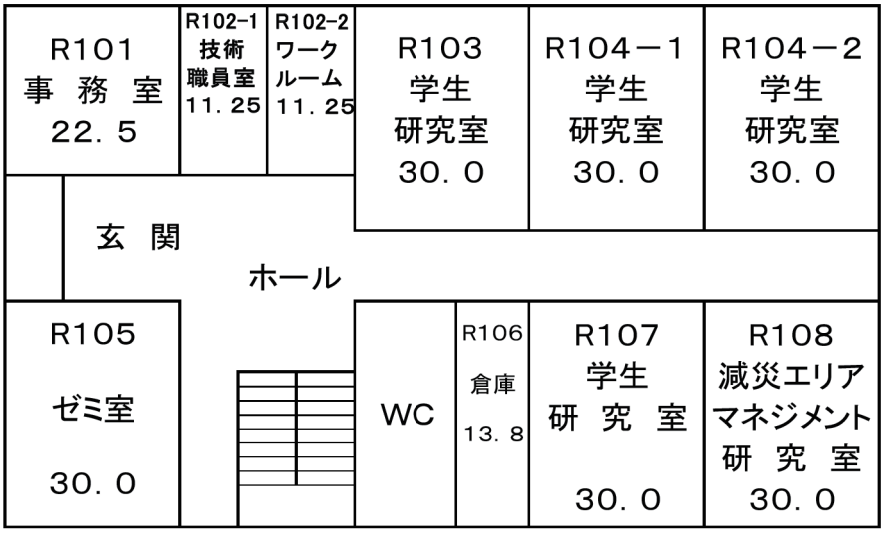

２ 階

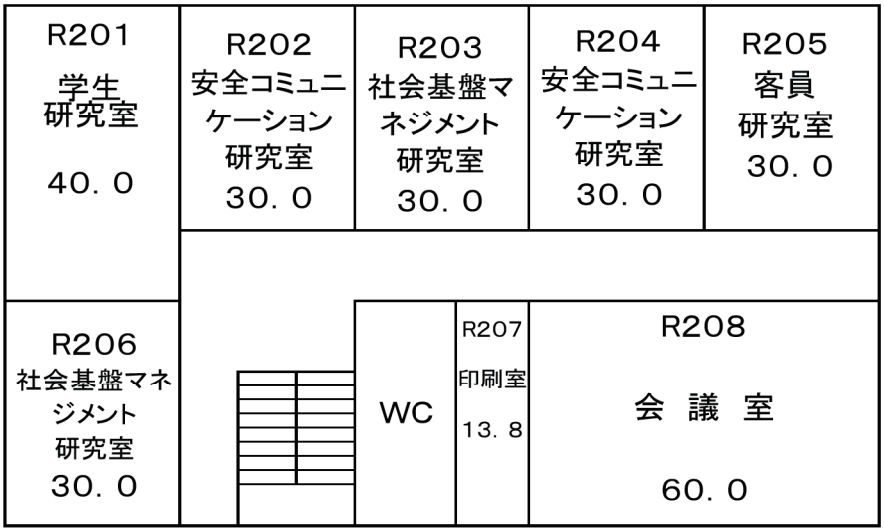

屋 根

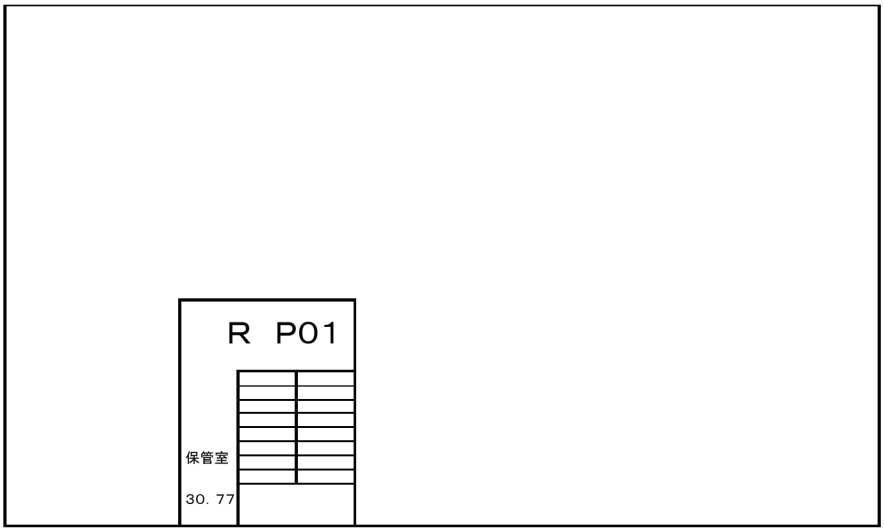

7　教室設備等一覧表

教室No	収容人数	マイク	教育機器	教室No	収容人数	マイク	教育機器
LR201	150	○	PJ(天吊型), OHP	※C1-201	38	○	PJ(天吊型), DVD, VHS
LR202	110	○	PJ(天吊型), MP, OHP	C1-301	120	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, DVD, VHS
LR203	66	×	PJ(天吊型)	※C2-101	60	○	PJ(天吊型), DVD, VHS
LR204	66	×	PJ(天吊型)	※C2-201	75	○	PJ(天吊型), DVD, VHS
LR301	150	○	PJ(天吊型), OHP	※C2-202	26	×	PJ(キャビン収納)
LR302	110	○	PJ(天吊型) , OHP	※C2-301	75	○	PJ(天吊型), DVD, VHS
LR303	66	×	PJ(天吊型)	※C2-302	28	×	PJ(キャビン収納), OHP
LR304	66	×	PJ(天吊型)	※C3-101	70	◎	PJ(天吊型), DVD, VHS, OHP
LR401	150	○	PJ(天吊型), MP, OHP, SP	※C3-201 (ｾﾞﾐﾅｰﾙ室1)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR402	110	◎	PJ(天吊型), OHP, VHS	※C3-202 (ｾﾞﾐﾅｰﾙ室2)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR403	66	×	PJ(天吊型)	※C3-203 (ｾﾞﾐﾅｰﾙ室3)	16	×	PJ(キャビン収納)
LR404	66	×	PJ(天吊型)	C3-302	179	◎	PJ(天吊型), 教材提示装置, DVD, VHS, OHP
LR501	300	○	PJ(天吊型), 教材提示装置, OHP, VHS, DVD	※C4-201	102	◎	PJ(天吊型), 教材提示装置, DVD, VHS, OHP
5W-301	112	◎	PJ(天吊型), 教材提示装置, OHP, VHS, DVD	※C4-301	102	◎	PJ(天吊型), DVD, VHS, OHP

・※＝個人机又は長机（ほかはすべて連結机）。
・◎＝マイクあり（マイクボックスあり），○＝マイクあり（マイクボックスなし），
　×＝マイクなし。
・スクリーンは全教室完備

（機器名称略）PJ＝液晶プロジェクタ，OHP＝オーバーヘッドプロジェクタ

８　主な部局等所在地及び電話番号

部局等名	所在地	電話番号
学生センター	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1－2－1	教育支援課　803-5210 学生支援課　803-5221
キャリアセンター		803-5218
保健管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	803-5245
経済経営研究所図書館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2－1	803-7025
社会科学系図書館		803-7339
自然科学系図書館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	803-5306
人文科学図書館		803-5585
総合・国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1－2－1	803-7351
人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3―11	803-7951
附属図書館医学分館	〒650-0017 神戸市中央区楠町7－5－1	382-5310
保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7－10－2	796-4505
附属図書館海事科学分館	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5－1－1	431-6239
情報基盤センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	803-5370
連携創造本部		803-5945
遺伝子実験センター		803-5952
バイオシグナル研究センター		
留学生センター		803-5265
都市安全研究センター		803-6437
分子フォトサイエンス研究センター		803-5761
研究基盤センター		803-5394
内海域環境教育研究センター	〒656-2401 淡路市岩屋2746	事務室(0799)72-2374
環境管理センター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	803-5990
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		
文学部 人文学研究科		教務学生係　803-5595

部局等名	所在地	電話番号
国際文化学部 国際文化学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1－2－1	教務学生係　803-7530
発達科学部 人間発達環境学研究科	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3－11	教務係　803-7920 学生係　803-7924
附属 小学校 中等教育学校（住吉校舎）	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手 5－11－1	事務室　851-4073
附属 小学校 中等教育学校（明石校舎） 幼稚園	〒673-0878 明石市山下町3－4	小学校　912-1642 中等教育学校　912-3631 幼稚園　911-8288
附属特別支援学校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752－4	事務室　936-5683
法学部 法学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2－1	教務係　803-7234
経済学部 経済学研究科		教務係　803-7250
経営学部 経営学研究科		教務係　803-7260
理学部 理学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	教務学生係　803-5767
医学部医学科 医学研究科	〒650-0017 神戸市中央区楠町7－5－1	教務学生係　382-5205 教務学生係　382-5193
附属病院	〒650-0017 神戸市中央区楠町7－5－2	大代表　382-5111
医学部保健学科 保健学研究科	〒654-0142 神戸市須磨区友ヶ丘7－10－2	教務学生係　796-4504
工学部 工学研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1－1	教務学生係　803-6350
システム情報学研究科		
農学部 農学研究科		教務学生係　803-5928
附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鶉野町1348	事務室 (0790)49-0341
海事科学部 海事科学研究科	〒657-8501 神戸市東灘区深江南町5－1－1	教務係　431-6223 学生係　431-6225
国際協力研究科	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2－1	教務係　803-7267

部　局　等　名	所　在　地	電　話　番　号
経済経営研究所附属 政策研究リエゾンセンター	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2－1	803-7272
インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2－4－2	大　代　表　302-5335
住　吉　寮 住吉学生国際宿舎	〒658-0063 神戸市東灘区住吉山手7－3-1	事　務　室　851-4075
白　鴎　寮	〒658-0015 神戸市東灘区本山南町1－4－50	事　務　室　411-1541
国　維　寮	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3－2－33	事　務　室　803-2710
女　子　寮	保安上の理由により所在地・電話番号は掲載していません。	

学　生　便　覧　　2014

神 戸 大 学 工 学 部

〒657-8501　神戸市灘区六甲台町１－１
(078)803-6350